346
G15

各國關稅改正其他

外務省通商局編

（自昭和十五年七月
至同　年十二月）

*0031335000*

0031335-000

３４６－Ｇ１５ウ

各国関税改正其他

外務省通商局

自昭和１５年７月至同年１２月

昭和１７

AEB

930
163

昭和十七年五月

# 各國關稅改正其他

（自昭和十五年七月至同年十二月）

外務省通商局

# 關稅改正目次


○アジア洲

香港……三二一
佛領印度支那……三二二
タイ國……三二三
蘭領インド……三二三
英領北ボルネオ……三四〇
ビルマ……三四一
英領インド……三四一
セイロン……三四四
イラーク……三四五
アフガニスタン……三四六

○ヨーロッパ洲

イギリス……三四六
フランス……三四八
ドイツ……三四九
イタリー……三五二
スイス……三五二
ギリシヤ……三五三
ルーマニア……三五三
ハンガリー……三五三
トルコ……三五三
ソヴィエト聯邦……三五四
フィンランド……三五七
スウエーデン……三五七
ノールウエー……三五七
デンマーク……三五八
スペイン……三五八
ポルトガル……三五九

○北アメリカ洲

アメリカ合衆國……三六四
カナダ……三七二

○中央アメリカ

メキシコ……四〇二
グァテマラ……四〇三
サルヴァドル……四〇四
ホンヂユラス……四一三
コスタ・リカ……四一四
ハイテイ……四一五

○南アメリカ洲

コロンビア……四一六
ヴェネズエラ……四一八
エクアドル……四二八
ペルー……四三一
ブラジル……四三一
チリー……四三二
アルゼンティン……四四五
パラグアイ……四七九
ウルグァイ……四八〇

○アフリカ洲

エヂプト……四八二
伊領東アフリカ……四八五
英領東アフリカ……四八六
南アフリカ聯邦……四八六
北ローデシア……四九九
南ローデシア……五〇〇
佛領モロツコ……五〇一

○大洋洲

オーストラリア聯邦……五〇二
ニユージーランド……五〇五


346
G15

# 各國關稅改正其他

（自昭和十五年七月至同年十二月）

## ○アジア洲

### 香港

#### 煙草輸入稅引上

香港政廳は煙草輸入稅に對し三割乃至四割方の引上を行ひ、一九四〇年九月十日附官報を以て公布し、即日實施した。

（香港に於ける煙草輸入稅額表（一九四〇年九月十日現在）

（單位　封度）

一、枝付葉煙草（溫度一〇パーセント以上）

| | 新稅 | 舊稅 |
|---|---|---|
| 英帝國產品 | 一・三〇弗 | 〇・九〇弗 |
| 其ノ他 | 一・五〇 | 一・一〇 |

二、同（溫度一〇パーセント未滿）

| | | |
|---|---|---|
| 英帝國產品 | 一・三五 | 一・〇〇 |
| 其ノ他 | 一・五五 | 一・二〇 |

三、葉煙草（溫度一〇パーセント以上）

| | | |
|---|---|---|
| 英帝國製品 | 一・四〇 | 一・〇五 |
| 其ノ他 | 一・六〇 | 一・二五 |

四、同（溫度一〇パーセント未滿）

| | | |
|---|---|---|
| 英帝國製品 | 一・五〇 | 一・一五 |
| 其ノ他 | 一・七〇 | 一・三五 |

五、葉卷

| | | |
|---|---|---|
| 英帝國原料製造品 | 三・〇〇 | 二・〇〇 |
| 英帝國製造品 | 三・五〇 | 二・三〇 |
| 其ノ他 | 四・〇〇 | 一・六〇 |

六、卷煙草

| | | |
|---|---|---|
| 英帝國原料製造品 | 二・二〇 | 一・四〇 |
| 英帝國製造品 | 二・六〇 | 一・六〇 |
| 其ノ他 | 三・二〇 | 一・八〇 |

七、其他（刻み煙草、嗅煙草等を含む）

| | | |
|---|---|---|
| 英帝國原料製造品 | 二・二〇 | 一・四〇 |
| 英帝國製造品 | 二・六〇 | 一・六〇 |
| 其ノ他 | 三・二〇 | 一・八〇 |
| 支那煙草 | 二・〇〇 | 一・四〇 |

# 佛領印度支那

## 輸出護謨の戰時特別稅率變更

佛領印度支那政府は一九四〇年總督令を以て、護謨の輸出に對する戰時特別稅稅率を十一月中は純量一瓩に付十三仙に決定した旨を公布した。

▲條　文（假譯）

第一條　印度支那ヨリノ護謨輸出ニ就テノ戰時特別稅稅率ハ一九四〇年十一月中ハ輸出セラレル護謨一「キログラム」（「ネット」）ニ付十三仙ト定ム

第二條　印度支那總督府書記官長、關稅局長、財政局長ハ各其ノ職權ノ關スル處ニヨリテ當法令ノ執行ニ任ズルモノトス。

## 佛國、佛領印度支那に關稅自主權賦與

フランス本國に於て一九四〇年十月二十五日附を以て印度支那關稅自主權賦與に關する法律が公布されたが、右に依り佛領印度支那は一九四一年一月一日以降一定條件の下に關稅自主權を認められるに至つた。尙佛領印度支那に關する限り一九二八年佛國殖民地關稅法及其の附屬法令は一九四〇年十二月三十一日限り廢止されることゝなつた。

右の內我が國に關係ある條文を擧ぐれば次の通りである。

第四條　佛印ト諸外國間ノ無稅輸入品目ハ相互主義ニ基キ毎年十二月十五日迄ニ翌年度分トシテ佛印總督ノ提議ニ基キ殖民大臣ノ副署セル命令ニ依リ各國別ニ決定ス

第五條　輸入品ニ對スル一般及最低稅率竝ニ輸入禁止ハ殖民大臣副署ノ命令ヲ承認スベキ閣議又ハ其ノ常置委員會ノ審議ニ依リ決定ス前記稅率ノ輕減ハ佛印產品ニ對スル同樣ノ待遇ノ對象トシテ同ジ手續ニ依リ爲スコトヲ得

第八條　佛領域及諸外國ヨリ佛印ヘノ輸入割當量ハ毎年十二月十五日迄ニ翌年度分トシテ殖民大臣ノ副署セル命令ヲ承認スベキ閣議又ハ其ノ常置委員會ノ審議ニ依リ決定ス

第九條　外國產品ニシテ佛領域ニ輸入セラレタル後、更ニ佛印ニ再輸出セラレタル場合又ハ其ノ逆ノ場合ニハ稅率ノ差額ヲ課稅スベシ

第十條　輸出禁止ハ原則トシテ殖民大臣ノ副署セル命令ヲ承認スベキ閣議又ハ其ノ常置委員會ノ審議ニ依リ決定セラルルモ緊急及不可抗力ノ場合ニハ佛印總督ニ於テ臨時有效ノ禁止措置ヲ爲スコトヲ得

第十一條　輸入品ニ對スル免稅及課稅輕減ハ直接輸送タルコト及適法ナル生產證明アルコトヲ前提トス。但シ佛印總督ハ一定ノ輸入品及通路ニ關シ前記直接輸送ニ對スル例外措置ヲ爲スコトヲ得

第十二條　本法細則ハ殖民省令ニ依ルモノトス

930
168

# タイ國

## メーソード稅關關稅徵收免除

タイ國政府は七月九日附官報を以て、佛曆二四八三年メーソード稅關に於ける輸出稅及一部輸入稅の徵收免除に關する法令を公布し、卽日實施した。

因にメーソードはビルマ國境にある小邑であつて、ビルマ地方との交易の重衝である。

▲佛曆二四八三年「メーソード」稅關ニ於ケル輸出稅及一部ノ輸入稅徵收免除ニ關スル法令（要項拔萃）

第三條　左ニ揭グル物ヲ除ク他ノ商品ニ對スル輸入稅ハ之ヲ免除ス

一、油及脂肪
二、茶、「コーヒー」、「ココア」（精製セルモノ）
三、砂糖、糖水、「コルコース」、「サッカリン」
四、「アルコール」、「アルコール」含有飮料水
五、機械用滑油
六、「マッチ」及「マッチ」材料
七、金屬製及主トシテ金屬ヨリ成ル家庭厨房用具
八、機械力ニ依ル車輛及其ノ部分品
十、傘及傘軸

第四條　各種輸出品ニ對スル輸出稅ハ之ヲ免除ス

## 麻袋及空壜輸出禁止

タイ國政府は十一月三十日附勅令を以て麻袋及空壜は特に經濟大臣の許可あるもの以外、之が國外輸出を禁止する旨を公布した。

# 蘭領インド

## 輸入稅免除工業用化學藥品追補

工業用化學藥品に對する輸入稅免除に對して更に左記の通り追補があつた。

| | 品目 | 用途 | |
|---|---|---|---|
| （一）品目の追加 | Aluminium Hydroxyde ボーキサイト | 石油製品の精製 | |
| | Salpeter (Kalium nitrate) | 金銀鑛の製鍊 | |
| | Soda-ash | 〃 | |
| | Fluor | 〃 | |
| （二）用途の追加 | 硫酸銅 | a | ベニヤ板の製造 |
| | | b | 石油の精製 |
| | | c | 金銀鑛の精鍊 |

## 規那皮輸出課稅標準

八月十一日より實施されてゐる蘭印特別輸出稅に基いて今般規那皮に關しては、一九四〇年度第四四半期に對して（磅スターリング、ニユージランド、濠洲、南阿磅、シンガポール弗及各ルピー）拂の磅に限り輸入を許可し、非磅國からの輸入は認めるが、各輸入商の實績に應じて之を許可すべきことを發表した。

| 統計番號 | 品目 | |
|---|---|---|
| 三五乃至三七 | 天然バター | 一瓩に付　三八盾 |
| 一三七乃至一三八 | Jenever | |
| 一三九 | リキユール | |
| 一四二 | ウイスキー | |
| 一九一 | 松脂 | |
| 二〇四 | テレビン油 | |
| 二〇六 | Turbseh-rood-olne | |
| 三〇六 | 花火 | |
| 三〇七 | 硫酸アルミニユーム | |
| 三一六 | 絲擦 | |
| 三一八 | 硫酸銅 | |
| 三六七 | 木精タール | |
| 四五六 | アスベスト、セメント板 | |
| 六〇三 | 紙製傘及パラソル | |

（一）　薬用（Pharmaceutische）硫酸キニーネ　一瓩に付　三八盾
（二）　其他（工場用規那皮）　硫酸キニーネ　一瓩に付　一八盾九〇仙

と定められた。

尚右は特別輸出稅のみならず、國防輸出稅に關しても同樣である。

## 國防輸出稅課稅免除品追加

曩に施行を見た蘭印國防輸出稅免除品（コーヒー及白胡椒）には、其の後ジヤワ、マドラ產のクロック及其他の葉煙草（王侯領產のものを除く）の追加を見、更にコプラの追加を見た。

## 磅貨地域よりの輸入許可品目

蘭印經濟省は左記の商品に付てはスターリング及類似通貨次で、燐寸も右に追加された。

## 對米輸入稅引上

蘭印政府が一九三七年六月の對米通商協定に依り輸入稅を引下げた品目の中で、過般輸入稅を引上ぐ可く國民參議會に條例案を提出したが、右條例案は國民參議會を通過して七月一日から實施された。尚輸入稅引上品目中で藥用石鹼は普通のものは從來通りで、包裝の高級なものに限り二割となつた。

## 戰時輸出稅賦課

非常時局に鑑み蘭印政府は戰時財源捻出の爲め、鹽及護謨、原油、原油製品、規那及キニーネ、クルード・キニーネに現行國防輸出稅三分の外、從價五分の戰時輸出稅を課することゝなり、八月十一日より實施する事となつた。

尚右は「特別輸出稅」と改名實施せられてゐるが、一九四〇年度に於ける課稅標準は左の如く定められた。（單位ギルダー）

| | | |
|---|---|---|
| 一、錫 | | |
| （一）　粗錫（塊狀其の他） | 一瓩に付 | 一・四八 |
| （二）　錫鑛 | 同 | 一・一五 |
| 二、規　那 | | |
| （一）　規那皮 | | |
| （イ）　製藥用含有硫酸キニーネ | 一瓩に付 | 一八・八〇 |
| （ロ）　其の他 | 同 | 一五・六〇 |
| （二）　規那皮以外のものは時價に依る | | |
| 三、石　油 | | |
| （一）　ケロシン | | |
| （イ）　箱又は罐詰 | | 五・八五 |
| （ロ）　其の他 | | 二・二〇 |
| （二）　原　油 | | |
| （イ）　パレンバン積（以下單位ヘクトリツトル） | | 一・八五 |
| （ロ）　バンカランス（バンカランブランダン） | | 二・五〇 |
| （三）　ベンジン及ガソリン | | |
| （イ）　飛行機用ベンジン | | |
| （a）　箱又は罐詰 | | 七・八〇 |
| （b）　其の他 | | 四・一五 |
| （ロ）　飛行機用ベンジン以外のもの | | |
| （a）　箱又は罐詰 | | 六・七五 |
| （b）　其の他 | | 三・一〇 |
| （四）　Terpine | | 二・八〇 |
| （五）　Solar oil | | 二・〇五 |
| （六）　潤滑油（以下單位百瓩） | | 七・八五 |
| （七）　Consistentvet | | 一三・五五 |

| | | |
|---|---|---|
| (八) パラフイン及 Lampwas | | 一三・五五 |
| (九) ワセリン | | 一四・三〇 |
| (十) アスファルト | | 一・一〇 |
| (十一) Batching oil (以下單位ヘクトリツトル) | | 三・〇五 |
| (十二) Tarakan Crude | | 一・四五 |
| (十三) Residu 及ディーゼル油 | | 一・三五 |
| (十四) 護謨 一瓩 六十四仙(一九四〇年度分) | | |
| 六十一仙(一九四一年上半期分) | | |
| 但し土人護謨に付ては左の標準に依る(單位百瓩) | | |
| (一) 乾燥護謨(動力機械加工のもの) | | 五九・六六 |
| (二) 粗護謨(スクラップ及アースラバー) | | 四三・五二 |
| (三) 其の他 | | 五三・〇〇 |

右の內錫、規那、石油及土人護謨は八月十一日より九月末迄の課稅標準である。

## 爲替管理に伴ふ護謨の特別輸出許可

蘭印經濟省は米弗國及磅スターリング國向護謨の輸出量間に今後共一九三九年度の比率を保たしめる爲、スターリング拂の輸出にはシンガポール及英領マレー向を除いて同省の特別許可を要することゝなつた旨の回章を發した。

## 鐵鍋輸入制限延長

蘭領印度に於ける鐵鍋の輸入制限は一九四〇年八月一日から向ふ一ヶ年間延長された。其の內容は次の通りである。

| | |
|---|---|
| 期間 | 一九四〇年八月一日より一ヶ年間 |
| 許可數量 | 十二萬瓩(ネツト) |
| 國別割當 | 無し |

## 綿縫絲輸入制限令延長

(一) 法令番號　一九四〇年第二五八號(六月二十八日公布)

(二) 實施期間　自一九四〇年七月一日至一九四一年六月三十日一ヶ年間

(三) 輸入許可總量

| 品名 | 統計番號 | 許可總量 |
|---|---|---|
| a 綿縫絲 ボビン卷白及色 | 一五一一及一五一二 | 四、七一五、五六〇、八〇〇米(五、一五七、〇〇〇、〇〇〇碼) |
| b同 球卷白及色 | 一五一三及一五一四 | 三二三、八〇〇瓩「ブルト」 |
| c同 其の他 | 一五一七ノ內 | 九、五〇〇瓩「ブルト」 |

(四) 和蘭に對する割當(和蘭製品の最少限度輸入數量)

輸入許可總量に對する百分率

| | | |
|---|---|---|
| a 綿縫絲 ボビン卷白及色 | 八二五、二二三、一四〇米(九〇二、四七五、〇〇〇碼) | 一七・五% |
| b同 球卷白及色 | 五六、六六五瓩「ブルト」 | 一七・五 |
| c同 其の他 | 無し | |

## 織物類輸入制限令延長

蘭印政府は一九三五年十一月に實施せられ其後屢次更新されてゐる現行織物類輸入制限令を九月一日から更に向ふ一ヶ年延長施行する旨を發表した。右の適用を受ける織物の種類は生地綿布、晒綿布、加工綿布、人絹織物等であつて、是が許可數量其の他は前回同樣左の通りである。

| 項 | 統計番號 | 品目 | 期限 | 期間 | 輸入許可量 | 和蘭に對する特別割當量 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| a | 一五七〇 | 丸染綿製キヤンブリツクス | 自一九四〇年九月一日至一九四一年八月卅一日 | 一ヶ年 | 三、〇〇〇、〇〇〇碼 | 九〇〇、〇〇〇碼 |
| b | 一五七一 | 綿製の丸染、ドリリングス、ジーンス、及トウイルスにして幅二六吋以下のもの | 同 | 同 | 二〇〇、〇〇〇碼 | — |
| c | 一五七二 | 綿製の全部黑染せるドリリングス、ジーンス及トウイルスにして幅二七乃至二八吋、七粍平方に付絲數三二本以下のもの | 同 | 同 | 三五、二〇〇、〇〇〇碼 | 〃 |
| d | 二五七二 | 綿製の全部黑染したる以外のドリリングス、ジーンス及トウイルスにして幅二七乃至二八吋、七粍平方に付絲數三二本以下のもの | 同 | 同 | 二〇、三五〇、〇〇〇碼 | 〃 |

| 項 | 統計番號 | 品目 | 期限 | 期間 | 輸入許可量 | 和蘭に對する特別割當量 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| e | 三五七二 | 綿製の丸染ドリリングス、ジーンス及トウイルスにして幅二七吋以上、七粍平方に付絲數三三本以上のもの | 自一九四〇年九月一日至一九四一年八月卅一日 | 一ケ年 | 七、二六〇、〇〇〇碼 | 一、四五二、〇〇〇碼 |
| f | 四五七二 | 綿製の丸染ドリリングス、ジーンス及トウイルスにして幅二九吋以上、七粍平方に付絲數三二本以下のもの | 同 | 同 | 一、〇〇〇米 | — |
| g | 一五七三及二五九六 | 綿製の丸染繻子、イタリアンス、ラスチングス及ベネチアンスにしてステイッチせるもの又はせざるもの | 同 | 同 | 一五、〇〇〇、〇〇〇碼 | 七五〇、〇〇〇碼 |
| h | 一五七四 | 綿製の丸染フランネル | 同 | 同 | 一、九〇〇、〇〇〇碼 | — |
| i | 一五七五及二五九六 | 別掲せざる丸染綿布にして幅二四吋以下、七粍平方に付絲數三二本以下のもの（但し綿製丸染の繻子、イタリアンス、ラスチングス及ベネチアンスにしてステイッチせるものを除く） | 同 | 同 | 二五、〇三三、〇〇〇碼 | — |
| j | 二五七五及二五九六 | 別掲せざる丸染綿布にして幅二四吋以下、ステイッチせるもの又はせざるもの（但し綿製の丸染繻子、イタリアンス、ラスチングス及ベネチアンスにしてステイッチせるものを除く） | 同 | 同 | 一、〇〇〇米 | — |
| k | 一五七六 | 別掲せざる丸染綿布にして幅二四吋以下、ステイッチせるもの又はせざるもの（但し綿製の丸染繻子、イタリアンス、ラスチングス及ベネチアンスにしてステイッチせるものを除く） | 同 | 同 | 三九、七四〇、〇〇〇碼 | 一九、八七〇、〇〇〇碼 |
| l | 一五七七 | 綿製の捺染（同時に染め若くは染抜したるもの又はせざるもの）ドリリングス、ジーンス及トウイルスにして幅二八吋以下、七粍平方に付絲數三三本以下のもの、經の方向に一直線の縞模樣あるもの | 同 | 同 | 二四、二六六、〇〇〇碼 | — |

| 項 | 統計番號 | 品目 | 期限 | 期間 | 輸入許可量 | 和蘭に對する特別割當量 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| m | 二五七七 | 其の他綿製の捺染（同時に染め若くは染抜したるもの又はせざるもの）ドリリングス、ジーンス及トウイルス | 自一九四〇年九月一日至一九四一年八月卅一日 | 一ケ年 | 一、〇〇〇米 | — |
| n | 一五七八 | 綿製の捺染（同時に染め若くは染抜したるもの又はせざるもの）繻子 | 同 | 同 | 一二〇、〇〇〇碼 | — |
| o | 一五七九 | 綿製の捺染（同時に染め若くは染抜したるもの又はせざるもの）フランネル | 同 | 同 | 三〇〇、〇〇〇碼 | 二〇〇、〇〇〇碼 |
| p | 一五八二（1） | 別掲せざる捺染（同時に染め若くは染抜したるもの又はせざるもの）綿布にして幅四吋以下、七粍平方に付絲數三三本以下のもの（片面捺染のもの） | 同 | 同 | 九一、七三一、〇〇〇碼 | — |
| q | 同　（2） | 別掲せざる捺染（同時に染め若くは染抜したるもの又はせざるもの）綿布にして幅四吋以下、七粍平方に付絲數三三本以上のもの | 同 | 同 | 一、〇〇〇米 | — |
| r | 二五八二 | 別掲せざる捺染（同時に染め若くは染抜したるもの又はせざるもの）綿布にして幅四吋以下、七粍平方に付絲數三三本以下の | 同 | 同 | 一、二〇〇碼 | — |
| s | 一五八三 | 別掲せざる捺染（同時に染め若くは染抜したるもの又はせざるもの）綿布にして幅四吋以下、七粍平式に付絲數三三本以下のもの（但し一九三四年緊急絲染織物輸入制限條例第一條a號に該當せざるもの） | 同 | 同 | 一九、一三四、〇〇〇碼 | 五、三八五、五二〇碼 |
| t | 一五八四 | 綿製の絲染ドリリングス、ジーンス及トウイルス（白地のもの）にして幅二四吋、七粍平方に付絲數三三本以下のもの（但し一九三四年緊急絲染織物輸入制限條例第一條a號に該當せざるもの） | 同 | 同 | 六八、四三八、〇〇〇碼 | — |
| u | 二五八四 | 其の他綿製の絲染ドリリングス、ジーンス及トウイルス（但し一九三四年緊急絲染織物輸入制限條例第一條a號に該當せざるもの） | 同 | 同 | 一、〇八〇、〇〇〇碼 | 四三二、〇〇〇碼 |

| 項 | 統計番號 | 品 | 目 | 期限 | 期間 | 輸入許可量 | 和蘭に對する特別御當量 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 同 | 一五二、〇〇〇 | 麻製又は苧麻製の織物 | | 自一九四四年一月一日至八月一日 | 一ヶ年 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一五三、〇〇〇（ヤード） | 麻製又は苧麻製の織物 | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一五四、〇〇〇（ヤード） | 麻製又は苧麻製の織物 | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一五五、〇〇〇（ヤード） | 麻製又は苧麻製の織物 | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一五六、〇〇〇（ヤード） | 麻製又は苧麻製の織物 | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一五七、〇〇〇（ヤード） | 麻製又は苧麻製の織物 | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一五八 | 麻製絲糸のスレッダ及ケーブル | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一五九 | 別掲せざる毛織物及半毛織物 | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一六〇 | 別掲せざる絹織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一六一 | 別掲せざる半絹織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一六二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一六三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一六四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一六五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一六六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一六七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一六八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一六九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一七〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一七一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一七二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一七三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一七四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一七五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一七六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一七七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一七八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一七九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一八〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一八一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一八二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一八三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一八四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一八五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一八六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一八七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一八八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一八九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一九〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一九一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一九二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一九三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一九四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一九五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一九六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一九七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一九八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 一九九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二〇〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二〇一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二〇二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二〇三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二〇四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二〇五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二〇六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二〇七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二〇八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二〇九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二一〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二一一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二一二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二一三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二一四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二一五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二一六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二一七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二一八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二一九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二二〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二二一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二二二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二二三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二二四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二二五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二二六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二二七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二二八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二二九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二三〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二三一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二三二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二三三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二三四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二三五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二三六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二三七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二三八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二三九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二四〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二四一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二四二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二四三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二四四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二四五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二四六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二四七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二四八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二四九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二五〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二五一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二五二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二五三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二五四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二五五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二五六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二五七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二五八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二五九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二六〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二六一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二六二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二六三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二六四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二六五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二六六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二六七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二六八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二六九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二七〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二七一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二七二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二七三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二七四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二七五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二七六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二七七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二七八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二七九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二八〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二八一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二八二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二八三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二八四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二八五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二八六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二八七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二八八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二八九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二九〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二九一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二九二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二九三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二九四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二九五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二九六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二九七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二九八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 二九九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三〇〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三〇一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三〇二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三〇三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三〇四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三〇五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三〇六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三〇七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三〇八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三〇九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三一〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三一一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三一二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三一三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三一四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三一五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三一六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三一七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三一八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三一九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三二〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三二一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三二二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三二三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三二四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三二五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三二六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三二七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三二八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三二九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三三〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三三一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三三二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三三三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三三四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三三五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三三六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三三七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三三八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三三九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三四〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三四一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三四二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三四三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三四四 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三四五 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三四六 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三四七 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三四八 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三四九 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三五〇 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三五一 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三五二 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊急統制輸入令第一條a號に該當せざるもの） | | 同 | 同 | 一、〇〇〇ポンド | — |
| 同 | 三五三 | 別掲せざる綿織物（但し九三四年緊

| 項 | 統計番號 | 品目 | 期限 | 期間 | 輸入許可量 | 和蘭に對する特別割當量 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| pp | 一六一八 | 別掲せざる人絹及半人絹織物にしてステープル・フアイバー絲を用ひざるもの(但し一九三四年緊急絲染織物輸入制限條例第一條a號に該當せざるもの) | 自一九四〇年九月一日至一九四一年八月卅一日 | 一ケ年 | 瓩(ネット)三、二五〇、〇〇〇 | 瓩(ネット)一八六、五五〇 |
| qq | 一六一八 | 別掲せざる人絹及半人絹織物にして全部又は一部ステープル・フアイバー絲を用ひたるもの(但し一九三四年緊急絲染織物輸入制限條例第一條a號に該當せざるもの) | 同 | 同 | 瓩(ネット)一、二〇〇 | — |
| rr | 一六一九及一六二〇 | リンネル及半リンネル織物 | 同 | 同 | 瓩(ブルト)二五〇、〇〇〇 | 瓩(ブルト)五〇、〇〇〇 |
| ss | 一六二一 | 其の他の織物(特に綿及黄麻交織物) | 同 | 同 | 瓩(ブルト)一三〇、〇〇〇 | 瓩(ブルト)二六、〇〇〇 |
| tt | 一六二三及一六二五 | 毛織又は半毛織製ブランケット及スプレッド(枚物又は綴きもの) | 同 | 同 | 瓩(ブルト)七三、五六〇 | 瓩(ブルト)五一、四九二 |
| uu | 一六二六及一六二七 | 綿、リンネル及半リンネル製テーブル・クロース、ナプキン、指拭布、食器拭、茶布、布拭及類似品(枚物又は綴きもの)綿、リンネル又は半リンネル製ベツト・シート、枕掛け竝綿製褥袴、雑巾、拭磨用襤褸及浴用布 | 同 | 同 | 瓩(ブルト)一二七、三二〇 | 瓩(ブルト)五七、二九四 |
| vv | 一六三〇 | 綿、リンネル又は半リンネル製白手巾にして大さ四百平方吋以下のもの | 同 | 同 | 一一六、〇〇〇打 | — |
| ww | 二六三〇 | 其の他の綿リンネル又は半リンネル製白手巾 | 同 | 同 | 一、二〇〇打 | — |
| xx | 二六三一 | 綿、リンネル又は半リンネル製絲染手巾にして大さ四百平方吋以下のもの | 同 | 同 | 二七六、〇〇〇打 | — |
| yy | 二六三一 | 其の他の綿、リンネル又は半リンネル製絲染手巾 | 同 | 同 | 一、二〇〇打 | — |
| zz | 一六三一 | 其の他の人絹又は半人絹製以外の手巾 | 同 | 同 | 五八〇、〇〇〇打 | — |

| 項 | 統計番號 | 品目 | 期限 | 期間 | 輸入許可量 | 和蘭に對する特別割當量 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| aaa | 一六三一 | 其の他の人絹又は半人絹製手巾 | 自一九四〇年九月一日至一九四一年八月卅一日 | 一ケ年 | 三三、〇〇〇打 | — |
| bbb | 一六三二 | 綿製天鵞絨及綿プラッシュ衣服地 | 同 | 同 | 瓩(ブルト)二七八、〇〇〇 | — |
| ccc | 一六三三 | 別掲せざる天鵞絨及プラッシュ衣服地 | 同 | 同 | 瓩(ブルト)八五、〇〇〇 | — |
| ddd | 二六三七 | 別掲せざるカーテン用、家具用及アップホルステリー用布 | 同 | 同 | 瓩(ブルト)二九〇、〇〇〇 | — |
| eee | 五八八及五八九 | 別掲せざる絹製品及莫大小製品 | 同 | 同 | 瓩(ブルト)五、二〇二、〇〇〇 | — |
| | | セメント | 同 | 同 | 五九、五〇〇、〇〇〇瓩(ネット) | |
| | | ビール | 同 | 同 | 三、六八〇、〇〇〇立 | |

## タイヤ及チユーブ、セメント、ビール輸入制限延長

蘭印政府は現行の自動車タイヤ及チユーブ、セメント、ビールの輸入制限令を十月一日から更に向ふ一ケ年延長施行する旨を發表した。右品目の許可數量は次の通りで前回と同様である。

| | | |
|---|---|---|
| 自動車タイヤ | 二、一三八、八一二瓩(ブルト) | |
| 同　チユーブ | 二三一、九〇〇瓩(ブルト) | |

## 包裝紙輸入制限令延長

蘭印政府は現行の包裝紙輸入制限令を十一月一日から更に向ふ一ケ年延長施行する旨を發表した。其の數量は前回と同樣である。

(一)　輸入許可數量

| 品名 | 統計番號 | 許可數量 |
|---|---|---|
| 包裝用紙 | 六二〇 | 八、五〇〇、〇〇〇瓩(ブルート) |

(二)　和蘭に對する割合
(和蘭製品の最小限度輸入數量)　二、五五〇、〇〇〇瓩(ブルート)

## 硫安輸入制限延長

蘭印政府は現行の硫酸アムモニアの輸入制限令を十一月一日から更に向ふ一ヶ年延長施行する旨を發表した。
尙輸入許可數量は次の如く、前回と同樣である。

| 統計番號 | 品目 | 輸入許可量 |
|---|---|---|
| 三五八 | 硫酸「アムモニア」 | 五五、〇〇〇、〇〇〇瓩(「ブルート」)<br>和蘭ニ對スル特別割當量<br>二五、三〇〇、〇〇〇瓩(「ブルート」) |

## 硝子製品、琺瑯鐵器類、自轉車及同部分品輸入制限延長

蘭印政府は現行の硝子製品、琺瑯鐵器類、自轉車及同部分品(計八品目)の輸入制限令を十一月一日から更に向ふ一ヶ年延長施行する旨を發表した。
右品目の輸入許可數量は「水晶硝子製以外の無色水呑グラス」(統計番號四七四及四七五)が五十萬打に減少したのを除いては次の通りで前回と同樣である。

| 項 | 統計番號 | 品目 | 輸入許可量 |
|---|---|---|---|
| a | 四六六及一四六六 | 無色透明ノ普通窓硝子 | 七二〇、〇〇〇平方米 |
| b | 四七四及四七五 | 水晶硝子製以外ノ無色水呑「グラス」 | 五〇〇、〇〇〇打 |
| c | 四七八及四七九 | 普通封度瓶 | 一一〇、〇〇〇打 |
| d | 四八二及四八三 | 雲母製以外ノ「ランプ」火屋 | 一、一〇〇、〇〇〇打 |
| e | 七四二乃至七四五 | 琺瑯鐵製「スープ」鍋、辨當運ビ、洗面器及湯沸シ | 三七〇、〇〇〇打 |
| f | 七四六 | 琺瑯鐵製皿、「フインガー・ボール」、杯、匙及別揭セザル料理用竝食卓用器具類 | 二、五〇〇、〇〇〇瓩(「ブルート」) |
| g | 八三三 | 自轉車(自動自轉車ヲ除ク) | 三二、三〇〇臺 |
| h | 八三四 | 別揭セザル自轉車ノ部分品竝附屬品 | 七、四〇〇、〇〇〇瓩(「ブルート」) |

## 既製衣服類輸入制限延長

蘭印政府は現行の既製衣服類の輸入制限令を來る十二月一日から更に向ふ一ヶ年延長實施する旨を發表した。
尙輸入許可數量は次の如く前回と同樣である。

| 項 | 統計番號 | 品目 | 輸入許可量 |
|---|---|---|---|
| a | 五八六 | 別揭セザル男子用及少年用上着類 | 一七四、〇〇〇瓩(「ブルート」) |
| b | 五八七 | 別揭セザル婦人用、少女用及幼兒用上着類 | 九六、三〇〇瓩(「ブルート」) |
| c | 五九〇 | 綿製下着「ブラウス」 | 二〇〇打 |
| d | 五九一 | 其他別揭セザル下着類 | 九〇〇、〇〇〇瓩(「ブルート」) |
| e | 五九六 | 其他別揭セザル衣服類及服裝品(「ショール」、「ネツカチーフ」、「ベール」及類似品ヲ含ム) | 四〇、〇〇〇瓩(「ブルート」) |
| f | 六〇〇 | 鳥打帽、「ベレー」帽、土耳其帽、「キヤップ」及別揭セザル其他ノ頭巾類 | 一、三五〇、〇〇〇個 |
| g | | 「マットレス」用布 | 一〇〇枚 |

## 蘭印向輸出品に原産地證明書添付方通達

經濟省は爲替管理に關聯して、回章を以て當領向輸出品には總て原産地證明書を添付すべき旨を通達したが、右回章の要領は左の通りである。

一、證明を爲す權限を有する機關は(イ)當該國政府の指定した機關(ロ)當領政府から追て指定すべき機關の二者何れか一とす。
二、本件制度實施期日は、アデン灣以西諸國(アメリカ諸國を含む)は當領への通關日を基準として十一月一日よりとし、右以外の國は十月一日よりとす。

## 護謨輸出に特別許可制

護謨の輸出に關し蘭印經濟省は米弗關係國とスターリング國間に成るべく一九三九年度に於ける比率を保持させやうとし、既存の範圍内にスターリング國間輸出高を止める爲、磅スターリング及類似通貨に依る輸出に對しては、マラツカ及シンガポールの兩地域向以外には、經濟省の特別許可を必要とする旨を發表した。

## 輸入品に原産地證明制度實施

經濟省は爲替管理に關聯して回章を以て當領向輸出品には總て原産地證明書を添付すべき旨を通達したが、右回章は左の通りである。

一、當領輸入品代金の支拂は爲替管理局の許可を要すること勿論なる處、同局より許可せられたる一般、又は特殊ライセンス行使に當りては、當該輸出國發給の原産地證明書中に當該輸入商品を記載し、之を當領稅關に提出するを要す。

原産地證明書は當該國の正當なる機關に依り發給せらるべきものとす。

二、當該國に於て原産地證明書を發給するの權限を有する機關は左の三者とす。

（イ）當該國政府に於て公に指定せる機關

（ロ）稅　關

（ハ）追て指定すべき機關

三、輸入業者をして本件を其の取引關係に通報するの機會を得しむる爲、第一項規則實施期日を左の如く定む。

アデン灣以西（南北米を含む）よりの仕出品は　十一月一日

爾餘の國よりの仕出品は　十月一日

尙右原産地證明書發給の權限は在外外交官及領事官に對しても附與された。

## 詳細なる爲替管理施行細則公布

一、蘭印の爲替管理施行細則は從來頗る簡單なものだつたので、政府は之に代るべき詳細な規則を七月六日附を以て公布し、先づ銀行爲替業務に關する部分丈けを取敢へず八日から實施した、右の結果銀行間の爲替取引は禁止せられ、「爲替基金」との間に限つて認められることゝなり、同時に右基金側の引受相場は正式に對米現物百八十盾半（ベーシス）、對英七盾六十仙（ベーシス）の一本相場とすることに定められた。

一、尙其他の部分は一週間乃至十日以後に實施されることになるであらうと見られてゐる。

爲替管理施行細則の內容は次の通りである。

第一章（第一條乃至第五條）總則

ジャヴァ銀行が發券銀行として、或はオランダ國各領域の勘定で所持する有價物に對する本規則適用の免除（第一條）

蘭印到着の日から起算して一年の期間內に九十日以上蘭印に滯在したものは右九十日以外の期間に付ても「住民」と看做す（第二條）

爲替管理局が外國人に對して特別の免除を爲し、細則を定め、保證を要求するの權限（第三條乃至第五條）

第二章（第六條乃至第十四條）有價物

有價物（金、通貨、有價證券、債券證書類）申告の義務（第六條）

住民の證券供託義務（第七條）

住民が金、其の他外國有價物を管理局の指定する銀行に讓渡するの義務（第八條）

「爲替基金」に對する有價物の有償提供を命ずることが出來る總督の權限（第九條）

爲替基金所持の有價物を管理局指定の銀行に限り利用を許可するの規定（第十條）

金、其の他有價物、不動產の取得、處分、讓渡、擔保設定に關する管理局の許可制。但し、非住民の場合は本人、又は證書、動產、不動產が蘭印に在る場合に限る（第十一條及第十二條）

金、其の他輸入は輸出入の許可制。但し、內國通貨の輸出は五〇盾迄自由とする（第十三條及第十四條）

第三章（第十五條乃至第十九條）商品の輸出、勞務提供及權利の讓渡に關する契約

輸出値段は市場の相場と管理局指定の通貨に依り、支拂期限は慣行定期のものたることを要す、尙管理局は種々の條件を附することを得る（第十五條）

輸出商談成立後、速に管理局指定の銀行と爲替豫約を爲し、盾に依る輸出の場合は債權の銀行に讓渡、又は取立を依賴することを要する（第十六條）

輸出を了つた場合は、速に關係の融通證券を銀行に提出するを要し尙賣却未濟の商品に付ては、六ケ月以內に處分の上、之に依り取得する外貨代金は銀行に提供することを要する（第十七條）

非住民の爲に、勞務を提供したるものは、慣行的期限內に管理局指定の通貨で、代價の支拂を請求し、之に依つて取得した外貨を銀行に提供することを要する（第十八條）

前揭以外の權利を住民が非住民の爲に讓渡するには、管理局の許可を要す（第十九條）

第四章（第二十條乃至第二十三條）商品の輸入、其の他金錢上支拂の義務を生ずる契約

輸入には爲替許可を要する（第二十條）

買付値段は現地の市場相場に依り、且管理局指定の相場に依ることを要する、又買入契約の缺如する輸入の決濟に付ては、管理局の指示に從ふことを要する（第二十一條）

輸入契約成立後、速に銀行と爲替豫約をなし、値段が盾建の場合には支拂日に、銀行に拂込むことを要する（第二十二條）

其の他非住民に對して金錢上の事務を生ずる契約には、管理局の許可を要する（第二十三條）

第五章（第二十四條）住民が國外に出ようとする時、特種の場合に於ては管理局は申告義務を有する有價物を爲替基金に提供せしめ、或は管理局の許可なくして處分しない樣保證を要求すべし（第二十四條）

第六章（第二十五條乃至第二十六條）商品の輸出入に際し、特に稅關に申告するの義務（第二十五條乃至第二十六條）

第七章附則（第二十七條乃至第二十八條）

實施期日は未定であるが、本規則の全部、又は一部の實施を定期毎に異ならしめることを得る（第二十八條）

更に七月十五日附を以て次の規程を設けた。

一、蘭印に在る非住民が爲替管理施行細則第十三條の所謂金、內國通貨及動產、外國の通貨、有價證券及債券を取得する場合は一日百盾迄とする。

二、住民が國外に赴く場合、第十四條の所謂內國通貨の持出は一人に付五十盾、一家族に付二百盾迄とする。

三、非住民が蘭印を去る場合、第十四條の所謂有價物を持出す時は入國の際に申告した金額迄（但し此の外、更に內國通貨を持出し得ること前項の通り）は自由とする。

尙右爲替管理施行細則の全部を地域順に次の期日から實施することゝなつた。

七月十七日よりジヤヴァ、マドラ
七月二十二日よりスマトラ、ボルネオ、バリ、ロンボツク
八月一日より其他の地域

## 爲替管理强化

十月二十二日附回章を以て蘭印經濟省は爾今（外領は二十八日より）F・O・B以外の輸入契約に對しては、豫め爲替局長の許可を得ない限り爲替の許可を與へないこと、及既契約分は除外するが、右に付ては十月末日（外領は十一月十五日）迄に輸入局長に報告すべき旨を通達して來た。

## 物産輸出代金取立方法新回章

蘭印に於ては物産輸出代金取立方法に關して種々の規定を設けたが、經濟省は蘭印物產輸出代金取立方法に關する追加回章を取纏めて次の如く新回章を配布した。

新回章中には英領北ボルネオ向輸出代金の取立は英貨磅スターリングに依る Payment against document でなくてはならぬ旨の新規追加がある。

一、北米（カナダを含む）　ニューヨーク米弗による Irrevocable L/C
パームモイルは之によらざるも差支なし
二、南　米　ニューヨーク米弗による Irrevocable L/C
チリー向紅茶はロンドン英貨磅スターリングによる Irrevocable L/C によるを得
三、南アフリカ　英貨磅スターリングによる Payment against documents
四、オーストラリア　ロンドン英貨磅スターリング又は濠貨磅による Irrevocable L/C
五、ニュージランド　ロンドン英貨磅スターリング又は濠貨磅による Irrevocable L/C
六、地中海諸港其他歐洲（佛、英、シリア、パレスタインを除く）　蘭印銀行に於ける米弗による Cash against documents
七、英　國　英貨磅スターリングによる Payment sight draft on first presentation
八、シリア、パレスタイン　ロンドン英貨磅スターリングによる Irrevocable L/C
九、エヂプト　ロンドン英貨磅スターリングによる Irrevocable L/C
一〇、イラーク　ロンドン英貨磅スターリングによる Irrevocable L/C
一一、イラン　蘭印銀行に於ける米弗による Cash against documents
一二、英領印度　英貨磅スターリング又は留比による Payment against on first presentation
一三、タイ　ニューヨーク米弗による Irrevocable L/C
一四、日　本　圓又はニューヨーク米弗による Irrevocable L/C
一五、フィリツピン　ペソ又は米弗による Irrevocable L/C
珈琲は Irrevocable L/C によらざるも Payment against documents maximum 60 days sight による
一六、英領マレー（シンガポール）　蘭印盾による
一七、支那（香港を含む）　米弗による Irrevocable L/C
樹皮（ボームバスト）、薪木は Irrevocable L/C によらざるも可なり
一八、佛領印度支那　ニューヨーク米弗による Irrevocable L/C
一九、ニュー・カレドニア　ニューヨーク米弗による Irrevocable L/C
二〇、スリナメ及キユラソー　蘭印盾による
二一、英領東アフリカ　英貨磅スターリングによる Payment against documents
二二、トルコ　ニューヨーク米弗による Irrevocable L/C
二三、アラビア　倫敦英貨磅スターリングによる Irrevocable L/C
ニューヨーク米弗による Irrevocable L/C
二四、マウリシウス島　英貨磅スターリングによる Irrevocable L/C
二五、英領北ボルネオ　英貨磅スターリングによる Payment against documents

**▲濠洲蘭印通商取極成立**（オーストラリア之部參照）

## 英領北ボルネオ

### 煙草及自動車輸入稅改正

英領北ボルネオ政府は、七月一日附を以て煙草及自動車輸入稅を左の通り改正した。

| | 改正關稅 | | 舊關稅 | |
|---|---|---|---|---|
| | 一般稅 | 英帝國品特惠稅 | 一般稅 | 英帝國品特惠稅 |
| 煙草 | 弗 | | 弗 | |
| (イ) 葉卷及嗅煙草 | 一封度 四・五〇 | 一封度 一・二〇 | 一封度 一・六〇 | 一封度 一・二〇 |
| (ロ) 紙卷煙草 | 〃 二・二五 | 〃 一・五〇 | 〃 二・〇〇 | 〃 一・五〇 |
| (ハ) 未製造なるもの | 〃 一・六五 | 〃 〇・五五 | 〃 〇・七〇 | 〃 〇・五五 |
| (ニ) 製造せるもの | 〃 二・〇〇 | 〃 一・二〇 | 〃 〇・七五 | — |
| 自動車 | 從價 三〇% | 支那、ジヤヴァ等よりの莫罐、其他の容器入りのもの 一〇% | 從價 一・六〇 | 一・二〇 |
| | 最低一臺 一五〇弗 | | 最低一臺 五〇弗 | 三〇% |

### 植物輸入禁止に關する規則

英領北ボルネオ政府は Agricultural Pests Ordinance 1917 に基き "Mikania scandens Willd" の輸入及栽培保有を禁止した。

## ビルマ

### 英蘭銀行券輸入禁止

ビルマ政府は九月三日附大藏省告示を以て、印度準備銀行から一般又は特別の許可を得ないで、英蘭銀行券を印度外の一切の國から陸海又は空路ビルマに持込むことを禁止した。

## 英領インド

### 佛印向輸出禁止

十一月十五日附プレスノートを以て、印度政府は許可制となつて居る佛領印度支那向輸出の商品を全部禁止することに決定した旨を公表した。

### 極東向ジュート及同製品輸出停止

カルカタ輸出管理官は極東向ジュート及同製品の輸出に關して次の如き告知を發した。

Exporters are hereby informed that in view of the very large number of applications for licenses for shipment of jute raw and manufactures to Japan, Formosa and Manchuria still awaiting consideration, the receipt of fresh applications for shipment to these countries has been suspended until further orders.

### 輸入制限に關する孟買輸入貿易管理官告示

五月二十日附印度輸入制限令に關しボンベイの輸入貿易管理官は左記要領の告示を出した。

(一) 輸入許可は一九四〇年六月三十日に終る期間を一期とし、其の後は毎二ケ月を一期とし、各期に於ける積出に對し發給す。

(二) 既に受理せる申請は印度政府の訓令に照し、各申請のメリットに

に依り之を考慮す。

（三）管理官の管轄する港（一港又は數港）に輸入せられる輸入制限品中或種の品目に就ては、右港に於ける當該品目の一九三九年八月三十一日に終る一ケ年間の國別輸入金額を基礎として、輸入許可比率を定む。右輸入金額を六等分せるものを各期の輸入許可量の限度（Standard Permissible Total）とす。

（四）許可は輸入制限令中の追番號（輸入制限令に列記の各品目には第一號乃至第六十八號の番號附しあり）に就き下附せられるものなるを以て、輸入者は同一番號に屬するものなる限り、例へば衣類を輸入するも、小間物を輸入するも自由なり。

（五）申請書には一九三九年八月三十一日に終る一ケ年間に於ける申請者の輸入實績（申請書と同一の品目に就き同一輸入港に於ける同一輸入對手國よりの輸入實績）を添附するを要す。但し前記（三）の適用なき特殊の場合に就ては此の限りにあらず。

（附記）右輸入實績を六等分せるものを各輸入者に對する各期の輸入許可量の限度（Standard Permissible Amount）とす。

（六）英領印度の甲港に於ける開戰前一ケ年間の輸入實績に依り、乙港への輸入を爲さんとする者は甲港の管理官に對し、許可書に英領印度の何れの港に於ける通用力をも與へんことを申請するを要す。

（七）五月十五日前の契約品中一九四〇年十二月末迄に積出のものに對しては直に許可を下附す。

五月十五日後の契約品に對しては、二期以上後の積出品には許可を下附せず。例へば六月三十日に申請をなし得るものは七、八月及九、十月の積出品に限る。

更に同政府は右輸入制限令規定の除外例として、左記輸入品に對しては輸出國の如何に拘らず一般的輸入許可を與ふべき旨を七月二十七日附官報で發表した。

一、無償を以て輸入せらるべき商品見本及廣告
二、不完全、又は使用に堪へざる既輸入品に代るべき無償輸入品
三、關稅法規に從ふ領事館員免稅輸入品
四、關稅法の規定に依り免稅せらるべき再輸入品

## 各種紙製品を輸入制限品目に追加

インド政府は一九四〇年十二月二十八日附を以て各種製品を輸入制限品目中に編入する旨發表した。但し一九四一年一月七日前の印度向直積品に對しては除外規定がある。

## 日本綿フェンッ輸入の際、積送品明細證明書提出を要す

八月八日附を以てボンベイ稅關は左の告示を出した。

一、日本からの綿フェンッ輸入業者は日本フェンッ輸入組合發行の證明書を從來提出してゐなかつたが、積送品の明細を記載した右證明書を輸出檢査表と共に提出すべし。

二、本告示は十一月一日以降の輸入品から實施す。

## Dangerous drugs のボンベイ通過輸送に輸入國の輸入證明書必要

十月一日附公文を以てボンベイ稅關長から、Dangerous drugs 通過輸送許可方に付、輸入國に依り供給せられる輸入證明書を呈示しないで、申請越した場合があつたが、今後右通過輸送許可に對しては輸入國の當該官憲に依つて正當に發給せられ、且署名せられた輸入證明書を呈示しなければ之を許可しない樣、中央政府から訓令があつた。

## 屑鐵及屑鋼の對日輸出許可證發給停止

カラチ稅關長及ボンベイ輸出管理官は輸出業者竝にシッパー等に對して日本向け屑鐵及屑鋼に對する輸出許可證は何分の訓令がある迄其の發給を停止すべき旨の告示を發した。

## 鐵鋼製品輸入禁止

インド政府は一九四〇年十二月末日官報を以て各種鐵鋼製品の輸入を禁止する旨を發表した。但し一九四一年一月一日前のインド向直積品に對しては除外規定がある。

本邦關係主要品目は次の通りである。

電鍍金「ブリキ」を含む三粍以下の鐵板（上塗されたるもの及上塗されざるもの）、パイプ、箍鐵、ボールト、ナット、飾釘、庫金、リベット、螺旋釘、ワイヤーロッド、針金（素地又は上塗されざるもの）、ワイヤーロープ。線索、金網、毛金網、線釘

## ボンベイ準備銀行の爲替管理許可に關する通知

爲替管理許可に關しボンベイのリザーブバンクは各爲替取

扱銀行宛に十月七日及び同九日付サーキュラーを以て左の如く通知を發した。

（一）英帝國外の諸國から英帝國磅地域外地方向積出貨物の代金決濟の爲、外貨買は今後許可しない事とする、但し一九四〇年十月十四日以前積出濟の場合は此の限りでない（十四日を含まない由）。

（二）英帝國外地方宛の英帝國外諸國貨物に對してルピー貨を以て振出された手形代金の英帝國外所在支店及び代理店勘定貸方記載（Credit）は今後許可しない事とする。但し一九四〇年十月十四日以前積出濟の場合は此の限りでない。

## セイロン

### 砂糖輸入稅引上

セイロン政府は七月二十四日午前零時から砂糖 Refined & Candy の一般輸入稅をハンドレッド・ウエート六ルピー五十仙に引上げる旨を七月二十三日附官報第八六四〇號を以て公布した。

因に、改正前の本稅は五ルピー五十仙である。

### 輸出管理令一部修正

政府は九月二十七日から輸出管理令を修正して、本邦商品にもライセンスに依るに非ざれば、セイロンから外國向け又は外國經由の送先に、輸出若くは再輸出するを得ざることゝなつた。

### 輸入管理令中一部修正

セイロン政府は曩に施行した輸入管理令を修正し、新に地域的輸入禁止品に二十七品目、ライセンスに依る輸入可能品に十三品目を加へたが、之に依て本邦品に最も影響するものは前者に於て自轉車完成品及菓子類、後者に於て自轉車部分品、ワイヤー、トーチバルブ、時計、硫酸包紙等がある。但し之等の商品にして右制限を免れるものは十月二十一日以前に本邦から船積出荷されたものである。

## イングランド銀行券輸入禁止

イングランド銀行券、スコットランド銀行券及アイルランド銀行券のセイロン輸入禁止令が八月二十一日公布された。

## イラーク

### 或種日本向輸出品の制限緩和

九月九日イラーク國政府は稅關告示第十三號を以て、イラーク國產品で日本向輸出をなす際に於て、左の品目である場合（左記以外の品は今後國內消費證明を要しない）には、國內消費を目的として通關した由の本邦稅關證明書及英國領事の裏書を入手することを必須とする旨を規定し、發表した。

羊毛、羊腸、箱詰したハラウイ、カドラビイ及サーエル種デート、リコリスの根、皮革、護謨、膠

### 輸出禁止品目追加

イラーク國政府は一九四〇年第六三號勅令を以て一九三九年第八八號輸出禁止令附屬表A（輸出禁止品目表）に

小麥、小麥粉

同附屬表B（輸出許可證を要する品目表）に

石油製品、大麥、各種米を追加する旨を規定した。尙本令は一九四〇年九月三日から實施された。

### 通過稅改正

イラーク國通過貨物に對する從來の通過稅は評價の千分の一であつたが、一九四〇年第七四號稅關規則に依り千分の三に改正され、一九四〇年十一月一日から實施された。

## アフガニスタン

### ソ聯アフガニスタン間協定成立（ソ聯之部參照）

## ○ヨーロッパ洲

## イギリス

### ブラジル國産ナッツ輸入禁止

英國政府はブラジル國産カスタニア（Brasilian Nuts）の輸入を禁止した。

### 英貨紙幣輸入禁止

一、英國政府は八月二十日附勅令を以て、英貨紙幣の輸入を禁止し、二十一日から實施された。右は佛國及獨軍占領地域に在る多額の英貨紙幣が獨軍の掌中に入り、海外に投賣せられる惧が有る爲であるとせられてゐる。

二、アイルランドから送付、又は携帶の英貨紙幣は同國に獨自の取締令があるのに顧みて之を制限しない、又英本國に入國する旅行者に對しては一回十磅迄の携帶入國を認める。

三、右實施に關聯して磅地域内にある英貨紙幣は差當り從前通り其國の通貨と自由に換算せらるべきも、磅地域外の中立國にある場合は、一定期日内（最長限六日）に英國に送付せられるものに限つてレヂスタード其他の特別勘定に繰入方を許可する。

### 米貨證券買上及外國證券取引再開許可發表

一、對米決濟の必要上十二月十四日大藏省は米貨證券六十六種の買上を發令した。

二、十二月十六日大藏省は百二十餘種の外國證券に付、英本國内に於ける取引を許容する旨發表したが、其の内には一九〇七年本邦五分利付英貨公債、一九三〇年同五分半利付英貨公債及東京電燈六分利付英貨社債も含まれて居る。

### 英及葡洪國間に支拂協定成立

英國政府はポルトガル（殖民地を含む）及ハンガリー政府との間に夫々支拂協定を締結し、七月二十七日から是を實施する旨を發表したが、右は過般來各國との間に成立したものと同樣特別勘定を設立し、支拂の決濟を爲す仕組みのものである。

### 英國、ギリシヤ及ペルーと支拂協定成立

九月二日英國政府はギリシヤ及ペルー政府と夫々商議中であつた支拂協定が成立し、同日から實施する旨を發表した。

### 英ウ支拂協定成立

九月十六日英國大藏省は英、ウルグアイ兩國政府間に支拂協定が成立し、同日實施した旨を發表した。

### 英、パラグアイ間支拂協定成立

英國パラグアイ間に支拂協定が成立し、特別勘定設定に關する英國大藏省令が發布され、一九四〇年十二月三十日から實施された。

### 英土間貿易及爲替取極成立

十二月五日英土兩國間に貿易及爲替に關する取極成立の旨

が發表された。正文は公表されないが、右存續中はトルコと磅地域間の支拂は現在のトルコ・リラと磅の爲替率に依る趣で、之が特別勘定に關する大藏省令が發布され、五日から實施となつた。

尙今後英土兩國の貿易促進にはユーナイテッド・キングドムコマーシャル・コーポレーションが專ら之を斡旋し、トルコ側の農產物其の他の原料品に對し、英國側からは羊毛製品、綿製品、機關車、車輛、軍需品等を供給するだらうと云はれて居る。

**▲セイロン英蘭銀行券輸入禁止**（セイロン之部參照）

**▲南阿英蘭銀行券輸入許可制**（南阿之部參照）

**▲北ローデシア英蘭銀行券輸入許可制**（北ローデシア之部參照）

**▲英、サルヴアドル間通商暫定取極延長**（サルヴアドル之部參照）

## フランス

### 輸入許可に關する大藏省告示

フランス政府は同國に於ける輸入制度に關する大藏省告示を八月九日附の官報に掲載公布した。右告示の要旨は次の通りである。

一、輸入許可證を既に下附せられたるも一部又は全部未使用の商品に付ては八月一日以前に下附せられたる許可證は其の有効期間中有効に之を使用する爲には大藏省の特別査證を要する。

二、稅關に現在在る輸入商品に付ては商品別主管者の査證ある申告書ある場合に限り八月三十一日迄輸入及爲替許可證を必要としない。

三、輸入許可を未だ得て居ない商品に付ては輸入及爲替許可を從前の條件に從ひ申請すべし。

## ドイツ

### 獨洪間新貿易協定內容

獨洪間通商條約改訂の爲、ブタペストに於て商議開始され、種々折衝の後七月二十日協定が成立した。右ドイツ、ハンガリー間貿易協定（一九四〇年八月一日より向ふ一ヶ年の兩國貿易に關し規定す）の概要は左の通りである。

（イ）ドイツはハンガリー農產過剩品の買付を約定し

（ロ）ハンガリーは同國輸入の生絲、化學工業品及一部機械類等ドイツ品に對する關稅を引下げる（ドイツはハンガリー產家具類の輸入稅を引下げる）

（ハ）兩國貿易の進捗を計る爲、兩國の輸入割當を夫々增加せしめる

（ニ）ボヘミヤ、モラビヤ保護領とハンガリー間の貿易は差當り從來の協定に依るが、右保護領がドイツ關稅區域に編入せられたる場合には、直に獨洪間の貿易協定に依り規律せられるべき旨を協定する

（ホ）ドイツ軍の占領地域就中ノルウエー、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグとハンガリーとの貿易は在同地ドイツ官憲との合意に基く Ungarisches Warenaustausch Institut A. G. を通して行はれるべく、右に對する代金は獨洪間の清算協定に依り決濟される、尙デンマークに就ては依然ハンガリー、デンマーク間の通商協定の規定を適用する

### 獨土通商協定調印

一、七月二十五日アンカラに於て獨土通商協定（細目協定を含む）が調印された。右內容は、總額二千一百萬土貨磅で、之に依りドイツはトルコに對し大麥、小麥（二百五十萬土貨磅）煙草（七百萬土貨磅）葡萄、無花果（二百五十萬土貨磅）オリーブ油（百五十萬土貨磅）阿片等を注文し、トルコは右總額中の一千三百萬土貨磅を昨年註文濟の工場設備用品、鐵道材料の整理に充て殘額八百萬土貨磅で化學製品、藥品、染料等の必需品の買入を爲すことゝなる次第で貿易殆ど杜絕の際故、市場は本協定の成立を歡迎して居る。

二、尙マルク對土貨磅の比率を一マルク對六十仙とせんとするドイツ側の主張に對しトルコが五十仙を固執したが、結局

双方の妥協により五十五仙に折合つた。

## ドイツとボヘミヤ、モラビヤ保護領間の關稅區域撤廢

十月一日以降ボヘミヤ、モラビヤ保護領とドイツ間の關稅區域を撤廢し、ドイツ關稅法規を右保護領に適用する旨の九月十六日附命令が發布された。右に關する各報道を綜合すると左の通りである。

一、ドイツと保護領間の輸出入に付ては關稅なく(同領とドイツの工業との競爭防止の爲、關係業者間に市場協定締結)、保護領の輸入に付ては稅率(但し舊協定稅率は大體之を其の儘ドイツ稅率とす)及關稅手續等總てドイツの關稅法規を適用する。

販賣稅及消費稅の規定も亦同樣に之を適用し、ドイツ行政機關自ら之が徵收を掌る(之が爲に同地方を一財務區域となし、プラーグに最高財務機關を設置す)。

二、通商政策に付てもドイツと同樣となし、最近ドイツが締結した諸外國間通商協定に於ても同領關稅地域編入後は之を其の儘同領にも適用する事を規定して居る(ユーゴースラヴイア、ブルガリア、ハンガリー、ギリシヤ、イタリー等の例)。

三、支拂取引は十クローネに付一マルクの割合であつて、クローネは依然領內通貨とし、同領及ドイツ間支拂取引は原則として自由とする。クローネの對外相場も右と同率に引上げる。

四、同領及ドイツ間の旅行出入に付ては從前通り警察當局の許可を要する。

## 獨瑞間通商協定成立

九月二十日ベルリンに於てドイツ、スイス間に通商關係の諸協定が成立したが、其の主要なものは左の通りである。

一、ボヘミヤ、モラビヤ保護領の關稅區域撤廢後の事態に對應する樣、現行ドイツ、スイス間通商協定を改訂してスイス品の保護領への輸入に際しては、新協定に基くドイツ關稅を課し、又十月一日以後の支拂に付てはドイツ、スイス間淸算協定に依る。(從來は爲替拂、從て右期日以前の契約であつて十二月末日迄に輸入するものは從來通りである)

二、ドイツの占領地帶(ノルウエー、オランダ、ベルギー)侵入期日以後に發生した之等地域とスイス間の貿易上の債務(財政上の債務を除く)は「之が地域とドイツとの淸算協定」及「獨瑞間淸算協定」に依り決濟することとし、當該債務者は夫々自國貨で當該淸算期間に拂込を爲す(但し本協定は暫定的のものである由)

右に依り、ノルウエー、スイス間の貿易に付ては大體品目も決定したが、オランダ及ベルギーに付ては尙調査中である趣である。

## 獨羅間經濟協定成立

十一月末以來ベルリンに於て商議中であつたドイツ、ルーマニア間經濟協定は十二月四日成立し議定書と共に署名調印された。同議定書及協定の要旨は左の通りである。

一、議定書

ルーマニアは經濟建設十箇年計畫實施に付、ドイツの協力援助を希望し、ドイツはルーマニアの右計畫實施の爲、經濟各般に亘り技術上及び財政上の援助を與へる。

二、協定

(イ)ドイツはルーマニアの十箇年計畫實施中、特別の條件で必要なる實況の長期クレヂイットを供與する。

(ロ)既存の農林業界に於ける兩國協力は之を繼續し、ドイツはクレヂイットの範圍に於て農林產品生產擴充の爲、所要の機械器具竝に灌漑埋立に必要な設備を供給する。

(ハ)歐洲經濟新秩序內に於けるルーマニア國工業生產擴充の爲、ドイツはルーマニア國工業界と協力して技術及び財政上の援助を與へる。

(ニ)十箇年計畫に於て、ルーマニア國は交通制度(鐵道、道路、鑛油輸送管等)を歐洲新秩序に依るルーマニア國經濟界の自然的販路に適應させるやうに建設し、ドイツは右實施の爲クレヂイットの限度內で必要な物資を供給する。

(ホ)ドイツは前記クレヂイットの外、更にルーマニア國との話合に依り一定條件を以てルーマニア國工業界、銀行、金融制度確立の爲、兩國間私的協力の基礎に於て資本を提供する用意がある。

(ヘ)ドイツはルーマニアの希望に應じて農工業其の他の專門家を派遣する。

(ト)ドイツ市場は妥當且經濟恐慌に依つて左右されない價格に依り、ルーマニア國產品の確固とした販路であるやうに、又ルーマニア國市場はドイツ品の輸入を增大するやうに夫々兩國に於て考慮する。

## イタリー

### 新輸出禁止令公布

イタリーの輸出禁止品は從來一定品目に限られ、一九三九年ドイツ、ポーランド開戰以來右品目は漸次擴張される傾向に在つた處、今般七月十五日附大藏省令を以て右禁止品目を現行關稅定率表掲記の全品目に及ぼし、官報公布の日たる七月十九日から實施されることゝなつた。右全般的輸出禁止はアルバニアからの輸出にも適用される。

尤も大藏省は爲替省の同意を經て、右例外を認むることを得べく、又稅關は從來通り自己の權限を以て相當廣汎なる範圍の商品（左記の如き輸出餘力ある約二八〇品目の商品）に對し、輸出を許可する權限を與へられて居るから、實際上の運用には、從來の制度と左したる變化はない。

或種食料品、果實、飮料、嗜好品、各種織物、レース類、水銀、大理石、陶磁器、硝子、工藝品、化粧品、化學製品、藥品、染料、塗料、文房具、樂器、ボタン、玩具、フイルム等

### 食用油類割當制實施

十月一日からイタリー政府はオリーヴ油、バター、ラード及豚油の割當制を次の如く實施した。

オリーヴ油は一人に付一ケ月十分の八リットル、バター及ラード又は豚油は八百瓦であつて、右の內何れか一種丈けの使用が許可せられる、但しオリーヴ油とバター、ラード又は豚油の內何れか一つを併用する場合にはオリーヴ油は半リットル、他の何れかは三百瓦とする。

## スイス

▲獨、瑞間通商協定（ドイツ之部參照）

## ギリシヤ

▲英國ギリシヤ間支拂協定成立（イギリス之部參照）

## ルーマニア

▲カナダ、ルーマニア國品輸入禁止（カナダ之部參照）

## ハンガリー

▲西洪間通商協定成立（スペイン之部參照）

▲英國、ハンガリー間支拂協定成立（イギリス之部參照）

## トルコ

### 土芬通商協定成立

トルコ及フインランド間に通商協定が成立した趣を十一月十二日附ウルス紙は報じてゐるが、其の大要は左の通りである。

本協定は通商及支拂協定の二より成り、一九四〇年十二月一日から向ふ一箇年間有效であつて、通商協定にはトルコ國からの輸出品目及其の割當量竝にフインランドからの輸出品目及其の割當量を定めた二品目表が附屬してゐる。

トルコ國側輸入品目　セルロイド紙及ボール紙類、木材、電球、其の他

トルコ國側輸出品目　各種植物性油、乾果物、羊毛、葉煙草、穀類、皮及腸其の他

▲英土間貿易及爲替取極成立（イギリス之部參照）

# ソヴィエト聯邦

## ソ・芬間通商及支拂協定調印

六月二十八日モスクワに於てソヴィエト聯邦、フインランド間に通商條約及支拂協定が調印され、其の附屬文書に於てソヴィエト聯邦通商代表部の法的地位が定められ、又條約實施第一年度に於ては双方の輸出入を各七百五十萬米弗と定められた。

尚ソヴィエト聯邦側の供給物資は小麥、裸麥、石油、滿俺、煙草、棉花等であつて、フインランドの對ソ聯輸出品は曳船、艀、電力設備、銅線、皮革、工業用脂、動物油、肉類等である。

尚右ソ芬通商條約の附屬コンタンヂャン取極の重要なもの（備考第三項參照）は次の通りである。

イ、フインランドからソヴィエト聯邦へ輸出するもの

1　曳　船　四百馬力乃至八百馬力のもの　三十八隻
　建造期間　二十四ケ月
　清算協定第一年内に十七隻　第二年内に二十一隻

ロ、ソヴィエト聯邦からフインランドへ輸出するもの

| | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 小麥及裸麥 | 七〇、〇〇〇噸 | |
| 2 | 鹽 | 三〇、〇〇〇噸 | |
| 3 | 燐灰石 | 二六、〇〇〇噸 | |
| 4 | 石油 | 一五、〇〇〇噸 | |
| 5 | ベンヂン | 八、〇〇〇噸 | |
| 6 | 家畜飼料 | 七、〇〇〇噸 | |
| 7 | ガソリン | 六、〇〇〇噸 | |
| 8 | 棉花 | 二、二五〇噸 | |
| 9 | 煙草 | 五〇〇噸 | |

（備考）

調印されたソ芬通商條約及附屬取極は左の事項に付定めてゐる。

一、ソヴイエト聯邦側貨物のフインランド通過竝にフインランド側貨物のソヴイエト聯邦通過

引渡し

2　平底船　二千噸乃至三千噸のもの　二十隻
　建造期間　二十ケ月
　清算協定第一年内に九隻　第二年内に十一隻引渡し

| | | |
|---|---|---|
| 3 | 皮革製品 | 四二五、〇〇〇弗 |
| 4 | 技術用紙 | 四〇〇、〇〇〇弗 |
| 5 | 獸皮 | 二三五、〇〇〇弗 |
| 6 | バター | 一、〇〇〇噸 |

二、フインランドに於けるソヴイエト聯邦側通商代表部の地位（他國に於けるものと同樣）に關する規定

三、條約第一年に於ける兩國の對蘇及對芬輸出は夫々七百五十萬弗（弗に依り清算が行はれる）に達せしめられるべきこと、

右に付てフインランド側は曳船、鐵製平底船、水力タービン、耐酸鐵管及ポンプ、銅線、金屬製品、コバルト、黃鐵鑛、皮革、獸皮、紙、バター、チーズ、卵其の他を輸出し、

ソヴイエト聯邦側は小麥、ライ麥、鹽、煙草、家畜飼料、棉花、燐灰石、マンガン、クローム鑛、ガソリン、ベンヂン、石油、機械油等を輸出するものとすること

四、右以外特別の合意に依り求償取引が行はれ得べきこと

## ソ聯アフガニスタン間バーター協定成立

ソヴイエト聯邦とアフガニスタン間のバーター新協定（當事者はアフガニスタン國國立會社ソヴイエト聯邦東方貿易會社）は八月二十三日カブールに於て締結せられた、右は一方が他方から一年間に輸入すべき額が一億六千四百萬「アフガニー」（邦貨約五千萬圓）以上であるべきことを規定して居る。

公表に依る輸出品目は次の通りである。

一、兩國の取引高は第一年度に於て七千五百萬クローネと豫定されてゐる。但しスウエーデンの對ソ聯輸出はクレヂットを考慮に容れて一億クローネ以上に達するであらう。

二、スウエーデンは車輪、鐵道材料、工作機械、特殊鋼、ボールベアリング等をソヴイエト聯邦へ輸出し、ソヴイエト聯邦はスウエーデンに石油製品、穀物、油粕、マンガン等をスウエーデンに輸出する。

## ソ聯、スウエーデン間協定調印

スウエーデン國外務省は九月七日モスクワに於て物資交換、現金決濟及クレヂットに關するソヴイエト聯邦、スウエーデン間協定が調印された旨を發表した。

尚其の要點は左の通りである。

一、アフガニスタンよりの輸出　羊毛一萬噸、「カラクリ」貂皮七萬五千枚、羊、山羊及小山羊皮九十萬枚、胡麻一千噸、阿片二十噸

二、ソヴイエト聯邦からの輸出　織物五千萬「メートル」、砂糖六千五百噸、石油其の他燃料油一萬一千噸、セメント三千噸、鐵五百噸、雜品七十萬米弗。

尚前記の數量は双方の了解の下に增加し得べきものとなつて居る。

三、スウエーデンはソヴイエト聯邦に對し總額一億クローネ（五年期限、利率四分五厘）のクレヂットを與へ、ソヴイエト聯邦は之を追加註文支拂の爲二年間に使用する。

## ソ丁通商支拂協定調印

九月十八日ソヴイエト聯邦とデンマークの通商竝に支拂協定がモスクワに於て調印せられた。協定の內容は次の通りである。

一、最初の六ケ月間に兩國間の取引高を七百二十萬デンマーククローネ（邦價換算七百二十萬七千二百圓）とする

二、ソヴイエト聯邦ではデンマークから船舶、デイーゼル、電氣モーター、コンプレサー、プレッス、其の他裝備を買付ける

三、之に對して、デンマークはソヴイエト聯邦から棉花、屑綿、石油ガソリン、燐灰石等を購入する

## ソ洪間通商航海條約、貿易及支拂協定調印

九月三日モスクワに於てソヴイエト聯邦、ハンガリー間通商航海條約、貿易及支拂協定が調印された。右に依ると、實施第一年度に於て兩國の貿易額は夫々三百七十萬弗に達し、ハンガリーからはソヴイエト聯邦に對し車輪、車軸、油送管、船舶、發電機等を輸出し、ソヴイエト聯邦は挽材、棉花、マンガン、クローム、鐵鑛等を供給することになるであらう、又發效期日は夫々九月十五日からである。

## ウラジオ向動物製品の檢疫證明裏書

ウラジオストック港務局當局から羊毛、皮革及腸等動物製品に添附すべき檢疫證明には、在本邦ソヴイエト聯邦公館の必要な裏書證明を要する旨の申出があつた。

▲米、蘇通商協定內容（アメリカ合衆國之部參照）

フィンランド

▲土、芬通商協定成立（トルコ之部參照）

▲ソ、芬通商及支拂協定調印（ソ聯之部參照）

スウェーデン

▲ソ聯、スウエーデン間バーター協定調印（ソ聯之部參照）

ノールウェー

## ノルウエー外國貿易の國家管理實施

ノルウエー國に於ては外國貿易を國家管理となし、外國貿易は國立ノルウエー銀行のみ之を取扱ひ、又ノルウエー人に對する債權はノルウエー銀行に對し遲くとも一九四〇年七月三十一日迄に申告の要があることゝなつた。

## デンマーク

### 獨・伊・芬産品に限り爲替許可發給

デンマーク中央爲替管理局は一九四〇年下半期に於ける同國輸入の爲、差當りデンマーク國と特別の通商取極があるドイツ（ボヘミア、モラヴィア保護領を含む）フインランド及イタリーの産品に限り、爲替許可を發給することに決定した趣で、特にドイツ品に就ては當分の内紡績材料、金屬製品、船舶、飛行機及特殊機械類等特定の數種商品を除外した總ての産品に對し、九月一日迄に許可申請書提出され、且ドイツ側に於て一九四〇年末迄に之が受渡履行を引受ける限りに於ては、從來の輸入實績の如何に拘らず爲替許可が發給される筈である。尙イタリー及フインランドの産品に就ては大體條約の規定に基いて許可が發給されるが、イタリー品はドイツ品同樣特別の取扱を受ける。

**▲ソ、丁通商支拂協定調印**（ソ聯之部參照）

## スペイン

### 西洪間通商協定成立

七月十五日スペイン及ハンガリー間に於て通商協定が署名せられた。右に依つてハンガリー側から電氣モーター、トラクター、木材、甜菜其他の種子、血清、臘物、機械部分品、豆類等、又スペイン側から麵麭粉、樹脂、羊皮、テレバンチン、コルク、木材、黃鐵鑛、羊臘物、麥角、鬚、乾葡萄、蜜柑、鰯、巴旦杏の實、椎の實、レモン、シエリー酒等を輸出の爲に明年の年割當量を定め、兩國内に求償勘定を設けて支拂ふことゝした。

### 商標其の他に對し外國語使用禁止

五月十六日政府は内務省令を以て、スペイン國内に於ける遊興場、工場、商店、旅館、食料品店、各種職業、劇場及其の他之に類似するものに對して看板、見本、廣告及場所名の外國語の名稱使用を禁止したが、商工省に於ては同月三十日附を以て商標、商品名、看板等に對してスペイン語以外の名稱を使用することを禁止する旨の省令を公布した。

**▲亞、西間バーター取極成立**（アルゼンテイン之部參照）

**▲葡西英間に、西國による食糧用小麥及葡國殖民地物産買付協定成立**（ポルトガル之部參照）

## ポルトガル

### 外國品一部輸入停止

ポルトガル國政府は六月十三日附商工省令第九五五三號を以て一九四〇年十二月末日迄別表の通り外國品のポルトガル本國輸入を停止し、例外としてマデイラ及アゾレス島に於ける刺繍工業の材料品である各種絲、繊物竝同上製品及純然たる工業原料竝に國家公用に仕向けられるものは豫め商工大臣の許可を得て之を輸入し得ることゝした。

尙本令は公布の日（六月十三日）から起算して十五日を經て之を實施することゝなつて居る。

**▲輸入稅表**

第三類　絲、繊物、「フエルト」竝同上製品

| 第一節　羊毛 | 稅番 |
|---|---|
| 品目 | |
| 紐、線條　巾三〇糎迄ノモノ | 三九九 |
| 莫大小 | 四〇〇 |

分類外織布　四〇一乃至四〇四
「ショール」及「ハンカチーフ」　四〇五
寢臺用布　四〇六
敷物、絨氈　四〇七
分類外莫大小製品　四〇八
分類外織布製品　四〇九

第二節　絹

紐、線條　四一一、四一二
莫大小　四一六、四一七
「ビロード」及同模造品　四一八
分類外織布　四一九乃至四二五
「ショール」、「ハンカチーフ」及面帽　四二六、四二七
分類外純絹布、混絹布、絹刺繍（製品）　四二八

第三節　木綿

生縮紗　四四九
撚絲帆木綿紐　四五〇、
分類外紐、線條　四五一
生及白縮紗　巾三〇糎迄ノモノ
巾七七糎迄、重量一米平方五〇〇瓦以上ノモノ　四五二
刺繍用布、「メルリン」及類似品　四五四
裂目及「レース」付織布　四五五
「タフエター」織（生）　四五六乃至四六七
莫大小　四六八

縁飾　四九六
「ビロード」及同模造品　四七〇、四七一
分類外織布　四七二乃至四七六
「ショール」及「ハンカチーフ」　四七七、四七八
寢臺用布　四七九乃至四八四

第四節　麻及其他植物性纖維

緞子及綾織布　四八九
大麻布　四九〇
紐、線條　巾三〇糎迄ノモノ　四九一
生又ハ白帆布　巾六二糎迄、重量一米平方ニ付六五〇瓦以上　四九二
刺繍用布「メルリン」及類似品　四九三
裂目及「レース」付織布　四九四
莫大小　四九五
縁飾　四九六
「ビロード」及同模造品　四九七
分類外綿布　四九八乃至五〇〇
「ショール」及「ハンカチーフ」　五〇一乃至五〇六

第五節　雜

「モール」及織布ニテ被ヒタル釦　五〇七、五〇八
婦人用「コルセツト」、帶、胴着　五一〇乃至五一三
「フエルト」製敷物絨氈　五一四
絹刺繍入「フエルト」　五二〇、五二一

包裝用糊付紐　五二二
「モール」　五三一乃至五三四
布製造花　五三五
金屬線、又ハ金屬混入織布　五三九

## 第四類　機械、器具、車輛、船舶

第二節

普通乘用自動車　七三一乃至七三四及七三九
「オートバイ」　七六三、七六四

## 第六類　各種製品

第一節　**動物性原料ニ依ル製品**

革製手袋　七七七乃至七八〇
皮革製品　七八一、七八二
羽毛製品　七八三

第七節　雜

裝身具　九六二
分類外帽子頭巾類　九六六
靴　九七四、九七五、
帽子　九八五乃至九九二
「ハンドバツク」　一、〇三七
「ローション」、香水、齒磨、白粉　一、〇五七
飾羽　一、〇六〇、
洗濯石鹼、化粧石鹼　一、〇七八乃至一、〇八〇

## 葡西英間に、西國による食糧用小麥及葡國殖民地産買付協定成立

七月二十五日ポルトガル國外務省は左の通り發表した。

七月二十四日外務省に於てポルトガル、スペイン、イギリスに於る食糧用小麥及ポルトガル國殖民地物産買付に關する協定が交換公文に依り署名された。ポルトガル國殖民地物産に對する支拂を容易ならしめる爲、英國政府は金額六十萬磅を限り、イギリス、スペイン協定により支拂する事に同意した。本協定によりスペインに輸入せられるポルトガル國殖民地原産の各物産に使用される金額が確保される事となつた。

## 輸出入許可制の省令公布

ポルトガル政府は一九四〇年十月二十一日附經濟省令第九、六七〇號を以て、一、一定貨物の輸出　二、全貨物の再輸出及通過　三、一定貨物の輸入は經濟省の許可を要する旨を公布した。

**▲經濟省令第九、六七〇號（十月二十一日附）**（要譯）

**第一條**　左ノ各項ニ該當スルモノハ經濟省ノ認可ヲ要ス。

一、本令附屬表ニ列記セラルヽ貨物ノ輸出

二、輕貨物ノ再輸出及通過

三、第一項本令附屬表ニ指定セラルヽ一定貨物ノ輸入

**第二條**　前條ニ謂フ認可ハ商工組合技術審議會、若クハ附屬表ニ規定スル組合、經濟調整機關ノ發給スル許可ニ依リ行ハル。

一、對スペイン貿易ニ關スル許可ハ一九四〇年七月二十三日緊急令第三〇、六一〇號ノ規定ニ從ヒ從前通リ組合技術審議會ニ依リ發給セラルベシ

二、再輸出通過貿易ニ對スル許可ハ常ニ組合技術審議會ニ依リ發給セラルベシ

三、特別規定ニ準據スル輸出入、若クハ組合、經濟調整機關ノ發給スル許可、又ハ指令ニ據ラザル可カラザル輸出入ハ本令ノ規定ニ反セザル限リ、從前通リ右特別規定ニ準據スベシ

**第三條**　前條ニ謂フ許可ハ經濟省ノ許與スル認可ノ範圍内ニ於テ同省ノ發スル指令ニ基キ發給セラルベシ。

**單款**　右指令ハ組合技術審議會ヨリ其ノ他ノ諸機關ニ示達セラルベシ。

**第四條**　一九四〇年六月十三日令第九、五五三號ノ規定ハ從前通リ有效トス

## 附屬表

輸出入ニ付經濟省ノ認可ヲ要スル貨物

### I 輸出

**A**　砂糖、茶、「カカオ」、大麥、燕麥、「ソラ」豆、稗
椰子纖維、大麻、「エスパルト」、「ジュート」、麻、「シザル」、其ノ他ノ植物纖維、漁網及右製造用織物、包裝用俵及袋
機械及其ノ工具、器具、鐵具、車類
木材、紙及紙屑、「パルプ」、襤褸
煙草（原料及製品）
「ゴム」、其ノ類似品ノ原料及製品竝ニ屑電氣用材料、「タイプライター」、謄寫版、計算器
「タングステン」鑛、錫鑛、錫鎔滓
石油及ソノ派生品、瀝青
魚粉、魚油、鯨油
履物類
右各貨物ノ輸出許可ハ商工組合技術審議會之ヲ發給ス。

**B**　麵麭製造用穀物及粉
食用揑物
右輸出許可ハ麵麭協會之ヲ發給ス。

**C**　動物、「バター」、「チーズ」、「ラード」、豚脂、人造「バター」、「ヘツド」及其ノ他動物性工業用脂、生肉（調理セルモノ及罐詰）、卵、臟腑（乾物又ハ鹽漬）、「ミルク」類
羊毛及屑、人造羊毛、皮革類
右許可ハ動物製品組合及右ノ委任ニ依リ「マデイラ」乳製品組合之ヲ發給ス。

**D**　「オリーヴ」實、「オリーヴ」油、落花生油、「オリーヴ」殘滓油
右許可ハ「オリーヴ」組合ヨリ發給セラル。

**E**　鱈
右許可ハ鱈取引調整委員會ヨリ發給セラル。

**F**　米
右許可ハ米取引調整委員會ヨリ發給セラル。

**G**　棉花及綿屑、綿絲、綿布、「フエルト」及右ノ製品
但シ屬島產ノ刺繡ヲ含マズ
右輸出許可ハ棉花取引調整委員會ヨリ發給セラル。

**H**　石炭、鑛物性及植物性ノ同種品

**I**　「アルミニユーム」及ソノ合金、鉛（鑄造及薄板）、銅及ソノ合金（鑄造及薄板）、錫（鑄塊）
鐵及鋼鐵（鑄造、薄板及鍛鐵）、亞鉛、鉄力板、總テノ金屬
右輸出許可ハ金屬取引調整委員會ヨリ發給セラル。

**J**　工業用植物油、含油種子、石鹼
右輸出許可ハ含油種子植物油調節委員會ヨリ發給セラル。

**K**　總テノ肥料、殺蟲劑及一九四〇年五月二十一日附令第九、五三三號列擧ノ物品
右許可ハ化學製品藥品取引調整委員會ヨリ發給セラル。

**L**　毛絲、毛織物「フエルト」及右製品
右輸出許可ハ毛織工業協會ヨリ發給セラル。

**M**　珈琲
右輸出許可ハ殖民地珈琲輸出組合ヨリ發給セラル。

### II 輸入

**A**　燕麥、蠶豆、大麥
右輸入許可ハ商工組合技術審議會ヨリ發給セラル。

**B**　鞣革（原料及製品、稅表第三五、三六、三八、四二條）
羊毛、毛絲
右輸入許可ハ畜產品組合ヨリ發給セラル。

**▲英國、ポルトガル間支拂協定成立**（イギリス之部參照）

# ○北アメリカ洲

## アメリカ合衆國

### ラグラグに對する關稅に新判決

北米合衆國聯邦關稅裁判所は稅番一五二九（a）の擴張解釋を內容とする新判決を下し、十一月七日附大藏省判決週報を以て發表したが、規定に依り一箇月の猶豫期間の後に、一般に適用實施する筈の由である。

右要旨は「製造前別箇獨立のものでないレース、緣縫、緣飾り等を部分とする物品は稅番一五二九（a）に依り課稅される」（製造前別箇獨立のものである此の種部分を有する物品は當然稅番一五二九（a）の適用を受く）と謂ふのであつて、製造の技術上生じた部分でも之を除外しない。

從て從來稅番九二一の適用を受けて居つたラグラグで前記の部分を有するものは今後一律に稅番一五二九（a）從價九〇%を課される次第である。

### 中南米及英國を除き屑鐵鋼全面的禁輸

ルーズヴエルト大統領は九月二十六日屑鐵及屑鋼の禁輸斷行を宣言したが、アーリー大統領秘書は同日新聞記者團と會見し、屑鐵禁輸措置を說明して左の如く語つた、

ルーズヴエルト大統領の命令は、國防諮問委員會特に同委員會の原料品價格管理部と協議の上決定されたものである。屑鐵の種類は約七十五品目あるが、實際に輸出されて居るものは十三品目に過ぎない。その中ヘヴイ・メルテイング型種が最も需要されて居る。これ迄ヘヴイ・メルテイング種屑鐵に對しては自由に輸出許可證が發給されて居り、更に十月十五日迄は引續き自由に發給される筈である。然し乍ら、十月十六日以降七十五品目に亘る屑鐵全部が許可制度の下に置かれ、輸出許可證は西半球諸國及英國に限つてのみ發給されるものである。

### 軍需品輸出許可制改正

七月二十五日アーリー大統領秘書官は、同日大統領は軍需品輸出許可制に關する七月二日附大統領布告を改正し石油、石油製品、屑鐵及金屬屑を許可品目に附加する大統領令に署名した旨を發表した。

右大統領布告は七月二十六日附を以て公布され、同時に施行細則が發表されたが、追加品の細目は次の通りである。

A) Petroleum products

(1) Aviation motor fuel, i.e. high octane gasolines, hydrocarbon, and hydrocarbon mixtures (including crude oils) boiling between 75 and 350 F. which with the addition of tetraethyl lead up to a total content 3cc per gallon will exceed 87 octane number by the ASTM knock test method; or any material from which by commercial distillation there can be separated more than 3 percent of such gasoline, hydrocarbon or hydrocarbon mixture.

(2) Aviation lubricating oil, i.e. any lubricating oil of 95 or more seconds Saybolt universal viscosity at 210 F. with a viscosity index of 85 or more.

B) Tetraethyl lead, pure tetraethyl lead, ethylfluid, or any mixture containing more than 3cc of tetraethyl lead per gallon.

C) Iron and steel scrap number 1 heavy melting scrap.

尙本許可制は八月一日から實施のことゝなつて居る。

### 輸出許可品目追加

米大統領は九月十二日附布告を以て、七月二日の國防强化法に基く輸出許可品目に左の追加を爲し、卽日之を實施した。

1. Equipment (excluding minor component parts) which can be used, or adapted to use, for the production of aviation motor fuel from petroleum, petroleum, products, hydrocarbons, or hydrocarbon mixtures, by processes involving chemical change; and any plans, specifications, or other documents containing descriptive or technical information of any kind (other than that appearing in any form available to the general public) useful in the design, construction, or operation of any such equipment, or in connection with any such processs. Aviation motor fuel shall mean such fuel as is

defined in the regulations issued pursuant to proclamation No. 2417 of July 26, 1940 as may from time to time be amended.

2. Equipment (excluding minor component parts) which can be used, or adapted to use, for the production of tetraethyl lead, and any plans, specifications, or other documents containing descriptive or technical information of any kind (other than that appearing in any form available to the general public) useful in the design, construction, or operation of any such equipment, or in connection with any such processes.

Tetraethyl lead shall mean such tetraethyl lead, as is defined in the regulations issued pursuant to proclamation No. 2417 of July 26, 1940 as may from time to time be amended.

3. Plans, specificatians, and other documents containing descriptive or technical information of any kind (other than that appearing in any form available to the general public) setting forth the design or construction of aircraft or aircraft engines.

## 要輸出許可物資の許可制適用地帶擴張

十二月十五日國務省は各地稅關に對して七月二日、同二十六日及九月十二日附の大統領令に依り輸出許可を必要とする物資（飛行機、同附屬品、光學機械、工作機械、石油製品、テトラ・エチル鉛、屑鐵及戰種生產設備並に設計圖）は今後一九三四年六月十八日成立のフォーレイン・トレード・ゾーン・アクトに規定されて居る所謂自由貿易地帶に存する場合と雖、本件許可制の適用を受くべき旨を通牒した。右は從來本件許可制の適用外であつた前記地帶を通じてアンチモニー、皮革、マンガン、水銀、護謨、錫、タングステン、石油及屑金屬類等の重要物資が當局の目を逃れて再輸出されてゐるのを防止する目的に出た趣である。

## 手動及中古工作機械輸出許可制

十二月二十五日輸出統制管理官は各地稅關に對して、左記四十一項目の手動又は中古工作機械に關して十二月十一日以降は輸出許可を要すべく、尤も同十一日午前零時以前に積込が完了せられるか、又はカナダ及メキシコに輸送せられるものは此の限りでない旨の訓令を發した。

右品目の多くは從來米當局側に於て輸出許可を不要として居つたものである。

1. All used or rebuilt machine tools of any description.
2. Pipe threading machine.
3. Metal cutting band saws.
4. Power driver hack saws.
5. Key seating machines.
6. Diseal grinding machines.
7. Car wheel and locomotive wheel presses.
8. Burring machines-gear.
9. Chamfering machines-gear.
10. Buring machines-gear.
11. Planerscrank.
12. Bench power presses.
13. Saw sharpening machines.
14. Filing machines.
15. Pipe bending machines.
16. Thread chaser grinders.
17. Burnishing machines.
18. Tool and cutter grinders, universal and plainhand feed.
19. Riveting machine.
20. Grinding machines portable with flexible shaft.
21. Centering machines.
22. Grinders-face milling cutter.
23. Arbor presses, hand, air and hydraulic.
24. Grinding machines-drill.
25. Grinding machines-tap.
26. Grinding machines-hob.
27. Nibbling machines.
28. Grinders-lathe tool.
29. Gear lapping machines.
30. Gear shaving machines.
31. Polishing machines.
32. Heat treating furnaces.
33. Foundry machines.
34. Twist and other drills.

35. Reamers.
36. Milling cutters.
37. Hobs.
38. Taps.
39. Bies.
40. Die heads.
41. Solar knives.

## 金屬機械類等輸出許可制

米國政府は重要軍需資材に對する輸出許可制の範圍を更に擴張することゝなり、十二月二十一日國務省は米國防計畫の實現の爲に一九四一年一月六日より更に一部機械類及び特殊金屬等十五品目に對して輸出許可制を布く旨のルーズヴエルト大統領の聲明書を公表した。その品目内容は次の通りである。

一、臭素
二、エチレン
三、エチレン・ヂブロマイド
四、メチル・マミン
五、ストロンチウム金屬及び鑛石
六、コバルト
七、研磨劑及び金剛砂、鋼玉又は柘榴石を含有する研磨器竝に研磨紙布
八、可塑物塑造機及び壓搾機
九、測定機
十、計量器
十一、試驗器
十二、平衡器
十三、水壓ポンプ
十四、ダイヤモンド工業に關係ある精密工具
十五、航空機用滑油製造に關する裝置及び設計

## 追加輸出許可品目内容規定

輸出許可制の範圍擴大に關する十二月二十一日附の大統領聲明書と前後して、米國政府は新たに輸出許可品目中に追加せらるべき十五品目の内容を規定した大統領令全文をも發表したが、之等品目中で概念の複雑であつて、特に説明を要するものは左の九種である。

一、コバルト
（イ）コバルト金屬
（ロ）コバルト酸化物
（ハ）五パーセント以上のコバルトを含む混合物

二、研磨材
金剛砂、鋼玉及び柘榴石製の砥石車、自然又は人工の研磨材製の輪砥、人工研磨材の粗粒、研磨紙布、その他の自然乃至人工研磨材砥石及び砥石材等

三、光學、測定機械
電氣又は機械的方法によつて部分品の精密度を計り又は檢査するための機械、これにはベンチ及び全てのマイクロメーターも含まれる

四、計量器
深度、高さ及びその他容量を測る機械竝に精密部分品測定に使用されるゲージ測定機

五、試驗器
張力、柔靱性、收縮度、硬度、扭力及び鑄の有無を試驗する機械、これにはダイナモメーターも含まれる

六、平衡器
統計的又は力學的に金屬部分の平衡を試驗する機械

七、水壓ポンプ
一吋立方の水に對し百封度以上の水壓を加へ得るギヤー、ヴエイン及びピストン式のポンプ

八、ダイヤモンド工業に關係ある精密工具
ダイヤモンド製の雄螺切、ダイヤモンド製の旋盤錐、ダイヤモンド製の仕上車、ダイヤモンド製の輪砥、ダイヤモンド製の硝子切及び同樣製品、ダイヤモンド製の鋸

九、航空機用滑油製造に關する裝置及び設計
七月二十六日實施した輸出許可品目中に規定した航空機用滑油の製造に使用されるか又は應用し得る裝置、但し同裝置の小部分品を除く航空機用滑油製造裝置に關し圖形的に又は技術的に知識を與へる全ての明細設計圖或は他の文獻、尤も右裝置の組立設計又は操作、或ひは右裝置製造過程に關係ある設計乃至文獻にて文案的なものは除く

## 米・亞兩國間に二千萬弗クレヂット成立

六月二十七日ジョーンズ米聯邦貸付管理官は、北米輸出入銀行がアルゼンティン政府及亞國中央銀行に對して米國から建築材料及運輸資材購入に充當する爲め米貨二千萬弗のクレヂットを供與することゝなつた旨を發表した。尚右購入品の詳細に就ては未發表であるが、運輸資材には車輛、機關車、トラック及バスを含む由である。

## 米ソ通商新協定の内容

米ソ通商條約は八月五日モスコーに於ける公文交換に依つ

て向ふ一ヶ年間延長（第四回目の更新）される事となつたが、同六日國務省發表に依ると、ソ聯は右協定中に於て新に「米國政府が對ソ輸出に付制限を加へるものがある爲、ソ聯經濟關係機關が若し米國から充分の買付を爲し得ない事がある場合は、本條約に規定されて居るソ聯の措置（右は一年内にソ聯が最少限度四千萬弗の米國商品を買付けるであらうとの保障を指す）を實現し得ない事があるだらう」との留保を付して居る。其他は總て從前通りである。

## 米及中南米諸國間珈琲輸出割當協定成立

十一月四日のジヤーナル・オブ・コムマースに依ると、米及中南米珈琲生産國代表者間に總量一ヶ年千五百五十四萬五千袋（百三十二封度入）を超過しない珈琲輸入割當協定が成立し、各本國政府の承認を待つて調印することゝなつたが、右割當量は左の如くである。

| | |
|---|---|
| ブラジル | 九百三十萬袋 |
| コロンビア | 三百十五萬袋 |
| コスタ・リカ | 二十萬袋 |
| キユーバ | 八萬袋 |
| エクアドル | 十五萬袋 |
| サルヴァドル | 六十萬袋 |
| グァテマラ | 五十三萬五千袋 |
| ハイチ | 二十七萬五千袋 |
| ホンデユラス | 二萬袋 |
| メキシコ | 四十七萬五千袋 |
| ニカラグア | 十九萬五千袋 |
| ペルー | 二萬五千袋 |
| ドミニカ | 十二萬袋 |
| ヴエネズエラ | 四十二萬袋 |

尚前記諸國の對米輸出總額は一九三七、三八及三九年度に於て夫々千三百十二萬六千袋、千四百八十九萬三千袋及千五百四十八萬二千袋なので、前掲協定總量は最高記錄であつた一九三九年度の輸出額に匹敵して居る。

## 米、亞國に五千萬弗借款供與

十二月五日モーゲンソー大藏次官は「アルゼンティン國に對し同國通貨安定の爲、大藏省手持の爲替平衡資金中から五千萬弗の借款を供與することに決定した」旨を發表し、其の際に「爲替平衡資金は英佛の通貨を安定するのを趣旨としてゐたが政府は右方針を改めた」と說明した趣である。

## 航空用ガソリンの輸出地域限定

輸出管理官マックスウエル大佐は重要物資の輸出許可制に關し左記の聲明を發表することを上申し、大統領の承認を得た旨八月三十一日午前白堊館から發表せられた。

「不取敢國防上の利益に鑑み「航空用」ガソリンの輸出は西半球諸國向けの物のみに限定せられるであらう、但し米人の所有に係る會社の運營の爲に前記の地域以外に於て必要とせられる「ガソリン」は右制限の例外である」。

## 香港及支那向小麥及小麥粉の輸出補助金交付停止

十月八日米國農務省は香港及支那向小麥及小麥粉の輸出に對する輸出補助金交附を同日午後二時を以て停止する旨を發表した。右に關し係官は、「是は國務省と協議の上措置したものである」とのみ述べたに止り、本措置を執るに至つた理由に付ては何等明かにして居ない。

## 綿製品輸出奬勵金增加

八月二十三日農務省は一時半減された綿製品輸出奬勵金の增加を左の通り發表し、二十六日から實施することゝなつた趣である。

| 品目 | 輸出奬勵金（正味一封度に付） |
|---|---|
| Picker laps, silver laps, silver, roving, batting and mattress felt made wolly of unused cotton, card strips or comber wastes or combinations thereof | 三仙 |
| Yarn, thread, twine, cordage and rope | 三仙三 |
| Coated products, including rubber-coated and rubberized products, buckram, crinoline and elastic containing 20 percent or more of rubber by weight and articles manufactured therefrom | 一仙八 |
| Fabrics, excluding buckram, crinoline and coated fabrics, absorbent cotton and elastic containing less than 20 percent of rubber by weight | 三仙五 |
| Articles manufactured from fabrics other than buckram, crinoline, coated fabrics or elastic containing 20 percent or more of rubber by weight | 三仙九 |
| Articles not otherwise specified | 二仙八 |

右は日本及歐洲の綿製品輸出不振の折柄、米國綿製品の輸出増加を計らうとするにあると、稱せられてゐる。

尙棉花に付ては American Cotton Shippers Association から奬勵金復活方を農務省に申出でたが、當局は棉花に對しては資金がないと稱して、此の際は寧ろ棉花の國内消費増進資金を用ふる意嚮であると傳へられてゐる。

**▲米濠羊毛協定成立**（オーストラリア之部參照）

**▲米輸出入銀行亞國にクレディツト供與**（アルゼンティン之部參照）

**▲米、智船舶會社海運協定成立**（チリー之部參照）

# カナダ

## パラグアイ國品に中間稅率適用

カナダ政府は六月二十日附總督府令を以てパラグアイ國製産品に對して中間稅率適用を許與する事となつた旨、竝に本令は六月二十日から實施して同日以前カナダに輸入され、未だ通關手續を了らない同國品に對しても之を適用すべき旨を六月二十五日附國稅省メモランダムを以て公表した。

## 人絹及綿製ベツトスプレット類輸入課稅公定價格引上

九月十四日附國稅省アプレザース・ブレチンを以てカナダ政府は人絹及綿製ベッドスプレッド類カナダ輸入の際に於ける課稅公定價格を最低一封度に付四十八仙（以前は三十二仙）に引上げた旨を公表した。

尙九月十九日以前になされたもの及十一月十四日以前に現にカナダに向け輸送中のものに對しては、右新公定價格は之を適用しないとのことである。

## 日本よりの人絹布及同製品の課稅標準價格決定權國稅大臣に附與

カナダ政府は九月七日附國稅省 Appraiser's Bulletin を以て、巾十三吋半以上の人絹布及同製品は、本邦に於て使用消費の爲販賣されて居ないことが判明した趣を以て、同品のカナダ輸入の際に於ける課稅標準價格は關稅法第四十一條に依り其の都度國稅大臣に於て決定することゝなつた旨を公表した。

## 支那より輸入の綿布及同製品課稅標準價格を其の都度國稅大臣決定

カナダ政府は九月七日附國稅省 Appraiser's Bulletin を以て、支那から輸入される綿布及同製品の課稅標準價格は關稅法第四十一條に依り、其の都度國稅大臣に於て決定することゝなつた旨を發表した。

## 日本及支那製ウール竝人絹製品の輸入に其の都度國稅大臣の課稅標準價格決定

九月十七日附國稅省アプレーザース・ブレテインを以てカナダ政府は次の如く發表した。

日本から輸入されるウール製品竝に支那から輸入される人絹竝にウール製品の課稅標準價格は、關稅法第四十一條に基き輸入の都度國稅大臣が之を決定する。

## パイナップル罐詰下級品輸入禁止

カナダ政府は六月四日附國稅省メモランダムを以て The Meat and canned Food Act 改正の結果、パイナップル罐詰下級品（上等品 Fancy 中等品 Choice 下等品 Standard の三種中の Standard を意味す）のカナダ輸入を禁止する事となつた旨を公表した。

但し、下級品と雖も、製造原料として輸入される半ガロン以上の容器入のもの及び六月三日以前に於て買入の上、同日現に

カナダに向け輸送中のものに對しては、本令を適用しない趣である。

## 蝦罐詰及魚油類輸出禁止

一、カナダ政府は六月十二日附總督令を以て、特に當局の許可があつた場合以外には、蝦罐詰輸出許可證の下附を差止める事となつた旨を六月十七日附國稅省メモランダムを以て公表した。

二、カナダ政府は六月二十四日附國稅省メモランダムを以て、特にWartime Prices & Trade Boardの許可があつた場合以外には、爾今Fish livers and fish oilsの輸出許可證發給を差止める事となつた旨を公表した。

## 米松丸太三月間輸出禁止

カナダ木材コントローラーは七月十日以降三月間ブリティッシュ・コロンビア州產製材用米松丸太の輸出を禁止（英帝國内は除外）する旨を七月六日發表した。右は軍需材生產に必要な原木を確保する目的に出でたものであつて、米松丸太以外の輸出は從來通りの由である。

## 皮革類輸出禁止

カナダ政府は七月十日附國稅省メモランダムを以て、特にWartime Prices and Trade Boardの許可を得た場合以外には皮革類（毛皮を除く）の輸出を禁止すべき旨を公表した。

## 牛乳代用品輸入禁止

カナダ政府は七月六日附國稅省メモランダムを以て、脂肪又は油を混入した牛乳、クリーム及其の代用品の輸入を禁止した旨を公表した。

## マデイラ島カナリー諸島其他へ輸出禁止

カナダ政府は八月六日附總督令に依り、特に國稅大臣の許可を得た場合以外にはMadeira Islands, Canary Islands, Cape Verde Island, Azores, スペイン領及ポルトガル領Africa Northof the Equator及International Zone of Tanzierに對する輸出を禁止した旨を八月九日附國稅省メモランダムを以て公表した。

## 小麥製品輸入禁止

カナダ政府は九月五日附國稅省メモランダムを以て、特にWheat Boardの許可を得た場合の外、爾今小麥製品（小麥粉及其の他人類の使用を目的として製造されたもの一切を含む）をカナダに輸入するを得ない事となつた旨を公表した。

## 銅輸出禁止

カナダ政府は十月九日閣議後、英本國竝に國内の需要充當の爲、爾今銅の外國向輸出パーミットも發給しないこととなつた旨を公表した。

## アルミニューム及同製品輸入制限

カナダ政府は十月十五日附總督令を以て、特に國稅大臣の許可を得た場合の外、アルミニューム及同製品をカナダに輸入することを得ないこととし、十月十六日官報號外を以て之を公布し、即日實施した。但し同日以前に於て、現にカナダに向け輸送中のものに對しては本令を適用しない趣である。

右はカナダ國產アルミニューム使用制限に關する政府の措置を益々強化すると共に、外國爲替の濫費を防止しやうとするに基因するものゝ如くである。

## ルーマニア國品輸入禁止

カナダ政府は敵國領土から積出された敵國生產品の輸入禁止を前年公表したが、更に十月二十四日附國稅省メモランダムを以てルーマニアを敵國領土と看做し、同國品の輸入を禁止する事となつた旨、竝に十月十二日以前に於てカナダに到着したもの、又は同日カナダに向け輸送中の同國品に限り當局の輸入許可を得た時は協定稅率の適用を享ける事を得る旨を公表した。

## 鐵及鋼鐵製品竝機械器具類輸出禁止

カナダ政府は、さきに一九四〇年一月二十三日附總督令を以

て Steel ingots, Blooms, Billets 及 Iron or Steel rails, Pipes, Tubes 等の鐵及鋼鐵製品は特に國務大臣の許可を得た場合以外には輸出を禁止したが、十一月五日附國稅省メモランダムを以て更に之に多數の鐵及鋼鐵製品、ダイヤモンド、クローム鑛竝に機械及器具類を追加し十一月九日から實施する事とした。

## 戰時特別收入法等議會通過

戰時特別收入法改正法案及一九四〇年外國爲替節約法案が、十二月六日議會を通過したが、各法律案内容は次の通りである。

### ▲戰時特別收入法

前期議會に於て改正された本法中下級乘用自動車、寫眞器、蓄音器、ラヂオ及チューブの消費稅を引上げると共に電氣及瓦斯器具（主として家庭用品）に對して新消費稅を賦課しやうとするものである、即ち左の如くである。

1　十人乘以下の乘用自動車であつて

（イ）價格九百弗以下のもの　　從價二割とす

（ロ）九百弗以上千二百弗迄のもの　　九百弗に對し二割
九百弗超過額に對し四割

（ハ）千二百弗以上のもの　　右を超ゆる三百弗に對し四割
千二百弗超過額に對し八割

2　寫眞機、蓄音機、ラヂオ・セット及同チューブ　從價二割五分

3　左記電氣及瓦斯器具類　　夫々從價二割五分

（イ）Light fixtures, Lamps, Shades, Globes, Reflectors

（ロ）家庭用 Stoves, Heaters, Ranges, Refrigerators

（ハ）家庭用 Food choppers, Grinders, Irons, Washing machines, Garbage disposal units, Floor waxers, Floor polishers

（ニ）Vacuum cleaners, Food mixers, Roasters, Kettles, Coffee makers, Toasters, Permanent waving machines, Razors & shavers 其他

（ホ）Coin or disc-operated slot machines and vending machines, Coin or disc-operated games or amusement devices

本法は十二月二日から實施し同日以降輸入される前記物品竝に同日迄に輸入手續未完の物品に對しても之れを適用する。

### ▲一九四〇年カナダ戰時外貨節約法（假譯）

#### 第一項

一　本令ハ一九四〇年戰時外貨節約法ト稱ス。

二　本令中前後字句ノ關係上異レル意味ヲ必要トセザル限リ大臣ハ國稅大臣ヲ意味ス。

「スターリング・エリア」ハ英帝國版圖ニ屬スル自治領、保護國、委任統治領、國王主權領（但シカナダ、「ニューファンドランド」、香港ヲ除ク）及ビ英帝國版圖ニ屬スルト否トニ拘ラズ加奈陀政府ニヨリ指定セル其ノ他ノ領域ヲ意味ス。

（註＝本令中ノ「カナダ政府」或ハ「政府」ト云フ語ハ「ガバナー・イン・カウンシル」ノ自由譯ナリ）

三　（一）本令第一表ニ列記セル物品ハ如何ナルモノト雖、之ヲカナダ國内ニ輸入スルヲ禁ズ、但シ大臣ガ任意ニ必要ト認メ許可ヲ與ヘタルモノハ其ノ輸入許可書ノ指定條件ニ基キ輸入シ得ベシ。

但シ本節ハ次ノ物品ニ對シテハ適用セズ。

a　「ニューファンドランド」又ハ「スターリング・エリア」内ノ諸國ニ於テ栽培、生產、製造セラレ且ツ其ノ生產國ヨリ輸入セルモノ。併シ大臣ノ任意裁量ニ依リ純絹製品又ハ絹交織製品ヲ除外シ得。

b　一九四〇年十二月二日又ハ同日以前既ニカナダヘ向ケ輸送中ノ物品。

（二）大臣ハ本節ノ内容如何ニ拘ラズ任意ニ如何ナル物品ニ對シテモ必要ト思考スル期間、前節ノ規定適用ヲ免除シ得。而シテ斯カル免除ハカナダ「ガゼット」（領政府官報）ニ發表セラレ、其ノ效力ハ發表日ヨリ即時或ハ定メラレタル期日ニ發生ス。

四　大臣ハ其ノ測定ニヨリ諸事情ニ適應スベキ諸種ノ許可ヲ定メ之ニ條件ヲ附シ、又ハ何時ニテモ斯カル許可、或ハ其ノ條件ヲ取消シ、又ハ修正スル事ヲ得。

五　本項規定ニヨリカナダニ輸入ヲ禁止サレタル物品ハ（特ニ大臣ヨリ輸入許可ヲ得タル物品、又ハ上記ノ規定ニ依リ特ニ除外セラレタル物品ヲ除ク）關稅定率法第十三節ニ依リ輸入ヲ禁止セラレタル物品ト見做シ、其ノ輸入品ヲ沒收ノ上廢棄セラルヽカ、又ハ大臣指令ノ方法ニテ處分セラルベキモノトス。且又禁止品ヲ輸入シタル者、或ハ斯カル輸入ヲ誘導、又ハ默許シタル者ハ關稅法、又ハ關稅定率法ニヨリ罰セラルヽノミナラズ、即決又ハ公訴ニヨリ二千弗以下ノ罰金、或ハ一ケ年以下ノ體刑又ハ罰金ト同時ニ體刑ニ處セラルベシ。

六　（一）本項ノ規定ニ乘ジテ物品ノ賣價ヲ吊上ゲ、又ハ政府ガ物品ノ生產費ノ變動ヲ考慮シ、適正價格ト思考スル標準以上ニ其ノ物品ノ値段ヲ保持セントスル者アル場合ハ、政府ハ該物品ノ輸入ヲ許可スルノミナラズ、該物品ニ對スル關稅ヲ輕減、又ハ免除スル事アルベシ。

（二）前記ノ如キ本項ノ規定ヲ惡用スル者生ジタル場合、政府ハ自ラ決定スル或ル期間、同人ノ製產品全部又ハ一部ニ對シ其ノ賣價ノ二割五分ヲ消費稅トシテ賦課、徵收シ得。而シテ該消費稅ハ同人ガ其ノ物品ヲ購買者ヘ配達ト同時ニ支拂フベキモノトス。且ツ特別戰時稅法ノ第十三項ニ依ル賦課稅徵收ニ關スル同法ノ規定ハ本節ニ適用サルベキモノナリ。

#### 第二項

七　（一）本令第二表ニ列記セル物品ニシテ英國ニ於テ栽培、生產、製造セラレ、英帝國特惠關稅法ノ特典ヲ受ケ得ル方法ト事情ノ下ニ輸入セル物ニ對シテハ「カナダ」關稅定率法ノ「スケヂュール」A部

ニ指定ノ稅率ヲ課セザル代リニ本令第二表ニ表示セル稅率ヲ適用ス。

（二）本節ハ本令第二表ニ列記セル物品ニシテ一九四〇年十二月二日以後ニ輸入、又ハ消費ノ目的ヲ以テ保稅倉庫ヨリ受ケ出シタル物品及ビ同期日以前輸入セルモ通關手續未濟ノモノニ對シ適用ス。

## 第三項

**八**

（一）若シ政府ガ個人、共營人、又ハ法人ノ輸出額ノ增大ヲ實現セシメ、又ハ其ノ輸出額標準ヲ高度ニ保持スル爲メ補助附與ノ必要アリト認ムル場合、政府ハ「カナダ」外貨資金增加ノ目的ヲ以テ大藏大臣ノ推薦ニヨリ「インカム・ウオー・タキス」法令、又ハ「エキセス・プロフイツト・タキス」法令、或ハ兩法令　規定ニ基キ「スペシヤル・タキス・クレヂツト」（特別ノ稅金割引）、或ハ「デプリシエーション」又ハ「デプリーション」（消却又ハ消耗）ニ對スル「スペシヤル・アラウアンス」（特別酌量）、或ハ兩者ノ形式ヲ用ヒ補助ヲ個人、共營人、又ハ法人ニ附與スル事ヲ契約シ得。

右「タキス・クレヂツト」或ハ「デプリシエーション」又ハ「デプリーション」ニ對スル「スペシヤル・アラウアンス」ノ補助附與契約書中ノ規約ハ「インカム・ウオー・タキス」法令又ハ「エキセスプロフイツト・タキス」法令中ノ條文ノ如何ニ拘ラズ效力ヲ有スルモノナリ。

（二）本節ノ權限ニ依リ契約ヲ締結シタル時ハ必ズ契約書ノ寫シヲ、議會開會中ナレバ十五日以內ニ、若シ議會休會中ナレバ次期議會開院後十五日以內ニ大藏大臣ヨリ議會ヘ提出スベキモノトス。

## 第四項

**九**

（一）政府ハ時ニ應ジ左ノ事項ニ付キ命令又ハ規則ヲ公布シ得。

a　本令ニ據ル命令又ハ規則違反ニ對スル處罰

b　本令ノ主旨、目的竝ニ規定實施上必要又ハ望マシイト認ムル他ノ事柄ニ對スル用意準備

（二）本令ニ基キ政府ニテ發令ノ命令、又ハ規則ハカナダ「ガゼツト」ヲ以テ發表シ公布後卽時、或ハ明記期日後ハ議會制定ノ法律ト同樣ノ效力ヲ發生ス。

**十**

本令ハ一九四〇年十二月二日ヨリ實施セラレ、而シテ戰時緊急措置法ニヨリ戰爭終止ノ布告セラレタル日、又ハ其レ以前ニ政府布告ノ指定日ニ卽日失效ス。

第一表

「第一部」

| 稅番 | 品目 |
|---|---|
| 二〇 | 「ココアペースト」或ハ「ココアリカー」及ビ「チヨコレートペースト」或ハ「チヨコレートリカー」、何レモ砂糖入ラズノ固形或ハ塊品 |
| 二一 | 「ココアペースト」或ハ「ココアリカー」及ビ「チヨコレートペースト」或ハ「チヨコレートリカー」、砂糖入リノ固形或ハ塊品ニシテ一個二封度以上ノモノ |
| 二二 | 「ココア」或ハ「チヨコレート」調製品（粉末形態ノモノ） |
| 二三 | 「ココア」或ハ「チヨコレート」調製品（特ニ除外無キ）及ビ「チヨコレート」ヲ含ミ、或ハ其レヲ以テ外面ヲ被セタル菓子類 |
| Ex四五 | 一包廿五封度以下ニ包裝セル穀物加工食料品 |
| 四六 | 穀物加工食料品（特ニ除外無キモノ） |
| 六五 | 無砂糖ノ「ビスケツト」各種 |
| 六六 | 砂糖入「ビスケツト」各種 |
| 六七 | 卵子或ハ附加成分ヲ含マザル「マカロニ」及ビ「パーミセリ」 |
| 七八 | 花屋ノ取扱品「パーム」、「フアーン」、「ラバー・プラント」、「グラヂオラス」、「カンナ」、「ダリア」、「ピオニア」 |
| 七九 | 花屋ノ取扱品「アゼーリア」、「シヤクナゲ」屬。鉢植用「ライラツク」、「ハイドレーンヂア」及ビ其ノ他ノ鉢植用植物、他ニ特定條款無キ限リ、接木又ハ芽接用ノ「バラ」及ビ其ノ他ノ植物臺木、他ニ特定條款無キ限リ |
| | 「カーネーション」苗木、「アローキヤリア」、球根、莖根、球莖、塊莖、冬眠中ノ根等他ニ特定條款無キ限リ |
| 七九a | 植付第一年目ノ「カーネーション」切株 |
| 七九b | 花及ビ綠葉、天然ノ儘及ビ切花トセルモノ、而シテ意匠セルモノ或ハ花束ニセルモノ等 |
| 八二(d) | 「バラ」木、他ニ特定條款無キ限リ |
| 八二(e) | 一般ニ花屋用或ハ養樹場用トシテ知ラレ居ル樹木、灌木、蔓草、莖根及ビ切リモノ、他ニ特定條款無キ限リ |
| 八五 | 生、乾燥、或ハ他ノ方法ヲ以テ防腐加工セル「マシルームス」（茸類）及ビ「ツラフルス」（松露ノ類） |
| 八九 | 罐詰、壜詰、或ハ他ノ密閉容器ニ保藏セル左記ノ加工野菜類 |
| | （a）「ベークド」、「ビーンズ」或ハ他ノ方法デ加工調整セル豆 |
| | （b）玉蜀黍及ビ「トマト」 |
| | （c）豌豆（「ピース」） |
| | （d）其ノ他ノ野菜罐詰及壜詰等、他ニ特定條款賣却又ハ處分以前自家ノ溫室ニ於テ速成栽培ヲ行フベキ眞實ノ目的ヲ以テカナダ保稅倉庫留置商品トシ輸入又ハ購買シタル「ドウオーフ」、「ポリアンサ」、「バラ」ノ灌木 |
| | 天然ノ儘或ハ防腐加工セル「ローレル」又ハ「ホリー」ノ綠葉、意匠セルモノ、花束ニセルモノ及然ラザルモノ等 |

| 稅番 | 品目 |
|---|---|
| 九〇 | 無キ限リ<br>加工調整或ハ防腐野菜類<br>(a) 自然及ビ人工乾燥、又ハ脫水等ノ諸方法ニ依リ加工セルモノ、野菜粉ヲ含ム、他ニ特定條款無キ限リ<br>(b) 鹽漬、酢漬、「ピックル」漬、油漬及ビ其他ノ方法ニヨリ防腐加工ヲ施シタルモノ、他ニ特定條款無キ限リ<br>(c) 植物性精製液汁(「エキストラクト」又ハ「ジユース」)、液狀「カラシ」、醬油及ビ其他ノ植物性「ソース」各種<br>(d) 野菜ト肉類或ハ魚類又ハ野菜ト魚肉兩種ヲ原料トシテ造ラレタル煉物(「ペースト」)、「ハシヒ」(小切レニ刻ミタル食料品)、或ハ類似ノ食料品、他ニ特定條款無キ限リ |
| Ex 九九b | 自然的ニ又ハ人工的ニ加工乾燥セル林檎、「但シカナダノ製造工場ニ於テ利用ノ目的ヲ以テ輸入ノ林檎ノ潰シヲ除ク」 |
| 九九g | 干無花果 |
| Ex 一〇一 | 干椿桃(干「ネクタリン」)、干梨、干桃等自然的又ハ人工的ニ加工乾燥セルモノ<br>「マングリン」及ビ「タンヂュリン」等ノ蜜柑類 |
| 一〇二 | 「ライム」(橘屬) |
| 一〇三(一〇四) | 「ブランデイ」或ハ他ノ酒類ニ漬ケタル果物各種 |
| 一〇四a | 密閉セル罐、同ジク密閉セル他ノ容器ニ無砂糖ニテ詰メタル葡萄「パルプ」以外ノ果物「パルプ」 |
| 一〇五 | 其他ノ果物「パルプ」ニシテ砂糖ニヨリ加味セルモノ及ビ然ラザルモノ、他ニ特定條款無キ限リ、潰シ果物及ビ氷漬果物 |
| 一〇五a | 硫黃燻蒸或ハ鹽水漬ノ「レモン」皮「オレンヂ」皮、「グレープ・フルーツ」皮及ビ「シトロン」皮 |
| 一〇五b | 壜詰以外ノ硫黃燻蒸或ハ鹽水漬ノ「オリーブ」及「チエリー」 |
| 一〇五c | 鹽漬、鹽水漬、油漬、或ハ他ノ方法ニ依ツテ加工防腐セル果物及ビ木ノ實各種、他ニ特定條款無キ限リ |
| 一〇五d | 「チエリー」、「チヤム」、「マーマレード」、「プリザーブス」、「フルーツ」、「バター」及「コンデンスド・ミンス・ミート」 |
| 一〇五e | 結晶化、砂糖カケ、砂糖漬、或ハ乾燥ノ果物及ビ果皮、「クレムドメンテ」、「マラシノ」又ハ他ノ香味ヲ用ヒ加工セル「チエリー」及ビ其他ノ果物 |
| 一〇六 | 罐或ハ他ノ密閉容器ニ詰メタル調製果物<br>(a) 「アンズ」「エープリコット」、桃、梨<br>(b) 「パイナップル」<br>(c) 其他ノ果物各種、他ニ特定條款無キ限リ |



| 稅番 | 品目 |
|---|---|
| 一〇七 | 防腐加工セル「シヤウガ」 |
| 一〇八 | 蜂蜜、巢入ノ儘又ハ然ラザルモノ及ビ其ノ模造品 |
| 一〇九 | 木ノ實(「ナツツ」)各種、他ニ特定條款無キ限リ<br>「ムキミビーナツツ」ヲモ含ム、他ニ特定條款無キ限リ |
| 一一四 | 皮ヲ剝ギタル木ノ實各種、他ニ特定條款無キ限リ |
| 一一二 | 油漬魚類各種、他ニ特定條款無キ限リ |
| 一一三 | 防腐加工セル鮭及ビ其ノ他總テノ魚類、牡蠣ヲモ含ム、他ニ特定條款無キ限リ |
| 一一三a | 密閉容器詰ノ「カニ」、「ハマグリ」、小海老 |
| 一一四 | 殼ヲ取リ去レル牡蠣、バラノ儘 |
| 一一五(一一六)(一一七) | 殼ヲ取リ去レル牡蠣ノ罐詰 |
| 一一八 | 殼付牡蠣 |
| 一一四一 | 砂糖製「キャンディ」及ビ他ノ菓子類、他ニ特定條款無キ限リ、甘「ガム」、砂糖付「ポップコーン」、砂糖付木ノ實、香味料粉、「カスタード」粉、「チエリ」粉「スウイートミート」、砂糖漬、「ボンボン」等)、砂糖入「プレツド」、「ケーキ」、「パイ」、「プデイング」、其ノ他砂糖入菓子類 |
| 一一四四 | 葉卷煙草(「シガー」) |
| 一一四五 | 卷煙草(「シガレツト」) |
| 一四三 | 刻ミ煙草 |
| 一四三a | 其他ノ加工煙草、他ニ特定條款無キ限リ、及ビ「カギ」煙草(「スナフ」) |
| 一四六 | 樽詰又ハ壜以外ノ容器詰ニテ輸入ノ「エール」、「ビール」、「ポーター」及ビ「スタウト」 |
| 一四七 | 壜詰ニテ輸入ノ「エール」、「ビール」、「ポーター」及ビ「スタウト」 |
| 一四七a | 麴、米、或ハ玉蜀黍ヲ使用製造セル飲料、但シ二分半以上ノ標準酒精(「プルーフスピリツト」)ヲ含有セザルモノ |
| 一五〇 | 二割五分以上ノ標準酒精ヲ含有セヌ又其レ以上ノ酒精强度ヲ有セザル「ライム」液及ビ果汁 |
| 一五一 | 二割五分以上ノ酒精ヲ含ミ、或ハ其ノ酒精强度ヲ有スル「ライム」液及ビ果汁 |
| Ex 一五二 | 其ノ他特定條款無キ「ライム」液、果物糖液(「フルーツ・シロツプ」)及果汁、但シ「グレープ・フルーツ」汁ハ含マズ |
| 一五三 | 未加工ノ濃化「ライム」液汁、但シ未精製品 |
| Ex 一五六 | 各種ノ「チン」酒等ニシテ他ニ特定條款無キモノ、「ウイスキー」及其ノ他總テノ蒸溜酒竝ニ酒精飲料ニシテ他ニ特定條款無キモノ、「アブサンテ」、「アラク」酒又ハ「パームスピリツト」、「ブランデイ」及人造「ブランデイ」及模造「ブランデイ」等各種、他ニ特 |

| 稅番 | 品目 |
|---|---|
| | 定條款無キ限リ、「コーディアル」及總テノ「リキュアー」、他ニ特定條款無キ限リ、「メスキヤル酒」、「パルク」酒、香料入「ラム」酒、「スキーダム」酒及其ノ他ノ「シュナップ」酒（「オランダ・ヂン」酒類） |
| 一五六a | 「タフィア」（「ラム」酒ノ一種）、「アンゴスチユーラ」及類似ノ「アルコール」含有「ビタース」又ハ飲料、其ノ他四割以上ノ酒精ヲ含有スル「ワイン」酒、他ニ特定條款無キ限リ |
| 一六〇 | 「ラム」酒 |
| | 「アルコール」調劑ノ香水及加香「アルコール」、「ベーラム」香水、「コローン」水及「ラベンダー」水、「ローション」水、頭髮、齒、皮膚等ノ洗滌液及其ノ他ノ酒精含有ノ化粧用品ニシテ |
| | （a）各容量四「オンス」以下ノ瓶入又ハ「フラスク」入ノモノ |
| | （b）各容量四「オンス」以上瓶入、「フラスク」入又ハ他ノ容器入ノモノ |
| Ex 一六二 | 「ベームース」、「ベルモツト」酒） |
| 一六三 | 標準酒精（「ブルーフ・スピリツト」）四割、又ハ其レ以下ヲ含有スル各種「ワイン」酒、他ニ特定條款無キ限リ、卽チ「オーレンヂ」、「レモン」、「ストローベリ」、「ラスベリ」、「エルダー」及「カレントワイン」酒等ヲ含ミ、且ツ瓶詰又ハ木製容器詰何レノ狀態ニテ輸入スルヲ問ハズ |
| 一六五 | 「シヤンペーン」及ビ其ノ他ノ「スパークリング・ワイン」各種 |
| 一八一a | 繪葉書、「グリーチング・カード」及ビ類似ノ美術「カード」或ハ「フオールダ」各種 |
| Ex 一八四a | 主トシテ小說或ハ類似ノ資料——探偵小說、「ウエスターン」小說「カウボーイ」及インデアン等ヲ主材トセル講談物」、及ビ所謂實歷譚或ハ「ザンゲ」話等ヲ含ム——ヲ揭載セル無表裝ノ儘又ハ紙表裝ノ定期刊行物竝ニ普通ニ漫畫（「コミツク」）トシテ知ラレタル刊行物（表裝ノ有無ニ拘ラズ）、然シ眞實ニ新聞紙ノ附錄トシテ使用ノ漫畫ハ除外ス、但シ刊行物ガ前記指定ノ種類ニ屬スルヤ否ヤニ關スル國稅大臣ノ判定ハ最終的決定ニシテ其レニ對シ抗爭ノ餘地無キモノトス |
| Ex 一六九 | 「プレイング・カード」、包裝入又ハ無包裝ノ儘、他ニ特定約款無キ場合、「プレイング・カード」製造ニ用フベキ一部分石版刷或ハ印刷セル「カード」又ハ紙板各種 |
| Ex 一七〇 | 壁紙（「ウオール・ペーパー」）及緣取用壁紙 |
| Ex 一七一 | 紙製ノ「タオル」、「ナプキン」、「テーブル」掛、盆及皿ノ數紙、模樣入棚數紙及「レース」紙、紙製「ハンカチーフ」、顏拭紙、及ビ「トイレツト」紙（但シ（ヂヤ |
| 一九四 | |
| 一九五 | |
| Ex 一九七 | |
| Ex 一九七b | |
| Ex 一九八 | |

| 稅番 | 品目 |
|---|---|
| Ex 一九九 | ンボー」卷ニセル品ヲ除ク）、紙、厚紙、或ハ植物性纖維ヲ用ヒ製造セル「コップ」、皿、「フオーク」、「スプーン」、飲料用管各種、狀袋、通信用紙及ビ頭部ニ印刷文字入リノ書翰紙、但シ印刷無キ「タイプライター」用紙及ビ複寫紙等ヲ除外ス、「クレープド・チシユー・ペーパー」及ビ其レヲ使用ノ製品各種、包裝用紙、印刷、浮出シ或ハ其ノ他ノ方法ニヨリ裝飾セル紙函上張リ用紙及ビ包裝用紙等ヲ含ム印刷、浮出シ或ハ他ノ方法ニヨリ裝飾セル「クリスマス」用「シール」、「ステツカー」、「タアツグ」及ビ暗答用「エンクローヂユアカード」各種 |
| Ex 一八一 | |
| Ex 五〇九 | |
| 二二八 | 紙或ハ厚紙製「カード」及ビ他ノ娛樂用具、得點早見表、得點記錄用紙、「タリ」及ビ「プレース・カード」各種 |
| 二二三 | 「カニバール」用ノ紙製或ハ厚紙製裝飾品各種 |
| 二三四 | 「衣裝」、「ハツト」、「キヤツプ」、鉢卷、假面、「ホーン」、「サーペンタイン」、「コンフエチ」等ヲ含ム |
| 二八八 | 石鹼粉、粉末石鹼、鑛物性石鹼及ビ其ノ他各種石鹼、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 二八九 | 「ボマード」、「フレンチ」又ハ草花香氣ノ香油ニシテ蒸溜滴出ニ要スル熱ニ耐ヘザル草花ノ香氣ヲ保藏スル爲ニ特ニ脂肪又ハ油ヲ使用シテ保藏セル品、各個 |
| 二三四 | 十封度ヲ下ラザル罐入輸入品 |
| 二八四 | 香料各種及ビ無酒精ノ化粧調製品、卽チ頭髮用油、齒磨粉及ビ他ノ洗粉竝ニ洗滌液各種、「ポメータム」（「ポマード」ノ一種）、「ペースト」及ビ其ノ他加香化粧用品（他ニ特定ノ條款無キ限リ）ニシテ頭髮、口腔或ハ皮膚等ニ使用スル品物 |
| 二八五 | 排水管、下水管及ビ之等ノ瀨戶物製附屬品、煙突用「ライニング」或ハ同煙穴、煙突用蓋及ビ「インパーテツド・ブロツクス」、釉藥ヲカケタルモノ又ハ然ラザルモノ、他ニ特定條款無キ限リ、土燒ノ「タイル」各種、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 二八七 | 「モザイツク」床ニ使用ノ土燒或ハ石製ノ「タイル・プロツク」各種 |
| | 食卓用陶器、磁器、半磁器或ハ白色花崗岩製ノ食卓用器、但シ普通ニ瀨戶物トシテ知ラレテイル「タイプ」ニ屬スル茶瓶、水差シ（「ヂアツグ」）及ビ其ノ他ノ類似品ハ含マズ |
| 二八八 | 石器及「ロツキングハム」器各種、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 二八九 | 瀨戶物製、石製、「セメント」製、粘土製、或ハ其ノ他ノ原料ヲ用ヒ製造セル風呂、浴槽、洗面器、便器（「クロゼツト」）及其ノ腰掛、蓋、「タンク」等、洗手鉢（「ラバトリ」）、尿器（「ユーリノル」）、下水槽、洗 |

| 稅番 | 品目 |
|---|---|
| | 濯桶、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 三二三 | 銀ヲ塗リタル鏡各種、緣ヲ斜ニセルモノ及ビ然ラザルモノ、枠ノアルモノ及ビ無キモノ、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 三二六(ii) | 「オボル・グラス」製品、食卓用「グラス」製品、「カット・グラス」及ビ照明用「グラス」製品、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| Ex三五三<br>Ex三五三a<br>三六二 | 「アルミニューム」箔、紙或ハ厚紙ニ「アルミニューム」ヲ貼レル所謂銀紙ヲモ含ム |
| 三六二b | 純銀具又ハ他ノ銀具ヲ以テ全部或ハ一部ヲ組立テタル物品各種、他ニ特定ノ條款無キ限リ、金製品或ハ銀製品、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| Ex四一五 | 純銀ヲ主要價値トシテ製造セラレタル化粧用具一切ニシテ噴霧器、「ブラシ」、彈機（「パフアー」）、釦「ホック」、櫛、爪磨「ナイフ」、髮毛入レ、手鏡、寶石函、爪切「ハサミ」、香水瓶、白粉函、靴「ベラ」、「ツレー」及ビ毛拔ヲ含ム |
| 四一五a | 家庭用電氣「バキユーム・クリーナ」及ビ同附屬品 |
| Ex四一五b | 家庭用或ハ商店用ノ冷凍器（全部裝備セルモノ或ハ然ラザルモノ）ニシテ電氣裝置ノモノ及ビ其レ以外ノモノ<br>家庭用電氣洗濯機　動力ヲ機內ニ裝置セルモノ或ハ然ラザルモノ |
| 四二五 | 庭園草刈機（「ローンモーア」） |
| 四二九 | 鐵製或ハ鋼鐵製又物類一切（鍍金ヲ施セルモノ或ハ然ラザルモノ） |
| | (e)「ペンナイフ」、「チヤクキナイフ」、「ポケツト・ナイフ」各種 |
| | (g)「カミソリ」及ビ其ノ附屬品 |
| 四三三 | 全部<br>鐵製品或ハ鋼鐵製ノ風呂、浴槽、洗面器、便器、洗手鉢（「ラバトリ」）、尿器（「ユーリノル」）、下水槽、洗濯桶、（「ペンキ」等ヲ以テ上塗リシタルモノ又ハセザルモノ） |
| Ex四三八a | 乘客用、又ハ乘客用ニ改造シ得ル自動車ニシテ十人迄ノ座席ヲ有スルモノ |
| Ex四三八g | 自動自轉車及ビ其ノ「サイド・カー」 |
| 四三九 | 自轉車及ビ三輪車、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| Ex四三九b | 乘客用自動車ニ取リ付ケルベク設計セラレタル「ツレーラー」 |
| Ex四四〇a | 娛樂用「ボート」各種、「セール・ボート」、「スキフ」、「ローボート」、「カヌー」及ビ「ランチ」ヲ含ム |
| 四四〇j | 「トロール」釣絲及流鉤、「スプーン」、「フライ」鉤、「オモリ」、轉鐶（「スウイベル」）、釣絲卷、餌、釣鉤及ビ其ノ他ノ釣道具、他ニ特定ノ條款無キ限リ |

| 稅番 | 品目 |
|---|---|
| Ex四四三 | 料理用又ハ建物暖房用トシテ設計セラレタル器具類<br>但シ部分品ヲ含マズ |
| | (1) 薪炭用ノモノ　(2)「ガス」用ノモノ |
| | (3) 電氣用ノモノ　(4) 油用ノモノ |
| | (5) 其ノ他各種、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 四四四b | 「ランプ・シエード」、他ニ特定ノ條款無キ限リ、及ビ「ランプ・シエード」支持器各種 |
| Ex四四五 | 電燈用備附器及ビ用具品各種、他ニ特定ノ條款無キ限リ、但シ工業用トシテ特ニ設計セラレタル物ヲ除ク |
| Ex四四五d<br>Ex四四五j | 「ラヂオ」受信器、其ノ「キヤビネツト」及ビ臺各種 |
| 四五〇 | 人ノ毛髮ヲ切ル爲メノ電氣「カミソリ」（「ドライ・シエーバー」）各種 |
| 四五一e | 「スケート」各種、「ローラー」及ビ其ノ他、竝ニ其ノ部分品 |
| | 「スライド」、「フークレス」或ハ「チツパー・フアスナー」各種 |
| Ex四六二 | 寫眞機（「キヤメラ」） |
| 四六五 | 紙製以外ノ招牌（「サイン」）各種、枠ノ有無ニ關係無シ、紙製以外ノ文字及數字各種 |
| 四六八 | 針金製ノ鳥、「リス」、鼠籠及ビ其ノ部分品各種 |
| Ex四七三a<br>Ex四七二<br>Ex四七五<br>Ex一八〇<br>Ex一八〇d<br>Ex一一八一<br>其ノ他 | 一九四〇年十二月一日直前ノ三ケ月以內ニ「カナダ」ニ於テ印刷サレザリシモノニシテ本表條目Ex第一八四d及ビ他ノ關係條目ニヨリ包括セラレタル刊行物ノ生產ニ使用スル印刷版各種、銅或ハ他ノ材料ヲ用ヒシ骨組、紙型、「ボヂチブ」及ビ「ネガチブ・フイルムス」、移寫畫（「ツランスフアー」）、校正刷（「フルーフス」）、圖解、表紙、刷入物、又ハ其ノ他ノ印刷物 |
| 五〇八 | 木製繰形（「モールデング」）ニシテ無地ノモノ、箔付或ハ其ノ他加工セルモノ |
| 五一一 | 散步杖各種、「ゴルフ」棒（「クラブ」）及ビ其ノ完成部分品、「スキー」、「ラケツト」及ビ「ラケツト」骨子及ビ「ベースボール・バツト」、「スポート」、「ゲーム」、競技用「ボール」各種、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 五一一b | ツリ竿 |
| 五一二 | 額緣及ビ寫眞枠各種、製造材料ノ何タルヲ問ハズ |
| 五一四 | 柩棺及ビ其ノ金屬製部分品 |
| 五一五 | 「ショー・ケース」各種及ビ其ノ金屬製部分品 |
| 五一八 | 「ビリヤード・テーブル」、袋ノ有無ニ關係無シ、「バガテル」及ビ其ノ他ノ「ゲーム」用「テーブル」或ハ盤、撞棒（「キユー」）、「ボール」、撞棒掛及ビ撞棒「チツプ」各種 |

| 稅番 | 品目 | |
|---|---|---|
| 五一九 | 材木、鐵、其ノ他ノ材料ヲ以テ製造セル住宅、事務所、會議室或ハ商店用家具及ビ其ノ部分品各種、但シ荒仕上ゲノ鑄鐵品、鑄物、又ハ打抜キ金屬製品ハ含マズ | |
| 五一九a | 自動車用ラグ、ラグ類似品、自動車用及ビ家具用掛布、織物製品ハ含マズ | |
| 五一九b | 等ノ類似品、自動車用ラグ及ビ敷物（「ぶどネット」ヲ除ク）、汽船用「ラッグ」及ビ之等ノ類似品 | |
| 五二一 | 木綿、麻、羊毛或ハ其ノ他ノ植物性纖維ヲ使用セル手布（「ハンカチーフ」ヲ除ク）、テーブル掛布、木綿、麻、羊毛或ハ其ノ他ノ植物性纖維ヲ使用セル織物製品ハ含マズ | Ex 五三一 |
| 五二一a | 木綿、麻、羊毛或ハ其ノ他ノ植物性纖維ヲ使用セル手布（「ハンカチーフ」ヲ除ク）、テーブル掛布、織物製品ハ含マズ | Ex 五三一 |
| 五二一b | 純綿ノ完成或ハ半製衣服類、他ニ特定ノ條款無キ限リ | Ex 五四八 |
| 五二一c | 完成或ハ半製品ノ衣服類ニシテ全植物性纖維織物或ハ植物性纖維ヲ以テ作ラルル織物ヲ有スルモノ、他ニ特定ノ條款無キ限リ | Ex 五四八 |
| 五二一d | 純綿ノ完成或ハ半製衣服類、他ニ特定ノ條款無キ限リ | Ex 五四八 |
| 五二一e | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一f | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一g | シテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ、他ニ特定ノ條款無キ限リ | Ex 五五二 |
| 五二一h | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一i | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一j | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一k | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一l | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一m | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一n | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一o | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一p | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一q | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一r | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一s | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一t | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一u | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一v | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一w | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一x | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一y | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一z | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一aa | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ab | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ac | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ad | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ae | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一af | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ag | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ah | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ai | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一aj | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ak | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一al | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一am | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一an | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ao | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ap | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一aq | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ar | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一as | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一at | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一au | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一av | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一aw | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ax | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ay | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一az | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ba | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bb | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bc | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bd | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一be | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bf | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bg | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bh | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bi | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bj | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bk | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bl | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bm | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bn | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bo | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bp | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bq | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一br | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bs | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bt | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bu | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bv | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bw | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bx | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一by | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一bz | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ca | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cb | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cc | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cd | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ce | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cf | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cg | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ch | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ci | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cj | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ck | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cl | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cm | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cn | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一co | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cp | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cq | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cr | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cs | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ct | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cu | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cv | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cw | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cx | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cy | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一cz | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一da | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一db | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dc | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dd | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一de | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一df | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dg | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dh | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一di | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dj | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dk | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dl | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dm | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dn | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一do | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dp | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dq | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dr | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ds | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dt | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一du | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dv | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dw | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dx | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dy | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一dz | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ea | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一eb | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ec | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ed | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ee | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ef | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一eg | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一eh | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ei | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ej | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ek | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一el | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一em | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一en | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一eo | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ep | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一eq | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一er | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一es | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一et | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一eu | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ev | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ew | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ex | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ey | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ez | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fa | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fb | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fc | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fd | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fe | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ff | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fg | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fh | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fi | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fj | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fk | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fl | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fm | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fn | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fo | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fp | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fq | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fr | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fs | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ft | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fu | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fv | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fw | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fx | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fy | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一fz | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ga | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gb | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gc | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gd | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ge | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gf | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gg | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gh | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gi | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gj | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gk | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gl | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gm | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gn | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一go | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gp | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gq | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gr | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gs | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gt | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gu | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gv | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gw | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gx | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gy | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一gz | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ha | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hb | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hc | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hd | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一he | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hf | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hg | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hh | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hi | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hj | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hk | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hl | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hm | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hn | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ho | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hp | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hq | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hr | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hs | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一ht | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hu | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hv | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hw | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hx | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hy | 純木綿或ハ人絹ノ裁毛面ヲ有シ（）羊毛ヲ交織セルモノ | Ex 五五二 |
| 五二一hz | ノン一般ニヒロードル及ブラシヒト稱スル織物ニシテ幅廿四吋ヲ超過スルモノ | Ex 五五二 |
| 

| 稅番 | 品目 |
| --- | --- |
| 五六九d | "Single, double, or four shot corded ribbon" トシテ一般ニ知ラレ製造業者ガ自身所有ノ工場ニ於テ帽子ノ「バンド」或ハ縁取リ等ニ專用ノ目的ヲ以テ輸入スル織物ニシテ幅三吋以下縱尺十八「ヤード」以上タルベク、且ツ「カナダ」國產品ト同種類タラザルモノ |
| 五七八 | 王家ノ徽章、徽章及「ベルト」各種、他ニ特定條款無キ限リ |
| 五九七 | 「ピアノ」及「オルガン」各種 |
| Ex 五九七a | 樂器類一切、他ニ特定ノ條款無キ限リ、蓄音機類(「フオーノグラフ」、「グラフォフォーン」、「グラマフオーン」)、他ニ特定ノ條款無キ限リ、但シ之等ニ附屬スル「シリンダー」及「レコード」ハ含マズ |
| Ex 五九八 | 金屬製樂器類、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 五九八a | 金屬製樂器類ニシテ「カナダ」製品ト同種類或ハ類似ノモノニアラザルモノ |
| 六〇三 | 「バッグパイプ」及同附屬品一切 |
| Ex 六〇四 | 全鞣或ハ半鞣ノ毛皮、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 六〇五a | 「ペーテント」塗、漆塗、「エナメル」塗ノ革及家具裝飾用革類<br>本豚革及本「モロッコ」革<br>俗ニ「ローラー」革ト稱スルモノ |
| 六一一b | 革製衣服類、裏付有無ニ關係無シ |
| 六二二 | 「トランク」、旅行用手提鞄、「ハット・ボックス」、「カーペット・バッグ」、道具入鞄及「バスケット」類一切、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 六二三 | 樂器入レ物各種、意匠ヲ凝ラシタ箱類各種、紙挾、高等文房机、小鞄、婦人用手提鞄、「カード」入レ、財布、「ポケット・ブック」「フライ・ブック」及其レ等ノ部分品 |
| 六二四<br>其ノ他 | 「ビーズ」玉製裝飾品、「アラバスター」(雪花石膏)、「スパー」(坭石)、「アンバー」(琥珀)、「テラ・コッタ」(赤土燒)、「コンポジション」(人造骨)、或ハ他ノ材料ヲ用ヒシ裝飾品各種、扇子類各種、彫像及ビ小像各種(材料ノ何タルヲ問ハズ)、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 六二四a | (i) 人形、玩具類各種、他ニ特定ノ條款無キ限リ<br>(ii) 金屬製「ゼンマイ」付キ玩具各種<br>(iii) 金屬製組立玩具各種(押物、打抜キ及ビ其ノ連結部分ヨリ成ル)<br>之等ノ組立玩具部分品各種 |
| 六二四b | 磁器製或ハ瀨戶物製彫像及ビ小像各種 |
| 六二五 | 毛皮製ノ「キャップ」、「ハット」、「マフ」(手「ヌクメ」)、「チベット」(襟卷キ)、「ケープ」、「コート」、 |

| 稅番 | 品目 |
| --- | --- |
| | 毛皮製「クローク」及ビ其ノ他ノ毛皮製品各種、他ニ特定條款無キ限リ |
| 六二九 | 傘、「パラソル」、日除傘各種(材料ノ何タルヲ問ハズ) |
| 六三四 | 羽毛及ビ羽毛製品、他ニ特定ノ條款無キ限リ<br>帽子裝飾ニ適當ノ人造羽毛、果物、穀類、葉、花各種<br>(ii) 人造ノ羽毛、果物、穀類、葉及ビ花ノ製造業者ガ自身所有ノ工場ニ於テ前記ノ品ヲ製造スル唯一ノ目的ヲ以テ輸入ノ原料各種 |
| 六四七 | 個人裝飾用寶石類、材料ノ何タルヲ問ハズ、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 六四八 | 寶石及ビ其ノ模造品各種及ビ眞珠及ビ人造眞珠ニシテ孔ヲ明ケ、割リ、絲ヲ通セル又ハ然ラザル品、何レモ飾付ヲ施サヌモノ |
| 六四八a | 未ダ飾付ヲ施サヾル「ダイヤモンド」 |
| 六五二 | 化粧用櫛各種、他ニ特定ノ條款無キ限リ、意匠ノ凝ツタ櫛、但シ貴重品ニ屬セヌモノ |
| 六五三 | 刷毛(「ブラシュ」)各種 |
| 六五五 | 「ペン」、「ペン・ホールダー」、物尺各種 |
| Ex 六五五a | 鉛筆 |
| 六五六 | 煙草「パイプ」各種、「パイプ」掛ケ、「シガー」及ビ「シガレット・ケース」、「シガー」及ビ「シガレット・ホールダー」及ビ其ノ「ケース」、喫煙用具及ビ其ノ「ケース」、刻ミ煙草入 |
| 六六五 | 地雷花火、爆竹、其ノ他ノ花火各種 |
| Ex 六九五a | 一枚ニ付キ廿五弗以上ノ評價アル油繪、水彩畫、「パステル」畫、但シ印刷又ハ石版刷專用ノ油繪、水彩畫及ビ「パステル」畫ヲ含マズ |
| Ex 七一一<br>Ex 三六二c<br>Ex 四二七<br>Ex 四四六a<br>其ノ他 | 左ニ列記セル諸物品(但シ稅番六九〇a、七〇〇、七〇〇a、七〇二、七〇三(a)、七〇四、七〇五、七〇六、七〇七、七〇八及ビ七〇九ノ下ニソレゾレ輸入シ得ル物品ヲ除外ス)<br>「ソーダ・フアウンテン」、酒場臺、「アイスクリーム」及ビ飲料貯藏箱、飲料物調合器、「ガソリン・ポンプ」<br>「ポンチ・ボート」及ビ「ピンボール・ゲーム」、自動販賣機及ビ機械裝置「ゲーム」、娛樂用器、蓄音機、「ラヂオ」、樂器、「スケール」、「パーキング・ミーター」、錠付物入等ニシテ貨幣或ハ類似物ヲ使用シテ操縱スルモノ<br>「シガレット」或ハ「シガー・ライター」、但シ稅番四三八(c)ニ規定ノ「ライター」ヲ除ク<br>家庭用或ハ事務所用ノ通風調節裝置各種<br>家庭用トシテ設計セラレタル電氣混合機、電氣「ア |

| 稅番 | 品目 |
|---|---|
| | イロン」機及ビ電氣皿洗機各種 |
| | 銅、眞鍮、靑銅或ハ電氣鍍金ヲ施セル金屬ヲ主要價値トセル個人用、家庭用、事務所用或ハ小賣商品入レ物用ノ「ケース」、箱、椀及ビ鉢、「バスケット」、壜、皿及ビ盆等、但シ小賣商用トシテ不適當ノ工業用容器ハ含マズ |
| | 灰皿及ビ灰受ケ、「デスク・セット」及ビ吸取紙臺、「ペン」及ビ「ペンシル」臺 |
| | 本立テ、紙押ヘ及ビ紙切「ナイフ」 |
| | 爐ノ「ウマ」、爐網、火「バシ」及ビ其ノ他ノ爐（「フアヤー・プレース」）用具各種 |
| | 戸叩キ（「ドーア・ノッカー」） |
| | 「クリスマス・ツリー」裝飾用品各種、「クリスマス・ツリー・ライト」及ビ其ノ部分品ヲ含ム |
| | 花瓶及ビ植木鉢各種 |
| | 寶石及ビ半寶石各種、眞珠及ビ其ノ模造品、假裝品ヲ含ム |
| | 寶石又ハ半寶石ヲ以テ全部或ハ一部分組立テタル物品各種、竝ニ其レ等ノ模造品及ビ假裝品各種 |

## 第一表

「第二部」

| 稅番 | 品目 |
|---|---|
| 一九 | 「ココア」穀及「ココアビーンズ」ノ破片 |
| 二〇a | 「ココアビーンズ」ヨリ製造セル「バター」 |
| 七七a | 炒ラズ、碎カズ、挽カザル天然ノ儘ノ「ココアビーンズ」 |
| Ex九九b<br>一〇九a | 「カナダ」生產物ニ利用ノ爲メ輸入セル林檎ノ潰シ穀付生「ビーナツツ」或ハ剝ギ實ノ儘ニテ加工セヌモノ |
| 一四二 | 「カナダ」國內消費稅法ノ條件ニ依リ國內製產消費ノ目的ヲ以テ大臣ノ命ズル諸規定ニ從ヒ輸入スル未加工ノ煙草 |
| | （a）普通「ターキシ」ト稱セラレル種類中 |
| | （i）莖付キノ儘ノモノ |
| | （ii）莖ヲ取リ去リタルモノ |
| | （b）其ノ他ノ類、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| | （i）莖付キノ儘ノモノ |
| | （ii）莖ヲ取リ去リタルモノ |
| 二六七 | 油精鍊業者ガ自身所有ノ工場ニ於テ精製ノ爲メ轉入ノ自然曝化、不純物及ビ水分排除以外ニ加工ヲ施シ |



| 稅番 | 品目 |
|---|---|
| | 居ラヌ重油 |
| 二六七a | （i）華氏六〇度ニ於ケル比重・八一五五（API四二・〇）或ハ其レヨリ重キモノ |
| 二六七b | （ii）華氏六〇度ニ於ケル比重・八一五五（API四二・〇）ノモノヨリ輕キモノ |
| 二六八 | 其ノ他ノ重油、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| | 石油「タップス」、各種石油「タップス」ノ混成品、或ハ石油生產品ト重油トノ混成品 |
| | 之等ハ總テ油精鍊業者ガ自身所有ノ工場ニ於テ精製スベク輸入スルモノニシテ、且ツ華氏六〇度ニ於ケル比重・七二四九（六三・七API）或ハ其レヨリ重キモノトス |
| | 「ナチユラル・ケーシングヘツド」、「コンプレツシヨン」又ハ「アブソープシヨン・ガソリン」、之等ハ重油精鍊業者ガ純「カナダ」產「ガソリン」ト混合スベク輸入スルモノニシテ且ツ華氏六〇度ニ於ケル比重ハ・六六七〇（八〇・〇API）ヨリ輕キモノトス |
| 二六九 | 其ノ他ノ石油生產品、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| | （a）華氏六〇度ニ於ケル比重・八二三六（四〇・三API）ヲ有セルモノヨリ輕キモノ |
| | （b）華氏六〇度ニ於ケル比重・八二三六（四〇・三API）ノモノ或ハ其レヨリ重キモノ |
| 二六九a | 「エンヂン・デイスチレート」ト稱スル「ペツローリアム」油ニシテ華氏六〇度ニ於ケル比重・八〇一七（四五・〇API）或ハ其レヨリ重キモノ |
| 二七一 | 全部或ハ一部分ノ「ペツローリアム」ヨリ成ル機械油（「ルーブリケーチング・オイル」） |
| | （a）「ギヤロン」ノ價値廿五仙以下ノモノ |
| | （b）其ノ他ノ品、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 二七二a | 「ペツローリアム・グリース」又ハ「ルーブリケーチング・グリース」、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 三二六（i） | 切ラザル「グラス」ヲ用ヒ製造セル「デミヂヨン」（小類ノ大壜）又ハ「カーボーイス」（箱入又籠入「グラス」壜）、「パール」、「フラスク」、「アイアル」（葉瓶）、「チヤー」及ビ「ボール」、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| | 「グラス」製「ランプ」ノ「ホヤ」、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| | 「グラス」製「デキヤンター」及ビ機械製ノ「タンブラー」「カツト・グラス」ヲ使用セズ、又裝飾ヲ施サヾルモノ）、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 四一四 | 「タイプライター」及ビ其ノ部分品一切 |
| 四一四a | 口授（「テクテーチング」）機、轉寫（「ツランスクライビング」）機及ビ筒削リ機等及ビ之等ノ部分品一切、圓筒及ビ未完成ノ「ワックス」製「ブランク」ヲ含ム |

| 稅番 | 品目 |
|---|---|
| 四一四 c | 加算、簿記、計算及ビ姿狀製作各機械及ビ之等總テノ部分品、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 四一五 d | 裁縫機(發動力ヲ機械ノ內部ニ裝置セルモノ或ハ然ラザルモノ)、裁縫機ノ部分品一切 |
| 四一五 e | 裁縫機ノ附屬品各種 |
| 四三四 | 鐵道機關車及ビ其ノ車臺、車蓋、車輪、車體、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 四三四 a | 鐵道ニ用ヒル動力車各種及ビ其ノ車臺、之等ノ總テノ部分品 |
| 四三八 | 鐵道ニ用ヒル各種ノ車及ビ其部分品、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| Ex 四三八 a | 「オートモビル」及「モーター」車類各種(但シ乘客用自動車ハ含マズ)、他ニ特定ノ條款無キ限リ、無軌道ノ電力「ツローリー・バス」、各種自動車用車臺 |
| Ex 五〇〇 | 鐵道枕木 |
| Ex 五〇三 | 堅木ノ厚板、板、羽目板、木摺、杙及ビ他ノ材木、板等鋸デ挽キ或ハ裂キタル以上ニ加工セヌモノ(「クレオソート」、加硫或ハ他ノ方法デ保存加工ヲセルモノ又ハ然ラザルモノ) |
| Ex 五〇四 | 堅木ノ厚板、板、及ビ其ノ他ノ堅木製材品ニシテ鋸デ挽キ、裂キ、切斷シタル後、一面ノミニ仕上ゲヲ施シ其レ以上加工セザルモノ |
| Ex 五〇五 | 堅木ノ厚板、板、小板及ビ製材品ニシテ鉋削リ、磨キ、接合セ、筍接ギ或ハ溝付以上ノ加工ヲセザルモノ、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 五〇五 a | 桐「ビーチ」、樺木(「バーチ」)、「カヘデ」(「メープル」)、樫(「オーク」)等ノ樫木材使用ノ床板ニシテ背又ハ溝ヲ造リ或ハ筍接ギニシ或ハ「接合ハセ」細工ヲシタルモノ |
| 五〇七 | 「ローズウッド」、「マホガニー」或ハ「スパニシヒ・シーダー」材ヲ用フル「スライスド」或ハ「ロータリ・カット」ノ一重「ベニーヤ」、但シ十六分ノ五吋ヲ超ヘヌ厚サヲ有シ「テープ」又ハ接合ハセヲセザルモノ其ノ他ノ木材(特定條款無キ)ヲ用ヒ、「スライスド」或ハ「ロータリ・カット」ノ一重「ベニーヤ」、但シ十六分ノ五吋ヲ超ヘヌ厚サノ「テープ」或ハ「接合ハセ」ヲセザルモノ |
| 五〇七 b | 各種木材ノ「ベニーヤ」ニシテ厚サ十六分ノ五吋ヲ超ヘズ「テープ」或ハ接合ハセヲセルモノ |
| 五〇七 c | 二重ネ又ハ二重ネ以上ノ「ベニーヤ」或ハ板ヲ膠又ハ「セメント」ヲ以テ接合ハセ製造シタル「プライウッド」、但シ其レ以上加工セヌモノ |
| 五〇七 d | 厚サ三十二分ノ三吋ヲ超ヘザル一重「ベニーヤ」ニシテ左記ノ材木ヲ使用セルモノ |

| 稅番 | 品目 |
|---|---|
| 「オーストラリア」產ノ「ブラックウッド」、「ウオールナッツ」、「シルキイ・オーク」、「シルクウッド」、「ブラックビーン」、「メープル」、「タズメーニアン・モートル」、「ユーカリップタス」 | |
| 五〇七 e | 二重ネ又ハ二重ネ以上ノ板ヲ膠又ハ「セメント」ヲ以テ接合ハセ製造シタル「プライウッド」ニシテ片面又ハ兩面トモ金屬板ヲ以テ上張リセルモノ |
| Ex 五五七 | 蠶繭、生絲、生絲屑及ビ絹屑(人絹及ビ類似人造纖維等ノ材料トナルベキモノハ含マズ) |
| Ex 五五七 a | 純絹纖物切屑或ハ絹纖古着類(人絹及ビ類似人造纖維ノ材料トナルベキモノハ含マズ) |
| Ex 五五七 b | 「ガーネテッド」純絹材料 |
| 五五八 | 純絹細絲或ハ「バラバラ」ノ纖維ニシテ「スリバー」ヲ越ヘザル程度ノモノ、純絹纖物ノ端切レ、他ニ特定ノ條款無キ限リ(人絹及ビ類似人造纖維ハ含マズ) |
| 五五八 a | 純絹生地ノ撚絲タル「ガム」付「ヤーン」及ビ經絲、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 五五八 c | 一般ニ「シヤベー」及「ブーレット」ト稱セラレ、單絲以上ニ加工シテ無イ全部「スパン・シルク」ノ粗紡絲、「ヤーン」及ビ經絲、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| | (i) 純絹又ハ絹交リノ粗紡絲、「ヤーン」、經絲等、他ニ特定ノ條款無キ限リ、而シテ裁縫、刺繍又ハ其ノ他ノ目的ニ使用スル絲、紐、撚絲ヲ含ム |
| | (ii) 薄片金屬ヲ全體ニ或ハ一部被セル本絹絲ニシテ重量一封度ニ對シ一萬「ヤード」以下タラザルモノ |
| 五五八 e | 專ラ自己ノ工場ニ於テ編織下着、絹織物或ハ絹絲製造ノ目的ヲ以テ輸入スル純絹生地撚絲タル「ヤーン」、經絲、或ハ絹紡絲、タル粗紡絲、「ヤーン」經絲等何レモ染色セザルモノ |
| 六〇〇 | 未加工ノ獸毛付ノ尾 |
| 六〇一 | 未加工ノ毛皮各種 |
| 六〇二 | 「アストラカン」或ハ「ロシア」產ノ兎皮各種、支那產山羊「ブレート」或ハ「ラツグ」及ビ支那產山羊皮等ニシテ半鞣或ハ全鞣ニシ染色セザルモノ |

## 第二表

### 英國製輸入品ニ對スル免稅及ビ關稅引下ゲ

| 稅番 | 稅率 | 品目 |
|---|---|---|
| 一〇五 d | 無稅 | 「チエリー」、「チヤム」、「マーマレード」、砂糖漬(「ブリザーヴス」)、「フルーツ」、「バター」、「コンデンスド・ミンス・ミート」 |
| 二二〇 | | 醫藥調製品、化學調製品、製藥調製品各種、二 |

| 稅番 | 稅率 | 品目 |
|---|---|---|
| 四三九 | 一割五分 | 自轉車及ビ三輪車、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 四三九a | 一割 | 全體或ハ一部分「ニッケル」又ハ電氣「メッキ」ノ鐵製品及ビ鋼鐵製品ニシテ大臣制定ノ規定ニ從ヒ製造業者自己ノ工場ニテ自轉車或ハ三輪車製造用トシテ使用スベク特ニ輸入セルモノ |
| 四四五 | 一割 | 電氣「ダイナモー」或ハ電氣「ゼネレーター」及ビ**電力調節機**（「ヴランスフォーマー」）及ビ其ノ部分品一切、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 四四五g | 一割 | 電氣「モーター」及ビ部分品一切、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 四四五k | 一割 | 電氣器具類及ビ其レ等ノ部分品一切、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 四五一b | 一割 | 金屬製「ピン」各種、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 五一九 | 無稅 | 木製、纖製或ハ其ノ他ノ材料ヲ以テ製造セル家庭用、事務所用、會議室用或ハ商店用家具品及ビ其ノ附屬品、而シテ荒仕上ゲノ打チ造リモノ、鑄物、打拔キ物等ハ含マズ |
| 五一〇b | 無稅 | 纖絲又ハ纖物ヲ分離シテ得タル「ガーネテッド」純綿材料ニシテ直チニ使用出來ルモノ |
| 四二九 | | 綿拭布及ビ掃除用綿屑、綿纖物ノ切リ端、純綿纖屑（機械ヲ以テ汚ミヲ拔キシモノ）、他ニ特定ノ條款無キ限リ、而シテ殘布（「レムナント」）及ビ纖片（「ミル・エンド」）ハ含マズ |
| | 一割 | 鐵製或ハ鋼鐵製又物類ニシテ鍍金シタルモノ及ビ然ラザルモノ |
| | （b） | 食卓用「ナイフ」及「フォーク」 |
| | 一割 （c） | 「スプーン」 |

| 稅番 | 稅率 | 品目 |
|---|---|---|
| 二二八 | 一割 | 石鹼粉、粉末石鹼、藥品入石鹼及ビ其ノ他ノ石鹼、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| | 一割 （a） | 乾燥品 |
| | 一割 （b） | 標準酒精分量二分五厘ヲ超ヘザル液體物 |
| 二八一b | 無稅 | 耐火煉瓦、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| Ex二八四 二八八 | 一割五分 | 土製「タイル」、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| | 一割 | 石器、「ロッキングハム」製器、瀨戸物、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 四二九 | | 鐵製或ハ鋼鐵製又物類ニシテ鍍金シタルモノ及ビ然ラザルモノ |
| | 一割 （b） | 食卓用「ナイフ」及「フォーク」 |
| | 一割 （c） | 「スプーン」 |

| 稅番 | 稅率 | 品目 |
|---|---|---|
| 五二一 | 無稅 | 漂白、或ハ染色ヲセザル純綿梳絲、漂白或ハ染色セル綿纖維、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 五二二 | 無稅 | 單絲ノ純綿絲（「ローピング」、「ヤーン」、「ウオープ」等）、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 五二二a | 無稅 | 單絲ノ純綿絲ニシテ製造業者ガ自己ノ工場ニテ編物製造ニ使用スベク輸入セルモノ |
| 五二二b | 無稅 | 第四十番ヨリ粗ク而モ第二十番ヨリ細キ單絲ノ純綿絲（「ヤーン」）ニシテ縫物用木綿絲、「クロシエー」編絲、編物絲、「カヾリ」絲及ビ刺繍絲等、製絲ノ爲、製絲業者ガ自己ノ工場ニ於テ使用スベク輸入セルモノ |
| 五二二c | 無稅 | 純綿絲（「ローピング」、「ヤーン」、「ウオープ」）ニシテ裁縫、「カヾリ」縫ヒ（「ステイツチング」）及ビ包裝用其ノ他ニ使用スル「スレツド」、「コード」、「トワイン」等ヲ含ム |
| 五二二e | 無稅 | 製絲業者自己ノ工場ニ於テ裁縫用絲、「クロシエー」用絲、編物用絲、「カヾリ」用絲、刺繍用絲ノ製造又ハ卷絲（「スプーリング」）ニ使用スル唯一ノ目的ヲ以テ「カセ」ノ儘輸入セル裁縫用、「クロシエー」用、編物用、「カヾリ」用及ビ刺繍用綿絲（「ヤーン」）各種 |
| 五二三 | 無稅 | 純綿織物ニシテ漂白、澤出シ或ハ着色等ヲセヌモノ、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 五二三a | 無稅 | 漂白、澤出シヲ爲セルモ着色ヲセザル純綿織物、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 五二三b | 無稅 | 型捺（「プリント」）、染色或ハ着色セル純綿織物他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 五二三e | 無稅 | 截面ヲ有スル純綿織物、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 五二三i | 無稅 | 鑛山用或ハ冶金用唯一ノ目的ヲ以テ輸入ノ截面ヲ有スル布ノ儘又ハ製造セル純綿ノ濾シ布 |
| 五二三j | 無稅 | 着色「プリント」セル經絲及ビ無色ノ緯絲ヲ使用セル純綿織ノ無光澤「クレトン」 |
| 五二三k | 無稅 | 純綿製「ギヤバルデーン」ニシテ一吋平方ニ二百八十以上ノ綯絲（「プライ・ヤーン」）ノ經絲及ビ緯絲ヲ含ムモノ |
| 五二三l | 無稅 | 純綿織物ニシテ織絲（「ヤーン」）數ガ八十ヨリ九十九以內ノモノ、而シテ經緯絲平均數八十ヨリ九十九以內ヲ以テ織レルモノヲ含ム |
| 五二四a | 無稅 | 純綿織物或ハ綿及ビ人絹交織織物ニシテ緯經截面ノアルモノ |
| 五二九 | 無稅 | 純綿ノ刺繍物、「レース」網物、網細工物、「ボビネット」、他ニ特定ノ條款無キ限リ、「プリンチ」及「タスル」、總類） |

| 稅番 | 稅率 | 品目 |
|---|---|---|
| 五二九a | 無稅 | 純綿無地ノ「レース」及刺繍物ニシテ製造業者自己ノ工場ニ於テ衣服類製作ニ用フベク特ニ輸入セルモノ |
| 五三〇 | 無稅 | 着色セル純綿ノ「レース」及ビ刺繍ニシテ製造業者自己ノ工場ニ於テ衣服製作ニ用フベク特ニ輸入セルモノ |
| 五三一 | 無稅 | 純綿ノ編織物ニシテ製造業者自己ノ工場ニ於テ「ラバー・ブーツ」及「ラバー・シューズ」製造ニ用ヒル唯一ノ目的ヲ以テ「ウエブ」ノ儘輸入セルモノ |
| 五三一 | 無稅 | 純綿織物ヲ以テ製造セル被服類及ビ其ノ他純綿織物加工品（完成品又ハ半製品）、他ニ特定ノ條款無キ限リ<br>純綿織物ニシテ上塗リ或ハ織目ヲ塗リ固メタルモノ |
| 五三一a | 無稅 | 純綿製「ハンカチーフ」 |
| 五三二b | 無稅 | 書籍ノ表紙用純綿布 |
| 五三三 | 無稅 | 船帆 |
| Ex五三六 | 無稅 | 打綿、塡綿、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 五四八 | 無稅 | 全部又ハ一部分植物纖維（羊毛ヲ含マズ）ヲ含メル織物ヲ以テ製造セル被服類及ビ其ノ他ノ同織物製品（完成品或ハ半製品）、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 五五三 | 無稅 | 純綿製、人絹製或ハ綿及ビ人絹交織ノ「ブランケット」、絹或ハ羊毛ヲ含マザルモノニ限ル） |
| Ex五五八b | | 人絹絲或ハ化學作用ニ依リ製造セル人造絲（「ローピング」、「ヤーン」、「ウオーブ」）ニシテ無色單絲デアリ一吋ニ付七扭リ以內ノモノ、但シ大臣ノ定ムル規定ノ下ニ輸入可能ノモノ |
| | 無稅 | （a）酸化合纖維（「セルローズ・アセテート」ヨリ生產セルモノ） |
| 五五八d | | （b）其ノ他ノ物、他ニ特定條款無キ限リ<br>全部又ハ一部分人造絹絲或ハ化學作用ニ依リ生產セル人造絲各種（「ローピング」、「ヤーン」、「ウオーブ」）、他ニ特定條款無キ限リ、之等ノ絲ハ裁縫、刺繍及ビ其ノ他ニ用フルモノニシテ生絲ヲ交ヘザル「スレツド」、「コート」及「ツウイスト」ヲ含ム<br>金屬製ノ細絲ヲ以テ全體或ハ一部分ヲ蔽ヘル人絹絲ニシテ重量一封度ニ付長サ一萬「ヤード」以上ノモノ、而シテ之等ハ大臣ガ定ムル規定ニ基キ輸入スルモノトス |

| 稅番 | 稅率 | 品目 |
|---|---|---|
| 無稅 | | （a）醋酸化合纖維（「セルローズ・アセテート」ヨリ生產セルモノ） |
| 無稅 | | （b）其ノ他ノ物、他ニ特定條款無キ限リ |
| Ex五六〇d | 無稅 | 一般ニ「ベルベツト」及「プラッシヒ」トシテ知ラレタル織物ニシテ截面ヲ有シ（截面ハ全部人絹ニシテ本絹、又ハ羊毛ヲ含マズ）幅二十四吋以上ノモノ |
| Ex五六〇e | 無稅 | 一般ニ「ベルベツト」及「プラッシヒ」トシテ知ラレタル織物ニシテ截面ヲ有シ（截面ハ全部人絹ニシテ本絹、又ハ羊毛ヲ含マズ）幅二十四吋以上ノモノ |
| Ex五六五 | 無稅 | 人絹或ハ類似人造纖維ヲ以テ製造セル刺繍、「レース」、「ブレード」、「コード」、「シエニール」、「ギンプ」、「フリンヂ」及ビ「タスル」（之等ハ金箔ノ有無ニ關係無シ）竝ニ網、網細工品「ボビネツト」各種 |
| 五六七a | | 人絹或ハ類似人造纖維ガ主要價値ヲ占ムル織物ヲ以テ製造セル完成或ハ半製ノ衣服類及ビ其ノ他ノ加工品、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| Ex五六八 | 無稅 | 純綿絲、人絹絲或ハ人絹絲ノ綿絲ノ兩種ヲ混シテ製造セル編着物、編下着及ビ其ノ他ノ編物各種 |
| Ex五六八a | 無稅 | 「ソックス」及「スタキングス」（ii）其ノ他特定ノ條款無キモノ |
| 五六八b | 無稅 | 手袋類（「グラツブス」、「ミツト」各種）、他ニ特 |



リ生產セル人造纖維ヲ以テ織レルモノ、但シ本絹絲又ハ羊毛ヲ含マザルモノ又截毛面有無ニ關係無シ

Ex五六四　無稅　「ネクタイ」、「スカーフ」又ハ「マフラー」製造業者ガ自己ノ工場ニ於テ前記物品製造唯一ノ目的ヲ以テ「ウェーブ」ノ儘輸入スル織物ニシテ個々ノ長サ五「ヤード」以下タラザルベク、又人絹ガ目方上全部又ハ大部分ヲ占メ「カナダ」生產品ト同種タラザルモノ

五六七a　人絹或ハ類似人造纖維ガ主要價値ヲ占ムル織物ヲ以テ製造セル完成或ハ半製ノ衣服類及ビ其ノ他ノ加工品、他ニ特定ノ條款無キ限リ

Ex五六八a　無稅　「ソックス」及「スタキングス」（ii）其ノ他特定ノ條款無キモノ

五六八b　無稅　手袋類（「グラツブス」、「ミツト」各種）、他ニ特

| 稅番 | 稅率 | 品目 |
|---|---|---|
| | | 定ノ條款無キ限リ |
| 五七二 | 二割五分 | 「オリエンタル・ラッグ」、「カーペツト」及ビ之等ノ模造品、其ノ他ノ「カーペツト」及「ラッグ」 |
| | | 各種、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| 五七三 | 一割 | 車、「フローア」、棚、「テーブル」用ノ「エナメル」塗リ「オイル・クロス」、「リノリユーム」、「コーク」製「カーペツト」 |
| 五八八 | 無稅 | 石炭、他ニ特定ノ條款無キ限リ |
| | | 石炭屑及ビ石炭粉各種ヲ含ム |

註　Exハ同稅番中ヨリ拔萃シタルコトヲ意味ス

## 戰時外貨節約法の輸入許可規定及除外例

戰時外貨節約法に關しカナダ當局は一九四〇年十二月三日附國稅省メモランダムを以て左の規定及除外例を發表した。

一　「カナダ」戰時外貨節約法ニ依リ輸入許可申請ヲ爲ス場合ハ國稅大臣、又ハ稅關吏認可ノ樣式ニ依ルモノトス。

二　各輸入許可書ノ原本ハ當該貨物輸入地ノ稅關ニ提出スベシ。

三　輸入許可書ハ轉讓スルコトヲ得ズ、又輸入許可濟ト雖モ當該貨物ガ「カナダ」へ到達前ニ其ノ輸入ガ不法化サレタ場合ハ、許可書ハ無效トナルベシ。

輸入許可書ハ發給ノ日ヨリ六ケ月以上經過シタルトキハ無效トナルベシ。

四　輸入許可書ハ國稅省及稅關ニ依リテノミ變更ヲ加ヘ得ルモノニシテ他ノ方法ニヨル變更、修正、追加、抹殺及削除ハ當該輸入許可書ヲ無效ニス。

虛僞ノ申請又ハ「カナダ」關稅法、或ハ其ノ他ノ法令ニ違反シ、或ハ遵守ヲ怠リタル場合ハ輸入許可ハ取消サレタルモノトス。

五　取消又ハ期限滿了トナリ失效セル輸入許可書ハ速カニ國稅省ヘ返却スベシ。

六　「インボンド」ニテ「カナダ」領內通過ノ貨物ニ付テハ輸入許可ヲ要セズ。

七　修繕ノ爲、一時「カナダ」外ニ輸出シタル物品ノ輸入又ハ加工、修繕、試驗、調整其ノ他一時的目的ノ爲、物品輸入ノ場合ハ輸入許可ヲ要ス。

八　五弗以下ノ物品ヲ隨時輸入スル場合ハ輸入許可ノ要無シ。

九　「カナダ」入國者ノ個人用衣類、化粧品類、裝飾品等ノ如キ携帶品ニ對シテハ輸入許可ヲ要セズ。但シ現ニ携帶ヲ要シ、且必要ノ範圍タルベキ商品、他人用又ハ賣却ノ爲ノモノニ對シテハ適用セレズ。

一〇　一般的除外例及ビ許可

(a)　一九四〇年十二月二日又ハ同日以前ニ「カナダ」ニ向ケ輸送中ノ貨物ニ付テ

既ニ「カナダ」ニ到達セルモ通關未了ノ物品及當國ヘ未到着ナルモ、十二月二日前現ニ當國ヘ向ケ輸送中ノ物品ニ付テハ稅官吏ガ右事實ヲ「シツピング・ドキユメント」ヲ査閱シ眞實ナリト認メタル場合ニ限リ正規ノ通關手續後配達ヲ許サル、而シテ通關手續書（「フオーム」E ヲ使用シタ場合モ同樣）ニ "Import Permit Exempt" ヲ記入シ之ニ次ギ "Verified by" ナル字句ヲ記シ係官署名スルモノトス。

疑問アル場合ハ輸入者直接國稅省ニ許可申請ヲ要ス。

(b)　一九四〇年十二月二日以前ノ註文品ニ付テ

十二月二日以前註文シ一九四一年二月二十八日迄ニカナダ稅關所在ノ仕向港ヘ到着スル貨物ハ「ゼネラル・パーミツト」No. G-1 ノ下ニ輸入ヲ許可セラルルモノニシテ證明附註文書寫及ビ必要アル場合ハ其他ノ證據書類ヲ附シ詳細ナル說明ヲ稅關吏ニ提出シ其ノ眞實ナルコトヲ認メラレタル場合ニ限リ輸入ヲ許可セラルベシ、但シ輸入者又ハ其ノ代理人ハ下記ノ字句ヲ通關手續書（「フオーム」E ヲ使用セバ同樣）ニ證明裏書ヲ要ス。

"I hereby certify that the goods described hereon were ordered prior to December 2, 1940"

尙各書類ニハ Import Permit G-1 ノ記入及ビ "Verified by" ノ字句ニ次ギ係官ノ署名ヲ要ス。

疑問アル場合及二月二十八日以後到着ノ貨物輸入ニ付テハ輸入者直接國稅省ニ許可申請ヲ要ス。

## 外國產品の輸入禁止及制限法の除外例

カナダ政府は外國產品の輸入禁止及制限法に關して十二月三日國稅省メモランダムを以て左の如き除外例を公表した。

A　十二月二日及同日以前にカナダに向け運搬中の貨物は稅關吏がシツピング・ドキユメンツを査閱して其の眞實なことを認めた場合に限り、輸入を許可されるだらう、疑問を生じた時は輸入者直接國稅省に申請を要する。

B　十二月二日以前の註文品であつて一九四一年二月二十八日迄に到着した貨物は證明濟註文書寫(註)及必要ある時は其の他の證據書類を附し、詳細な說明を稅關吏に提出して其の眞實なことを認められた場合に限り輸入を許可されるだらう、但し輸入者又は其の代理人はインボンドニテ倉庫ニ在ル貨物ヲ搬出ノ際ハ輸入許可ヲ要ス。之等許可ハ一九四一年二月二十八日迄ヲ限度トス。輸入者ハ現在倉庫內ニアル前記貨物ニシテ一九四一年二月二十八日迄ニ未處分ノモノハ輸出スルヲ要シ、之ニ違反ノ場合ハ輸入禁止品トシテ處分サルベシ。

前述ノ證明裏書ハ「インボイス」又ハ少額輸入ノ際ハ B-13 ノ用紙ニ記入ス。

一一　一九四〇年十二月二日現在委託販賣「インボイス」附ニテ「インボンド」トシテ倉庫ニ在ル貨物ヲ搬出ノ際ハ輸入許可ヲ要ス。之等許可ハ一九四一年二月二十八日迄ヲ限度トス。輸入者ハ現在倉庫內ニアル前記貨物ニシテ一九四一年二月二十八日迄ニ未處分ノモノハ輸出スルヲ要シ、之ニ違反ノ場合ハ輸入禁止品トシテ處分サルベシ。

イスに十二月二日以前に註文したものであることを證明すとの裏書を要する。

尙イン・ボンドでカナダ通過の貨物、價格五弗以下の品物、入國者携帶の衣類、裝飾品、化粧品及其の他の個人用品（但し自用品に限り、商品又は他人用或は賣却の爲のものは含まれない）は輸入許可を必要としない。

註「證明濟註文書寫」とある點に付、在京カナダ商務官へ照會したるところ同官より本邦輸出業者より貨物が十二月二日以前の註文品なる事實に關する一切の書類を取揃へ携來あらば之が證明に應ずる旨の由なり。

## ダグラス材輸出禁止

カナダ政府は一九四〇年十二月四日附國稅省メモランダムを以て同日以降 Douglas fir sawlogs は特に國稅大臣から輸出許可證の下附を受けた場合の外、輸出する事が出來ない事となつた旨を公表した。

## カナダ、ニュージランド間通商協定有效期間延長

カナダ政府は九月三十日附國稅省メモランダムを以て、同月二十六日附總督令に依り一九三二年カナダ及ニュージランドの間に締結された通商協定の有效期間を更に向ふ一ケ年間（一九四一年九月三十日迄）延長する事となつた旨を公表した。

## 新同級同種品指定

カナダ政府は六月十四日附國稅省メモランダムを以てElectric Cloth Drills をカナダに輸入しようとする場合には、之をカナダに於て生産せられるものと同級同種に屬するものと新に指定し、三週間の豫告を以て實施すべき旨を公表した。

次いで、カナダ政府は一九四〇年十二月十日附國稅省メモランダムを以て綿製及麻製漁網（double knot のものを除く）竝に漁網製造又は修繕に使用される木綿撚絲及繩（直徑一吋半以內のもの）をカナダに輸入しようとする場合は、之をカナダに於て生産されるものと同級同種に屬するものと新に指定し三週間の豫告を以て實施すべき旨を公表した。

## 日・加間新公定爲替換算率公表

カナダ政府は十二月二十七日附國稅省メモランダムを以て一九四一年一月一日から實施すべき日加間新公定爲替換算率を邦貨百圓に付加貨二十八弗四十五仙と決定した旨を公表した。

## ▲バラグアイ・カナダ間通商協定締結（バラグアイ之部參照）

# ○中央アメリカ洲

## メキシコ

### 低加州北部直轄領自由關稅地域に當り課稅せらるべき外國品

九月二十一日附官報に依れば、大藏省關稅局は九月三日附を以て低加州北部直轄領に自由關稅地域を設定した一九四〇年六月十日附法令第二條に關聯し現行關稅法第四二〇條第二項に定める權限に依り前記地域へ輸入せられる外國品であつて課稅せられるべきものとして左の通り決定した。（サーキユラー第三〇一―七―一〇八）

消費、加工又ハ製造ノ爲低加州北部直轄領自由地域へ輸入セラレルモノニシテ、同地域内ニテ既ニ同種ノ商品生產セラルルノ理由ニ因リ當該輸入稅ヲ課セラルベキ商品左ノ如シ。

小麥粉、小麥、麥酒、麥芽、各種「パン」及同製品、「チワナ」及「エンセナダ」兩市區内ニ於テ一九三三年八月三十日附法律發布以前ニ存在セル工場ノ製造品ト同種類ノ罐詰魚介類

「カカオ」油ヲ除ク脂肪及植物性「バター」

一九三九年五月十五日附ノ「サーキユラー」第三〇一―九―一〇一ハ之ヲ廢止ス。

一九四〇年九月三日

メキシコ市

大藏次官　エヅアルド、ヴイリヤセニヨール（署名）

### 石油輸出課稅率

メキシコ國議會の可決を見、カマチヨ大統領により署名濟の石油輸出課稅法に關し、一九四〇年十二月三十一日附メキシコ官報は左の稅率を告示した。

| | | |
|---|---|---|
| 原油、重油 | 公定價格ノ一〇% | |
| 精製揮發油 | 公定價格ノ二% | |
| 未洗揮發油 | 前記揮發油價格ノ四% | |
| 精製燈油 | 公定價格ノ三% | |
| 未洗揮發油 | 前記燈油價格ノ六% | |
| 潤滑油 | 一立方米ニ付二・五「ペソ」（米貨八・二仙） | |
| 「パラフイン」 | 一瓲噸ニ付二「ペソ」（米貨六・六仙） | |
| 「アスファルト」 | 同 | 〇・五「ペソ」（米貨〇・二仙） |
| 「アスファルト」乳劑又ハ「アスファルト」混入液ニテ石油類ヲ四〇%以上含ムモノ | 一瓲噸ニ付 | 〇・五「ペソ」（米貨〇・二仙） |

前記公定價格は毎月十日迄に大藏省にて發表せらるべく、右價格は北米ガルフ港渡公定値段を最高とし運賃、保險料に係るガルフ積との差額、輸入國に於ける輸入稅其他當該輸入國とメキシコ國との特殊關係を考慮し裁決せられるものである。

公定價格はメキシコ・ペソに依り發表せられるが、弗決濟を原則とし、右に要す可き爲替換算率はメキシコ市經濟新聞發表の前月に於ける對米爲替率を適用する。

**▲メキシコ・サルヴアドル問通商暫定取極延長**

（サルヴアドル之部參照）

## グアテマラ

### 莫大小其の他輸入稅引上

グアテマラ國政府は、同國國内產業保護奬勵の見地から大統領令第二三八三號を以て、莫大小其の他に對する輸入稅率を引上げ、六月八日附官報に揭載し公布した。

**▲大統領令第二三八三號**（一九四〇年五月三十一日附同　年六月八日附官報公布）

第一條　國内產業ノ保護奬勵ヲ目的トシ左記稅番ニ對スル稅率ヲ左ノ如ク引上グ。

| 稅番品目 | 稅率（風袋込重量一瓲ニ對スル稅率） |
|---|---|
| 四六六―一―七―一　莫大小 | 「ケツサル」二、〇〇 |
| 四六九―四―五―五　下着類調製用ノ刺繍ヲ施サザル布片 | 四、〇〇 |
| 四六九―四―五―六　下着類調製用ノ刺繍ヲ施セル布片 | 五、〇〇 |

第二條　稅番四八二―二―〇―五ニ關スル稅率ヲ左ノ如ク引上グ。

| 稅番品目 | 稅率（風袋込重量一瓩ニ對スル稅率） |
|---|---|
| 四八二—二—〇—五 特記セザル瓶、「フラスコ」又ハ其ノ他ノ容器ニシテ類別ナキ蓋又ハ栓子ヲ有スルモノ、若クハ有セザルモノ、竝ニ「バネ」仕掛ノ密閉具ヲ有スル瓶類及裏付ノ有無ヲ問ハザル甕類ヲモ包含ス | ケツサル |

第三條　左記「註」ヲ廢止ス。

註　三二四—一—〇—一—a此ノ種木材ノ輸入ハ之ヲ燐寸專賣法ニ依リ規律ス

第四條　本令ハ官報ニ掲載公布ノ翌日ヨリ効力ヲ發生スベク、次期通常議會ニ之ヲ通知スベシ。

## サルヴァドル

### 輸入稅表中一部改正

**▲國會令第三號**（一九四〇年二月二十六日附同年同月二十九日附官報掲載）

第一條　左記稅番ニ該當スル物品ハ輸入稅ヲ課セラレルコトナシ。

| 稅番品名 | 稅率 |
|---|---|
| 四七三—五—〇五—〇一〇 地圖、測圖、海圖及自然科學用圖ニシテ額緣ノアルモノ又ハ無キモノ | 無稅 |
| 四七三—五—〇五—〇一一 各種地圖書 | 無稅 |
| 四七三—五—〇五—〇一二 科學又ハ教授用壁掛畫ニシテ額緣ヲ有スルモノ又ハ有セザルモノ | 無稅 |
| 四九四—一—〇四—〇〇八 語學研究用「レコード」又ハ發音研究用鐫刻板 | 無稅 |
| 四九九—二—二一—〇〇三 教育又ハ非政治的宣傳用ノ映畫ニシテ同時發聲「レコード」ヲ有スルモノ又ハ有セザルモノ | 無稅 |
| 四九九—二—二四—〇〇四 「フレーベル」式教育材料 | 無稅 |
| 四九九—二—二七—〇〇一 凡テノ種類ノ解剖模型及材料竝ニ建築、製圖及幾何學教授用ノ塑造型 | 無稅 |
| 四九九—二—二七—〇〇二 各種計算器 | 無稅 |
| 四九九—二—二七—〇〇三 地球儀及天體機 | 無稅 |

第二條　左記ノ如ク稅番四九四—一—〇四—〇一〇及註解四九九—二—二一—eヲ新設ス。

| 稅番品名 | 風袋込重量百瓩ニ對スル稅率（單位米弗） |
|---|---|
| 四九四—一—〇四—〇一〇 蓄音機用「レコード」板ニシテ鐫刻セザルモノ | 一八・六〇 |

**註解**　稅番四九九—二—二一—e、四九九—二—二一—〇〇三ニ該當スル映畫及「レコード」ハ領事館手數料ヲモ課セラレルコトナシ。關稅及領事手數料免除ノ爲ニハ公共娛樂物檢閲委員會ノ提出スル有利ノ報告ヲ必要トシ、且內務省ノ之ガ承認ヲ條件トス。右報告ハ一九三六年十二月「ブエノス・アイレス」ニ開催セラレタル汎米平和會議ニ出席ノ「エル・サルヴアドル」國代表ガ署名シ一九三七年十一月九日附國會令第一四八號ニ依リ批准セラレ官報輯覽第一二三類第二三〇號ニ掲載セラレタル教育協定ノ規定ニ基キテ之ヲ作成ス。

第三條　本法ハ官報ニ掲載、公布ノ日ヨリ八日後ニ效力ヲ發生ス。

**▲國會令第四號**（一九四〇年二月二十六日附同年同月二十九日附官報掲載）

第一條　關稅定率表中輸入稅表稅番四九八—一—〇一—〇〇一ノ本文ヲ左記ニ改正ス。

| 稅番品名 | 風袋込重量百瓩ニ對スル稅率（單位米弗） |
|---|---|
| 四九八—一—〇一—〇〇一 特記セザル棒軸「マツチ」又ハ蠟軸「マツチ」ニシテ堆積ノ儘ノモノ又ハ特記セザル包裝ヲ施セルモノ | 三五・〇〇 |

第二條　稅番四九八—一—〇一—〇〇一ニ該當スル棒軸「マツチ」及蠟軸「マツチ」ハ左記ノ場合ヲ除クノ外其ノ輸入ヲ嚴禁ス。

一、政府ガ外國ニ註文シタルモノニシテ、豫メ所定ノ手續ヲ踏ミタルモノ

二、本法發效日附前ニ會社又ハ個人ガ外國ニ註文セルモノニシテ、右ノ事實ヲ大藏省ニ對シ同省ノ定ムル期間內ニ證明シ得タル場合

第三條　本法ハ官報掲載公布ノ日ヨリ八日後ニ效力ヲ發生ス。

### 原産地證明書其他書類の領事査證に關する國會令

從來サルヴアドル國を相手方とする外國輸出業者は原産地證明書其の他必要な書類に對する査證は必ず之を右書類發給地に管轄權を有つてゐるサルヴアドル國領事館に於て取付くべきものであつたが、目下の世界變局に依り往々にして管轄權を有しない領事館に於て査證を取付くるの餘儀なき場合を生ずるに至つた。然るに、右はサルヴアドル國領事官法の規定に基き共和國稅關に依り拒否され、當地（サン・サルヴアドル）輸入業者は輸入商品の申告に際して鮮からざる支障を受けて居る次第であるが、今般サルヴアドル國々會は右事情に鑑みて之

が不便を除く爲に、左の如き法令を制定して一九四〇年八月十九日附官報に掲載し公布した。

**▲國會令第四一條**（一九四〇年八月十五日附同年同月十九日附官報掲載）

**第一條**　輸入商品申告ノ爲稅關ニ於テ法規上必要トスル書類ハ右書類發給國ニ駐在スル如何ナル「サルヴァドル」國領事ト雖モ之ニ査證スルコトヲ得。

**第二條**　本法ハ特別法ニシテ此ノ種事項ニ關スル其他ノ法律ニ優先シテ適用セラルルモノトス。

**第三條**　本法制定ノ事由消滅セルモノト認メタル場合、行政部ハ之ガ廢棄ヲ申請スベシ。

**第四條**　本法ハ官報ニ掲載公布ノ日ヨリ效力ヲ發生ス。

## 輸入商品原産地證明書法公布

輸入商品の原産地證明に關して從來サルヴァドル國に於て適用して來た諸法規は其の施行上不備の點が少くないので、サルヴァドル國々會は之が規正を目的として次の如き法令を制定して一九四〇年八月三十一日附官報に掲載し公布した。

**▲輸入商品原産地證明書法**

**▲國會令第四五號**（一九四〇年八月二十八日附同年同月三十一日附官報公布）

**第一章　原産地證明ノ目的及「原産地」竝ニ「仕出地」ノ辭句ノ解釋**

**第一條**　（a）自由通商條約、所謂中米關稅率竝ニ通商條約、協定若クハ暫定取極中ニ規定スル特惠稅率ノ適用ヲ受ケンガタメニハ輸入商品ノ價額及其ノ輸入經由地ノ如何ニ拘ハラズ原産地證明書ノ提出ヲ要ス。

（b）海路若クハ陸路ニ依リ輸入セラルル商品ニシテ其ノ價額五十弗ヲ超ユルモノ及空路ニ依リ輸入セラルル商品ニシテ其ノ價額百弗ヲ超ユルモノニ付最低稅率ノ適用ヲ受ケンガ爲ニハ同樣ニ原産地證明書ノ提出ヲ要ス。

（c）前項（b）ニ規定スル所ハ中米諸國ヲ原産地及仕出地トスル商品ニ對シ最低稅率ヲ適用セントスル場合ニモ亦同樣適用セラルルモノトス。

（d）原産地ハ中米ニアラザルモ仕出國ヲ中米トスル商品ニ對シテハ本法第八條（e）項ノ規定ヲ適用ス。

**第二條**　（a）海路又ハ陸路ニ依リ輸入セラルル商品ニシテ其ノ價額五十弗ヲ超エザルモノニ對シ最低稅率ヲ適用セントスル場合、右商品ノ原産地ハ出來得ル限リ普通ノ船荷證券若クハ運送狀ヲ以テ之ヲ立證スルモノトシ、別ニ原産地證明書ノ提出ヲ要セザルベシ。

（b）空路ニ依リ輸入セラルル商品ニシテ其ノ價額百弗ヲ超エザルモノニ對シ最低稅率ヲ適用セントスル場合、右商品ノ原産地ハ單ニ運輸會社ノ發給スル證明書ヲ以テ之ヲ立證スルモノトシ、別ニ原産地證明書ノ提出ヲ要セザルベシ。

（c）本條（a）及（b）項ニ規定スル所ハ中米ヲ原産地及仕出地トスル商品竝ニ中米ニアラザル地ヲ原産地トシ、中米諸國ヲ仕出地トスル商品ニ對シテモ同樣ニ適用セラルベシ。

本項ノ規定アルニ拘ハラズ稅關ノ檢査ニ依リ商品ノ原産地ヲ最高關稅適用國ト見做スベキ事由アル場合ハ之ヲ稅關總局ノ裁決ニ附ス、稅關總局ハ右商品ニ對スル適用稅率ヲ決定スベシ。

**第三條**　（a）原産國トハ天産物ニ關スル場合之ガ收獲、又ハ生産ノ爲サレタル土地ヲ謂ヒ、製造品ニ關スル場合ハ之ガ加工又ハ製造ノ爲サレタル土地ヲ謂フ。

（b）仕出國トハ「サルヴァドル」國向ケ商品ヲ仕出セル地ヲ謂ヒ、右ノ事實ハ仕出國ニ於テ發給スル船荷證券、鐵道輸送案內狀若クハ運送狀ヲ以テ立證セラルベキモノトス。

（c）商品ガ第三國ノ領域ヲ通過スルモ、右通過ガ稅關監視下ニ行ハレタル場合ハ該商品ハ仕出國ヨリ來ルモノト認メル。

右ノ場合發行セラルベキ監視證明書ハ商品ノ確認ニ必要ナル凡テノ事項ヲ記載シ、且商品ガ如何ナル變形ヲモ加ヘラレザルコトヲ立證スベキモノトス。商品ノ通過ガ前記ノ如キ條件ノ下ニ爲サレタルモノナルコトヲ立證シ得ザル場合ハ、右商品ガ最後ニ通過セル國ヲ仕出國ト見做スベシ。

（d）「プエルト・バリオス」經由中米國際鐵道ニ依リ輸入セラルル商品ガ「グアテマラ」國領域ヲ稅關監視下ニ逕過セル事實ヲ證明スル方法ハ本條（c）項ノ規定ニ依ラズシテ同鐵道會社ノ契約書ニ規定スル貨車通關記號制度ニ依ル。從テ右通過ヲ證明スル爲ニハ別ニ監視證明書ノ提出ヲ要セザルベシ。

「パナマ」領域又ハ「パナマ」運河地帶ヲ通過スル商品ニ對シテモ亦右通過ヲ立證スル爲、別ニ監視證明書ノ提出ヲ要セザルベシ。

**第二章　原産地證明ヲ必要トセザル場合**

**第四條**　左記ノ場合ニハ原産地證明ヲ必要トセズ。

（a）關稅定率表ニ依リ課稅ヲ免除セラルル商品ニ關スル場合

（b）原産地ノ如何ニ拘ハラズ、明文ニテ最低稅率ノ適用ヲ受ケル商品ニ關スル場合

（c）仕出地ニ依リ最高稅率適用國原産品ト認メラルル商品ニ關スル場合

（d）第二條（a）（b）及（c）項ニ規定スル場合

（e）申告濟、又ハ未申告ノ手荷物

（f）旅行者ノ手荷物ノ一部ヲ爲スモノニシテ旅行者ト共ニ到着セザルモノ

（g）凡ラユル種類ノ貨幣

（h）遺骸安置用棺

（i）使用セル機械類

（j）使用セル自動車

（k）原産地ヲ異ニスル國ヨリ來ル映畫ニシテ同時錄音盤ヲ有スルモノ、又ハ有セザルモノ

（l）無稅通關制度ニ基キ課稅ヲ免除セラルル商品

## 第三章　各種ノ原產地證明書

**第五條**　商品ノ原產地ヲ證明スル爲、關係人ハ稅關ニ對シ左記證明書ノ一ヲ提出スベシ。

(a)　商品ノ原產地、又ハ仕出地ノ商業會議所、若クハ有資格者タル公的機關及商工業者協會ノ發給スル所謂原產地證明書

(b)　商品仕出地ノ稅關、又ハ保稅倉庫ノ發給スル原產地證明書

(c)　出荷人ノ申立書ニシテ其他ノ官憲、又ハ公證人ノ證明アルモノ

**第六條**　商品ノ檢査ニ依リ原產地證明書記載事項ニ疑義ヲ生ズル場合稅關當局ハ之ヲ稅關總局ニ報告ス。右ノ場合稅關總局ノ行フ評定ハ原產地證明書ノ證據事項ニ優先ス。

**第七條**　稅關總局ハ輸入商品ノ原產地、又ハ仕出地ノ證明ニ付生ズルコトアルベキ疑義、若クハ豫期セザル事項ニ關シ最終裁定權ヲ專有ス。

## 第四章　原產地證明書ノ發給

**第八條**　(a)　自由通商條約ニ依リ無稅輸入ヲ許サルベキ商品ノ原產地ヲ證明スル爲ノ原產地證明書ハ商品ノ原產地ニ於テ發給セラルベキモノトス。原產地證明書ガ第三國ニ於テ發給セラレタル場合ハ右第三國ノ商品ニ對シテ許與セラルベキ稅率待遇ヨリ有利ナル待遇ヲ享受スルコトヲ得ズ。

(b)　中米ヲ原產地トスル商品ニシテ中米關稅率中ニ包含セラルルモノノ原產地證明書ハ原產國若クハ仕出國ニ於テ發給セラルベキモノトス。但シ仕出國ニ於テ發給シ得ザルトキハ正ガ同等ノ待遇ヲ享受シ得ルトキニ限ルモノトス。仕出國ノ原產品ガ原產國ノ商品ヨリ有利ナル待遇ヲ受ケル場合ニ於テハ原產地證明書ハ單ニ眞ノ原產國ノ商品ニ相當スル稅率待遇ヲ享ケル爲ニノミ有效ナルモノトス。

(c)　通商條約、協定若クハ暫定取極ニ依リ許容セラルル特惠待遇(中米諸國ニアラザル國ニ許可セラレタルモノ)ヲ享受スル商品ノ原產地ヲ證明スル爲ノ原產地證明書ハ原產國若クハ仕出國ニ於テ發給セラルベキモノトス。但シ仕出國ニ於テ發給シ得ルトキニ限ルモノトス。自由港若クハ最低稅率適用國ニ設置セラレタル保稅倉庫ヨリ來ル商品ニ對シ、各稅關當局ノ發給スル原產地證明書ハ眞ノ原產國ニ於テ發給セラレタルモノト見做サルベシ。

(d)　最低稅率(一般稅率)ノ適用ヲ受クベキ商品ノ原產地ヲ證明書スル爲ノ原產地證明書ハ原產國又ハ仕出國ニ於テ發給セラルベキモノトス。但シ仕出國ニ於テ發給シ得ル場合ハ右仕出國ノ原產品ガ同等、若クハ有利ナル待遇ヲ享受スル場合ニ限ルモノトス。

(e)　但シ待遇待遇又ハ最低稅率ノ適用ヲ受クベキ商品ノ輸入ニシテ價格五十弗ヲ超エ海路、又ハ陸路ヨリ來ルモノ、若クハ價額百弗ヲ超エ航路ヨリ來ルモノニ關スル場合、中米諸國ニ於テ發給セラルル原產地證明書ハ無效ニシテ右商品ハ最高稅率ニ依リ課稅セラレルルモノトス。

(f)　最高稅率適用國ヨリ仕出セラレタル商品ハ其ノ原產國ノ如何ニ拘ハラズ最高稅率適用國ノ原產品ト見做サルベシ。

**第九條**　(a)　原產地證明書ハ一定不變ノ樣式ヲ有スル必要ナキモ各商品確認ノ爲必要トスル凡テノ事項ヲ記載スベシ。

(b)　既ニ領事「インボイス」付商品ノ確認ニ必要ナル事項ヲ具備スル原產地證明書ハ之ヲ可トス。右證明書ノ記載事項ニ付關稅上不正確ナル點アル場合ト雖モ、領事「インボイス」付商品ノ一般的又ハ商業上ノ名稱ヲ附記シアルトキハ、證明書ノ效力ニ影響スル所ナカルベシ。

(c)　各商業「インボイス」ノ末尾又ハ裏面ニ附記セル原產地證明ハ之ヲ有效トス。

(d)　原產地證明書ハ之ヲ明確ナル「スペイン」語ヲ以テ調製スベシ。外國語ヲ以テ調製セラレタル場合ハ稅關ニ於テ其ノ意味ヲ了解シ得ル場合ニ限リテ之ヲ受理ス。意味ヲ了解シ得ザルトキハ正式譯文ノ提出アリタル場合ニ限リテ之ヲ受理スベシ。

**第十條**　領事ハ原產地證明書正副二通ノ提出ヲ要求スベク、原文ハ之ヲ查證ノ上關係人ニ返還シ、寫ハ共和國會計檢查院ニ送付スベシ。

## 第五章　原產地證明書ノ查證竝ニ領事館徵收手數料

**第十一條**　(a)　原產地證明書ハ其ノ發給國ニ駐在スル何レカノ「サルヴアドル」國領事ノ查證ヲ取得スルコトヲ要ス。該國ニ「サルヴアドル」國領事ノ駐在セザル場合ハ友邦國領事之ニ查證スルヲ得ベク、友邦國領事ノ駐在ナキ場合ハ官憲、若クハ公證人ノ查證ヲ要ス。

(b)　查證ヲ與ヘタル領事ノ署名、又ハ領事館印ノミヲ有スル原產地證明書ノ查證ハ之ヲ有效トス。

(c)　關係人ガ領事ニ對シ查證ヲ受クル爲原產地證明書ト領事「インボイス」トヲ同時ニ提出スル場合、領事ハ原產地證明ニ當該領事「インボイス」ノ番號、查證日附、荷送人及荷受人ノ姓名ヲ記載シ、且領事「インボイス」中ニ原產地證明ニ查證ヲ與ヘタルノ事實ヲ明記スベシ。

(d)　領事ハ既ニ領事「インボイス」ニ查證ヲ與ヘタル商品ノ原產地證明書ニ查證スルヲ得ベク、右ノ場合ニハ原產地證明書ニ前記ノ各事項ヲ附記スルモノトス。

(e)　「サルヴアドル」國ト隣接スル中米地域ヲ原產地トシ、又ハ右地域ヨリ仕出セラルル商品ノ原產地證明書ハ右證明書ガ中米稅率ノ適用ヲ受ケンガ爲必要ナル場合乃至最低稅率ノ適用ヲ受ケンガ爲必要ナル場合モ共ニ領事查證ヲ免除セラルベシ。右免除規定ニ拘ハラズ本法第一、第一二及第一三條ノ規定ニ基ク場合ハ領事查證料ヲ徵收スベシ。

自由通商條約締約國ヲ原產地トシ、且該國ヨリ仕出セラルル商品ノ原產地證明書ニ對スル領事查證ノ免除ニ關シテハ、本件ニ關スル條約規定條項ヲ優先的ニ適用スルモノトス。

**第十二條**　(a)　原產地證明書ノ查證ハ手數料トシテ二米弗ヲ徵收ス。

(b)　本法第三條(b)項ニ規定スル監視證明書ノ查證ニ對シテハ、右ガ原產地證明書ノ補助書類ナルニ鑑ミ領事館手數料ヲ免除ス。

**第十三條**　第十二條ニ規定スル領事館手數料ハ左記ノ場合之ヲ徵收セザルベシ。

（a）自由通商條約、通商協定又ハ暫定取極中ニ規定セラレタル商品

（b）査證料ヲ免除セラレタル原産地證明書、若クハ法律ニ依リ必要トセザル原産地證明書ノ査證

（c）所謂中米稅率中ニ包含セラルル商品ニシテ海路、又ハ陸路ヨリ來リ其ノ價額五十弗ヲ超エザルモノ、又空路ヨリ來リ其ノ價額百弗ヲ超エザルモノ

（d）「サ」國ニ駐剳スル外國外交官及領事ニ差向ケラレタル商品ニシテ相互條件ノ存在スル場合

商人宛若クハ公使館々長ニアラザル人ニ差向ケラレタル商品ニ對シテハ領事館手數料ヲ徵收スベシ。但シ公使館又ハ領事館ハ商品ガ公使館又ハ領事館ノ使用ニ充テラルルモノナルコトヲ發註ニ先チ文書ヲ以テ立證スル場合、領事館手數料ノ拂戻ヲ請求スルノ權利ヲ有ス。

**第十四條**　査證料ヲ免除セラレタル商品ノ原産地證明ニ對シテハ領事ハ署名及館印ノ下部ニ手數料免除ノ理由ヲ明記スベシ。

**第十五條**　領事官ノ與ヘタル査證ガ適法ナラザル場合、稅關當局ハ各關稅徵收ニ當リ右領事査證ヲ考慮ニ容ルル要ナシ。

**第十六條**　領事手數料ヲ免除セラレタル原産地證明書ノ訂正證モ亦無料ヲ以テ査證ヲ受クベキモノトス。

## 第六章　原産地證明書ヲ具備セザル商品ニ對スル課稅方法、原産地證明書ヲ後日ニ於テ提出スル爲ノ期間及原産地證明書ニ代ルベキ宣誓證

**第十七條**　本法ニ依リ原産地證明書ヲ提出スルノ要アルニ拘ハラズ稅關檢査ヲ申請セル商品ニシテ右證明書ノ具備ナキモノニ對シテハ左記ノ通リ課稅ス。

（a）自由通商條約、所謂中米稅率、通商條約、通商協定又ハ暫定取極ニ依リ規定セラレタル特惠待遇ヲ享受スベキ商品ニ對シテハ最低稅率ヲ適用ス。

（b）前項ニ包含セラレザル商品ニ對シテハ最高稅率ヲ適用ス。

**第十八條**　商品ガ原産地證明書ヲ具備セザルニ依リ實際ニ適用セラルベキ稅率ヨリ高キ稅率ヲ課セラルヽ場合、稅關ハ關係人ノ申請ニ基キ右證明書ヲ後日ニ於テ提出スベキコトヲ許可スベク、右ノ爲左記期間ヲ定ム。

（a）「サルヴアドル」國ヲ除ク中米諸國ヨリ仕出セラレタル商品ニ對シテハ六十日

（b）其ノ他ノ地ヨリ仕出セラレタル商品ニ對シテハ九十日

（c）稅關總局ハ其ノ認證シタル豫期セザル事由ニ依リ前記ノ期間ガ不足トナル場合、右期間ヲ適宜延長スルコトヲ得

原産地證明書ヲ後日ニ於テ提出スル爲關係人ノ行フ申請ハ各稅關支拂書ヲ清算スル際、又ハ右清算後三十日以內ニ稅關ニ提出スベシ、稅關ノ許與スル期間ハ許與ノ日ヨリ計算ス

**第十九條**　既ニ稅關檢査ヲ完了シ、實際ニ適用セラルベキ稅率ヨリ高キ稅率ニ依リ課稅セラレタル商品ノ原産地證明書ヲ豫メ許與セラレタル期間內ニ提出スル場合、稅關總局ハ收納濟稅額ノ中、超過分ノ返還ヲ許可スルコトヲ得。

**第二十條**　（a）國際戰爭、內亂、海運交通ノ杜絕又ハ不定期若クハ其他ノ豫期セザル事由ニ依リ原産地證明書ノ取得ニ困難、遲滯又ハ不可能ノ場合ヲ生ズルトキ、稅關總局ハ輸入業者ニ對シ輸入商品ノ原産地ヲ宣誓證明スルコトヲ許可ス。但シ稅關ハ檢査ノ際實見ニ依リ宣誓事項ノ眞實性ヲ確認スベシ。

（b）右ノ場合、稅關總局ガ關係人ニ對シテ發給スル宣誓證明書ハ原産地證明書ト同一ノ效力ヲ有ス。但シ商品ノ實地檢査ニ依リ宣誓事項ノ眞實性ニ疑ハシキ點アル場合ハ此ノ限リニアラズ。右ノ場合稅關ハ本法第六條ノ規定ニ基キテ處理スベシ。

（c）商品ノ原産地ガ宣誓ニ依リ證明セラレタル場合、稅關ハ提出スベキ原産地證明書ノ査證ニ付課セラルル領事館手數料ト同額ノ附加稅ヲ課ス。提出スベキ原産地證明書ノ査證ニ付領事館手數料ノ課セラレザル場合、稅關ハ前記ノ附加稅ヲ徵收スルコトヲカルベシ。

**第二十一條**　商品ノ原産地ヲ宣誓證明スルニ當リ、公租ノ脫稅ヲ圖リタル場合ハ密輸入法ノ規定ヲ適用ス。

## 第七章　一般規定

**第二十二條**　本法ノ規定ト本件ニ關スル其他ノ法規トガ相抵觸スル場合ハ、商品ノ原産地證明ニ關スル限リ本法規定ヲ優先的ニ適用スベシ。

**第二十三條**　本法ヲ以テ一九三四年十月三日附官報第二一六號ニ公布セラレタル同年九月二十七日附行政府令（本行政府令ハ一九三四年十一月二十六日附官報第二五九號ニ公布ノ同年同月二十二日附行政府令、一九三七年十一月六日附第二三七號官報ニ公布ノ同年十月二十二日附行政府令第六七號ヲ以テ一部改正）ヲ廢止ス。

## 珈琲輸出事前許可制規定

サルヴアドル國政府は遠からず米國を相手方とする中南米珈琲産出國間に珈琲輸出割當制に關する協定が調印せられるべきことを豫見して、その際サルヴアドル國に對する割當量を有利ならしめんが爲には豫めサルヴアドル國珈琲の輸出を規正して置くことが必要であると認め、國會令第六七號を以て珈琲輸出事前許可制を定め、十一月八日附官報に掲載公布した。尙同令の內容は左の如くである。

**▲國會令第六七號**（一九四〇年十一月七日附）（同年同月八日附官報公布）

**第一條**　珈琲ヲ輸出センガ爲ニハ其ノ仕向地ノ何レヲ問ハズ「サルヴアドル」珈琲協會ヨリ豫メ許可ヲ取付クルコトヲ要ス。

**第二條**　「サルヴアドル」珈琲協會ハ珈琲ノ輸出ニシテ一九四〇年十月八月附第二二八號官報ニ掲載公布ノ十月七日附行政府令（本行政府令ニ依リ割當委員會設置セラル）ノ規定ニ從ヒ割當委員會ニ登錄セ

ル契約ニ準據シテ行ハル、場合ニ限リ輸出許可ヲ與フルコトヲ得。

**第三條**　一九三九―一九四〇收穫年度ノ珈琲輸出ヲ停止ス。

**第四條**　本令ニ基キテ輸出セラル、珈琲ニ對シテハ單ニ總量一〇〇瓩ニ付〇・九五米弗ノ租稅ヲ課ス。右租稅ノ配分比左ノ如シ。

（a）「サルヴアドル」勸業銀行ヘ納付　〇・八三米弗
（本金額ハ勸業銀行ガ其ノ創立以來徵收シ來レル租稅ノ三割三分ニ相當ス）

（b）政府一般會計繰入　〇・一二米弗

**第五條**　本令ハ公布ノ日ヨリ效力ヲ發シ、締結調印セラル、ニ至ルベキ國際約定ニ基キ珈琲輸出ノ規正ヲ目的トスル法規ノ公布セラル、ニ至ル迄有效トス。

## 書類不備の歐洲商品に對する措置

歐洲からサルヴァドル國へ輸入される商品で目下の國際事情に依り當然必要とすべき書類を具備せず、又は領事査證の取付がないものが少くなく、輸入業者の稅關手續上幾多の不便があるのに鑑み、サルヴァドル國々會は之が規正を目的として左の如き法令を制定し、一九四〇年八月十九日附官報に掲載公布した。

**▲國會令第四二號**（一九四〇年八月十五日附同年同月十九日附官報掲載公布）

**第一條**　歐洲ヨリノ商品ハ共和國稅關ニ於テ領事査證ノ取付ナキ書類ヲ以テ之ガ申告手續ヲ爲スコトヲ得。

**第二條**　領事「インボイス」、商業送狀、原産地證明書又ハ船荷證券ニアラザル其ノ他ノ書類ヲ具備セザル場合ハ關係人ガ稅關總局ニ於テ爲ス宣誓證ヲ以テ之ニ代ラシム。

**第三條**　船荷證券ヲ具備セザル場合ハ稅關總局ガ同局ニ對シ關係人ノ提出スル充分ナル證據ニ基キ當該輸入業者ニ商品申請權利許與ノタメ發給スル決定證ヲ以テ之ニ代ラシム。

**第四條**　前三條ニ規定スル何レノ場合ニ於テモ共和國稅關ハ關係書類ニ對シ査證ヲ與ヘタルベキ、又ハ當然與フベカリシ領事ガ徵收シタルベキ、又ハ當然徵收スベカリシ領事館手數料ヲ各關稅支拂書ニ記載スベキモノトス。

**第五條**　本法適用上發生スルコトアルベキ如何ナル事例、事情又ハ事件ニ對スル最終裁定權モ稅關總局之ヲ享有ス。

**第六條**　本法ハ特別法ニシテ此ノ種事項ニ關スル其ノ他ノ法律ニ優先シテ適用セラルヽモノトス。

**第七條**　本法制定ノ事由消滅セルモノト認メタル場合、行政部ハ之ガ廢棄ヲ申請スベシ。

**第八條**　本法ハ官制ニ掲載公布ノ日ヨリ效力ヲ發生スベシ。

## メキシコ・サルヴアドル兩國間通商暫定取極延長

メキシコ・サルヴアドル兩國間通商暫定取極は一九四〇年十月二日附を以て滿期となるべき筈であつたが、サルヴアドル國議會は國會令第六四號を以て、向ふ一ヶ年（一九四一年十月二日まで）之が延長方を決定し一九四〇年十一月八日附官報を以て公布した。

## 英國・サルヴアドル國間通商暫定取極延長

英國、サルヴアドル國間通商暫定取極は一九四〇年十二月十五日を以て滿期となる筈であつたが、サルヴアドル國議會は國會令第六五號を以て向ふ十二ヶ月（一九四一年十二月十五日まで）之が延長方を決定し、一九四〇年十一月八日附官報に掲載公布した。

## ホンデュラス

## 關稅定率表中一部改正

**▲國會令第五六號**（一九四〇年一月二十四日附同年同月三十日附官報掲載）

**第一條**　現行關稅定率表中稅番二三八―二九六―二八四―三三六―六〇一―六〇二―七九一A―一五七〇―一六四八―二三三九―二五六一―二五八二―二六〇一ヲ左記ノ通リ改正ス。

| 稅番 | 品目 | 風袋込重量一瓩ニ對スル稅率（單位「レンピラ」） |
|---|---|---|
| 二三八 | 瀨戸引又ハ「ニス」塗鐵製小手籠 | 〇・三〇 |
| 二六九 | 瀨戸引又ハ「ニス」塗鐵製鉢 | 〇・三〇 |
| 二八四 | 瀨戸引又ハ「ニス」塗鐵製「バケツ」 | 〇・三〇 |
| 三三六 | 瀨戸引又ハ「ニス」塗鐵製臺所用具 | 〇・三〇 |
| 六〇一 | 鹽引又ハ燻製肉 | 〇・三〇 |
| 六〇二 | 罐、土瓶又ハ「ガラス」瓶詰ノ凡テノ種類ノ肉 | 〇・三〇 |
| 七九一A | 特記セザル罐詰類 | 〇・三〇 |
| 一五七〇 | 瀨戸引又ハ「ニス」塗鐵製壺 | 〇・三〇 |
| 一六四八 | 味付又ハ罐詰野菜 | 〇・三〇 |
| 二三三九 | 各種容器入肉汁 | 〇・三〇 |
| 二五六一 | 瀨戸引又ハ「ニス」塗食器類 | 〇・三〇 |

| 稅番 | 品目 | 風袋込重量一瓩ニ對スル稅率(單位「レンピラ」) |
|---|---|---|
| 二五八二 | 瀨戸引又ハ「ニス」塗「コツプ」 | 〇・三〇 |
| 二六〇一 | 酢 | 〇・二〇 |

**第二條**　本令ハ公布ノ日ヨリ十日後ニ效力ヲ發生シ、前記稅率ハ效力發生ノ當日國營稅關倉庫所在ノ商品ニモ之ヲ適用ス。

## 米國製ナイロンに對する稅率

ホンデユラス國大藏省は、米國製ナイロンに對して、之を絹靴下類似品と認め、風袋込重量一瓩に對する稅率を八レンピラと定め、之を八月二十九日附官報を以て公布した。

## コスタ・リカ

## 關稅增減法

**▲「コスタ・リカ」國關稅增減法**（一九四〇年六月二十日公布國會令第六三號）

**第一條**　現時歐戰繼續中及平和克復後六ケ月間輸入商品ニ對スル現行關稅ハ、各商品ニ對シ現ニ規定セラレ居ル課稅價格ヲ最低五割、最高十割迄ヲ增減シ得ル伸縮關稅ニヨリ代置セラル。

**第二條**　行政部ハ國家ノ必要及利益ヲ考慮ノ上、國會令ヲ以テ關稅率表ノ各項目ニ該當スル商品ニ對シ、前條所定ノ範圍內ニ於テ適用セラルベキ課稅價格ヲ決定ス。右未決定中ハ現行課稅價格ニヨルモノトス。

**第三條**　形式ノ如何ヲ問ハズ關稅規定ヲ變更スルコトアルベキ諸規定ハ右規定公布後ニ於テ當國ニ到着セル商品ニ對シテノミ適用セラル。但シ增稅ノ國會令布前ニ、「コスタ・リカ」ニ向ケ發送セラレタル商品ニ對シテハ、右商品ノ輸出申請ガ公布前ヨリ正當ニ輸出入管理委員會ニ記錄セラレ居ル場合ニ限リ之ヲ適用セズ。積荷目附ハ各船荷證券ノ提示ニ依リ立證セラルベシ。

**第四條**　前記諸條ノ規定ハ現行國際條約並ニ特別ノ契約又ハ法律ニヨル免除ヲ變更スルモノニアラズ。

**第五條**　行政部ハ關稅法規ノ適用又ハ解釋ニ關シ生ズベキ疑義ヲ解決スベク、右解決ハ立法精神並ニ公正及正義ノ原則ニ基キ之ヲナスベシ。

**第六條**　關係輸出入商ハ稅關、又ハ會計總務局(Contaduria Mayor)ニ依リ定メラレタル課稅價格ニ付キ、不服ナル時ハ此ノ旨ヲ法律上ノ手續ヲ經テ大藏省ニ上申シ得ルモノトス。

**第七條**　同樣ニ當該稅關局長、會計官及稅關監督官ノ判定ガ一致セザル時モ、之ヲ大藏省ニ協議スベシ。

**第八條**　上申及協議ハ出來得ル限リ速ニ之ヲ解決シ、省決定トシテ之ヲ官報ニ發表スベシ。

**第九條**　本法令ニ牴觸スル一切ノ規定ハ當然廢棄又ハ改正セラルベク本令ハ公布ト同時ニ實施セラルベシ。

右行政部ニ通達スベシ。

## ハイティ

## 絹布、人絹布及同製品關稅引下

十一月十八日附大統領令を以てハイティ政府は絹布、人絹布竝に同製品に對し關稅引下方を公布したが、本令第二條に於て現在最低稅率に均霑して居ない諸國から輸入される前記商品に對しては最低稅率に二十割の附加稅を最低稅率として課する旨を規定し、右は官報公布の日(十一月二十五日)から卽日效力を發生した。本邦は本令第二條の適用を受け從來十割の附加稅を二十割に引上げられるに至つた。尙本令による最低稅率適用國へ引下の理由としては現在の非常事態はハイティの輸出產品に販路を與へて居る諸國に對して彼等の製品に販路を開くことは合理的通商均衡の手段であると爲して居る。近時引下の率は舊稅率に對し大體三分の一乃至二分の一に該當し絹及人絹以外には或種の醫療器具、珈琲精製機械を含むものである。

# ○南アメリカ洲

## コロンビア

### 輸入代金支拂許可手續の簡易化及米國原産品輸入代金支拂の特別扱規定

コロンビア國政府は、曩に爲替管理强化措置を採つたが、右强化の結果、輸入代金の支拂が圓滑を缺いて著しく遲延したので、同國政府は之が手續を簡易にし、支拂の迅速を計ることゝし、七月十三日附爲替管理局決定第九五號を以て之を定め、同月十五日から實施した。

右に依ると、管理局に提出された輸入代金支拂爲替許可申請書は提出の翌日直に承認、當事者に交付すべきこと及米國原産に係る第二、第三及第四種商品輸入代金支拂に對しては爲替安定資金を以て外國爲替を許可すべきこと等を定め、支拂手續の迅速簡易化を期したものであるが、右米國原産品輸入代金支拂に對して特權を與へたものは歐洲戰爭の影響に依り、同國からの輸入が激增し、之が代金の支拂が特に著しく遲延を來したことに因るものと思考されて居る。

#### ▲爲替管理局決定第九五號（七月十三日附）

第一條　爲替管理局ハ本決定ノ日ヨリ一九四〇年四月八日附決定第八九號ニ依リ定メラレタル商品種別ヲ指定シテ輸入商品代金支拂許可ヲ申請スル者ニ對シテハ提出ノ翌日之ヲ許可スベシ。

第二條　前條ニ依リ爲替管理局ニ提出セラレタル願書ハ許可取付ノ日ヨリ效力ヲ有シ、之ガ利用ニ關スル分類ヲ「許可印」ヲ以テ明示スベシ、「許可印」ノ分類左ノ如シ。

(A)　第一種商品ハ其ノ原産地ノ如何ヲ問ハズ、外國爲替買入ノ權利アル許可印ヲ取付ケタル日ヨリ直接共和國銀行、又ハ商業銀行ニ於テ爲替買入ヲ爲スコトヲ得。

(B)　公共團體ヨリノ許可申請書ニシテ、管理局ニ於テ第一種商品ト認ムルモノニ對シテハ前項(A)ト同樣ノ取扱ヲ爲スベシ。

(C)(D)(E)　米國原産地ノ第二(C)、第三(D)及第四(E)種商品ニシテ現在爲替安定資金監理委員會決定ノ同資金ヲ利用シツヽアルモノニ對シテハ同資金利用ノ許可印ヲ與フベシ。

(F)　米國以外ノ原産地ノ第二、第三及第四種商品ハ求償ニ依リテノミ許可スベキ特別許可印ヲ與フベシ。

本項ニ定ムル願書ニ對シテハ一九四〇年四月八日附大統領令第六八八號第四條(註)ノ規定ニ依リ、管理局ハ珈琲協會ヲ通ジ、當該商品輸出國又ハ管理局ガ三角求償ノ爲、適當ト認ムル第三國ニ仕向クル「コロンビア」國産品ノ輸出許可證ヲ發給スルコトヲ得。

第三條　前記(C)、(D)、(E)及(F)各項ニ依リ管理局ガ發給スル許可證ハ、許可當日指定セラレタル條件及右許可證利用當日ニ於ケル爲替安定資金法ノ條件ニ依リ利用セラルベク、其ノ利用期間ハ無期限トス。

第四條　爲替安定資金部ハ期限ヲ定メ、取扱フベキ支拂許可申請ノ種目ヲ發表スベク、之ニ依リ當事者ハ商業銀行ヲ通ジ、第一條ニ定ムル管理局ノ許可證ヲ提出シ、爲替許可ノ出願ヲ爲スコトヲ得。

第五條　第二、第三、第四種商品又ハ前記(C)、(D)、(E)及(F)各項ノ取扱ヲ受クル商品ニ對スル爲替支拂願書ニシテ、既ニ爲替管理局ニ於テ許可證發給ノモノト雖、共和國銀行海外資金ニ超過アル場合ハ其ノ旨發表スベキニ付、當事者ハ原許可條件ノ變更ヲ管理局ニ申請スルコトヲ得。

第六條　本決定ハ大藏大臣ノ承認ヲ受クベシ。

（一九四〇年七月十五日大藏大臣承認）

註　一九四〇年四月八日附大統領令第六八八號第四條

爲替管理局は珈琲協會に對しコロンビア人輸入業者又は外國人輸出業者との合意に依り輸入商品代金を珈琲を以て支拂ふべき許可を與ふる權能を有す。

#### ▲亞、哥通商條約調印（アルゼンテイン之部參照）

# ヴェネズエラ

## 關稅定率表一部改正

ヴェネズエラ國政府は大藏省令を以て、歐洲戰爭の影響に因る國內經濟狀態に對處の目的を以て、石油及其精製品、鐵製容器、ステイプルファイバー織物、人絹織物及其製品、其他數種の物品の輸入に對し左記の通り關稅定率表の一部を改正した。

| 稅番 | 品目 | 改正稅率 | 實施期日 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 二七〇 E | 石油及其精製品<br>重油 | 第一種稅率より九六%を減ず（〇・〇〇二ボリバル） | 一九四〇年十月三十一日 | 稅率引下 |
| | | 同前 | 同前 | 同前 |
| | | 第二種稅率に八四%を加ふ（〇・一八四ボリバル） | 同前 | 稅率引上 |
| | F ガスオイル<br>I ガソリン | 第四種稅率より四〇%を減ず（〇・四〇ボリバル） | 一九四〇年十一月十三日 | 稅番追加 |
| 三〇六 I | 裝飾用ならざる鐵又は鋼鐵品（研磨銅鐵又は靑銅鐵したるを別たず<br>塗料を施したる葉鐵製容器（國產品用に向けらるゝものにして、產品の商標又は名稱を印刷しあるもの） | | | |
| 一二五 | ステイプルファイバー織物又は混織物 | | | |



| 稅番 | 品目 | 改正稅率 | 實施期日 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| A | 一五〇瓦以下のもの | 第八種稅率に二〇%を加ふ（一二ボリバル） | 一九四〇年十一月二十一日 | 品目變更<br>稅率引上 |
| B | 一五〇瓦以上のもの | 第八種稅率（一〇ボリバル） | 同前 | 同前 |
| 一三三 B | 衣類半製又は布地のもの<br>ステイプルファイバー製又は夫れの混りたるもの | 第十種稅率より二〇%を減ず（四〇ボリバル） | 同前 | 同前 |
| 一三九 A | 人絹又は人絹入織物<br>一五〇瓦以下のもの | 第八種稅率に二〇%を加ふ（一二ボリバル） | 同前 | 品目變更<br>稅率引下 |
| B | 一五〇瓦以上のもの | 第八種稅率（一〇ボリバル） | 同前 | 同前 |
| C | 創除 | | | |
| 一三四 G | 既製衣類<br>ステイプルファイバー製又は夫れの混りたるもの | 第十種稅率より二〇%を減ず（四〇ボリバル） | 同前 | 稅番追加 |
| 一三五 E | 各種仕立品<br>ステイプルファイバー製又は夫れの混りたるもの | 第十種稅率より二〇%を減ず（四〇ボリバル） | 同前 | 同前 |
| 一四二 B | 衣類、半製又は布地のもの<br>別項に揭げざる人絹製又は人絹入のもの（本絹と混織のものは人絹の容量率三〇%を超えざるもの） | 第十種稅率より二〇%を減ず（四〇ボリバル） | 同前 | 稅率引下 |
| 一四四 B | 各種仕立品<br>人絹製又は人絹入のもの（本絹と混織のものは人絹の容量率三〇%を超えざるもの） | 同前 | 同前 | 同前 |

| 稅番 | 品目 | 改正稅率 | 實施期日 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 三七九 J | 鹽 類 | 第三種稅率に五〇%を加ふ（〇・三〇ボリバル） | 一九四〇年十一月十三日 | 稅番追加 |
| 二〇九 D | 燐酸石炭、燐酸曹達 種子 | 第三種稅率（〇・二〇ボリバル） | 一九四〇年十二月四日 | 稅番追加 |
| 二二一 C | 象子棕櫚 | 第四種稅率より二〇%を減ず（〇・四〇ボリバル） | 一九四〇年十二月二十六日 | 同前 |
| 四九 | 護謨乳汁液（ラテックス） サイダー | 第三種稅率より二〇%を減ず（〇・八〇ボリバル） | 一九四一年一月二日 | 稅率引上 |
| 五〇 A | スパークリングワイン | 第七種稅率（五ボリバル） | 同前 | 同前 |
| A | シヤンペン | 同前 | 同前 | 同前 |
| B | 別項に掲げざるもの | 同前 | 同前 | 同前 |
| 五一 | 白葡萄酒 | 第五種稅率（一ボリバル） | 同前 | 同前 |
| A | 原容量百分中酒精の容量十八を超えざる樽入のもの | 第六種稅率（二ボリバル） | 同前 | 同前 |
| B | 同上　其他の容器入のもの | 第六種稅率に五〇%を加ふ（三ボリバル） | 同前 | 同前 |
| C | 原容量百分中酒精の容量十八を超えるもの（容器の如何を別たず） | 第五種稅率（一ボリバル） | 同前 | 同前 |
| 五二 | 赤葡萄酒 | 第六種稅率（二ボリバル） | 同前 | 同前 |
| A | 原容量百分中酒精の容量十四を超えざるもの | | | |
| B | 原容量百分中酒精の容量十四を超ゆるもの | | | |

| 稅番 | 品目 | 改正稅率 | 實施期日 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 三六六 A | （薰香を付したる洗滌劑）削除 | | | |
| 三六三 | 薰香を付したる酒精、薰香を付したる洗滌劑 | 第七種稅率に六〇%を加ふ（八ボリバル） | 一九四一年一月十一日 | 品目變更 |
| 三五八 E | 製藥 藥用葡萄酒、液體エッセンス、酒精塗布劑 | 第七種稅率より二〇%を減ず（四ボリバル） | 同前 | 稅番追加 |

## 輸入管理規則要領

ヴェネズエラ國政府は今次歐洲戰爭の影響に依る經濟不況に對處する爲、十月二十五日附大統領令を以て輸入管理規則を定め、卽日實施することゝした。其の要領は左の通りである。

一、一切の輸入は輸入管理委員會の許可を必要とする。

二、委員會は政府代表一、中央銀行代表二、銀行評議會一、カラカス商業會議所一より成る。

三、未決濟輸入債務及本令實施前に約定した輸入は遲くとも十日以內に申告することを要する。

四、中央銀行は普通外貨爲替を左の割合に分配する、但し割合は大藏省令を以て變更し得る。

イ、十二パーセント　政府所要額

ロ、四十パーセント　未決濟輸入債務の決濟額

ハ、四十三パーセント　將來の輸入船賃、國內投資及外國資本の利益配當等

ニ、五パーセント　在外留學生手當及外國人の國外放逐費

五、輸入管理委員會は對外貿易の必要に應じて外貨の支拂を定める。

六、爲替許可を得た未決濟輸入債務は日附順に之を決濟する。

七、信用貸輸入及委託輸入は第四、ロ項の債務決濟濟みの上支拂を許可する。

八、委員會は商品の性質、數量、價額、既往輸入數量、在庫數量等を考慮して將來の輸入許可を定める。

九、バーター取引又は物品に依る債務の決濟は許可を要する。

一〇、本令實施前の註文品であつて十日以內にヴェネズエラ國港灣に到着する商品及價額五十ボリバル未滿の小包郵便は許可を必要としない。

一一、輸入許可は當該商品が百二十日以內に到着しないときは自然失效す、但し委員會は輸入の性質を考慮して之より長期間を許與することを得る。

一二、信用狀に依る輸入は百二十日の期間を以て之を許可することあるべし。

一三、委員會は其の裁量に依り輸入許可及未決濟債務支拂順序を定めることを得る。

一四、施行細則は追て定める。

## 輸入管理に關する大統領令

ヴェネズエラ國政府が今次歐洲戰爭の影響に基く國內經濟不況に對處するため、輸入管理制を行ふことゝし、十月二十五日附大統領令を以て之を公布し同日より實施することゝしたが、同譯文は次の通りである。

### ▲輸入管理制實施ニ關スルヴェネズエラ國大統領令

（一九四〇年十月二十五日附同日官報公布同日實施）

「ヴェネズエラ」國大統領ハ輸入ガ國內一般消費及經濟的發達ニ對シテ有スル重要性ニ應ジ、最有效ナル方法ニ依リ之ガ決濟ヲ行ハンガ爲メ、出來得ル限リ完全ニ輸入ニ合理的且公平ナル等差ヲ設クルコトノ必要ナルコト、及世界的戰爭及國際政治經濟關係ノ結果トシテ國內ニ設立セラレタル石油會社ノ資却スル外貨額ヲ減少シ、國產品ハ其ノ市場ヲ喪失シ輸出シ得ベキ產品ノ生產ハ減退シ、「ヴェネズエラ」國ノ外貨受取勘定ハ最近數ケ月間ニ減少ヲ來シタル爲メ、外貨爲替ノ分配ヲ更新スルノ不可缺ナルニ至リタルニ鑑ミ、且「ヴェネズエラ」中央銀行役員會ハ同銀行法第七十七條ニ依リ附與セラレタル權限ニ基キ行政部ニ對シ「ヴェネズエラ」國ノ財政經濟ノ非常狀態ニ對處スルニ必要ナル緊急指置ニ關シ報告ヲ爲シタルニ鑑ミ、憲法第百條第二十三號ノ權限ヲ行使シテ憲法第三十六條ノ規定ニ遵ヒ閣議ニ諮リ、左ノ通リ定ム。

**第一條**　本令ニ依リ憲法第三十二條第二、第八及第九項ニヨリ保障セラレタル市民權ノ行使ニ對スル制限ヲ確認ス、右市民權ノ行使ニ對スル制限ハ一九三九年九月九日附及同年十月三日附竝一九四〇年一月十七日附及十月十五日附大統領令ニ依リ定メラレタル處ナリ。

**第二條**　本令ノ「ヴェネズエラ」合衆國ノ官報ノ日附後ハ、本令第三條ニ依リ設置セラレタル輸入管理委員會ノ許可ヲ豫メ得ルニアラザレバ、外國商品ノ輸入ニ對スル爲替資金ハ許與スルコトナカルベシ。

**第三條**　本令第六條b項及c項ノ規定ニ從ヒ處分シ得ベキ爲替資金ノ正當且公正ナル分配ヲ行ハンガ爲、輸入管理委員會ヲ設置ス、輸入管理委員會ハ左ノ者ヲ以テ構成ス

行政部代表者　一名

「ヴェネズエラ」中央銀行役員又ハ同銀行役員ニ非ラザル者ノ中ヨリ選バレタル同銀行代表者　二名

銀行審議會員又ハ同會員ニ非ラザル者ノ中ヨリ選バレタル同會代表者　一名

本日ヨリ三日以內ニ「カラカス」商業會議所役員會ニ依リ任命セラル可キ代表者一名、若シ事情ニ因リ右代表者ノ任命ヲ見ルニ至ラザル時ハ政府ハ大藏大臣ニ隷屬スル機關ヲ通ジ、之ガ任命ヲ行フベシ。

右ノ各代表者孰モ同樣ノ形式ヲ以テ選バレタル補缺員ヲ有スルヲ要ス、代表者及補缺員ハ「ヴェネズエラ」人ニシテ當市ニ住居ヲ有スル者タルヲ要ス

輸入管理委員會ハ少クトモ一週五回會合シ、三人ノ出席者アラバ事務ヲ處理シ得ベシ、但右ノ場合決定ハ出席全員一致ノ裁決ニ依ルモノトス。

委員會ハ其ノ行爲ガ輸入貿易ヲ遲滯、又ハ阻碍セザル爲、常ニ正確ナル批判ト出來得ル限リ明瞭ナル形式ヲ以テ行動スベキモノトス

**第四條**　本令公布前ニ海外ニ註文セラレ、既ニ運送ノ途中ニ在ルカ、又ハ出荷手配濟ナルモノ竝投機的性質ヲ有セザル一切ノ對外債務ニシテ決濟未了ノモノハ關係者ヨリ輸入管理委員會ニ對シ遲滯ナク申告セラルベキモノトス、而シテ右申告期間ハ聯邦區、「アラグア」、アンソアテキ」、「カラボボ」、「フアルコン」、「ララ」、「ミランダ」、「モナガス」、「ヌエヴアエスパルタ」、「スクレ」、「ヤラクイ」及「スリア」ノ各州ニ於テハ本令公布ノ日ヨリ起算シテ如何ナル場合ト雖モ十日トシ、其他ノ諸州及領域ニ對スル輸入ニ關シテハ二十日トス、右ハ許可セラレタル輸入決濟ノ爲メ爲替資金許可ヲ目的トスルモノナリ。

**附則單項**　關係者ハ管理委員會ニ對シ、本條ニ指示セラレタル未履行證文及未決濟債務ハ本令公布ノ日以前ニ海外ニ對シ爲サレ、又ハ約定セラレタルモノナルコトヲ憑證セザル可カラズ。

**第五條**　「ヴェネズエラ」中央銀行ハ定期的ニ許可濟輸入支拂ニ仕向クルベキ爲替資金ヲ決定スベシ、之ガ爲メ愼重ナル推定ニ依リ豫測シ得ベキ處分可能爲替資金ヲ基礎トスベシ。

**附則單項**　「ヴェネズエラ」中央銀行ガ右決定ヲ爲スニ當リテハ、爲替資金ノ通常受取額ノミヲ考慮スルモノトス、何等カノ事情ニ依リ特別ノ受取勘定ヲ得タルトキハ、右ハ大藏省ノ承認スル形式ヲ以テ中央銀行ニ依リ分配セラルベシ、右特別ノ場合ニ於テハ大藏省及「ヴエネズエラ」中央銀行ハ輸入管理委員會ニ諮問スルモノトス。

**第六條**　「ヴェネズエラ」中央銀行ハ處分シ得ベキ爲替資金ヲ直接、或ハ國內ニ設立セラレタル銀行ヲ通ジ、左ノ通リ分配スベシ。

（a）十二「パーセント」、官公機關ノ輸入及支拂竝公務ヲ以テ外國ニ在ル者、又ハ外國ニ赴ク者ノ經費ノ決濟ノ爲

（b）四十「パーセント」、對外貿易或ハ投機的性質ヲ有セザル他ノ取引ノ現實ノ必要ニ因リ外國ニ對シ既ニ約定セラレタル各種ノ取立及債務ノ決濟ノ爲

（c）四十三「パーセント」、新規註文ノ外國商品輸入額、船賃、保險料、國內ニ投資セラレタル外國資本ノ利子又ハ配當其他對外貿易ノ現實ノ必要ニ依テ生ズル支拂額ニ對スル決濟ノ爲、但シ右ハ輸入管理委員會ガ國家經濟上明確ニ有利ナリト判斷シタル場合ニ於テ行フモノトス

（d）五「パーセント」、「ヴェネズエラ」人海外留學生維持費竝現在國內ニ住居スル「ヴェネズエラ」人又ハ外國人ニシテ何等カノ事情ニ依リ國外ニ出ズルカ、歸國スルカ、又ハ「ヴェネズエラ」國領域外ニ居

住スルノ要アル者ニ關スル經費ノ支辨ノ爲、但右ハ個々ノ場合ニ於テ「ヴェネズエラ」中央銀行ニ於テ審議スルモノトス

**附則第一項**　本條ニ於テ定メラレタル割合ハ「ヴェネズエラ」中央銀行ニ對シ諮問ヲ爲シタル上、大藏省令ヲ以テ變更スルコトヲ得。

**附則第二項**　輸入管理委員會ハ對外貿易ニ關シ、現實ニ必要トスル性質ヲ有スル支拂ニ關シ關係當事者ニ依リ提示セラレタル憑證資料ヲ豫メ檢査シタル上、決定ヲ爲スモノトス。

**第七條**　「ヴェネズエラ」中央銀行ハ前條「b」項ニ定ヲラレタル支拂ガ終了シタル時ハ、爲替安定資金ノ設定方ヲ決定スベシ、之ガ爲メ前條ノ規定ニ基キ分配セラルベキ爲替資金ノ五「パーセント」以下ノ額ヲ振向クルコトヲ得、前條（b）項ニ規定スル爲替資金ノ殘額ハ前條第一章ノ規定ニ遵ヒ同條（a）項、（c）項及（d）項ニ規定スル費目ノ支拂增加ニ振向クルコトヲ得。

**第八條**　國內ニ設立セラレタル各銀行ハ輸入管理委員會ニ於テ登錄スル爲メ、同委員會ニ對シ本令公布ノ日ニ於ケル現有取置爲替ニ關スル正確ナル表ヲ送付スベシ、而シテ本令第二條ノ規定ニ遵ヒ行ハレタル外國商品ノ輸入ノ取置爲替ニ關スル表ヲ每週送付スベシ。

**第九條**　第六條（b）項ノ規定ニ基クカ、或ハ又他ノ方面ヨリ銀行ガ獲得スル爲替資金ハ輸入管理委員會ニ依リ豫メ許可ヲ受ケ、專ラ商業的性質ヲ有スル爲替ノ取置及其他ノ債務ノ支拂ニ仕向ケラルルモノトス、右取立爲替及債務ハ嚴重ニ日附順ニ依リ決濟セラルベキモノトス。

**第十條**　信用貸ノ貸附勘定、或ハ委託販賣ニ依リ商品ヲ受取リタル輸入業者ハ輸入管理委員會ニ對シ如何ナル場合ト雖モ、本令第四條ニ規定セラレタル期間內ニ遲滯ナク、右取引ニ依リ外國商社ニ對シテ無爲替ニテ實際負フ債務額ニ關スル報告書ヲ提示スベシ、右報告書中ニハ債務者名、負債額、支拂期日ヲ記載スベク、同時ニ本令公布ノ日以前ニ註文ヲ發シタル商品ニシテ同樣ノ形式ヲ以テ支拂ハルベキモノニ關スル表ヲ提出スベシ、而シテ右表ニハ註文ノ數、日附、金額其他必要ナル事項ヲ記載スベシ。

**附則第一項**　此ノ種債務ノ決濟ニ對シテハ第六條（b）項ニ包含セラルル債務ガ悉ク決濟セラレタル時、初メテ爲替資金ヲ支給セラルベシ。

**附則第二項**　輸入管理委員會ハ適當ト認ムル時ハ、債務ノ實在ヲ證スルニ足ル證據ノ提示ヲ要求スル權限ヲ有ス。

**第十一條**　輸入管理委員會ハ適當ト認ムル形式方法ニ依リ、當事者ガ提示スベキ資料ノ眞實性及本令ニ規定スル手續ガ正確ニ履行セラルルヤヲ檢討スベシ。

**第十二條**　管理委員會ハ第六條（c）項ノ規定ニ遵ヒ、輸入ノ決濟トシテ爲替資金ヲ支給スル爲メ、定期的ニ輸入許可ヲ附與スベシ、但右額ノ總計ハ「ヴェネズエラ」中央銀行ガ指定シタル額ヲ超過スルコトヲ得ズ、輸入管理委員會ハ之等ノ輸入許可ヲ附與スルニ當リ、左ノ事項ヲ考慮スベキモノトス。

一、輸入セラルベキ物品、又ハ實行セラルベキ支拂ノ性質

二、輸入ヲ爲サントスル物品ニ關シ、既往ニ於テ輸入セラレタル同種ノ物品ノ數量及價格竝委員會ガ決定スル期間內ニ於テ行ハレタル輸入數量及價格

三、輸入許可申請者ガ輸入ヲ希望スル商品ト同種ノ商品ニシテ在庫品トシテ所有スル數量

四、本令第三十五條ニ遵ヒ規定セラルベキ施行規則ノ定ムル一切ノ規定又ハ手續

**附則單項**　本條ニ規定スル許可ハ許可申請ノ提出アリタル期間ノ次ノ期間內ニ於テ管理委員會ニヨリ處分セラルベキモノトス。

**第十三條**　本令ノ規定ニ依ラズシテ行フ商品ノ輸入ハ如何ナル場合ト雖モ、「ヴェネズエラ」中央銀行ニ依リ直接又ハ間接ニ支給セラレタル爲替資金、又ハ國內ニ設立セラレタル銀行ニ依リ他ノ方面ヨリ獲得セラレタル爲替資金ヲ以テ支拂フコトヲ得ズ。

**第十四條**　輸入ヲ行フ爲ノ許可ハ國內ニ根據ヲ有スル商工業者ノミ之ヲ申請スルコトヲ得、一般私人ハ自身ノ業務消費、又ハ私用ニ充ツルタメ商品ノ輸入ヲ爲サントスル場合ニ限リ、之ニ關スル許可ヲ申請スルコトヲ得、輸入管理委員會ハ許可申請者ニシ左ノ事項ノ提示ヲ要求スルコトヲ得。

（a）申請者及註文引受人又ハ商社ノ名及住所

（b）商品ノ仕立國

（c）商品ノ「ヴェネズエラ」港灣到着豫定日

（d）輸入港

（e）商品ガ輸入許可申請者ト異ル者ニ宛テテ輸入セラルル場合ハ荷受人ノ名

（f）註文商品ニ關スル詳細事項

（g）商品ノ價格、殊ニ外貨ニ依テ支拂フベキ價格ヲ表示スルコト

（h）支拂條件及支拂豫定期日

（i）其ノ他本令及其ノ細則ニ定メラルル一切ノ事項

**第十五條**　實行セント企劃セラレタル輸入、又ハ支拂ヲ希望セラレタル債務ガ商品、又ハ「ヴェネズエラ」國產物ニテ決濟セラルベキ場合ニハ輸入管理委員會ハ「ヴェネズエラ」中央銀行ト協議ノ上、個々ノ場合ニ關シ、適當ト認ムル協定ヲ結ブ權限ヲ有ス。

**第十六條**　左ノ商品ノ輸入及之ガ支拂ニ要スル爲替資金ノ取得ニ付テハ事前許可ヲ要セズ。

（a）本令公布以前ニ既ニ外國ニ註文セラレタルモノニシテ第四條規定ノ申告期間以內ニ「ヴェネズエラ」港灣ニ到着スルモノ、但シ輸入者ハ管理委員會ニ對シ、該輸入ガ本令公布ノ日附以前ニ外國ニ爲サレタル註文ニ該當スルモノナル旨ノ書面證明ヲ提出スルヲ要ス。

（b）小包郵便物ニシテ其ノ價格一箇ニ付關稅ヲ加算シ五十「ボリバル」ヲ超エザルモノ、而シテ常ニ一回ノ輸入數量ハ三箇ヲ超ユルコトヲ得ズ

**附則單項**　外國ヨリノ旅行者ガ手荷物トシテ携帶スル私用品ハ事前許可ヲ要セズ、但シ如何ナル場合ト雖モ、之等物品ノ支拂ノ爲、爲替資金ヲ許與スルコトナカルベシ。

**第十七條**　既ニ輸入管理委員會ノ許可ヲ得テ外國ヘ爲サレタル註文ガ其ノ數量、又ハ價格ヲ減少スルカ、或ハ取消サレタル場合ハ當該申請人ハ直ニ其ノ旨ヲ管理委員會ニ通知スベシ。

**第十八條**　輸入許可ノ日ヨリ百二十日以內ニ當該商品ガ「ヴェネズエラ」國ニ到着セザルトキハ、該許可ハ事實上失效シタルモノト認メラル、

此ノ場合之ヲ當事者ニ告知スルノ要ナシ、但シ特定ノ場合ニ於テ輸入管理委員會ハ註文ノ性質及條件ニ依リテハ、右ヨリ更ニ長キ期間ヲ許スコトヲ得。

**第二十條**　管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ拒絶スルトキハ、其ノ理由ヲ附シテ之ヲ當事者ニ通知スベシ。

**附則單項**　失效又ハ無效ノ輸入許可ニ關スル權利ノ主張ハ、之ヲ認メズ。

ヲ要スベキ許可書ヲ返戻スルニ非ザレバ、新ニ許可ヲ與フルモノトス。

**第十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第三十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第三十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第三十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第三十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第三十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第三十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第三十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第三十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第三十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第三十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第四十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第四十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第四十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第四十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第四十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第四十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第四十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第四十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第四十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第四十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第五十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第五十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第五十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第五十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第五十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第五十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第五十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第五十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第五十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第五十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第六十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第六十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第六十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第六十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第六十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第六十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第六十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第六十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第六十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第六十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第七十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第七十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第七十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第七十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第七十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第七十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第七十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第七十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第七十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第七十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第八十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第八十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第八十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第八十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第八十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第八十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第八十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第八十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第八十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第八十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第九十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第九十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第九十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第九十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第九十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第九十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第九十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第九十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第九十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第九十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百二十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百二十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百二十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百二十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百二十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百二十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百二十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百二十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百二十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百二十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百三十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百三十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百三十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百三十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百三十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百三十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百三十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百三十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百三十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百三十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百四十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百四十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百四十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百四十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百四十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百四十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百四十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百四十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百四十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百四十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百五十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百五十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百五十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百五十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百五十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百五十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百五十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百五十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百五十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百五十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百六十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百六十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百六十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百六十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百六十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百六十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百六十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百六十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百六十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百六十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百七十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百七十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百七十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百七十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百七十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百七十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百七十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百七十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百七十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百七十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百八十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百八十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百八十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百八十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百八十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百八十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百八十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百八十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百八十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百八十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百九十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百九十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百九十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百九十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百九十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百九十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百九十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百九十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百九十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第百九十九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百九條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百十條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百十一條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百十二條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百十三條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百十四條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百十五條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百十六條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百十七條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百十八條**　輸入管理委員會ハ輸入ノ承認ヲ爲スニ當リ、輸入ノ決濟ニ關シ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得。

**第二百十九條**　輸入管理委員會ハ

## エクアドル

### 對本邦品七割五分增稅實施

エクアドル國政府は一九四〇年四月二十五日附大統領令を以て、一九三九年の輸入上に於て三割以上同國にとつて不利であつた相手國二十四ヶ國からの輸入品に輸入稅五割を加稅し、特に本邦及其の殖民地竝に保護國から同國に仕向けられる繊物は、其の種類の如何を問はず七割五分、其他の商品に對しては五割の加稅を實施することゝなつた。

右大統領令の要旨は左の通りである。

（1）左記諸國よりの輸入に對しては五割增關稅を課す。

ブルガリア　英領印度
カナダ　イラーク
セイロン　ジヤマイカ
キユウバ　リスアニヤ
サイプラス　ノルウエー
サルヴアドル　イラン
海峽殖民地（マレー半島及新嘉坡）　ポルトガル
エストニア　ロシア
ギリシヤ　スーダン
グワテマラ　イスス
香港　トルコ
ハンガリー　ザンヂバル

（2）日本及其の殖民地竝に保護國より輸入せられる繊物に對しては、その種類の如何を問はず七割五分增、其の他の商品に對しては五割增の關稅を課す。

（3）稅關總務局は輸入商品の原產地を調査すべく、該商品は第一項に揭げられたる以外の國に於て、積替及積出をなされたる場合と雖も、前記諸國の原產なる時は凡て割增關稅を適用せらるべし。

### 爲替管理令

**第一條**　中央銀行ハ現在ノ金保有高ヲ純金瓦當一六・六二「スクレ」ニテ計算ノ上、之ヲ其ノ臺帳ニ記載スベシ。但シ十五「スクレ」一弗ノ相場ニヨル。臺帳ニ現在記載ノ金保有高以外ノ金額ハ「通貨安定資金」勘定ニ振込ミ、政府ハ如何ナル場合ニ於テモ之ヲ使用シ、又ハ處分スルコトヲ得ズ。

**第二條**　中央銀行ハ爲替賣買ヲ行フ實體トス。從ツテ如何ナル個人、又ハ團體モ中央銀行以外ノ會社、又ハ個人ト外國爲替、或ハ外國貨幣ノ賣買、又ハ取引ヲナスコトヲ得ズ。

**第三條**　中央銀行ハ弗當リ賣相場一八「スクレ」、買相場一七・九〇「スクレ」ヲ以テ爲替「オペレーション」ヲ開始ス。其他ノ外國貨幣ニ付テハ、紐育相場ニ基キ右換算率ヲ適用ス。將來中央銀行ハ豫メ政府ノ承認ヲ經テ、又市場ノ必要性及需給狀態ニ依リ、右爲替相場ヲ變更スルヲ得。

**第四條**　個人、或ハ團體ハ其ノ性質ノ如何ヲ問ハズ、本令發效日ヨリ十五日以內ニ、中央銀行ニ對シ國內、又ハ國外ニ在ル外國通貨、又ハ外國爲替ノ申告書ヲ提出スベシ。

但シ本令ノ發效日以降二十四時間以內ニ、右申告書ヲ以テ一九四〇年六月三十日「オペレーション」ノ大引ケニ保有セル外貨及同爲替額ヲ明示スルコトヲ要スル商業銀行ニ對シテハ、右條項ヲ適用セズ。同樣ニ、右銀行ハ同期間內ニ其ノ顧客勘定トシテ、國ノ內外ニ有スル外國通貨竝ニ外國爲替額ヲ申告スルヲ要ス。

**第五條**　輸出業者ハ其ノ輸出ニ依リ得タル手形、又ハ爲替ハ其ノ種類ノ如何ヲ問ハズ、全テ之ヲ中央銀行ニ賣却スルヲ要ス。但シ輸出稅及在外船會社代理店ニ支拂ハル、運賃竝ニ手數料等ハ之ヲ除ク。

**第六條**　稅關ハ專ラ中央銀行ノ許可ヲ經タル輸出ノミヲ許可ス。右銀行ノ許可ハ、銀行ガ前記輸出ヨリ生ズル爲替金額ヲ輸出業者ヨリ買取リタル時ニ限リ與ヘラルベシ。

**第七條**　共和國稅關ハ荷受人宛ノ商品竝ニ貨物ニシテ中央銀行振出ノ手形ニ依リ支拂ハレタルモノ、或ハ同銀行振出ノ手形ニ依リ荷受人ガ其ノ價格ヲ支拂フベキモノヽミヲ通關ス。但シ通過商品及支拂濟商品ハ之ヲ除外ス。

**第八條**　中央銀行ノ買入レタル手形及地金ノ六〇%ヲ以テ手持取立用手形ニ支拂ヒ、殘リノ四〇%ハ新規ノ輸入品及爲替必要品ノ支拂ニ充ツ。中央銀行ガ必要ト認ムル場合ニハ、右ハ又前者ノ目的ニ使用セラルベク、同樣ニ金準備ノ一部モ亦之ニ使用スルコトヲ得ベシ。但シ同銀行ニ於ケル金準備ハ法定準備金ノ三五%以下トナルコトヲ得ズ。本條第一項ノ配分率ハ政府ノ決定及市場需要高ニ依リ中央銀行之ヲ變更スルヲ得。

**第九條**　第二條ニ違反スル手形ノ取引ハ不正ト看做シ、右手形ノ價額ヲ沒收スベシ。

本令ニ對スル違反ハ前項ノ規定ニ拘ラズ五千「スクレ」以上十萬「スクレ」以下ノ罰金及ビ五日以上三十日以內ノ禁錮ニ處ス。

本令ノ違反摘發者ハ罰金及沒收手形記載額ノ五割ヲ受取ル權利ヲ得ベク、殘リノ五割ハ慈善團體ニ寄附セラルベシ。

**第十條**　中央銀行ノ爲替「オペレーション」及地金ノ賣買ヨリ生ズル利益ハ必ズ「通貨安全資金」勘定內ニ繰入ルヽモノトス。

**第十一條**　中央銀行ハ本令發効日ヨリ一週間以內ニ右施行細則ヲ起案作成シ、之ヲ政府ニ提出シ、其ノ研究ニ附スベシ。

**第十二條**　本令ハ官報ニ揭載ノ日ヨリ効力ヲ發ス。

**第十三條**　本令ノ實施ハ大藏大臣之ヲ主管ス。

### 或種商品輸入割當減率

エクアドル國政府は

（イ）一九三九年度及一九四〇年初に於ける同國の國際決濟が甚だ均衡を失つたこと

（ロ）米國政府が現行通商條約第七條に基きエ國政府のエ貨相場維持及國内産業擁護の目的を以てなす或種商品の輸入に對する定量的制限に同意したこと

を理由に擧げ、六月十三日附大統領令を以て次の如く輸入割當量を二割五分減率すべき旨を發令した。

**第一條**　關稅定率表ニ定メラレタル次ノ商品ノ輸入ハ一九四〇年七月十五日ヨリ向フ六ケ月間、一九三六年乃至一九三九年ニ於ケル平均輸入量ノ二割五分ヲ減額スベシ。

稅番第十三番（豚脂）、第三十番（「サーデイン」罐詰類）、第八十七番（小麥粉）、第二百七十七番（他ニ明示ナキ各種「ペイント」、「エスマルテ」ト呼ブモノヲ含ミ第六款中ニ屬スルモノヲ除ク）、第六百四十四番（計算器、金錢登錄器等）、第六百五十番（「ミシン」機械一般）、第六百八十七番ノ（イ）（ロ）及（ハ）（自動車）、第九百番（綿又ハ植物纖維製「ウーレ」及擬似皮革、但シ家具用）、第千八十六番（天絹、又人絹製靴下及「コルセツト」類）

**第二條**　「エ」國中央銀行ハ前條ニ從ヒ、四ケ年間ニ「エ」國ニ賣込マレタル前記商品ヲ基礎トシ、各國ニ對スル各三ケ月ノ輸入割當量ヲ決定シ、且一國ニヨリ使用セラレザル割當量ヲ次ノ三ケ月ニ於テ他ノ諸國ニ增率配付スベシ。

**第三條**　中央銀行ハ政府ノ檢討ニ充ツル爲、本令細則案ヲ八日間内ニ提出スベク、右ハ一九四〇年七月十五日ヨリ效力ヲ發スルモノトス。

**第四條**　本令ハ外務及大藏兩大臣之ヲ施行ス。

## 領事館手數料徵收方法改正

從來在外エクアドル國領事館に於ては、エクアドル國輸入品に對する領事館手數料を米貨、又は駐在國貨幣で徵收して居たが、エクアドル國政府は十月十一日附大藏省令第二四號を以て爲替管理令及今次歐洲戰爭に基因する諸障碍を考慮し、今後歐洲及亞細亞からの商品輸入に當つては、其の領事館手數料は之を在外領事館に於て徵收しないで、本國稅關又は小包郵便局に於てエクアドル貨を以て徵收することゝなつた。

## ペルー

ペルー政府は五月十三日附法律第九一四一號を以て左の如く輸出蒼鉛に對して課稅方を發令した。

蒼鉛若は蒼鉛含有鑛、選鑛、合金又は蒼鉛冶金の輸出に對し次の如く課稅す。

紐育蒼鉛相場一斤に付一弗以下の場合は從價の五歩を課稅し、右建値を超過せる場合は右建値超過額に對しては別に從價の一割を課稅す。

**▲英國、ペルー間支拂協定成立**（イギリス之部參照）

## ブラジル

過般來進行してゐたブラジルとアルゼンテイン間の通商會談は極めて圓滑に進捗し、十月六日兩國代表は通商關係調整に關する協定に調印し、本國政府の承認を求めることゝした。其の要領は次の通りである。

一、兩國の現に產して居ない物產に關しては、十年間保護關稅其の他輸入制限措置を採らず、

二、貿易勘定の記錄方法を統一して定期にバランスの調整を行ひ、

三、相手國から輸入した小麥其の他の食料の代用品を三年以內に撤廢し、亞國は伯國の纖物其の他工業品に一年最低三千萬ペソの割當を供與し、

四、競爭品でない過剩生產品の買付に、相互に五千萬ペソ迄のクレヂットを與ふること

# チリー

## 關稅定率表解釋規定の一部新設追加並改正

チリー政府は三月四日附大藏省令第八四八號を以て關稅定率表解釋規定中金屬塊の定義に關する項に左記追加規定を設け、又同日附大藏省令第八四九號に依りニッケルの定義及ニッケル鍍金加工品の解釋に關し、夫々左記の如き規定の新設及改正を行ひ、何れも三月十四日附官報を以て公布した。

**▲大藏省令第八四八號**

關稅定率表解釋規定Lノ〇二號ニ左記ノ項ヲ追加ス

電氣採鑛法ニ依リ抽出セラレタル粒狀面ヲ有スル金屬板モ亦金屬塊ト看做ス

**▲大藏省令第八四九號**

一、關稅定率表解釋ニ關シ新ニ左ノ諸規定ヲ設ク

規定第三一一號「クローム」ハ「ニツケル」トシテ取扱フ

規定第三一二號「カドミユーム」ハ稅番第一號記載ノ原鑛及稅番第七九五號該當ノ化學合成品ヲ除キ之ヲ「ニツケル」ト看做ス

二、規定第四〇七號ノ字句ヲ左ノ通リ改正ス

「クローム」鍍金、若クハ「カドミユーム」鍍金セル加工品ハ之ヲ「ニツケル」鍍金品ト看做ス

## ベンジン油輸入稅率引下

チリー國政府は曩に一九三八年十二月二十九日附大藏省令に依りベンジン油輸入稅率の引上を行ひ、一九四〇年二月二十六日附大藏省令を以て前記大藏省令を廢止して夫々舊稅率に引戻すことに發令したが今般チリー國政府は四月五日附大藏省令第一一八六號（四月二十五日附官報公布）を以て要旨次の如き追加規定を設けて前回大藏省令に於て曖昧の嫌があつた本品の輸入稅及同附加稅を明瞭にすることゝした。

**▲大藏省令第一一八六號要旨**

一九四〇年二月二十六日附大藏省令第七九〇號第一條ニ左ノ項ヲ追加ス

前項所揭ノ「ベンジン」油輸入稅及同附加稅ノ割合ヲ夫々左ノ如ク定ム。

| | | |
|---|---|---|
| 稅番第一〇七九號 | | |
| 「ベンジン」、石油精（發動機用「ガソリン」ヲ含ム）ニシテ「タンカー」入ノモノ | | |
| 輸入稅 | 噸ニ付 | 一〇・〇〇金「ペソ」 |
| 附加稅 | 同 | 一〇・〇〇金「ペソ」 |
| 稅番第一〇八〇號 | | |
| 同上ノモノニシテ其ノ他容器入ノモノ | | |
| 輸入稅 | 外裝込百瓩ニ付 | 一五・〇〇金「ペソ」 |
| 附加稅 | 外裝込百瓩ニ付 | 一五・〇〇金「ペソ」 |

## ステープル・ファイバー含有商品に對する關稅率適用基準改正

從來チリー國に於けるステープル・ファイバー含有商品の輸入に際しては之を綿布、綿絲及其の他商品の三者に分類し、綿布に付ては關稅定率表解釋規定第五一九號、綿絲に付ては同第Hノ〇四號を、又其の他商品に對しては同第Mノ一〇號（後揭イ參照）を適用して、其の價格を査定し、右を基礎に課稅して來たが、今般政府はは一九四〇年三月十一日附大藏省令第九二二號に依り前記第五一九號解釋規定を後揭ロ記載の如くステープル・ファイバー含有商品全般に亘つて、共通の規定に改め從前の個別的各規定を廢止することゝし、一九四〇年三月二十八日附官報を以て公布した。

**イ、一九四〇年一月二十二日附大藏省令第三二六號**（一九四〇年二月七日附官報公布）

關稅定率表の適用に關し左の解釋規定を新設す。

規定第Hノ一〇號　商品にして五%以下のステープル・ファイバーを含有し、且右が天然纖維模倣の目的を以て、之と識別せられ得ざる程度に混入せられ居るものに付てはステープル・ファイバーの混入なきものとして取扱ふべし。但し、綿布及綿絲に付ては夫々關稅定率表解釋規定第五一九號及同第Hノ〇四號を適用す。

**ロ、一九四〇年三月十一日附大藏省令第九二二號**

一、關稅定率表解釋規定第五一九號を左の通り改正す。

規定第五一九號　ステープル・ファイバーに依り棉花、羊毛、大麻、亞麻、黃麻其の他類似の天然纖維を模倣し、若くは之等を代用せしむる目的を以て、兩者を識別し得られざる程度に、混入せられたる纖維製品部分を有する凡ての商品の價格査定に當りてはステープル・ファイバーが當該纖維製品部分重量の五%を超へざる限り、之を絹と看做さゞるものとす。

二、關稅定率表解釋規定第五一九號、同第Hノ〇四號及同第Mノ一〇號を夫々制定したる一九三八年九月十五日附、一九三九年六月九日附及一九四〇年一月二十二日附各大藏省令を廢止す。

## 智伯間通商暫定取極批准

チリーとブラジル國間には一九三六年八月十九日兩國代表者がリオ・デ・ジヤネイロ市に於ける交換公文の形式に依つて妥結した左記要旨の通商暫定取極があつたが、チリー國に於て、右は今日迄議會の批准未了の儘、唯其の關係條項のみを行政的命令に依つて實施して來たが、チリー國政府は今般右が批准濟となつたので、之を共和國法律として全面的に施行すべき旨を一九四〇年四月十八日附外務省令第五九九號の乙に依り發令し、一九四〇年五月二十七日附官報を以て之を公布した。

**▲智伯通商暫定取極ニ關スル兩國代表者交換公文（伯國駐在チリー國代理公使發伯國外務大臣宛往翰）要旨**

以書翰啓上致候、陳者目下懸案中ノ「チリー」、「ブラジル」國間通商條約締結ニ關スル商議ノ妥結ヲ見ルニ至ル迄、「チリー」國政府ハ兩國物ノ通商關係ヲ、下記基準ニ據リ規律セラレ居ル現行制度ノ範圍内ニ於テ、維持スルコトニ合意スル旨、閣下ニ通報スルノ光榮ヲ有シ候。

本官ハ玆ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候。

一、「ブラジル」國及「チリー」國ハ、兩國間ニ現行中ノ關稅待遇ヲ引續キ相互的ニ許與スベシ

二、定期航路業務ニ從事スル商船、內國稅竝現在及將來ニ於ケル伯智間貿易上ノ債務支拂ニ關シ、兩國間ニ現行中ノ相互的取扱ハ、今後モ之ヲ變更セザルベシ

三、兩國ハ各相手國ヨリ輸入ニ對シ、數量的制限ヲ附セザル現行制度ヲ維持スベシ

四、本暫定取極ハ、目下商議中ノ正式通商條約ノ締結ヲ見ル迄有效トスルモ、三十日ノ豫告期間ヲ以テ之ヲ廢棄スルコトヲ得ベシ

### 當分の間外債償還停止

チリー政府は歐洲戰爭に依る輸出不振、物資不足及復興の必要等に依り、豫て勸業大臣を渡米させて新借款を交涉中であつたが、今般右不成立を理由として、當分の間外債の償還を停止（利拂は續行す）し、右に依つて生ずる償還基金六百萬弗を他に流用する旨十二月二日附大統領令を以て發表した。

### 輸入割當許與規則制定

チリー國に於て現に多數の商品が輸入許可制乃至は制限されてゐたが、從來此の種商品の輸入割當量許與に際し適用されて居た規則及準則等は極めて曖昧であつて、外國爲替管理局の內規の範圍を出でないものが多かつた爲めに輸入業者中には往々不當の抗議、無益の請願を爲す向も少なくなかつたので、今般爲替管理局は右の弊を是正するといふ見地から前記商品の輸入割當許與に關する諸規則を統合整理した上、後揭假譯の如き成文規則と爲し、之を一般關係業者に周知させ、十月一日から實施することゝなつた。

**▲輸入許可制又は制限施行商品に對する割當許與規則**

**第一條**　各輸入業者ガ分配ヲ受クベキ割當量ハ左ノ三要素ヲ睨合セテ之ヲ決定ス

（イ）配分ヲ爲スベキ當該品輸入總量

（ロ）當該品輸入業者ガ最近過去三箇年間ニ於テ供與セラレタル割當量ノ使用實績平均、但シ割當申請者ガ輸入業ノ經營ニ從事シテ三箇年ニ滿タザル場合ハ最近過去二箇年間ノ實績平均ヲ、更ニ二箇年未滿ナル場合ハ當該前年度ノ割當量ヲ基準トス

（ハ）割當量ノ配分ニ預ルベキ業者ノ員數

**第二條**　割當量ノ取得ヲ爲スタメニハ次項ノ諸要件ヲ具備スルコトヲ要ス

（イ）「チリー」國人タルコト、歸化ニ因ル「チリー」國人ハ當該歸化證書ノ取得後三箇年ヲ經過スルニアラザレバ本規則所定ノ恩典ヲ享受スルコトヲ得ザルモノトス、但シ或ル商品ノ割當量ニシテ「チリー」國人中ニ一名ノ申請者モナキ場合ニ限リ、豫メ爲替管理委員會ト協議セル上。之ヲ外國人間ニ分配スルコトヲ得ベク、玆ニ所謂「チリー」商社トハ其ノ資本金ノ五割以上ガ「チリー」國人ノ所有ニ屬スルモノヲ指稱ス

（ロ）輸入ヲ以テ自己ノ主ダル營業トスルコト

（ハ）公開セラレ居ル營業所ヲ設定シ居ルコト

（ニ）當該鑑札ニ對スル課金ヲ納付シ居ルコト

輸入業ノ經營ニ着手スルモノハ、割當量受領日以降三十日以內ニ本條（ハ）及（ニ）兩項ノ要件ヲ履行スルコトヲ要ス

**第三條**　前條（イ）所揭ノ國籍ニ關スル要項ハ新規ニ輸入業ヲ經營セントスルモノニ對シテノミ之ヲ適用ス

爲替管理委員會ハ本條前段ノ規定ニモ拘ハラズ、適當ト認ムル措置ヲ執リテ輸入業ノ自國資本化ニ努ムベシ

**第四條**　割當量ノ配分ニ際シテハ左ノ諸點ニ付キ考慮スベシ

（イ）過去三箇年間ニ於ケル割當量ノ使用實績、右ハ自國商社ニ對シ割當ノ減量ヲ可トスル正當ナル事由存セザル限リ、少クトモ最近過去三箇年間ノ平均量ヲ確保スルコトヲ目的トス

前項所載ノ割當量ハ輸入許可委員會、又場合ニ依リテハ爲替管理委員會ノ指定スベキ割當總量ニ比例スベキモノトス

輸入業ノ經營ニ從事シテ三箇年ニ滿タザル業者ニ對シ本條（イ）項ノ適用ヲ爲ス場合ハ本規則第一條（ロ）第二項ノ取扱ニ準ズ

（ロ）營業資本、使用人數、給與等

（ハ）割當申請者ノ爲替管理委員會ニ對スル義務勵行振リ

（ニ）人的又ハ營業上ノ重要考證資料

申請者ハ特殊ノ能力以外ニ、同人ガ過去ニ於テ國家、若クハ國政ノ

爲メ提供セル重要業務ヲ割當申請上ノ優先的資格トシテ主張スルコトヲ得ベシ

**第五條**　申請者ニシテ外國貿易事業ニ從事スル意圖ヲ以テ公職ヲ退キタルモノナルトキ、爲替管理委員會ハ之ヲ善行ト見做シ、當事者ニ有利ナル取扱ヲ爲スベシ

**第六條**　他ノ諸條件ニシテ同一ナル場合、輸入品ノ國內製造ニ從事スル工業家ハ單ナル仲介業者ニ比シ優先的待遇ヲ受クルモノトス

**第七條**　爲替管理委員會ハ隨時輸入業者ノ員數ニ制限ヲ加ヘ得ルト共ニ新規輸入業者ノ申請ニ應ゼンガ爲メニハ既存業者ニ對スル割當ノ減量ヲ必要トシ、且右ガ明カニ後者ノ利益ヲ侵害スルガ如キ場合ハ前者ノ申請ヲ拒否スルコトヲ得ベシ

如何ナル場合ニ於テモ爲替管理委員會ハ利益ノ毀損ヲ蒙レル業者ノ陳情ヲ聽取スルモノトス。

**第八條**　或ル輸入業者死亡シタルトキ、同人ニ對スル割當ハ其ノ相續人ニ於テ實際ニ故人ノ營業ヲ繼承スベキコトヲ證言スル場合ニ限リ、之ヲ該相續人ノ爲メニ確保スベシ

**第九條**　輸入業ヲ經營スル會社解散ノ場合、同社資產ノ繼承者（落札ニ依ル）ハ會社ニ對スル割當ノ按分ヲ受クル權利ヲ有スベク、右按分ニ際シテハ會社ニ對スル割當總量竝ニ各繼承者ノ落札額ヲ考慮スルコトヲ要ス、但シ右ハ繼承者ガ實際ニ解散會社ノ營業ヲ繼續シ、且本規則指定ノ諸要件ヲ具備スル場合ニ限ル

**第十條**　爲替管理委員會ノ許可ナクシテ自己ノ割當ヲ第三者ニ移讓セント企ツルモノハ該行爲ニ依リ卽座ニ其ノ割當ヲ喪失スベク、而シテ右ハ管理委員會ニ於テ必要ト認ムル場合、同人ニ對シ輸入業者ノ資格取消シノ權限ヲ行使スルコトヲ妨ゲザルベク割當制施行商品、其ノ船積證書或ハ他ノ輸入關係書類ガ割當受領人以外ノモノノ名義トナリ居レルコト判明セル場合、右割當ハ第三者ニ移讓セラレタルモノト解スベシ

**第十一條**　爲替管理委員會ハ新規輸入業者ニ對シ、同人ガ其ノ割當申請商品ノ智貨總額ト同等、若クハ夫以上ノ營業資本ヲ有スル旨ヲ銀行證明ノ方法ニ依リ立證スベキコトヲ要求スル權利ヲ保有ス

**第十二條**　本規則ノ修正ハ最短五日間ノ豫告ヲ以テ、特ニ右ノ爲メ開催セラルベキ管理委員會會議ニ於テノミ之ヲ行ヒ得ルモノトス

**第十三條**　輸入業者ニ對シ一期間ニ供給セラルベキコトアルベキ特別追加割當量ハ本規則第四條(イ)項ノ規定ニ基キ行ハルベキ計算ニ加算セザルモノトス。

**第十四條**　爲替管理委員會ハ割當ヲ供與スルニ當リ、輸入業者ガ之ヲ利用セザル可ラザル期間ヲ指定スベク、該期間終了時ニ於テ未使用ノ剩餘割當存スル場合、業者ハ當然之ニ對スル權利ヲ喪失ス

**第十五條**　本規則ハ一九四〇年十月一日ヨリ之ヲ實施ス

## 電球輸入割當量制定

チリー國政府は一九四〇年四月十二日附外務省令第五四四號を以て電球の一九四〇年度に於ける輸入割當量に付いて要旨左記の通り制定し、之を五月十四日附官報を以て公表した。

**▲外務省令第五四四號(要旨)**

一、關稅定率法稅番第一、四〇〇號A ニ該當ノ白熱電球ノ一九四〇年二月九日乃至六月三十日ノ期間ニ對スル輸入割當量ヲ八萬三千「キロ」(外裝込ミ、以下同之)ト定ム。但シ右割當量中ニハ前期(一九四〇年二月八日ヲ以テ滿了)ニ於ケル外國爲替管理局ノ輸入許可賦與超過量二萬三千「キロ」ヲ繰込ミ計上ス。

二、前項揭記ノ電球ノ一九四〇年七月一日以降十二月三十一日迄ノ期間ニ對スル最大限輸入割當量ヲ十萬「キロ」ト定ム。但シ、實際ニ輸入ヲ許可セラルベキ數量ハ、右最大限割當量ヨリ內國電球工場ガ本年上半期ニ於テ、生產シタル國內消費用製品數量ヲ控除シタルモノトス。右輸入許可實數量ハ外務省商務部ニ於テ豫メ國產數量ヲ檢討シタル上、之ヲ制定スルモノトス。

三、前記各項ニ基キ輸入許可ヲ賦與シ得ル爲メニハ、輸入許可申請量ノ最低二割五分ガ百「ワット」以上ノ光度ヲ有スルモノタルコトヲ要ス

四、本令所定ノ割當量ニ對スル輸入許可證ハ、外國爲替管理局ニ於テ之ヲ發給スベク、同管理局ハ直接消費者ヨリ提出セラルル申請ニ對シ、優先的取扱ヲ爲スベシ。

五、本令ハ輸入電球ノ規格及最高小賣價格ガ同事項ニ關シ、內國電球製造業者ガ外務省商務部トノ間ニ、取極ムベキ協約ニ適合シ居ルモノタルコトヲ前提トシテ適用セラルベク、價格ニ付テハ物價統制委員會ニ於テ、規格ニ付テハ內務省電氣局ニ於テ、夫々其ノ適否ヲ立證スルモノトス。

六、本令ハ官報公布ノ日以降之ヲ實施ス。

## 毛織物輸入割當量

チリー國政府は一九四〇年五月十六日附大統領令を以て關稅定率法稅番第三九二號、第三九三號及第三九四號該當の毛織物に對する一九四〇年八月十二日以降向ふ一ヶ年間の輸入割當料を前年度同樣五十二萬五千瓩(正味)と制定し、七月三十一日附官報を以て之を公表した。

## 板硝子輸入割當量

チリー國政府は去る五月十六日附大統領令第七九五號(外務省商務部關係)を以て板硝子に對する一九四〇年度輸入割當量に關して要旨左の通り發令し、之を七月三十日附官報を以て公表した。

**▲大統領令第七九五號(五月十六日附)**

一、關稅定率表稅番第一、五八七號該當板硝子(厚サ四粍以下ノモノ)

ニ對スル一九四〇年上半期ニ於ケル輸入割當總量ヲ七十五萬五千瓲（外裝込ミ、以下同之）ト定ム。

二、前項揭記板硝子ニ對スル同年下半期ニ於ケル最大輸入割當總量ヲ二百二十五萬瓲ト定ム。但シ實際輸入ヲ許可セラルベキ割當數量ハ右最大割當總量ヨリ國內硝子工場ガ內需用トシテ、上半期ニ於テ供給シタル數量ヲ控除セルモノトシ、右國產數量トハ國營鐵道會社ニ依リ行ハレ、且同社ノ證明セル積出數量ヲ謂フ。

三、本令所定割當量ニ對スル輸入許可證ハ、外國爲替管理局ニ於テ之ヲ賦與スベク、同局ハ直接消費者ニ依リ提出セラレル輸入許可申請ニ對シ、優先的取扱ヲ爲スベキモノトス。

四、本令ハ輸入板硝子ノ品質、最高小賣價格及其ノ販賣條件ガ右諸事項ニ關シ內國生產者、外務省商務部間ニ取極メラルベキ協定ニ合致シ居ルコトヲ前提トシテ、之ヲ適用スルモノトシ、右協定ニ於テ規定セラルベキ最高價格（普通寸法、又ハ寸法任意ノモノ一箱以上ヲ販賣スル場合ノ價格ニシテ包裝料ヲ含ム）ハ左ノ如キモノタルコトヲ要ス。

（イ）消費者ニ對シ直賣ノ場合

工場ニ於ケル車載價格

九〇平方呎入一箱　一三〇「ペソ」

五〇平方米入一箱　八〇六「ペソ」五〇「センターボ」

（ロ）卸、小賣業者ニ依リ消費者ニ販賣セラレル場合

倉庫渡價格

九〇平方呎入一箱　一四一「ペソ」（右ニ工場當該市場間ノ運賃ヲ加算ス）

五〇平方米入一箱　八七三「ペソ」（同）

物價統制委員會ハ一九三三年十月三日附大統領令一、〇八六號、第二十二條ノ規定ニ基キ本項揭記ノ協定ヲ正確ニ履行スベシ。

五、本令ノ規定履行ハ一九三三年九月十五日附大統領令第一、〇二七號ノ規定ニ抵觸セザルモノトス。

六、本令ハ官報ニ公布ノ日ヨリ之ヲ實施ス。

## 食用油輸入割當量

チリー國政府ハ一九四〇年六月十九日附大總統令ヲ以テ食用油ノ一九四〇年度輸入割當量ニ關シテ要旨左ノ如ク發令シ、七月三十一日附官報ヲ以テ之ヲ公布シタ。

**▲一九四〇年六月十九日附大統領令第一〇一二號**

一、關稅定率法稅番第二一二號記載ノ食用油ノ輸入ニ對シテハ引續キ輸入許可制ヲ施行スベシ。

二、前項揭記食用油ノ輸入割當量ヲ左ノ如ク定ム。

（イ）「オリーブ」油　全國向　百萬瓲（外裝込）

（ロ）其他ノ食用油　「アイセン」及「マゼラン」兩州向　三十萬瓲（同　）

（ハ）同　爾餘ノ諸州向　十萬瓲（同　）

輸入許可委員會ハ國內需要充足ノ爲、必要アルトキハ前記割當量ノ各五〇%ヲ增加スルコトヲ得。

三、之等商品ニ對スル輸入許可證ハ外國爲替管理局ニ於テ之ヲ賦與スベク、同局ハ直接消費者ニ依リ提出セラレル輸入許可申請ニ對シ優先的取扱ヲ爲スベシ。

四、本令ハ輸入品ノ品質及最高販賣價格ガ右ニ關シ國內生產者、外務省商務部間ニ締結セラルベキ協定ニ合致シ居ルコトヲ前提トシテ之ヲ適用スベク、價格ニ關スル協定ノ履行ハ一九三三年十月三日附大統領令第一〇八六號第二十二條ノ規定ニ基キ物價統制委員會ニ於テ之ヲ立證スルモノトス。

五、本令ノ履行ハ一九三三年九月十五日附大統領令第一〇二七號ノ規定ニ抵觸セザルモノトス。

六、本令ハ官報ニ公布ノ日以降其ノ效力ヲ發生シ、一九四一年五月三十一日迄有效トス。

## カルシユーム・カーバイドの輸入割當量

チリー國政府は一九四〇年五月十六日附大統領令第七九七號を以てカルシウム・カーバイドの一九四〇年度輸入割當量を上下兩半期に分ち、前者に對しては一萬メトリック・キンタルを、後者に對しては二萬二千五百メトリック・キンタルを夫々供與する旨を五月十六日附大統領令第七九七號の通り發令したが、更に翌六月十九日附大統領令第一〇一三號を以て右下半期の割當量に對して一萬五千メトリック・キンタルの追加增領を行ふべき旨を六月十九日附大統領令第一〇一三號の如く制定して何れも七月三十一日附官報を以て公表した。

**▲一九四〇年五月十六日附大統領令第七九七號**

一、關稅定率法稅番第一一四九號揭記ノ「カルシユーム・カーバイド」ニ對シ一九四〇年上半期ニ於テ輸入ヲ許可シ得ベキ割當總量ヲ一萬「メトリック・キンタル」（一「メトリック・キンタル」ハ百瓲、外裝込ミ以下同之）ト定ム。

二、同品ニ對スル一九四〇年下半期ニ於ケル最大輸入割當量ヲ二萬二千五百「メトリック・キンタル」ト定ム。但シ實際ニ輸入ヲ許可セラルベキ數量ハ、前記最大割當量ヨリ內國工場ガ國內消費用トシテ本年上半期ニ於テ供給シタル數量ヲ控除セルモノトシ、該割當實數量ハ外務省商務部ニ於テ之ガ決定ヲ爲スベク、必要アル場合、同部ハ豫メ內國工場ノ帳簿ヲ檢查スルコトヲ得。

三、本令所定ノ割當量ニ對スル輸入許可ハ外國爲替管理局ニ於テ之ヲ賦與スベク、同局ハ直接消費者ニ依リ提出セラルル輸入許可申請ニ對シ優先的取扱ヲ爲スベシ。

四、本令ハ輸入品ノ規格、最高販賣價格及同條件ガ右ニ關シ內國生產者、外務省商務部間ニ現在若クハ今後取極メラルベキ協定ニ合致シ居ルコトヲ前提トシテ之ヲ適用スベク、物價統制委員會ハ一九三三

年十月三日附大統領令第一〇八六號第二十二條ノ規定ニ基キ前記協定ノ嚴格ナル履行ノ任ニ當ルベシ。

五、本令規定ノ履行ハ一九三三年九月十五日附大統領令第一〇二七號ノ規定ニ抵觸セザルモノトス。

六、本令ハ官報ニ公布ノ日ヨリ之ヲ實施ス。

**▲一九四〇年六月十九日附大統領令第一、〇一三號**

一、關稅定率法稅番第一一四九號該當ノ「カルシユーム・カーバイド」ニ對スル一九四〇年下半期ニ於ケル追加輸入割當量ヲ一萬五千「メトリツク・キンタル」ト定ム。

二、右追加割當量ニ對スル輸入許可ハ外國爲替管理局ニ依リ本品ノ一定在荷量形成ヲ容易ナラシムル如ク按配セラルベク、右ノ爲ニハ輸入許可申請書ヲ鑛業信用金庫ニ提出スルコトヲ要シ、同金庫ハ其ノ意見書ヲ附シテ之ヲ管理局ニ移牒スルモノトス。

（以下本令ノ第三、第四及第五項ハ前記大統領令第七九七號第四、第五及第六項ト夫々同文ナルニ付之ガ掲載ヲ省略ス）

## ジユート製粗布輸入許可數量

チリー國政府は一九四〇年五月十六日附大統領令を以てジユート製粗布の一九四〇年四月一日乃至一九四一年三月三十一日の期間内に於ける輸入割當數量に付、左の通り制定し、之を一九四〇年十一月九日附官報に公表した。

**▲大統領令第七九四號**（一九四〇年五月十六日附）

一、一九四〇年自四月一日至九月三十日期間内ニ於ケル「ジユート」製粗布ノ輸入可能量ヲ外裝込ミ二十一萬七千瓩ト定ム。

二、一九四〇年自十月一日至一九四一年三月三十一日期間内ニ於ケル同上品ノ最大輸入割當量ヲ外裝込ミ三十五萬瓩ト定ム。

但シ、實際ニ輸入ヲ許可セラルベキ數量ハ前記最大量ヨリ當該期間前六ケ月間ニ於テ國內工場ガ國內消費用トシテ供給シタル數量ヲ控除セルモノトシ、該割當實數量ハ外務省商務部ニ於テ之ガ決定ヲ爲スベク、必要アル場合、同部ハ國內工場ノ帳簿ヲ檢查スルコトヲ得。

三、本令所定ノ割當量ニ對スル輸入許可ハ外國爲替管理局ニ於テ之ヲ賦與ス。

四、本令ハ輸入品ノ規格及其ノ最高販賣價格ガ之等事項ニ關シ外務省商務部及國內產業者間ニ取極メラルベキ協定ニ合致シ居ルコトヲ前提トシ之ヲ適用スベク、物價統制委員會ハ一九三三年十月三日附大統制令第一〇八六號第二十二條ノ規定ニ基キ前記協定ノ嚴格ナル履行監視ノ任ニ當ルベシ。

五、本令ノ規定ハ一九三三年九月十五日附大統領令第一〇二七號ノ規定ニ抵觸セザルモノトス。

六、本令ハ官報ニ公布ノ日以降之ヲ實施ス。

## チリー硝石の對西輸出及支拂協定成立

一九四〇年十一月十二日附當地（サンチヤゴ）エル・メルクリオ紙の所報に依ると、チリー硝石沃度販賣組合スペイン支部は今般スペイン國政府との間に硝石の對スペイン輸出竝に之が代金決濟方法に關して協定を締結した趣であつて、其の內容は不明であるが、チリー國に於ては右に依り本品の對スペイン輸出を確保し得ると共に現下不況に惱み居るチリー國硝石界の前途に光明を投げるものとして一般に之を歡迎して居つた。尙同紙は本硝石年度（自一九四〇年七月一日至一九四一年六月三十日）內に於ける硝石對スペイン輸出は概算十五萬瓲に達する見込みでチリー國は近々其の第一次積出を行ふべく、スペイン側は右積取りの爲め、特に自國船を廻送し來るべき旨をも併せて報じて居つた。

## ケロシン油輸入稅引下

チリー國政府は生產助長組合の申請に基きケロシン油（俗稱パラフイン油）を一時的に必需品と認定した上、其の輸入稅を低減することゝし、一九四〇年十月十六日附大統領令を以て要旨左の通り發令した。（十月三十一日附官報公布）

**▲一九四〇年十月十六日附大統領令第三、二四〇號**

一、關稅定率法稅番第一、〇九五號（註一）ニ依リ輸入セラルル「ケロシン」油（卽チ「パラフイン」油）ヲ一時的ニ必需品トシテ認定ス。

二、本品ノ輸入稅ヲ𤭖ニ付七・五〇金ペソニ引下グ。（註二）

三、本令ハ官報公布後三十日目ヨリ之ヲ施行シ一ケ月間有效トス。

（註一）　關稅定率法稅番第一、〇九五號
照明用精製石油（燈用「ケロシン」油）ニシテ「タンカー」入ニテ輸入セラレル、モノ

（註二）　從前ハ𤭖ニ付一一・二〇金「ペソ」

## ジユート製袋の輸入許可數量

チリー國政府は一九四〇年九月十二日附大統領令を以て一九四〇年度に於ける標記商品の輸入割當量に付左の通り制定し、之を十一月七日附官報に公表した。

**▲一九四〇年九月十二日附大統領令第一、四三七號**

一、穀類又ハ其ノ他商品包裝用粗麻布、ジユート製袋及囊ニ對シ輸入許可制ヲ施行セル一九三八年七月二十三日附大統領令第一、〇三七號規定ノ小麥、大麥及馬鈴薯包裝用袋ノ本年度間輸入可能量ヲ四百七十萬個（一時的無稅輸入ノ定メアルモノヲ含ム）ト定ム、但シ同品ノ內硝石其ノ他鑛業生產品ノ包裝ニ使用セラル、モノハ之ヲ本令ノ規定ヨリ除外ス。

二、本令所定ノ割當量ニ對スル輸入許可ハ外國爲替管理局ニ於テ之ヲ賦與シ、同局ハ直接消費者ヲ代表スルモノノ申請ニ對シ優先的取扱ヲ爲スベシ。

三、輸入許可ヲ賦與セラレタル業者ハ外務省商務部ノ決定スベキ規則ニ基キ國產ジュート製袋ヲ買上ゲ、且各自ノ輸入量ニ應ジタル國產品竝ニ輸入品ヲ以テ其ノ顧客ノ所要ヲ充足スル義務ヲ有ス。

四、本令ハ輸入品ノ規格及其ノ最高販賣價格ガ之等事項ニ關シ外務省商務部及國產業者間ニ取極メラルベキ協定ニ合致シ居ルコトヲ前提トシテ之ヲ適用ス。

五、本令ノ規定ハ一九三三年九月十五日附大統領令第一、〇二七號ノ定規ト牴觸セザルモノトス。

六、本令ハ官報ニ公布ノ日以降之ヲ實施ス。

## 米、智船船會社間の海運協定成立

一　從來米智貿易貨物の輸送は Grace Wessel Cuval 間に存在するプール(一九三七年五月結成)に禍されて殆んど米國側の獨占する所となつて居たのに對して、豫てチリー國外務省及當業者である Compania Sud-Americana de Vapores が右プールの解消方に付て米國側と交涉中であつたが、其の後の經過に關して十月三日スッド・アメリカ社が當地(サンチヤゴ)新聞紙上に發表した所に依ると、米國海事委員會はチリー國側の要求を是認して九月十九日該プール解散の裁決を下したが、次で同社は十月二日グレースとの間に新海運協定を締結した趣であつて、右協定の內容は大體左の如くである。

(一)　カナダ、アメリカ合衆國の東岸より南米西岸に至るS字型航路(但し現在專らチリー國船が船腹を供給して居るチリー國サン・アントニオ港以南の諸港を除く)に於ける輸送貨物の兩國船配分基本量率をチリー國側二割五分、米國側七割五分と定める

(二)　兩社は相互に定期航路業務の繼續及一定量の積荷供與を約する

(三)　前記チリー國側に對する輸送量率は場合に依つては最低一割八分迄引下げることがあるだらう

(四)　兩社船の航海度數はチリー國側に在つては年一八回乃至二六回、米國側に在つては同じく四六回乃至五八回とする。

二　次に舊プールの解消竝新協定の成立がチリー國側に及ぼすべき影響を概見すると、從來舊プール加盟會社船に依つて輸送されて居た貨物運賃は年額概算七百萬弗を超へてゐたのに反してチリー國側の運賃獲得額は一九三九年十一月乃至一九四〇年三月の五ヶ月間に付て見ても、僅々三十五萬弗餘に過ぎない狀態であつたが、爾後チリー國側は新協定の規定に基いて最低百三十萬弗、最高百八十萬弗の運賃を確保することが出來ることゝなる次第で、右はチリー國のデイヴイサ制度に多大の好影響を與へ、輸入代金決濟用外貨を潤澤ならしめるの效果があるだらう。

三　右に關して十月四日附右翼系エル・メルクリオ及政府機關紙ラ・ナシオンの兩紙は何れも「海運協定」といふ題下に社說を掲げて先づ本件交涉の顚末及新協定の內容を敷衍解說した上、同協定の成立を謳歌して居るが、殊にラ・ナシオン紙は「チリー國側の運賃獲得額の增加は貧血症狀を呈して居るチリー國外貨市場に對して注射劑としての卓效を奏すべく、右は輸入代價の決濟を容易ならしめ、延ては國民生活水準の向上に裨益するだらう」と述べ、最後に「今回の協定成立を以てチリー國外交の一勝利である」と結んで居る。

# アルゼンティン

## 小麥及小麥粉の輸出禁止

アルゼンティン國政府は八月二十九日附大統領令を以て、同日以後小麥及小麥粉の輸出を禁止したが、右は同日現在の輸出可能量は八十五萬噸の小額であるに拘らず、輸出量は益々增大の趨勢にあり、斯くては國內消費に支障を來す虞があるとの理由に依るものである。尙、既約品、及隣接國向の輸出は國內消費に影響がない限り許可し得る規定がある。

## 小麥及小麥粉の輸出を許可制とす

アルゼンティン國政府は、左の如く小麥及小麥粉の輸出を禁止したが、更に九月十二日附大統領令を以て右輸出禁止を解除し、國內消費及隣接國向け輸出に支障がない限り、仕向國の如何を問はず許可制度の下に輸出を認めることゝした。尙八月十五日現在の輸出可能量は五十九萬キロトンである。

## 小麥及亞麻仁取引に關する大統領令

アルゼンティン國政府は穀物の輸出不振に鑑み農村救濟の爲、十一月二十日附大統領令を以て小麥（セカンド・グレイド七十八粍もの）及亞麻仁のブエノスアイレス港貨車渡し最低相場を百粍に付夫々六ペソ七十五仙及九ペソ二十五仙に固定し、穀物調節委員會をして十二月一日より右の相場で買上を行はしめ、又必要に應じて次回播種を前回の九割迄縮少させ得る事とした。

## 書留及普通郵便に依る貴重品類輸入禁止

從來アルゼンティン國に輸入せられる眞珠、寶石、貴金屬類は種々の方法に依る密輸入手段を以て行はれるものが多量に上つて居るが（最近オランダ國籍人の渡航者に依る寶石密輸嫌疑事件の發覺したことがある）、政府に於ては、今般之が取締手段の一として、七月二十四日附大統領令を以て普通郵便又は書留郵便に依る眞珠、寶石、貴金屬類の輸入を禁止し、爾後之等商品の郵便に依る輸入は、價格表示小包郵便にのみ依る可き旨及本令は右日附より起算し九十日後に之を施行する旨を制定し、右大統領令は八月八日附官報を以て公布された。

尙、人造眞珠に關しては、同大統領令には何等指定がないので、大藏省關稅局に照會した處、右は通關上天然眞珠同樣稅番第九〇八號を適用せられて居るから、本令に含まれるものと解する旨回答があつた。

## 對日事前許可品目表

アルゼンティン國爲替管理局の事前許可品目番號及品目名は同局獨自のもので、關稅定率表の稅番及品目名とは全然關聯を缺く爲に、事前許可品目番號及品目名のみに依り輸出計畫を樹てるのは實情に則しないばかりでなく、亞國に於て輸入が不可能となる危險すらあり、依て今般左揭の通り、爲替管理局回章第五七五號の對日事前許可品目表を適用爲替率別に分類の上、爲替管理局品目番號及品目名に該當する關稅定率表稅番を記入した對照表を作成した。

尙右對照表中稅番右肩に×印あるものは許可品目番號及稅番の關係とは逆の關係にあり、卽ち一稅番で數個の管理局品目に該當するものであるが、重複品目中には對日許可品目表に含まれて居ないものもあるので、此の種稅番の實際利用上に於ては×印稅番品目中の對日許可品目に該當するものにのみ事前許可があることゝなつてゐる。

### アルゼンティン國對日爲替事前許可品目及稅番對照表

▲書式第百八拾九號ニ依リ輸入爲替許可下附方ヲ申請スベキモノ（爲替　一磅＝十五「ペソ」）

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦％ | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 四〇八 | 鱈及棒鱈 | S/L | | 四四、四五、一九七 |
| 四一五 | 卵類 | 〃 | （1） | 一四〇 |
| 四二八 | 油漬又ハ「ソース」漬ノ鰯 | 〃 | | 二二六 |
| 五〇五 | 「マレーブル」鐵管類 | 〃 | | 一三七二 |
| 五〇七 | 亞鉛引鐵管類 | 〃 | | 一三七三 |
| 五三九 | 家庭諸設備用機具、焜爐、暖房器、浴室器具其他（電氣器具ニ屬スルモノハ除外ス） | 〃 | | 一二七六、一三五五、一三六一、一四七一―四、一四八一、一五二八、一五九六、一七〇九 |
| 六〇九 | 「ワセリン」 | 〃 | | ×<br>四二三五―六―八―四〇―四六、四五三五、四五九五、四六六二、四八八九―九二 |
| 六三一 | 小瓶入皮下注射用藥液 | 〃 | | 五〇六四 |
| 六四三 | 「アンモニア」 | 〃 | | 四三一〇 |
| 六四四 | 「アニリン」 | 〃 | | 六三一七―二〇 |

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 六四七 | 「カーバイト」 | S/L | | 四四〇九 |
| 六五四 | 松脂 | 〃 | | 四八二〇 |
| 六五七 | 硫化「アルミニユウム」 | 〃 | | 四二九九 |
| 六六九 | 工業藥品 | 〃 | | 四四四三、四四七七—八〇、四五〇〇—二、四五五四、四五五六、四五六四、四五六六—七、四五九二—三、四六一七、四七二八、四七九三—四、四八六五、四八七五 |
| 六七九 | 工業用、醫術用製藥及化學藥 | 〃 | | 四二五〇—五、四二五八—七四、四二七八、四二八〇—九、四二九五—七、四三〇〇—四、四三〇六—九、四三一一—六、四三二二—五、四三二七—三七、四三三九—四一、四三四四、四三四七、四三五七、四三六一—三、四三六五、四三七六、四三七八—八三、四三八七、四三九五—七、四三九九—四四〇一、四四〇四—八、四四一〇—一、四四一五、四四二六—七、四四二九—三〇、四四四二、四四四九—五〇、四四五三—六二、四四六四—五、四四六七—七〇、四四七二、四四七六、四四九四—九、四五〇四—九、四五四〇—二、四五四五—五三、四五五五四五五七—六三、四五六五、四五六九—七一、四五七七—八〇、四五八八、四六一一—三、四六一六、四六一八—二一、四六二三、四六二五—三二、四六三五、四六四一—二、四六四五—八、四六六三—七、四六七〇—二、四六七四—九 |

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 六八九 | 「コカ」ノ葉(「ペルー」產藥用植物)ヲ除ク其他ノ工業用、藥用植物根、葉、花、果實其他 | S/L | | 三、四六九七—四七〇三、四七〇六—七、四七一〇—四、四七二一—五、四七二七、四七二九—三三、四七三七—八、四七四九及四八、四七七四—五、四七七七—九、四七八三—六、四七九〇—二、四七九五—四八一二、四八一九、四八二一—五、四八二九—三一、四八三四—九、四八四五—五一、四八六一、四八六三—四、四八六六—八、四八七〇—四、四八七六、四八八一—八、四八九三—四、四八九六—七、四八九九—四九〇〇、四九〇二—五、五一三九—四〇 |
| 六九〇 | 外科手術器具及醫院、醫學研究所用器具 | 〃 | | 七、四二九三、四二九八、四三二六、四三七三—四、四三九一、四四一六—七、四四三一、四四八三—九二、四五四四、四五七三—六、四五八一—三、四五八六、四六一四—五、四六三六—八、四六五七、四六六八、四六七三、四七一五、四七一七—八、四七三四—六、四七七六、四八一三—八、四八二八、四八四〇—三、四八六二 |
| | | | | 五〇八七—八、五〇九〇、五〇九六—七、五一〇〇—二、五一〇六—七、五一〇九、五一一二—四、五一二二、五一四二—三、五一七二—四五一七八—八二、五一八五、五一八七—九、五一九九、五二一一—二、五二一四—六、五二二二、五二二八、五二三八、五二五二—三、五二七三、五二七七—八三、五二九九—五三〇〇、 |

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 六九三 | 各種藥局用品（錠劑、蒸溜水等） | S/L | | 五三〇二—三、五五〇六 |
| 六九九 | 整形外科用品及藥局用品（繃帶、灌腸器等） | 〃 | | 三四〇八、三六八八、三七一二—四、四二七七、 |
| 八〇二 | 第十四番迄ノ亞鉛引ニ非ザル鐵線又ハ鋼線 | 〃 | | 四三四五—六、四三五八—六〇、四三七五、四 |
| 八〇四 | 亞鉛引及亞鉛引ニ非ザル鐵又ハ鋼鐵ノ索線 | 〃 | | 三八五、四三九二、四三九四、四四一八、四四 |
| 八六八 | 硫化染料 | 〃 | | 二五、四四八一、四四九三、四五〇三、四六二 |
| 八七一 | 「テレメン」油精 | 〃 | | 二、四六五〇、四六五三、四六五五—六、四六九 |
| | | | | 四、四六九六、四七〇八—九、四七三九—四一 |
| | | | | 四七四五、四七五五—六〇、四八九五、四八一 |
| | | | | 二—三 |
| | | | | 四六三三—四、四六六一、四七一九—二〇、四 |
| | | | | 八三三、五〇八九、五〇九一—二、五一〇四— |
| | | | | 五、五一〇八、五一一〇—一、五一一五、五一 |
| | | | | 一七—二一、五一二七—三七、五一六一—六、五 |
| | | | | 一六八—七一、五一七五—七、五一九六—七、 |
| | | | | 五二〇〇—一〇、五二一七、五二二〇—一、五 |
| | | | | 二二三—七、五二三一—二、五二四〇、五二四 |
| | | | | 二、五二四四—五一、五二五四、五二六九—七 |
| | | | | 二、五二七四—七六、五二八四—五、五二九六 |
| | | | | —七、五三〇八—一七 |
| | | | | 一一五九 |
| | | | | 一三二九—三〇 |
| | | | × | 四三六四—五 |
| | | | | 四二七五 |

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 八七三 | 「カーボン」 | S/L | | 四四二三—四 |
| 八七五 | 「リトフオン」塗料 | 〃 | | 四七六五 |
| 八七六 | 黃石、一般土類、不純酸化鐵（赤色） | 〃 | | 四六二四—五 |
| 九〇一 | 鋼鐵棒及鋼鐵板 | 〃 | | 一一四八—九 |
| 九一一 | 「アルミニユウム」板 | 〃 | | 一一九一 |
| 九一二 | 「アルミニユウム」葉 | 〃 | | 一九一六—二一 |
| 九四一 | 鐵錠及鐵板 | 〃 | | 一六五四 |
| 九四三 | 細工ヲ施サザル鐵葉、輪鐵、吊鐵 | 〃 | | 一六五五—五六—五八 |
| 九六一 | 亞鉛板 | 〃 | | 二一八五—六 |
| 九六二 | 亞鉛棒及亞鉛塊 | 〃 | | 二一八四 |
| 九七九 | 其他ノ「アルミニユウム」銅、錫、鐵、鉄力、亞鉛ノ塊、錠、葉、板、粉 | 〃 | | 一一九〇、一五九七、一六六三、一六七五—八〇、一六九三、二一八七、二四一七、四二九七四八九九 |
| 一〇三二 | 生絲 | 〃 | | 三六一三、三六一九 |
| 一〇六九 | 生絲及人絹絲ヲ除ク其他ノ絲 | 〃 | | 三六二一 |
| 一三〇九 | 諸種ノ木板 | 〃 | | 一七六三—五 |
| 一三二一 | 「コイグエ」、「ラウリ」、「ポプラー」、「カリ」ノ板材 | 〃 | | 一七五八 |
| 一三二四 | 「テア」松ノ板材 | 〃 | × | 一七五二 |
| 一三二五 | 「スプルース」ノ板材 | 〃 | | 一七五〇 |
| 一三二七 | 「オレゴン」松ノ板材 | 〃 | × | 一七五〇 |
| 一三二八 | 樺ノ板材 | 〃 | | 一七三八 |

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 一三二九 | 其他ノ樹木ノ板材 | S/L | | 一七四一、一七四四—七、一七五一、一七五三—五、一七五九、一七六一—二 |
| 一三三一 | 檜ノ角材 | 〃 | | 一七四〇 |
| 一三三九 | 檜及南米特産硬質材ヲ除ク其他ノ樹木ノ角材 | 〃 | | 一七六〇 |
| 一三四〇 | 「ベニヤ」板 | 〃 | | 一七七二—八三 |
| 一五〇四 | 俵袋ヲ縫フ紐、絲 | 〃 | (2) | ×一六八五 |
| 一六〇五 | 七〇「グラム」迄ノ絲卷附「カタン」絲 | 〃 | 〃 | 三六二三 |
| 一六〇六 | 七〇「グラム」以上ノ絲卷附「カタン」絲、絲毬及絲束 | 〃 | 〃 | 三六二四—五 |
| 一八〇一 | 上等、中等ノ厚紙 | 〃 | 〃 | ×三八二九 |
| 一八〇二 | 下等ノ厚紙 | 〃 | 〃 | 三八二八 |
| 一八〇五 | 樂譜、書籍、廣告用「カレンダー」及「ビラ」製紙用「パルプ」 | 〃 | 〃 | 一〇三〇、三八八五—七 |
| 一八〇六 | 新聞用紙 | 〃 | 〃 | 四五七二 |
| 一八〇七 | 包裝用紙 | 〃 | 〃 | ×三八九九 |
| 一八〇八 | 諸種ノ筆記用紙 | 〃 | 〃 | 三八九五—八 |
| 一八〇九 | 印刷用材料及用具 | 〃 | 〃 | 三九〇一—三 |
| 一八一一 | 印刷材料 | 〃 | 〃 | 一三四八、一九二六、一九五六、二一二〇—一、 |
| 一八一二 | 新聞社ガ輸入セル印刷機及部分品、附屬品及印刷材料 | 〃 | 〃 | ×三九六五—七 |
| | | | | ×一一七六、一三二二—三、一四六六—七、一四 |
| | | | | ×七八、一五四二、一五四七—八—九、一六一八、 |
| | | | | ×一六三六、一七三六—七、一七九五、一七九九 |



| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 一八一八 | 新聞社ガ輸入セル新聞用紙 | S/L | | ×一八〇〇—一—二、×一九八九—九〇、×二一二三、 |
| 二二〇六 | 木製又ハ鐵骨ノ樽、桶 | 〃 | | ×二一六五—六—七、二一八七、二八六九—七〇 |
| 二二二七 | 播種用ノ種子、球根及植物 | 〃 | | ×三八二九、三八三三、三九一五、三九六五、三 |
| 二二三九 | 繁殖用生動物 | 〃 | | 九六七、四八二六、五四二三 |
| 二二四二 | 土砂運搬車 | 〃 | | ×三八九九 |
| | | | | 一四〇一—二 |
| | | | | 六一、一五一、一五四—五、一八四、二〇八、 |
| | | | | 二二九—三一、二三九 |
| | | | | 六五、二六七—八、二七〇—一、二七二—三、 |
| | | | | 二七六—七 |
| | | | | 二一八九 |

**注意事項**

(1) 一九四〇年六月三十日迄ニ通關セントスルモノニ對シテノミ、對本邦%ハ制限ナキモノトス。

(2) 一九四〇年十二月三十一日迄ニ通關セントスルモノニ對シテノミ、對本邦%ハ制限ナキモノトス。

**▲輸入爲替許可下附方申請ノ書式ニ關シテ別ニ明示ナキ品目**

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 三〇二 | 石炭 | — | (3) | 一三八九 |
| 二五五六 | 實棉 | — | (4) | ナシ |

**注意事項**　（3）一九四〇年十二月三十一日迄ニ通關セントスルモノニ對シテノミ、輸入爲替許可下附方ノ申請ヲナシ得ルモノニシテ、各件ニ付夫々考査ノ後、輸入爲替許可ノ如何ヲ決スルモノトス。

（4）申請各件ニ付、夫々考査ノ後、輸入爲替許可ノ如何ヲ決ス。

▲書式第百五號ニ依リ輸入爲替許可下附方ヲ申請スベキモノ（爲替　一磅＝十七ペソ）

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 一九九 | 「インナーチューブ」、「タイア」、車蓋、「シャツシ」等ヲ除ク其他ノ自動車部分品及附屬品 | S/L | （1） | 六三六―四〇、六四二、六四七、六五三 |
| 四二一 | 鮮魚及生貝類 | 〃 | | 一四六、一七六、二〇一 |
| 四二二 | 鹽漬又ハ押漬魚類 | 〃 | | 二七、三一、一九九 |
| 四二三 | 魚、貝、其他（茸、鰯及鮭ヲ除ク）ノ罐詰及乾蛸 | 〃 | | 九二、一七五、二一三 |
| 四二九 | 茶 | 〃 | | 二三四 |
| 四四二 | 播種用豌豆、「チーチャロ」、「アルタムーセス」、「レンテハス」、蠶豆、萱豆 | 〃 | | 三五―六、二一〇 |
| 四五五 | 植物性脂肪 | 〃 | | ×一三〇 |
| 四九七 | 食用油、「カカオ」扱殼、珈琲等下記稅番ニ相當スル食料品 | 〃 | | 二、二八、五一、五三―八、一〇五、一二四―五、一三二―五、二〇〇、二三八、四五八四―五 |
| 四九八 | 「キャラメル」、「ボンボン」、砂糖漬果實、芥子、酢、其他下記稅番ニ相當スル食料品 | 〃 | | 八〇、八七―九〇、九五―七、九九、一一五―六、一一八―九、一三八、一六七―七〇、一七四、二二七、二四二、二四六―七、二五一 |

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 四九九 | 特記サレザリシ食料品 | S/L | | 八、一〇―六、一八、二二―四、三四、三九―四〇、四二―三、四六、四八、五〇、五九―六〇、六三―四、六九―七八、八一―三、九三―四、一〇〇―四、一〇六、一一七、一二一、一二六―九、一三一、一三九、一四一―五、一四八―五〇、一五三、一五七―六二、一六四―五、一七三、一八一―二、一八九―九三、一九六、一九八、二〇二、二〇六―七、二〇九、二一一―二、二二〇―五、二二八、二三二―三、二三五―七、二四〇―一、二四五、二四八、二五九、×四二三六、四三三八、四三四八、四四一二―四、四七一六、四九四四―五、四九七一―二、五〇一八 |
| 五〇三 | 化粧煉瓦（AZUIEJOS） | 〃 | | 二七六三―六 |
| 五九九 | 建築用材料（石膏、管等） | 〃 | | 四三八六、四四〇二―三 |
| 六二九 | 食用「エツセンス」 | 〃 | | 四五一八―三二 |
| 六四二 | 酒石酸 | 〃 | | 四二五七 |
| 七一九 | 銅線、錫線、鉛卷線ヲ除ク其他ノ針金、撚線、被覆線及絕緣材 | 〃 | | 二二〇六―一一、二二一七、二二一九―二三、二二二六、二二二八、二三二七二―三、二三八六 |
| 七二一 | 一般「モーター」電氣「ダイナモ」及其部分品 | — | （2） | 二三〇七、二三三三、二三三五、二三六〇―一、二三一六―一七 |
| 七三九 | 其他ノ「モーター」及「ダイナモ」（扇風機ヲ除ク） | — | （3） | ×二三一五、二三三八 |

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 七四一 | 以上ノモノ及電池用蓄電用具及材料 | S/L | | 二二〇四、二三一四、二三三三—四、二三六四—六 |
| 七四九 | 電話交換機用低壓電球 | | | 二二九二 |
| 七五九 | 其他ノ電氣、電話、電信、電線電話、無線電信用材料 | | | 二二九〇—七、二二〇五、二二六〇—七一、二二七四、二二七八—九、二二八二—四、二二八七、二二九九—二三〇五、二三一二—三、二三二二、二三三五—七、二三四〇—二、二三四五—五一、二三五三—九、二三六三、二八五五—八 |
| 八〇五 | 鐵線ノ金網 | 〃 | | 二〇八六—八 |
| 八〇六 | 銅製金網又ハ網織物 | 〃 | | 二〇九〇 |
| 八〇七 | 鍍銅セル鐵線又ハ鋼線 | 〃 | | 一一六七 |
| 八〇九 | 其他ノ針金、鎖及金網類（機械用鎖ヲ除ク） | 〃 | | 一一六二—三、一一六五、一一六八—九、一三四三、一五五八、二〇八九 |
| 八一一 | 旋釘、旋棒冠及棒冠附又ハ無棒冠旋棒 | 〃 | | 二一三五、一一九二、一四五四—九、一六一二、二〇〇一—二、二〇一七—九、二〇七二—五、二一三二—四、二一三六—三九 |
| 八一九 | 其他ノ釘、旋釘、鋲釘、鐵鋲鋲等（靴釘ヲ含ム） | 〃 | | 一四四一—二、一四九七—八、一五〇四、一五〇九—一五一二、一五一五—二一、一五二四、一六九九、一九三四—五、二〇九七—八、二一一九、二一五三 |
| 八二九 | 食卓用「ナイフ」「フオーク」類（合金製及電氣鍍銀セルモノ及短刀類ヲ除ク） | 一五〇 | （4） | |
| 八三九 | 飾金具及馬具 | S/L | | 一一八〇—一、一二〇一、一二八九—九五、一 |



| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 八四九 | 空氣利用諸器具及電氣用ノ金具（機械ニ相當スルモノハ除ク） | S/L | | 二九七—九、一三二八、一三四四、一三六三—四、一三八八、一四三三—四〇、一五八五—九〇、一六一一、一七二五、一七二九、一七九一—四、一九〇一—二、一九二三—五、一九四三—六、二〇二二—三、二〇二八、二〇三〇、二一二五、二一五八—九 |
| | | | × | 一八五—七、一一九九—二〇〇、一二〇二、一二〇四、一二二一—二、一二四三—五、一二七八—八二、一二八六—八、一三〇八—九、一三一四、一三一九、一三二五—八、一三五四、一四二一—四、一四四八、一四五二、一四六三、一四七九、一四八六—九〇、一四九五、一四九九、一五〇〇—一、一五〇八、一五一三—四、一五二六—七、一五三一—三、一五三五、一五五四—七、一五六七、一五七九、一五九八、一六一五、一六二五—二七、一六三〇、一六三四、一六三五、一六三七—四〇、一六八一—二、一六九〇—九一、一六九六—七、一七〇二—三、一七一三、一七一六、一七一八—二一、一七二六—二七、一七三三—四、一八三九、一八五〇—一、一八九四—七、一九〇四—〇六、一九〇八、一九四七、一九六四—五、一九七九、一九八五—七、一九九七—二〇〇〇、二〇〇三、二〇〇九、二〇一一—二、 |

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦％ | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 八六〇 | 陶器 | | | |
| 八六四 | 鹽法罎、植木鉢、硝子罎等特記ナキ陶器、土、硝子製品 | S/L | | 一五〇（5） |

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦％ | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 八六六 | 壁紙及「グラシエルト」ト呼バルヽ紙 | S/L | | 三九〇四―三九一〇、三九一九 |
| 八九六 | 其他ノ金屬及各種纖維製管（建築用及電氣用ノモノヲ除ク） | 〃 | | ×一三二一、一三八〇、一三八五、×一四六五 |
| 八九九 | 其他ノ金物 | 〃 | | 六四一、六四九、六五二、一一四四、一一五六 |

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 九九一 | 投函口、把手、接續笈、水口等ニ製造サレタル銅又ハ眞鍮モノ | S/L | | 九三、三九三一、四一一一、四四二八、四五一七、四五三七―八、四六九五、四七四七、四七五八、五一四五、五一九五 |
| 九九九 | 分類サレザル諸種ノ形態ノ金屬製品ニシテ他ノ品目中ニ含マレ居ラザルモノ | S/L | | ×一三二二、一四六七、二一二二 |
| 一〇三一 | 人絹絲 | 〃 | （6） | 一一九二、×一六五六、一六六一、一六七七、一六九四―五、二一八八 |
| 一一〇一 | 普通金屬製男女用時計 | 一〇〇 | | 三六一四 |
| 一一〇二 | 貴金屬又ハ鍍金セル男女用時計 | S/L | | 九一八、九三八 |
| 一一〇三 | 目覺時計 | 〃 | 〃 | 九一一―七、九三七―八 |
| 一一〇七 | 中等品ノ掛又ハ置時計、水晶、硝子、鏡及其他ノ貴金屬商向商品 | 〃 | 〃 | 九一九―二一 |
| 一二〇六 | 靴ノ紐穴用金具 | 〃 | 〃 | 八九九、九〇三、九二二、九二四、九二六―七 |
| 一二一五 | 一般帽子類 | 一〇〇 | （7） | 九三〇―一、九四〇―一 |
| 一二一七 | 麥稈眞田 | 一〇〇 | （8） | 七三五 |
| 一二一八 | 帽子用特製「リボン」 | 一〇〇 | （9） | 一〇七〇―六、一〇七九―八一、一〇八四―一 |
| 一二一九 | 其他ノ帽子製造用品及材料（機械、道具等ヲ除ク） | 一〇〇 | （10） | 一〇六、一一一三―三七 |
| | | | | 三六一―五 |
| | | | | 三五一七 |
| | | | | 一〇六九、一〇七七―八、一〇八二―三、一一〇七―九、一一三八―四三、二九二八、三四〇五、三四四三―四、三五一七、三五七〇―一、 |

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 一二二九 | 綿又ハ混綿ノ衣類 | 一五〇 | （11） | 三六〇八、三七〇三―五、三七四二、三七六八、三八七二、四一五二 |
| 一二五九 | 絹又ハ混絹ノ衣類 | 一〇〇 | （12） | 三〇七六―九、三〇九一―五、三一〇三―四、三一〇八―九、三一一二―三、×三一一八―二、×二―三―四―五―六―七、三一八八、三一九三―四、三一九八、三二〇二―三、三二〇九―一〇、三二二五、三二三八―九、×三二五〇―二、×三二五八、×三二八一、三三〇〇、三三一六―七、×三三二六―七―八―九、×三三三三、×三三六六―七、三三六九―七〇、三三七三、三三七七、三四〇二、三五二四、三五八七―八―九―九〇、三七三五―六、×三七三九、三七八〇―一、四一五一 |
| | | | | 二八九七―八、×二九〇一、二九〇三、二九〇五二九〇六、二九二四―五、二九四一、二九四九―五一、二九七一―四、三〇八九―九〇、三一〇二、三一〇六―七、三一一一、三一九〇、三一九六―七、三二〇七―八、三二二二―四、三二二八、三二四八、三二五七―八、×三三一二―一五、三三二二―三、三三四三、三三五二、三三六一、三三七一、三三七四、三三八〇―一、 |

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 一二六九 | 各種ノ纖維又ハ材料ニテ製セル衣類 | 一五〇 | (13) | 三四〇三、三四六一―二、三五三一―二、三五<br>九三、三七三七、三七三九、三七八二<br>六四八、七〇一―二、一〇一八、一一一〇―一<br>二三一八―二〇、二八八九―九〇、二八九二、<br>二九〇一、三一三三―八七、三二〇〇―一、三<br>二一五―七、三二二一―三、三二二四、三二<br>九―三三、三二四四―五、三二六〇―三、三二<br>六五―七四、三二七九、三二八二―五、三二八<br>八―九〇、三二九四―五、三二九八―九、三三<br>〇二―五、三三一〇―一、三三二一、三三三二<br>三三三五―四二、三三四四―五一、三三五三―<br>六一、三四四九―六〇、三四六二―三、三四八<br>八、三五二五―八―九―三〇、三五三三―四、<br>三五六〇、三五九五―六〇〇、三六二八、三七<br>三八―九、三七七二―四、四〇一二、四一五〇<br>四一七八―八四、四一九二、四一九四、四一九<br>六、四一九八、四二一四、四二二三 |
| 一三九九 | 他ノ品目ニ含マレザル各種木質ノ杜、棒、箱木、型木、桶木等 | S/L | | 一七六六、一七六九―七一、一七八四―六、一<br>七八八、一八七六―七、一九一〇、二〇三九、<br>二〇八一、四一〇六、四二二九 |
| 一四〇一 | 銅製軸輪及小板臺 | 〃 | | 一三二二、一四七五―六 |
| 一四〇二 | 諸種ノ機械及「モーター」 | — | (14) | 一七九九、一八〇〇―一―二 |



| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 一四一三 | 一般「ポンプ」 | — | (15) | 一三〇二―五 |
| 一四一九 | 機械及「モーター」ノ部分品（消耗品ヲ除ク） | S/L | | 一七九九―八〇〇―〇二 |
| 一四二九 | 消耗品ト認メラル、一般機械ノ部分品 | 〃 | | 一一五五、一二二四、一三二三、一三四五―<br>六、一三九五―六、一四二六―七、一四五三、<br>一四六七、一四七八、一五〇五―六、一五三<br>六、一五四二、一五四七、一五四八―九、一五<br>八三、一七一一、一七三〇、一七三六―七、一<br>七九五、一九八八―九〇、二〇〇四―五、二一<br>六五―七、二一八二―三、二八六九―七〇、三<br>〇三三、三二三四―五、三四一四 |
| 一四一一 | 一般調帶（「Vベルト」ヲモ含ム） | 一〇〇 | (32) | 一四八二―五 |
| 一四三〇 | 其他ノ機械部分品 | 〃 | | 一八二四 |
| 一四九九 | 其他ノ機械及「モーター」 | — | (16) | 一四八〇、一六三六、一八〇八、一八一七、一<br>八二四、一八三二、五〇九三―五、五〇九八 |
| 一五〇八 | 粉狀除蟲劑 | S/L | (17) | 四七八七―九 |
| 一五〇九 | 其他一般ノ除蟲劑（驅「ダニ」劑、「クレオリン」水、消毒劑、驅蠅劑等） | 〃 | (18) | 四三二一、四四五一、四五八七、四六四三―四<br>四七四六、四八四四、五〇四二、五二四一 |
| 一五一四 | 農業用輕「トラクター」ヲ除ク其他ノ「トラクター」 | — | (19) | 一八三〇 |
| 一五二〇 | 綿打器 | — | (20) | 一八三六 |
| 一六〇一 | 卸 | 一〇〇 | (21) | 三四六九―八三 |
| 一六三一 | 各種ノ裁縫用品（ピン、鉸鋲、尾錠、「チツ | S/L | | 三四二〇―三、三四二九、三四三五―四二、三 |

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| | バー」等） | | | 五〇七—一三、三五二三、三五五八—九、三六〇一—五、三七二九、三七六六—七、三七七〇、三七七五—七 |
| 一六三二 | 裁縫、刺繡、編物用針 | | | 三四一二—三、三四一五 |
| 一六九九 | 其他ノ裁縫用品 | 一五〇 S/L | （22） | 三四一六—九、三四二四—五、三四三〇、三四四五—六、三四六四—六、三四九〇—六、三四九八、三五五〇—六、三五六八—九、三六三九—四〇、三六四九—五三、三六六七、三六七四—五、三七一五—二八、三七六九、三七七一、三九八四、三九九六、四一四二—八、四一六〇、四二〇二 |
| 一七〇三 | 學術精密器具（臨床及外科用ノモノヲ除ク） | S/L | | 一七九六、五一九九、五二二九、五二三三、五二三六、五二九八 |
| 一七〇八 | 眼鏡用硝子 | 〃 | | 四二三一 |
| 一八一五 | 紙狀、板狀又ハ絲狀ノ「セルロイド」 | 〃 | | 四一二二—三 |
| 一八一六 | 文房具 | 〃 | | 一九九五—六、三七八三—六、三七九三—五、三七九七、三八〇四—五、三八一六、三八一八—九、三八二二—三、三八四五、三八五六、三八六二、三八六四、三八七四、三八八一—四、三八八八—九、三八九二—三九一三、三九二〇—三、三九二五—六、三九三〇、三九三二—三、三九三五、三九四八—五〇、三九五三—四、三九五七—六四、三九六八—九、三九七二—八一、四一三七、四二〇〇、四二二八 |



| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 一八一七 | 「セロフアン」紙及其類似品、紙製品及事務所用品 | S/L | | 三八三〇、三八三二、三八三四—四二、三八一五、三八六三、三八七五—八〇、三八九一、三九一四—八、三九二四、三九二九、三九三四、三九三八—四七、三九五一、三九七〇—一、三九七二—八三、三七九九 |
| 一八九九 | 其他ノ紙製品及文房具 | 〃 | | 三四九七、三七八七—九二、三七九六、三八二四—二七、三八一四 |
| 一九〇一 | 安全剃刀ノ刄 | 〃 | | 一六九八 |
| 二〇一九 | 喫煙用品（美術品商、貴金屬商、時計商向ノモノヲ除ク） | 〃 | | 二四八八、二六三三、二八五二—三、三八一一—三、四一〇一—五、四一二四—六、四一五三—九、四二〇六—一一、四二二六—七 |
| 二一四三 | 純毛織物 | 一〇〇 | （23） | 三〇三八—四〇 |
| 二一五一 | 絹紬 | 一〇〇 | （24） | 三〇六一 |
| 二一五二 | 絹交織物 | 一〇〇 | （25） | 三〇六三—六 |
| 二一五三 | 純絹布又ハ人絹布、又ハ他ノ織布十五%迄ヲ含ム交織布（工業用） | 一〇〇 | （26） | 三〇五四—七 |
| 二一五四 | 純絹織ノ加工用生地絹布 | 一〇〇 | （27） | 三〇六二 |
| 二一六九 | 其他ノ絹織物 | 一〇〇 | （28） | 三〇五三、三〇五九—六〇、三〇六七 |
| 二一八九 | 其他ノ各種織物 | 一〇〇 | （29） | 二〇九一、三〇一六—八 |
| 二二〇四 | 自動自轉車ノ部分品及附屬品 | S/L | | 二一七五 |
| 二二〇五 | 自動自轉車、自轉車、兒童用自轉車及三輪車（附屬品及部分品付ノモノ） | 一五〇 | （30） | 一八八一—六、二一七二—五 |

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 税番 |
|---|---|---|---|---|
| 二二〇七 | 銃器及其部分品 | S/L | | 二三七六—七、二三八一—四、二三八九、二三九四—二四〇〇、二四一六、二四一八—二三、二四三二—四、二四四二、二四六〇 |
| 二二〇八 | 一般武器及附屬品 | 〃 | | 一八五四、二一六〇—四、二三六七—七五、二三七八—八〇、二三八五—八、二四〇一、二四〇五—一五、二四二七—三一、二四三五—九、二四四三、二四五四、二四六一—四、三六六六、三七四六—七、四〇九三、四〇九五、四〇九七、四一二七—九、四一九三、四一九五、四一九七、四一九九 |
| 二二〇九 | 一般爆藥及火藥 | 〃 | | 二三九一—二、二四〇二—四、二四二四—六、四二九二 |
| 二二二一 | 玩具類 | 一〇〇 | (31) | 二七七二—四、三九五二、三九九一—三、三九九五、三九九九—四〇〇一、四〇一〇—一一、四〇一五—二三、四〇二七—三一、四〇三八、四〇四五—七、四一〇七—八、四一三三—四、四一六八 |
| 二二二五 | 樂器及附屬品 | S/L | | 九四二一—七六、九七九—九三、九九五一—一〇〇三、一〇〇六—一七、一〇一九—二九、一〇三一—六八 |
| 二二三六 | 航空機部分品及附屬品 | 〃 | | — |
| 二二四四 | 車輪用「ゴム」製品及「ゴム」輪 | 〃 | | 一六一九 |
| 二二四五 | 「タイプライター」 | 〃 | | 一八二一—二 |



| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦% | 注意事項 | 税番 |
|---|---|---|---|---|
| 二二四六 | 計算用及事務所用諸器具、金錢登錄器、計算器、「タイプライター」部分品 | S/L | | 一八三八、三八九〇 |
| 二二五三 | 未加工ノ象牙、琥珀、鼈甲及硅石 | 〃 | | 四〇五〇、四一一八、四一三六、四一七六、四〇五〇、四三〇五 |
| 二二五四 | 未加工ノ「ベークライト」「エボナイト」「ガラ、イト」等ノ合成品 | 〃 | | 二二八〇、二二八五、四三五六、四七四二—四 |
| 二二五九 | 其他工業用原料即チ澱粉、南京豆ノ粉塊、雲母、工業用卵黃、鉛筆ノ芯、「ステアリン」、「フオンテンブロウ」砂、礦・動・植物性蠟、「ブラツシユ」製造用「トレビア」草根、土型製造用可塑土、「エスパルト」、麥稈、植物性毛、葡萄酒濾過用炭、純粹「ゴム」、彈性「ゴム」、蠟燭用及「マツチ」用ノ綿製ノ芯、古綱絲、マツチ箱用ゴム絲、刷毛製造用ノ毛、籐蔓、綿屑絲、白陶土、兎ノ毛及其他類似品 | 〃 | | 二五、一八八、八〇五、一三七九、一三九二、一四三〇—二、一五四六、一五九五、一六八三、一八七一—二、一九四二、二〇〇六—七、二一〇五、二一一一、三四六七、三六二〇、三六四四、三六四七—八、三六六八、三六九六—九、三七〇二、三八九四、四一八七、四二七九、四二九四、四四三三、四四四四—八、四四五二、四五三三、四五四三、四五六八、四六〇七、四六三九、四六五八、四七〇四、四八六九、四八九八 |
| 二二九九 | 其他ノ諸品 | 〃 | | 九、一七、一九、二六、六二、六六、一〇八、一〇九、一二二、一六六、二一六、二五三、二五五、二五七—八、二六三、二六六—六九、二七四、二七八、七六九、一一四七、一六五二、二二四九—五〇、二三九〇、二八三二—三、三〇八二、三五四五—九、三六五六—九、三六九五、三七九八、四一三二、四一八八、四二〇一、四二〇四—五、四六四〇 |

注意事項　（1）一九三九年六月九日附大統領令第二百四十五號ニ依リ、免稅品ノ中ニ含マルヽニ至リタル自動車「モーター」製造用ノ材料ノ輸入ニ對シテハ、書式第百八十九號ヲ使用シ得ルコトトス。

（2）（3）（15）爲替管理局品目番號第七二一及第七三九ニ含マル、モノニ關シテハ、回章第四百九十六號ニ規定セル條項、卽チ其ノ用途、輸入國、輸入者、對外代金支拂方法其他ニ關スル事情ヲ考査セル後、輸入爲替許可ノ如何ヲ決スルモノトス。

（4）（5）（6）（7）（8）（9）（10）（11）（12）（13）（21）（22）（30）（31）（32）記載ノ對本邦輸入許可％ハ各輸入商社ガ一九三七年、一九三八年及一九三九年中ニ輸入シタル額ノ年平均ヲ基準トシ、一九四〇年一月一日以降ニ輸入セル額及爲替許可ヲ得タルモ、未ダ其ヲ使用セザルモノヲ該％中ヨリ差引クモノトス。

（14）（16）　一九四〇年十二月三十一日迄ニ通關セントスルモノニ對シテノミ、輸入爲替許可下附方ノ申請ヲナシ得ルモノニシテ、回章第四百九十六號ニ規定セル條項ヲ考査セル後、輸入爲替許可ノ如何ヲ決スルモノトス。

（17）（18）　一九四〇年十二月三十一日迄ニ通關セントスルモノニ對シテノミ、對本邦％ハ制限ナキモノトス。

（19）（20）　一九四〇年十二月三十一日迄ニ通關セントスルモノニ對シテノミ、輸入爲替許可下附方ノ申請ヲナシ得ルモノニシテ、各件ニ付夫々考査ノ後、輸入爲替許可ノ如何ヲ決スルモノトス。

（23）（24）（25）（26）（27）（28）（29）記載ノ對本邦輸入許可％ハ各輸入商社ガ一九三七年、一九三八年及一九三九年中ニ輸入シタル額ノ年平均ヲ基準トス。而シテ一九四〇年九月三十日迄ニ通關セントスルモノニ關シテハ、該對本邦％ノ六〇％迄ノ許可ヲ與ヘルコトヽシ、一九四〇年一月一日以降ニ輸入サレタルモノ及爲替許可ヲ得タルモ、未ダ其ヲ使用セザルモノヲ右六〇％中ニ含メルモノトス。

▲書式第百五號ニ依リ輸入爲替許可下附方ヲ申請スベキモノ（續）（爲替　一磅＝十七「ペソ」）

綿布ノ部

| 爲替管理局品目番號 | 品目 | 對本邦％ | 注意事項 | 稅番 |
|---|---|---|---|---|
| 二一〇一 | 晒綿布、一米平方八〇「グラム」迄 | 一〇〇 | （33） | 二九九六 |
| 二一〇二 | 晒綿布、縞又ハ其他ノ模樣織（八〇「グラム」以上ノモノ） | 一〇〇 | （34） | 二九九九 |
| 二一〇三 | 晒綿布、平又ハ綾織ニシテ八〇「グラム」以上ノモノ | 六〇 | （35） | 二九九七―八 |
| 二一〇四 | 刺繍、襞附、縮、絲抜織等ノ綿布ニシテ一米平方二〇〇「グラム」迄ノモノ | 一〇〇 | （36） | 二九九二―三 |
| 二一〇五 | 護謨引綿布（防水布） | 一〇〇 | （37） | 三〇〇八 |
| 二一〇六 | 交毛綿布 | 一〇〇 | （38） | 三〇〇七 |
| 二一〇七 | 交絹綿布 | 一〇〇 | （39） | 三〇一〇―三 |
| 二一〇九 | 生地綿布 | 八〇 | （40） | 二九八〇 |
| 二一一〇 | 綿「フェルト」、綿驚絨 | 一〇〇 | （41） | 三九八六―七 |
| 二一一一 | 捺染綿布（稅番　三〇〇一號） | 六〇 | （42） | 三〇〇一 |
| 二一一二 | 捺染綿布（稅番　三〇〇〇號及三〇〇二號） | 四〇 | （43） | 三〇〇〇―二 |
| 二一一三 | 反染綿布、一米平方八〇「グラム」迄 | 四〇 | （44） | 三〇〇三 |
| 二一一四 | 反染綿布、八〇―一三〇「グラム」迄 | 四〇 | （45） | 三〇〇四 |
| 二一二九 | 反染綿布、一三〇「グラム」以上ノモノ | 四〇 | （46） | 三〇〇五 |
| | 其他ノ綿布又ハ交織布 | 一〇〇 | （47） | ×二九二〇、二九二三、二九二六、二九二七、二九七九、二九八一―五、二九八八―九一、二九九四―五、三〇〇六、三〇〇九、三〇一三 |

注意事項　（33）（34）（36）（37）（38）（39）（41）（47）ハ前揭注意事項（23）乃至（29）ト同ジ。

（35）（40）（42）（43）（44）（45）（46）記載ノ對本邦輸入許可％ハ各輸入商社ガ一九三七年、一九三八年及一九三九年中ニ輸入シタル

「キログラム」量ノ年割平均ヲ基準トス。而シテ一九四〇年九月三十日迄ニ通關セントスルモノニ關シテハ、記載ノ對本邦輸入許可%ノ六〇%迄ヲ與ヘルコトヽシ、一九四〇年一月一日以降ニ輸入サレタルモノ及爲替許可ヲ得タルモ、未ダ其ヲ使用セザルモノヲ右六〇%中ニ含メルモノトス。

## 爲替管理局對日無制限許可品目追加

アルゼンティン國政府は十月二十八日附爲替管理局回章を以て左記品目を對日十七ペソ無制限許可品目に追加した旨通達して來た。

| 番號 | 品目 |
|---|---|
| 七四五 | 電力計器、電壓計器、電氣モーター、其他 |
| 八八二 | 板硝子 |
| 八八三 | 磨硝子 |
| 一四〇六 | ミシン部分品 |

## 對日爲替事前許可有效期間改正

アルゼンティン國政府は八月二十一日附爲替管理局回章を以て同日以降發行の對日爲替事前許可の有效期間を次の通り改正した。

一、無制限品目に對する許可は鷄卵（品目番號四一五）を除き一九四一年二月二十八日迄有效とす。

一、事前査定品目及制限附品目は從前通り本年末迄有效とす、但し機械及モーター（品目番號一四〇二及一四九九）は一九四一年三月三十一日迄とす。

更に、亞國政府は八月二十九日附爲替管理局回章を以て、同日以降發行の對日爲替事前許可の有效期間を次の通り改正した。

一、無制限品目に對する許可は鷄卵（品目番號四一五）を除き一九四一年三月三十一日迄有效とす。

一、事前査定品目及制限附品目は從前通り一九四〇年末迄有效とす、但し機械及モーター（品目番號一四〇二及一四九九）は一九四一年六月三十日迄とす。

更に、九月三十日附爲替管理局回章を以て、同日以降發行の無制限品目に對する對日爲替事前許可の有效期間を改正して一九四一年四月三十日迄有效とした。

亞國政府は十月一日附爲替管理局回章を以て、對日爲替事前許可制の一部を左の通り改正した。

一、品目番號七四九に特殊用途の電球（屋外、自動車、映寫機用燈）を追加し、之を事前査定品目とする。

二、品目番號八六四から魔法壜及部分品を分離して品目番號八五八を新設し、十七ペソ公定相場を以て一九三八年及一九三九年の日本を含む各國からの對亞國輸入實績平均額に對する五〇%の事前許可を賦與する。

三、品目番號一六三一からスライドファスナーを分離して品目番號一六三四を新設し、十七ペソ公定相場を以て一九三八年及一九三九年の日本を含む各國からの對亞國輸入實績平均額に對する一〇〇%の事前許可を賦與する。

但し第二及第三の一九四〇年度事前許可額から一月一日以降輸入濟金額及許可未使用金額を控除し、其の殘額に付將來許可を與へるものとする。尙事前許可未使用分に付ては新規定に基いて許可の申請替を爲すべきものとし、今後右二種の品目に對する許可の有效期間を一九四〇年十二月三十一日迄とする。

亞國政府は十一月四日附爲替管理局回章を以て、十一月中申請の對日無制限品目の輸入爲替事前許可有效期間を一九四一年五月三十一日迄有效と改正した。

亞國政府は十二月十九日附爲替管理局回章を以て、十二月三十一日迄申請の無制限品目に對する爲替事前許可の有效期間を一九四一年六月三十日迄とした。

## 本邦品通關決濟に關する亞國大統領令及細則

アルゼンティン國では八月七日附の大統領令を以て、亞國稅關は本邦品の通關に際し、爲替事前許可及其の他現行諸規定に依る書類の外、通關商品の外貨價額の公定實相場換算額表竝に右の五%の金額を供託した旨の銀行發給の證明書を提出する場合のみ通關を許可することゝなつた。又中央銀行は右供託金及本邦品の代價送金に關する細則（八月十四日附回章）前文に於て、同日以降通關の輸入品決濟の爲の日本向け送金は同行の認可を要する旨を定め、更に本邦品の決濟に關しては同日以降左の通りの細則に依らしめることゝなつた。

一、輸入日本品に對する荷爲替信用狀は商品通關後ブエノスアイレスに於て使用せられるものであつて、且本細則に基く場合のみ之を發行し得る。

二、供託金は銀行及輸入業者合意の場合は之を取立金及荷爲替信用狀の支拂に充當し得るが、之が使用には豫め中央銀行の要求あり次第

銀行は中央銀行に之を引渡し、同行は三、に規定の對外送金を許可し得る迄之を保管する。

三、對日送金は豫め中央銀行の許可を要し、許可申請は通關後に於てのみ申請し得る。

四、爲替相場の補償は從來通りの方法に依るべし。

中央銀行は九月七日附回章を以て八月十四日附回章の第二項を左の通り改正した。

一、供託金

八月十四日附回章規定のペソ貨供託は九月九日以降發給の爲替事前許可に依る通關に對してのみ之を要求する。

市中銀行に對して八月九日以前發給の爲替事前許可に基き取立てた供託金を返還する權能を附與する。

二、期限附手形に依る日本商品の輸入

日本よりの輸入品代價を直に決濟することなく、期限附手形をアクセプトのみすべき輸入業者は、該手形を保持する市中銀行に對し、遲くとも手形限日には通關商品の外貨價格に相當する支拂日の公定賣相場換算高並に右の五%の金額を拂込むべしとの誓約書を以て、供託を延引することを得る。期限滿期に依り納付された供託金は八月十四日附回章の規定に準據するものとする。

本誓約書は追て發行の特別書式に依り、手形引受銀行を通じて提出すべし。右銀行は輸入業者の署名及手形の內容を證明し、且手形の形式及決濟に變更あつた場合、並に誓契に基き輸入業者が供託すべき日附を中央銀行に通報するの義務を有する。

## 一九四一年度對日輸入爲替事前許可規則改訂及輸入許可品目追加

アルゼンティン國政府は十二月二十四日附爲替管理局回章第六五六號を以て左の通り一九四一年度對日輸入爲替事前許可規則を改訂し、且同時に新に對日輸入許可品目を追加することを發表した。

イ　一九四一年度對日輸入爲替事前許可改訂規則

1　無制限又は制限附品目の爲替事前許可有效期間を許可申請の次月より六箇月間とする。

2　制限附品目の輸入割當額は一九三八—四〇年の輸入額（稅金を含む）を基礎として算出すべし、右の爲各輸入業者は右三年間の年別及品別通關額を申告すべし、但し一九三八年十一月七日以前の旣約品を除くものとする。

3　一九四一年各商社の對日絹布輸入數量は一九三八—四〇年の輸入量を基礎となし現行割合を以て算出する。右算出量の五〇%に付本月より事前許可を許與し、殘餘に付ては追て許可申請の時期を發表すべし。

ロ　對日輸入許可追加品目（數字は管理局品目番號、括弧內數字は稅番號）

1　無制限十七ペソ公定爲替品目

七四七、七五三（一九三八—四〇年の三ケ年に於ける各國よりの稅金を含む輸入額の一〇%）、八〇一、八〇三、八〇八、八五九（三六七二のみ）、八六二、八九三、一一〇五、一四〇四、一四〇五（脫脂器及消耗部分品を除き一八一四及一八二〇のみ許可）、一七〇一、一七〇二、一七〇四、一七〇五、一七〇七、一九〇二（三六五四、三六六四、三六六五、三七四三、三七四四、三七四五及四五三六のみ）、二〇〇四、二一一〇、二一一一、二一一三、二一一四、二一二三（二九一六、二九一七、二九一八及二九一九のみ）、二一二四、二二四九（三九九七及三九九八のみ）、二三〇一

2　無制限十五ペソ公定爲替品目

六三九、六四六、六五六、六五八、八六七、八七八（四七六四を除く）、九五一、一七〇六

### 昭和十五年十二月二十四日附亞國爲替管理局回章第六五六號二依ル對日輸入許可追加品目

（數字ハ管理局品目番號、括弧內數字ハ稅番號）

（一）　無制限十七「ペソ」公定爲替品目

七四七　無線電話用器材（眞空管ヲ除ク）

七五三　扇風器（一九三八—四〇年ノ三箇年間ニ於ケル各國ヨリノ稅金ヲ含ム輸入額ノ一〇%）

八〇一　第十四番迄ノ亞鉛引鐵線又ハ鋼線

八〇三　第十四番迄ノ尖付垣用鐵線又ハ鋼線

八〇八　各種針金

八五九　其他ノ臺所及家庭用器具（三六七二ノミ）

八六二　銀鍍金及電氣銀鍍金ヲ施シタル硝子製、磁器製及合成ノ食器及家庭用品

八九三　一般釣針

一一〇五　模造寶石及一般裝身具類（八六〇乃至八六五ニ含マレザルモノ）

一四〇四　一般「ミシン」

一四〇五　家庭及商業用機械及部分品（脫脂器及消耗部分品ヲ除キ一八一四及一八二〇ノミ許可）

一七〇一　寫眞用紙

一七〇二　寫眞板及「フイルム」（「ラヂオ」寫眞用ヲ除ク）

一七〇四　活動寫眞用「フイルム」

一七〇五　眼鏡用硝子竝寫眞機及活動寫眞機用「レンズ」

一七〇七　寫眞機及寫眞機用枠

一九〇二　化粧用品（三六五四、三六六四、三六六五、三七四三、三七四四、三七四五及四五三六ノミ）

二〇〇四　葉煙草及刻煙草

二一一〇　汽關車

二一一一　車輛及電車

二一一三　汽關車部分品

二一一四　車輛、車軸、橫木、枠木及軌道用鐵鋼製纖鈑

二一二三　一般絨氈類（二九一六、二九一七、二九一八及二九一九ノ

ミ）

二二二四　一般家具類
二二四九　其他ノ運動用具（三九九七及三九九八ノミ）
二三〇一　毛皮
（二）　無制限十五「ペソ」公定爲替品目
六三九　其他ノ特製醫藥
六四六　「ソヂウム」炭酸鹽、灰及「ソルベイ」曹達（「ソヂウム」硅酸鹽ヲ除ク）
六五六　苛性曹達
六五八　硫酸鹽
八六七　白鉛及鉛酸化物
八七八　粉狀及塊狀ノ塗料及色素（四七六四ヲ除ク）
九五一　加工又ハ塗ナキ試力
一七〇六　電送寫眞用板及「フイルム」

## 爲替事前許可規則改正

アルゼンティン國爲替管理局は一九四〇年十二月十六日附回章第六四九號を以て爲替事前許可申請手續、書類用紙、書式の改革新設を主とする新規則を公布したが、現行施行規則と相異する重要點竝新規則に依つて便利となつた點は次の通りである。

（一）　一九四一年一月一日以降通關しようとする輸入商品の爲替事前許可の申請は總て一九四〇年十二月十六日以降爲替管理局に於て發賣する新書式用紙を用うべきことゝなつた。

（二）　新書式用紙は青・紫の二色に分れ、青は一磅十七ペソ、紫は一磅十五ペソの爲替事前許可申請に用ふることゝなつたので、用紙の色彩に依り事前許可を申請した爲替の種類を判斷することが出來るし、又爲替事前許可申請書、通關證明書、輸入業者宛通告書其他書類の紙型が相異るので紙型に依り書類の性質を判斷することが出來る。

（三）　新書式に關して最も重視すべき事項は、從來は輸入業者が爲替管理局宛提出した書式第一〇四號の爲替事前許可申請書の複本が爲替許與、又は不許與の通告、其他爲替事前許可申請手續に關する殆んど凡ゆる場合に主要書類、或は參考書類として使用されて爲替管理局と輸入業者間を往復したものであるが、今後は該複本を使用せず、第一〇四號書式用紙の使用は爲替事前許可申請にのみ限ることゝなし、其他の場合には新書式の設定、或は既定書式の改變を行ひ管理局の書類整理を容易ならしめた。

（四）　爲替許可有效期間の延長、又は爲替許可證の書替の申請は新規の爲替事前許可の申請として取扱はれることゝなつた爲、改めて書式第一〇四號の爲替事前許可申請書を作成提出し、只新規爲替事前許可申請書備考欄に延長又は書替申請である旨を記入して置くことゝなつた。

回章の規定する處を列記すれば大體次の通りである。

輸入替爲事前許可品目中に記載されざる商品の爲替事前許可申請を行ふ可からず、但し特別の場合には書式第一〇四號（D）を用ひ、當該品輸入方の再考慮の申請をなすことを得。

一九四一年以降通關又は通關手續を行はんとする輸入商品の爲替事前許可申請は左の規則に從ひて之を行ふべし。

一、新書式の使用に關する一般的規則

（A）　新書式用紙は青色と紫色との二種類あり、青色用紙は一磅十七ペソの爲替規準にて決濟を行はんとする場合（書式第一〇五號）に關して用ひ、紫色用紙は一磅十五ペソの爲替規準にて決濟を行はんとする場合（書式第一八九號）に用ふ

（B）　右二種類用紙中複本は本用紙上部右角を三角形に剝せる黑色の斜線を有す

（C）　管理局は用紙の紙型の異れるもの、記入文字を改竄抹殺せるもの、文字記入を行ふにタイプライターを用ひざるものは受付けず

（D）　月名を記入する場合は數字を使用すべからず、月名の最初の三歐文々字を使用すべし

（E）　書式第一〇四號、第一〇五號、第一二五號、第一八九號の用紙は管理局に於て十二月十二日より一部五仙を以て發賣す、二十部若くは其の倍數のみを賣却し、端數は賣却せず

二　爲替事前許可申請書（書式第一〇四號）を受取りたる時は管理局は左の通り處分す。

（A）　許可の場合は稅關へ直接送付す

（B）　考慮を要するものは爲替取扱銀行、又は公認爲替取扱人が右爲替事前許可申請に關して提出せる爲替事前許可申請摘要書と共に提出者宛返戻す

（C）　爲替を許可せるも輸入品の通關を行はんとする稅關名の記入なきものは輸入者が稅關名を通告し來る迄管理局に止め置く、右通告は第一〇四號（B）の申請書式を用ふべし

（D）　隣接國原產商品に對しては卽時の通關を可能ならしむる爲替許可を給付す

三　爲替事前許可申請摘要書（書式第一二五號）は爲替取扱銀行、又は公認爲替取扱人が輸入者より依賴されたる爲替事前許可申請書を爲替管理局宛提出する際に從屬して正副二通を提出すべきものにして、爲替管理局は右の原本を保存し、複本に爲替事前許可の許與如何を記入し爲替取扱銀行、又は公認爲替取扱人に返戻す。右書類の受付は月曜日及金曜日午前十二時より同十二時半迄管理局に於て之を行ふ。

四　輸入者宛通告書（書式第一九一號）は爲替取扱銀行、又は公認爲替取扱人が輸入者より依賴されたる爲替事前許可申請の結果を輸入者宛通告する書類にして爲替取扱銀行、又は公認爲替取扱人は爲替管理局より返戻されたる爲替事前許可申請摘要書複本中の爲替管理局の記入に基きて之を行ふものとす。右通告書は一九三八年八月五日付回章第四二〇號の規定する爲替許可證の書替、爲替許可有效期間の延長、罰金不要の爲替許可の取消を申請せんとする場合、之を管理局宛提出するを要す。

五　爲替事前許可證書替の申請は新規の爲替事前許可の申請と看做す、但し此の場合には書式第一〇四號の爲替事前許可申請書及一二五號の爲替事前許可申請摘要書の備考欄に各々「爲替事前許可證第何號の書

替申請」と記するを要し、書式第一九一號の對輸入者通告書をも提出するを要す、管理局は申請の結果を記入したる爲替事前許可申請書複本と共に輸入者宛通告書を提出者宛返戻す。

六　爲替事前許可有效期間延長の申請は爲替事前許可證書替の申請と同じ手續を行ふものとす、只爲替事前許可申請書及爲替事前許可申請摘要書備考欄に「爲替事前許可第何號の有效期間延長申請」と記するを要す（從來此の場合の申請に使用せる書式第一〇四號（C）は之を廢す）。

七　稅關變更の申請、卽ち爲替事前許可申請書記載の稅關、又は關稅徵收所以外の稅關、又は關稅徵收所に於て通關せんとする場合に行ふ申請も爲替事前許可證書替申請と同樣手續を行ふべし。

八　罰金關係事項に關する手續

（イ）罰金不要の爲替事前許可の取消方を申請する場合、卽ち爲替事前許可を得たる後三十日間以內に一九三八年八月五日回章第四二〇號の規定に基き其の使用を禁ぜられたる爲、或は輸入業者が見合せたる爲に事前許可證の取消方を申請せんとする場合には、輸入業者は書式第一九一號の輸入業者宛通告書に橫線を引き「回章第四二〇號に依り使用不能」と記入し、署名を行ひ、爲替事前許可申請手續を行へる爲替取扱銀行、又は公認爲替取扱人宛返戻すべし、爲替取扱銀行又は公認爲替取扱人は通告書に書式第一九二號の爲替使用不能明細書を添へて回章第四二〇號及一九三九年十一月二十日附回章第五四三號が規定する期日內（卽ち爲替許可有效期間內）に爲替管理局宛提出すべし、右領收書として管理局は爲替使用不能明細書の複本を爲替取扱銀行、又は公認爲替取扱人に返却す。

（ロ）一九三八年四月二十六日附及同年八月二日附大統領令の規定する處に從ひ、輸入業者が罰金を支拂ふべき場合（卽ち爲替管理局より許與されたる爲替事前許可額に相當する輸入を行はずして許可爲替使用不能分に對して罰金を支拂ふべき場合）には當該輸入商品通關後四十八時間以內に之を行ふべし、罰金を受取りたる爲替取扱銀行は書式第一八〇號の罰金納付證明書及書式第一九四號の罰金納付證明摘要書を作成し、原本を爲替管理局宛提出し、複本を罰金受領證として輸入業者に交付すべし、罰金を右の規定通りに納付せざる輸入業者に對しては、爲替管理局は爾後爲替事前許可の申請を受付けず、尙爲替事前許可全額を使用せざりし理由の說明及之に關して行はんとする申請は書式第一九五號を使用すべし。

九　通關證明書（一磅十七ペソの爲替決濟の場合には書式第一〇五號、一磅十五ペソの爲替決濟の場合には書式第一八九號を使用す）の原本及複本の記入に當りては、輸入者はカーボン・ペーパーを用ふべし、通關證明書中には同一國よりの輸入品にして同時に通關を行はんとするもの八件迄を記入し得るも、何れも同一の爲替取扱銀行又は公認爲替取扱人が該輸入品の爲替事前許可申請手續を爲したるものなる事を要す、稅關又は關稅徵收所への提出は其の他の通關必要書類と共に行ふべし、ブエノス・アイレス港竝ロサリオ港稅關內爲替管理局出張員は通關手續終了次第、右原本に署名、日附を記入し、輸入者に返戻し、複本を保存す、其の他の稅關又は關稅徵收所は原複兩本を直接爲替管理局宛送附するものとす、爲替管理局は爲替事前許可申請を行ひたる爲替取扱銀行、又は公認爲替取扱人を通じて右原本を輸入者宛返戻す、爲替管理局が輸入者に對し爲替許可のみを給付し通關證明書の使用權を與へざりし場合と雖も、稅關又は關稅徵收所は輸入者に對して通關證明書の提出を要求し、通關手續終了後、原本に「無效」と橫書し、輸入者宛返戻し、複本を保存するものとす。

現行規則に依りて通關證明書記載金額全部を決濟する義務を負へる輸入業者が、中央銀行の許可證を得ずして右の決濟を行はざる場合には爲替管理局は該輸入業者が爾後に行ふ爲替事前許可申請を受付けざるべし、通關證明書記載金額を決濟せざる理由の說明及之に關する申請は中央銀行の規定する處に從ひ通關證明書の有效期間內に之を行ふべし。

一〇　輸入業者に依る爲替の買入

（1）買入期間　一九四一年一月二日以後に給付されたる通關證明書を提出して爲替を買入れんとする場合には通關證明書記載日附の翌月の同日迄に中央銀行の規定する處に從ひ之を行ふべし、期間の延長を許さず

（2）手續

（イ）輸入業者は其を通して爲替の支拂を行はんとする公認爲替取扱銀行に通關證明書の原本を提出し

（ロ）爲替取組總額及通關證明書記載の事前許可申請各件に對する振當額を明示すべし

（ハ）公認爲替取扱銀行は此の場合に關し中央銀行の規定する處を行ひ

（ニ）輸入業者が爲替決濟を行ひ得る場合には通關證明書記載の事前許可申請各件に夫々爲替金額を振當たる後、通關證明書を輸入者宛返戻すべし

（ホ）輸入業者は通關證明書を商品の輸入濟なることを立證する書類の附屬物として保存し、爲替管理局の要求に應じて提示するを要す

一一　現行爲替許可證の取替

現行爲替許可證は一九四一年一月一日以降に當該輸入商品の通關を開始せんとする場合には無效とす、無效となるべき現行爲替許可證を有する輸入業者は第一二五號の新書式の爲替事前許可申請摘要書の上部に「回章第六四九號に依る取替」と明記し、且つ爲替事前許可申請書の備考欄に「回章第六四二號に依る本書添附爲替事前許可證第何號の取替」、通關開始有效期日欄に「一九四一年一月一日より」と記入し、右兩書を爲替管理局宛提出し、爲替事前許可證取替方を申請すべし。

▲ロサリオ市駐在爲替管理局出張所

ロサリオ市駐在爲替管理局出張所はブエノス・アイレス稅關內爲替管理局出張所と同樣の機能を遂行す、其の他にロサリオ市出張所は本回章に於て詳述せる新規則の適用を容易ならしめんが爲、管轄內に於て爲替管理局宛に行ふべき總ての申請（書式第二〇一號の船積許可申請書式第一〇四號（D）の輸入規則再考慮方申請、公認爲替取扱人又は輸入商の登錄申請等をも含む）を受理する權能竝公認爲替取扱銀行、公認爲替取扱人、輸入業者、輸入業者が爲替管理關係事項に關して行はんとする相談、手續等を受付くる權限を有す。

## 亞・西兩國向バーター取極妥結

十一月二十九日農務省發表に依ると、過般來交渉中であつたアルゼンテインの玉蜀黍三十五萬噸（一キンタールに付四ペソ八仙五）とスペインの鐵道用鐵條其の他の鐵製品とのバーター取極は妥結が成り、アルゼンティンは七ケ月以内に、スペインは二ケ年以内（一ケ年延長可能、最初の五十パーセント）に引渡すことゝなる趣である、

## 米輸出入銀行より六千萬弗のクレディット獲得

十二月十二日アルゼンテイン國大藏省は米國輸出入銀行から六千萬弗のクレディット（一九四〇年十月成立の分に千萬弗を含む、年利三分六厘）を獲得したが、右は一年六ケ月据置後四年六ケ月間は半年毎に五分を償還し、殘餘は二年六ケ月間に分割償却するものである旨を發表した。

## 亞・玖通商條約調印

一九四〇年十二月二十日アルゼンテイン國外務省に於て外務大臣ドクトル・フーリオ・ア・ローカ及びキューバ國特命全權公使ドクトル・ラミロ・エルナンデス・ポルテラ間に亞・玖通商條約が署名調印されたが、亞國政府の新聞に發表したところによると、其の要旨は左の通りである。

**第一條**　兩締約國政府ハ關稅、領事手數料及通商手續ニ關シ相互ニ無條件且無制限最惠國待遇ノ許與ヲ約シ、相手國產品ノ輸入ニ際シテハ第三國同產品ニ對スルヨリ不利ナル稅金、課金又ハ待遇ヲ課スルコトナカルベク、締約國ノ一方ガ第三國產品ニ對シ許與シ、又ハ許與スルコトアルベキ凡ユル便益、恩典、特典、免除ハ直チニ無償ニテ相手國同產品ニ對シ許與スルコトヲ約ス。

**第二條**　締約國ハ相互ノ通商貿易ノ妨害トナルベキ相手國產品ノ輸入及ビ自國產品ノ輸出ニ對スル禁止或ハ制限ヲ維持又ハ創設セザルベキコトヲ約ス。但シ、第三國ニ對シ適用セラルヽ限リ、左記ノ場合ハ之ヲ例外トス。

（イ）公安ニ關スルトキ

（ロ）非常時軍需品ニ關スルトキ

（ハ）公共衞生ニ關スルトキ竝ニ動植物ノ病疫及寄生蟲ニ對シ保護スルノ目的ヲ以テスルトキ

（ニ）國有財產擁護ニ關スルトキ

（ホ）金銀ノ地金及貨幣流出ニ關スルトキ

（ヘ）國內產品ニ適用セラルヽ國內稅務及警察取締制度ヲ外國產品ニ敷衍スルトキ

**第三條**　「キューバ」國政府ハアルゼンティン國映畫ノ輸入ヲ阻止スルガ如キ措置ニ出デザルト共ニ、アルゼンティン國政府ハ「キューバ」映畫ニ對シ第三國映畫ト同等ナル最惠國待遇ヲ許與スベキコトヲ約ス。

締約國政府ハ國內ニ於テ相手國ノ刊行ニ係ル新聞、雜誌及其ノ他印刷物ノ輸入ヲ阻止、壓迫スルガ如キ措置ヲ採ラザルコトヲ約ス。

**第四條**　締約國ノ一方ノ國民ハ相手國領域內ニ於テ當該國ノ現行及將來制定スルコトアルベキ法令ヲ毀損セザル限リ旅行、滯在、居住、商工業、運營及其他ノ權利、利益ニ付最惠國待遇ヲ許與スベキコトヲ約ス。

**第五條**　締約國政府ガ輸入許可或ハ割當制度ヲ維持又ハ創設スル場合ハ兩國間ノ平常貿易額及各產品ニ付割當テントスル價額ヲ篤ト考慮ノ上、相手國產品ニ對シ公正且最モ有利ナル待遇ヲ與フベシ。「キューバ」政府ハ亞國產品、卽チ工業用獸硬脂、「ケブラチョ」エキス、小麥、「カナリーシード」、玉蜀黍ノ莖及穗、亞麻仁油、葡萄、梨、林檎、扁豆、「ガルバンソ」（豆）、大豆、「ニンニク」、玉葱、葡萄酒、粉末膠、「カゼイン」、凝脂素、「アメンド」實、橄欖ノ實、栗、罐詰、「アスパラガス」及酒類ノ輸入ヲ保持スルコトヲ約ス。

尙右ノ內、工業用獸硬脂及「ケブラチョ」エキスノ輸入ニ關シテハ、「キューバ」政府ハ米國產品ヲ含マザル「キューバ」國ノ全輸入額ノ參クトモ八十「パーセント」ノ輸入ヲ行フベク、且其ノ價格ハ他ノ市場ニ於テ需給ノ法則ニ基キ成立スベキ亞國同產品ノ標準價格ニ釣合フ樣建ツベキモノトス、

**第六條**　締約國政府ハ相手國產品ノ販賣、輸送、消費ニ當リ第三國產品ニ對スルヨリ不利ナル國內稅ヲ賦課セザルモノトス。

稅番第三三七、三三八及三四五號ニ依ルキューバ國產煙草ノ亞國輸入ニ當リテ支拂ハルヽ輸入稅ハ二十「パーセント」ノ引下ヲ爲スベキモノトス。

**第七條**　締約國ハ相手國貨物竝ニ相手國通過貨物ハ直過スルト、又ハ通過中積換或ハ荷卸、倉入又ハ荷積セラルヽトヲ問ハズ、通過手數料ヲ課セザルベク、且第三國貨物ニ對スルヨリ不利ナル取扱ヲ爲サヾルモノトス。

**第八條**　締約國政府ハ自國官憲、又ハ利害關係者ノ進言ニ基キ自國領域內ニ於ケル商業不正取引ニ對シ相手國產品ヲ保證スル爲、合法的手段ニ依リ必要ナル凡ユル措置ヲ講ズベキコトヲ約ス。

**第九條**　締約國政府ハ外國爲替ニ關スル何等カノ規定ヲ維持又ハ新ニ設定スルニ當リテハ相手國民及相手國ノ商業ニ對シ無條件最惠國待遇ノ原則ヲ一般的且完全ニ適用スベキコトヲ約ス

**第十條**　最惠國待遇ニ關スル本條約ノ規定ハ左ノ事項ニ之ヲ適用セザルモノトス。

（イ）締約國ノ一方ガ隣接國ニ許與シ又ハ許與スルコトアルベキ特殊ノ利益

（ロ）締約國ノ一方ガ第三國ト締結スルコトアルベキ關稅同盟ニ基ク待遇

（ハ）「キューバ」ガ北米ニ許與シ又ハ許與スルコトアルベキ相互的利益

**第十一條**　本條約ハ締約國ニ於テ各自ノ憲法ニ從ヒ批准セラルベシ。

批准書ノ交換ハ出來得ル限リ速ニ「ハヴアナ」ニ行テ行ハルベシ。

締約國ノ一方ガ相手國ニ六ケ月ノ豫告ヲ以テ本條約ヲ廢棄スル迄、其ノ效力ヲ無期限ニ繼續スベシ。

## 亞・哥通商條約調印

一九四〇年十月十七日アルゼンティン國外務省に於て亞國外相竝に在亞コロンビア大使間に通商條約が調印されたが、右條約は十ケ條より成り、最惠國待遇を約して居る。

因に、亞國主要輸出品はケブラチヨ・エキス、鹽藏牛皮、獸脂、映畫等であり、亞國主要輸入品は石油、珈琲、煙草等である。

亞哥通商條約要旨は左の通りである。

**第一條**　（イ）兩締約國政府ハ關稅及通關手續ニ關シ相互ニ無條件且無制限最惠國待遇ノ許與ヲ約ス。

（ロ）相手國產品ノ輸入ニ際シテハ第三國同產品ニ對スルヨリ不利ナル稅金、課金又ハ待遇ヲ課スルコトナカルベシ。

（ハ）締約國ノ一方ガ第三國產品ニ對シ許與シ又ハ許與スルコトアルベキ凡ユル便益、恩典、特典、免除ハ直チニ且無補償ニテ相手國同產品ニ對シテモ許與スルコトヲ約ス。

**第二條**　無條件且無制限最惠國待遇ハ兩國船舶航海ニモ適用セラルベシ。

**第三條**　兩國政府ハ外國爲替ニ關スル何等カノ規定ヲ維持又ハ新ニ制定スルニ當リテハ相手國ノ臣民及商業ニ對シ無條件最惠國待遇ノ原則ヲ一般的ニスベキコトヲ約ス。

**第四條**　締約國ハ相互ノ通商貿易ノ妨害トナルベキ相手國產品ノ輸入及自國產品ノ輸出ニ對スル禁止或ハ制限ヲ維持又ハ創設セザルベキコトヲ約ス。但シ第三國ニ對シ適用セラルヽ限リ左記ノ場合ハ之ヲ例外トス。

（イ）公安ニ關スルトキ

（ロ）非常時軍需品ニ關スルトキ

（ハ）公共衞生ニ關スルトキ竝動植物ノ病疫及寄生物ニ對シ保護スルノ目的ヲ以テスルトキ

（ニ）國有財產擁護ニ關スルトキ

（ホ）金、銀、地金及貨幣流出ニ關スルトキ

（ヘ）國內產品ニ對シ課セラルヽ國內稅務及警察取締制度ヲ外國產品ニ敷衍スルトキ

**第五條**　締約國ノ一方ノ國民ハ他ノ一方ノ領域內ニ於テ當該國ノ法令ヲ遵由スル限リ旅行、滯在、住居、商工業運營及其他ノ權利、利益ニ付最惠國待遇ヲ享有シ得ベシ。

**第六條**　締約國政府ガ輸入許可制度ヲ維持又ハ創設スル場合ハ相手國產品ニ對シテモ兩國間ノ平常貿易額及割當テントスル相手國各商品ノ價額ヲ篤ト考慮ノ上、公正且最モ有利ナル待遇ヲ與フベシ。

**第七條**　締約國政府ハ相手國產品ノ販賣、輸送、消費ニ充ツ第三國產品ニ對スルヨリ不利ナル國內稅ヲ賦課セラレザルベシ。

**第八條**　通過貨物ハ直通スルト、又ハ通過中積換、倉入、荷卸若クハ積荷セラルベキトヲ問ハズ、通過手數料ヲ課セラルヽコトナカルベク。且第三國貨物ニ對スルヨリ不利ナル待遇ヲ受ケザルベシ。

**第九條**　輸入貨物ノ原產地ヲ確認スル目的ヲ以テ兩國官憲ハ輸出國駐在輸入國官憲ノ査證セル貨物添附原產地證明書ヲ請求シ得ベシ。該證明書ノ査證ハ無償ニテ發給セラルヽモノトス。

**第十條**　本條約ノ規定ハ左ノ事項ニ之ヲ適用セズ。

（イ）締約國ノ一方ガ國境貿易ヲ便ナラシムル爲メ接壤國ニ許與シ又ハ許與スルコトアルベキ特殊ノ利益

（ロ）關稅同盟ニ基ク待遇

**▲伯、亞通商協定調印**（ブラジル之部參照）

**▲米、亞國に五千萬弗借款供與**（アメリカ合衆國之部參照）

**▲米、亞間に二千萬弗クレヂット成立**（アメリカ合衆國之部參照）

## パラグアイ

### パラグアイ・カナダ間通商協定締結

パラグアイ國外務省の發表に據ると、ワシントンに於て在米パラグアイ公使とカナダ公使間に於て五月二十二日芭、加通商に關して左の協定を締結した趣である。

「パラグアイ國政府はカナダ國原產品竝出荷品に對し最惠國稅率を供與し、カナダ政府は芭國原產品竝出荷品に對し同國稅表の撰擇權又は中間稅率を供與す」

本協定に據つてパラグアイ國の目差す所は、目下歐洲戰亂に依つて販路の梗塞を餘儀なくされて居るケブラチヨ（タンニン材）の輸出であるが、カナダは肉產品を多量輸入して居るに鑑み、パラグアイ國肉罐詰物をも同時に輸出しようと目論見たもので、右は從前アルゼンティン國及ウルグアイ國產に押されて當該稅率を獲得することが出來なかつたものであると言ふ。而してカナダは從來パラグアイ國に對して纖製輕工業品、自動車、車輛、機械類及部分品、電氣器具、紙類其他少量を輸出し

て約十分の一の片貿易となつて居るに徴して米、獨、日等の常該輸出品に喰込んで其の貿易を調整しやうとするものゝ如くである。

▲カナダ、パラグァイ間品に中間稅率適用（カナダ之部參照）

▲英國、パラグァイ間支拂協定成立（イギリス之部參照）

## ウルグァイ

### 電球の半田に對する輸入稅制定

ウルグァイ國に於ては今回電球の半田（銅、ブロンス又は眞鍮製のもので他の材料の部分を有するもの）に對して左記の通り新規に輸入稅が設定された。

Cセクション　稅番五一a　總量キロ　〇、四〇（ペソ仙）

但ニツケルを用ひたるものに對しては右稅の二五%增とす

### 對外輸入許可使用有效期限改正

ウルグァイ國に於ては對外輸入許可使用有效期限改正に關して八月十六日附大統領令を以て輸出入統制名譽委員會に對し、右使用有效期限を決定する權限が附與されたが、同委員會は右權限に基いて九月三日從來の有效期限を次の通りに改正した。

（イ）隣接諸國（アルゼンティン、ブラジル、パラグァイ）

| | | |
|---|---|---|
| 註文せんとする商品に對しては | 申請許可の日より | 百二十日 |
| 發送濟の商品に對しては | 同 | 四十五日 |
| 稅關在庫品に對しては | 同 | 三十日 |

（ロ）其の他の米大陸諸國

| | | |
|---|---|---|
| 註文せんとする商品に對しては | 申請許可の日より | 二百十日 |
| 發送濟のものに對しては | 同 | 六十日 |
| 稅關在庫品に對しては | 同 | 四十日 |

（ハ）其の他の諸國

| | | |
|---|---|---|
| 註文せんとする商品に對しては | 申請許可の日より | 二百四十日（舊　二百十日） |
| 航海中のものに對しては | 同 | 九十日（舊　七十日） |
| 稅關在庫品に對しては | 同 | 五十日（舊　四十日） |

▲英國、ウルグァイ間支拂協定成立（イギリス之部參照）

# ○アフリカ洲

## エヂプト

### 棉實油粕輸出禁止

エヂプト政府はエヂプトに於ける或種商品の輸出禁止に關する勅令を前年發布したが、今般七月三十一日附大藏省令を以て右輸出禁止商品目中に棉實油粕を追加する旨を規定し、八月八日附官報を以て公布した。

### 棉花輸出稅賦課

一九四〇年二月一日附勅令を以て公布せられた棉花輸出稅は、規定の通り八月十五日から其課稅が實施せられた。尙八月十五日以前の買取棉花であつて船便缺如に基く積出不能の分に對し當國輸出業者は政府に免稅方を陳情して居るが、關稅收入激減の際とて政府は承認しないものゝやうである。

### 貨幣及有價證券輸出禁止

曩に發布されたエヂプトの商品輸出禁止に關する勅令に於て規定された輸出禁止商品中に今般、エヂプト竝外國貨幣及紙幣、公債、株式債券、發起人配當又は利子其他一切の證券類竝切取割符を加へる旨を五月十八日附大藏省令を以て公布した。尙翌十九日右貨幣竝有價證券の輸出禁止の細目に關する大藏省令が公布されたが、其の内容は大略次の如くである。

**第一條**　「エヂプト」及外國貨幣ノ輸出ガ商工業ノ使途ニ供セラレルモノト認メラル、場合、一九三九年八月二十七日ノ勅令第九八號第一條ニ定ムルトコロニ從ヒ輸出許可ハ附與セラルベシ。

許可申請ハ證明書類添附ノ上、一九三九年九月二十九日ノ勅令第一〇九號（爲替管理法）第二條ニ定ムル指定銀行ニ提出スベシ。

前項ニ定ムル許可ノ下附ハ「ナショナル・バンク・オブ・エヂプト」ニ委任セラレルモ、許可申請却下セラレル場合、許可申請者ハ最後ノ決定ヲ爲ス大藏省ニ請願シ得ル權利ヲ留保スルモノトス。

**第二條**　第一條ニ定ムル許可ハ家事ノ支出、保險料支拂、救援若ハ補助費、所得ノ定期拂込ニ依ル投資、海外旅行費等ノ如キ眞面目ナル個人的理由ノモノニ對シテモ、同樣附與セラレル事アルベシ。

許可ハ貨幣有價證券輸出局ヨリ下附セラルベシ。右貨幣有價證券輸出局ハ其ノ全權、若ハ一部ノ權利ヲ「ナショナル・バンク・オヴ・エヂプト」ニ委任スル事アルベシ。

右輸出局、若ハ「ナショナル・バンク」ノ決定ニ對スル請願ハ最後ノ決定ヲ爲ス大藏省ニ提起スベシ。

**第三條**　「エヂプト」ヲ立去ラントスル者ハ一人ニ付、「エヂプト」貨金二十磅、若ハ合計ガ同額ニ等シキ貨幣ノ帶出ヲ許可セラル。

「エヂプト」國外ニ立去ラントスル者ニシテ、規定以上ノ貨幣ノ帶出ヲ欲スル者ハ、第二條ニ定ムル諸條件ニ於テ下附セラルベキ許可ヲ必要トス。然共本省令實施以前ニエヂプトニ入國シ、入國ニ當リテ「エヂプト」ニ帶入セル貨幣ヲ申告セル者ニ對シテハ、其ノ「エヂプト」出國ノ際、申告書ニ記載セル貨幣竝紙幣ノ全部、若ハ一部ヲ再輸出スル事ヲ許可セラルベシ。

稅關長ハ前項ニ揭グル許可ヲ下附スベシ。

**第四條**　一九四〇年五月十八日ノ省令ノ定ムル一切ノ有價證券ハ、特殊ノ場合ニ於テ認可セラル可キ理由アルモノニ對シテノミ輸出セラルベキモノトス。

「エヂプト」貨金百磅以下ノ金額ニ對シテハ、第二條ニ定ムル輸出局ヨリ、右金額以上ノモノニ對シテハ大藏省ヨリ、夫々輸出許可ノ下附アルモノトス。但シ、前者ニ付キ請願アル場合ハ大藏省ニ提起シ得ル權利ヲ留保ス。

**第五條**　一切ノ有價證券ノ送達ハ本省令規定ニ基キ下附セラレル許可證ノ添附アルモノニ限リ郵送シ得ルモノトス。

本貨幣竝有價證券輸出禁止令ハ最近米英「クロスレート」ガ漸落シ、英貨不安ニ伴フ「エヂプト」貨不安ヲ招來シタ結果、國內資本ノ逃避傾向ガ顯ハレタルニ因リ執ラレタ手段デアル。

### 外貨取扱指定銀行に關する大藏省令公布

「エヂプト」に於ては一九三九年九月二十五日爲替管理法により英貨以外の外貨による取引は許可制の下に、大藏省令により指令せられた銀行を通じてのみ行はれることゝなつてゐたが、五月十一日附大藏省令を以てバンク・ベルジュ・エ・アンテル・ナショナル・アン・エヂプトが新に指定銀行中に追加せられることゝなり、五月十六日附官報を以て公布され、卽日實施された。之によつて現在の指定銀行は左記七行となつたのである。

ナショナル・バンク・オブ・エヂプト
バンク・ミスル
クレヂイ・リオネ
コントワール・ナショナル・デスコント・ド・パリ
パークレース銀行
オットマン銀行
バンク・ベルジュ・エ・アンデルナショナル・アン・エヂプト

## 本邦綿製品に對する關稅評價價格改訂

今次歐洲大戰勃發以來磅貨の動搖に依り圓價の絶へざる漸騰の結果、本邦輸入綿布に對する關稅賦課に當り稅關當局と輸入業者との間に悶着が絶へないので、此の不便を避けんが爲に當地（アレキサンドリア）稅關總稅務局鑑査部長は本邦綿布に付重量別に別表の如き一定の標準値段を決定し、一九四〇年六月中旬から試驗的に實施中の處、本件實施後二ヶ月を經過し其の間イタリーの參戰あり、佛國の單獨講和あり、歐洲戰局は著しい轉換を來し、爲めに英貨も一時は暴落を演じたが其の後英米協力必死の爲替維持策に依り英貨爲替相場も殆んど舊態に復した實情にもあり、旁〻に決定した品種別評價價格は過去二ヶ月の實績に徴して實情に卽さない點があるので、今般前評價價格より約一割を減じて左の通り改訂し、一九四〇年八月十五日から實施する旨を大藏省告示で公布した。

**▲日本產綿布評價價格表**

| 番號 | 「メートル」四方ノ重量別 | 生地モノ | 晒モノ | 反染又ハ絲染モノ | 捺染モノ |
|---|---|---|---|---|---|
| 一 | 一八〇瓦ヲ超ユルモノ　一瓩ニ付 | 九〇 | 一〇四 | 一三五 | 一三五 |
| 二 | 一四〇瓦以上一八〇瓦以下ノモノ　一瓩ニ付 | 一〇八 | 一一七 | 一九八 | 一八九 |
| 三 | 一一〇瓦以上一四〇瓦以下ノモノ　一瓩ニ付 | 一〇八 | 一一七 | 一九八 | 二〇三 |
| 四 | 九〇瓦以上一一〇瓦以下ノモノ　一瓩ニ付 | 一〇八 | 一一七 | 一九八 | 一八九 |
| 五 | 七〇瓦以上九〇瓦以下ノモノ　一瓩ニ付 | 一二二 | 一五三 | 二二五 | 二四三 |
| 六 | 五〇瓦以上七〇瓦以下ノモノ　一瓩ニ付 | 一三五 | 一六二（註）二七九（註）三一五 | | |
| 七 | 三〇瓦以上五〇瓦以下ノモノ　一瓩ニ付 | 一六七 | 一七一 | 三三三 | 六六二 |
| 八 | 三〇瓦以下ノモノ　一瓩ニ付 | 一九八 | 二〇七 | 三三三 | 六六二 |

註（1）本價格ハ單絲ニ適用ス、双絲ノ場合ハ五四〇「ミリエム」トス。

（2）本價格ハ單絲ニ適用ス、双絲ノ場合ハ六三〇「ミリエム」トス。

**尙右新評價價格の實施方法に關する要項は左の如くである。**

（イ）本決定實施期間ハ一九四〇年八月十五日ヨリ十月十四日迄ノ二ケ月間トス。

（ロ）九月三十日迄ニ大藏省側、輸入業者側ノ何レヨリモ何等ノ意思表示ナキ場合ハ本決定ハ更メテ何等カノ告示アル迄一ケ月ノ期間ヲ以テ逐次延長ス。

（ハ）日本製綿布ニシテ現在稅關構內ニ在ルモノ、又ハ保稅倉庫ニ在ルモノハ通關スル日ニ實施サレ居ル評價價格規定ニヨリ課稅ス。

（ニ）稅關規則ニ違反シテ輸入セラレタル貨物ニ對シテハ、本協定率ハ適用セズ。

（ホ）本協定ハ既ニ實施セル三分ノ附加稅竝ニ四割ノ爲替補償稅ハ從來通リ之ヲ適用ス。

## 棉花輸出許可手續强化

一九四〇年十二月六日附當地（アレキサンドリア）稅關總務局告示によるエヂプト棉花輸出許可申請手續の改正は、一般エヂプト產品竝に外國品の再輸出品に對しても同樣の手續を經るを要するものであつて其の要領は左の通りである。

エヂプト產品の輸出竝に外國品の再輸出許可書の發給を容易ならしめんが爲に、輸出商は日本（各屬領を含む）、イラン、イラーク、シリア、レバノン竝にヴイシー政府管轄下各屬領向に右貨物を積出さうとする場合には、少くとも積出十日以前に次の各項を明記した輸出許可申請書正副三通を積出港稅關當局に提出することを要する。

（イ）商品の性質
（ロ）數量
（ハ）重量
（ニ）輸送方法
（ホ）輸送經路
（ヘ）最終荷受人の住所氏名

## 伊領東アフリカ

### ジユート製空袋輸出禁止

一九四〇年五月二十九日附官報を以て同日以降伊領東アフリカからのジユート製空袋（新舊品共）の輸出を禁止する總督府令第五三七號が公布された。

# 英領東アフリカ

## 輸入稅及消費稅改正實施

左記の通りケニア及ウガンダ兩州は輸入稅及消費稅を改正し八月六日より之を實施した。

（イ）葉煙草及同製品を除く全從價稅及全從量稅に對し一律一割の割增稅（Surcharge）を賦課す。但停止稅 Suspended duty を含む。

（ロ）消費稅は砂糖百封度に付割增稅（Surcharge）一志二四仙、麥酒一ガロンに付割增稅四〇仙、茶一封度に付割增稅五仙。

# 南アフリカ聯邦

## 對本邦品爲替補償稅賦課品目改正

南阿聯邦政府は一九四〇年十二月二十日附官報を以て本邦品に對する爲替補償稅賦課品目を改正公布したが、其の變更は左の如くである。

一　追加品目

| 稅番 | 品目 |
|---|---|
| 六ノ一 | Butterine, Margarine 其の他食用油脂製品 |
| 二八 | ラード、ヘツド |
| 六五ノA | 男用半製服 |
| 二二九 | 瀉利鹽（Epsom salts） |
| 二四四ノD | 芒硝（Glauber salts） |
| 二五一ノD | スリツパー |
| 二五七 | 手提鞄、スーツケイス、帽子入 |

二　削除品目

| 稅番 | 品目 |
|---|---|
| 二二ノA | 林檎 |
| 三五ノ一 | Maple peas |
| 六五ノBノ六 | 雨合羽、子供用ジヤケツ、ニツカー其の他 |
| 一六二 | 建築用以外のセメント |
| 二六三 | 木箱竝に箱用板 |

## 米國製鐵製品補償稅撤廢

南阿政府は一九三八年十月十四日以降米國製鐵鋼材及亞鉛引板に對し普通補償稅を賦課して居つたが、四月二十六日附官報を以て之を撤廢する旨を公布した。

關稅品目は左の如くである。

（一）直徑三吋以下の丸鐵又は鋼

（二）（イ）巾十二吋より十八吋、厚さ八分の一吋又はそれ以上の鐵又は鋼板

（ロ）巾十八吋以上のものにて厚さ八分の一吋以上十六分の一吋以下の鐵又は鋼板

（三）亞鉛引波板

（四）巾四吋以上厚さ八分の一吋以下の亞鉛引平板

## 未現像フイルム寫眞其他の輸出禁止

南阿聯邦政府は四月十二日附官報を以て

（イ）英王國及佛國以外の諸國向未現像フイルム

（ロ）上記二國向と雖も郵便以外の方法による未現像フイルム

（ハ）特に商工當局の許可を得たる場合の外、郵便以外の方法を以てする諸外國（英佛を除く）向現像濟フイルム、燒付フイルム、地形事物の寫眞、地圖、プラン、スケツチ、繪畫、畫報

等の輸出を禁止する旨を公布し卽日之を實施した。

## 羊毛輸出禁止

八月二十三日農林大臣の聲明に依ると、南阿羊毛の英國買上に關し英、南阿間に協定が成立し、戰爭中竝に戰後一年間の全產出額を脂付一封度に付十片四分の三で買上げ、之が處分に依り得た利益を英、南阿間で折半する由である。

右に基き、八月三十日以降農林次官の許可がない羊毛の輸出を禁止する旨八月三十日附官報を以て公布した。

## 羊毛輸出許可制

八月三十日南阿政府は官報で、同日以後農林次官の許可がない羊毛の輸出禁止を公布したが、九月十三日附官報を以て前布告を取消し、新に南阿及び西南阿からの羊毛輸出に對して同日以後農林次官の許可を要する旨を布告した。

商工當局の說明に依ると、既約定品の許可には何等支障がない筈であると。

## 屑金屬及グリセリン輸出許可制實施

南阿は屑金屬及び粗製グリセリンの國內供給を確保する爲に、之等商品の南阿及び西南阿からの輸出に對しては商工省の許可を要する旨を四月二十六日附官報を以て公布し、卽日實施した。

## クローフィッシュ罐詰の對佛輸出許可制

南阿政府はクローフィッシュ輸出統制法に據り、クローフィッシュ罐詰の對佛輸出には漁業長官の許可を要する旨を、四月二十六日附官報を以て公布した。

## アルミニューム輸入許可制

南阿政府は十一月十三日附官報を以て、アルミニュームの南阿聯邦及び西南アフリカの輸入には同日以後商工大臣の許可を要する旨を公布した。

## 特定地域向、或種商品の輸出許可制實施

南阿政府は十一月十三日附官報を以て南阿聯邦及び西南アフリカよりソットルバーク及び同エキス、鑛物金屬類(鑛石、滓、法鑛、合金及屑を含む)の英國、英領各地域を除く第三國への輸出には商工大臣の許可を要する旨を布告し、卽日實施した。

## 英國及アイルランド以外の地域に對し全般的輸出許可制實施

南阿政府は十一月十三日附官報を以て、如何なる商品と雖も南阿聯邦及び西南アフリカより英國、アイルランド以外の歐洲諸國及トルコ、モロッコ、大西洋スペイン領及ポルトガル領諸島に輸出するには商工大臣の許可を必要とする旨を布告し、卽日實施した。

## 特定製造工業原料品の輸入稅全額拂戻

南阿政府は七月十二日附官報を以て製造工業原料として用ひる左記の輸入品に對して輸入稅の全額拂戻をなす旨公布し卽日實施した。

一、輸出向罐詰フルーツサラダ製造に用ふる Cherries
二、煉瓦製造用 Calcined Magnesite
三、ビール釀造用大麥及其の麥芽
四、バス車體建造用金屬製骨組、車體、車輪、ベンキ、ワニス、裝飾材料
五、葡萄ゼリー製造用粉末ペクチン
六、Copper 熔解用コークス
七、試力製品製造用 Caps, Nozzles, Studs
八、ボール紙容器製造用 Caps, Nozzles, Studs

## 或種製造工業原料の輸入稅拂戻

南阿聯邦政府は十一月二十九日附官報を以て製造工業原料として用ひる左記輸入品に對して輸入稅の全額、又は一部拂戻をなす旨を公布し、卽日實施した。

一、婦人用運動服及綾織防水レインコート製造に用ふる Paddings Trimming (Canvas、裏付材料 Hooks 釦、バックル等　(全額)
二、ジャム製造用 Tartaric Acid　(百封度に付十九志)
三、Core oil 製造用 Turpentine　(全額)
四、Paint Thinner 製造用 Benzin　(一英ガロンに付六片)
五、脫脂綿製造用 Bleached Cotton　(全額)

## 玉蜀黍輸出補償金交付

玉蜀黍管理局は五月十七日附官報に於て布告をなし、同日以後カナダ以外向の輸出玉蜀黍一袋(玉蜀黍は二百封度入一袋に付き、玉蜀黍粉は百九十三封度入一袋に付き)に付一志六片の輸出補償金の交付をなす外、國內取引に賦課する一袋二志半の課金の返戻をなす旨公布した。卽ち、所定手續を履んで必要な稅關書類の提出をなす時は、輸出後六十日以內に一袋に付四志

の交付金を受けるものとする。

## 特定地域との貿易許可制布告

南阿聯邦政府は十二月十三日附官報を以て獨・伊占領地域を除く佛本國、同殖民地、屬領、委任統治地域（佛領赤道アフリカ、佛領カメルーン、佛領印度、ニューカレドニア、ニューヘブリディーズ及び佛領大洋洲を除く）との貿易を商工大臣の許可事項とする外、七月十一日以降同地域を出帆した船舶及び同地域商品を積載し又は同地域在住者に向けられた貨物を積載した船舶は、指定港に於て右貨物を陸揚することを要する旨を布告した。

## 南阿、南ローデシア間通商協定改訂

四月二十六日附官報を以て南阿、南ローデシア間通商協定改訂に關する交換公文（南ローデシア側三月十一日附、南阿側四月一日附）を公表し、南阿政府の公文を南ローデシア政府に於て接受三十日後發效するものであるが、改訂の要點は左の如くである。

一、銅鑛石及銅コンセントレートを一九三九年十月一日に遡及して無稅輸出入品目に追加す

一、百年以上を經過せる南阿製美術骨董品の南ローデシアへの無稅輸入

一、石灰及石灰石を兩國間の輸出入要許可品目に追加

一、二十磅以內の旅行者携帶品の相互無稅輸入、但し新品につきては五磅を限度とす

一、骨董品、使用濟容器、修繕物の相互無稅輸入

一、課稅額一志以下の容器の相互無稅輸入

## 有價證券取引に關する取締

ドイツが其の占據地域に於て獲得した有價證券の處分、換貨を不可能ならしめる爲に、南阿政府は七月十日附官報を以て、此の種證券取引の取締に關して大要次の如き布告を發した。

一、南阿聯邦、バストランド、ベチュアナランド、スワジランド、英國及びアイルランド以外の地域の在住者が所有し又は利害關係を有する有價證券の處分、獲得又は委譲に就き Treasury の許可を要する。

二、南阿在住者であつて、前記地方以外の地域在住者の爲に、此の種證券を有するものは本令布告後三十日以內に發行會社名、記名又は無記名の別、額面及株數等を大藏省に報告するを要する。

三、南阿に於て設立された會社の株式及社債であつて、無記名のものに付ては其の處分、取得は勿論配當又は利子の支拂に關し Treasury の許可を要する。

## 英蘭銀行券輸入許可制

南阿政府は八月三十日附官報を以て、英蘭銀行券の輸入に對しては大藏省の許可を要する旨を公布した。

## 緊急金融法

南阿聯邦緊急金融法は一九三九年九月九日附官報を以て公布されて以來、今日に至る迄改正される事數回に及んだものであるが、右の各改正を施した同法假譯を左に揭げる。

### 緊急金融法（假譯）

#### 用語ノ意義

**第一條**　本法ニ於テハ特記ナキ限リ

「指定業者」（Authorized dealer）トハ金取引竝ニ外國貨幣取引ニ關シ各々其ノ取扱ヲ國庫ヨリ承認セラレタル者ヲ云フ。

「銀行券」（Bank notes）トハ南阿聯邦ノ法貨タル銀行券ヲ云フ。

「外國貨幣」（Foreign currency）トハ南阿聯邦法貨以外ノ貨幣ヲ云フ。

「公債」（Bond）トハ社債以外ノ南阿聯邦內登錄局ニ登錄セラレ、若クハ登錄シ得ル抵當證券、又ハ公正證書ヲ含マズ。

「金」（Gold）トハ如何ナル形態ニ於ケル金ヲモ總稱ス、但シ第二條及第四條ニ於テハ細工セル金ヲ含マズ。

「有價證券ノ所有者」（Owner）トハ有價證券ヲ賣却、若クハ譲渡スル權利ヲ有スル者、有價證券ヲ管理スル者、自己ノ爲ナルト他人ノ爲ナルトヲ問ハズ有價證券ノ配當金又ハ利子ヲ受クル者、又ハ受クル權利ヲ有スル者、若クハ該有價證券ニ其他ノ利害關係ヲ有スル者ヲ云フ。

「有價證券」（Security）トハ株式、公債、社債及大藏省省證券ヲ含ム但シ爲替手形及約束手形ヲ含マズ。

「關係官憲」（Appropriate officer）トハ稅關吏、移民官、南阿聯邦警察官又ハ國庫ヨリ權限ヲ委任セラレタル者ヲ云フ。

「國庫」（Treasury）トハ大藏大臣、又ハ之ヲ代行スル他ノ國務大臣ヲ意味シ、本法ニ基キ國庫ニ與ヘラレタル權限、又ハ職務ニ關シテハ國庫ヨリ之カ執行又ハ遂行ヲ委任セラレタル者ヲ云フ。

「譲渡」（Transfer）トハ借入又ハ擔保ニヨル譲渡ヲ含ミ、南阿聯邦內ニ於ケル有價證券ノ登錄ヲ聯邦外ニ登錄替スル者モ本法ニ於テハ有價證券ヲ譲渡スル者ト看做ス。

#### 外國通貨及金ノ賣買貸借ノ禁止

**第二條** 「指定業者」以外ノ者ハ何人ト雖モ、國庫ノ許可ヲ得ルニ非レバ聯邦內ニ於テ「指定業者」以外ノ者ヨリ外國通貨、若クハ金ヲ買ヒ又ハ借用スルコトヲ得ズ。

又「指定業者」以外ノ者ニ對シ之ヲ賣却シ、若クハ貸與スルコトヲ得ズ。

**第二條ノ二** 國庫又ハ國庫ヨリ權限ヲ委任セラレタル者ノ許可ヲ得ルニ非レバ何人ト雖モ英蘭銀行券ヲ南阿聯邦ニ輸入スルコトヲ得ズ。

### 通貨、金及有價證券ノ輸出禁止

**第三條**

（一）國庫ガ設ケタル除外例ノ場合ヲ除キ何人ト雖モ國庫ノ許可ヲ得ルニ非レバ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ。

（a）銀行券、金、有價證券、又ハ外國通貨ノ南阿聯邦外ヘノ搬出又ハ送附竝ニ有價證券ノ國外讓渡

但シ、西南「アフリカ」委任統治區域、「バストランド」、「ベチユアナランド」保護領及「スワジランド」ニ銀行券ヲ搬出又ハ送附スルハ此ノ限リニ非ズ。

（b）左記ニ對スル對價トシテ本人、又ハ第三者ノ爲聯邦內ニ於テ他ヨリ支拂ヲ受クベク權利（現實ノ權利タルト將來發生スルコトアルベキ權利タルトヲ問ハズ）ノ發生若クハ移轉ヲ來サシムル目的ヲ以テ爲替手形又ハ約束手形ノ振出又ハ融通、有價證券ノ讓渡若クハ負債ノ承認ヲナスコトヲ得ズ。

（i）本人又ハ第三者ガ聯邦外ニ於テ支拂ヲ受ケ又ハ財產ヲ取得スルコト

（ii）本人又ハ第三者ガ聯邦外ニ於テ支拂ヲ受ケ又ハ財產ヲ取得スル權利（現實ノ權利タルト將來發生スルコトアルベキ權利タルトヲ問ハズ）ヲ得ルコト

但シ、左記ニ對スル對價タル場合ニハ國庫ノ許可ヲ得ベキ義務ヲ免除ス。

（i）西南「アフリカ」委任統治區域、「バストランド」、「ベチユアナランド」保護領又ハ「スワジランド」ニ於テ支拂ヲ受ケ又ハ財產ヲ取得スルコト

（ii）西南「アフリカ」委任統治區域、「バストランド」、「ベチユアナランド」保護領又ハ「スワジランド」ニ於テ支拂ヲ受ケ又ハ財產ヲ取得スル權利（現實ノ權利タルト將來發生スルコトアルベキ權利タルトヲ問ハズ）ヲ得ルコト

（二）前項ノ規定ハ外國通貨ヲ取扱フコトヲ國庫ヨリ認メラレタル者ガ其ノ許容セラレタル權限ノ範圍內ニ於テ爲ス行爲、及ビ左ノ目的ノ爲メニ必要ナリト國庫ガ認メタル行爲ヲ爲スコトヲ禁ズルモノニ非ズ。

（a）聯邦內ニ於テ行ハレタル商取引ノ合法的ナル要求ニ應ズルトキ

（b）一九三九年九月六日以前ノ契約ヲ履行スルトキ

（c）合法的ナル旅行其他個人的費用ヲ支拂フトキ

（三）南阿聯邦ヲ去ラントスル者ハ（以下本項ニ於テハ旅行者ト稱ス）「關係官憲」ノ要求アリタルトキニハ

（a）銀行券、金、有價證券、又ハ外國通貨携帶ノ有無ヲ宣誓シ

（b）携帶セル銀行券、金、有價證券、又ハ外國通貨ヲ提示スルヲ要ス

而シテ「關係官廳」及其ノ命ヲ受ケタル者ハ銀行券、金、有價證券又ハ外國通貨携帶ノ有無ヲ確ムルタメ、旅行者ノ身體ヲ搜索シ、又ハ旅行者ノ携帶品ヲ檢査シ、若クハ搜索スルコトヲ得

右檢査、若クハ搜索ノ結果銀行券、金、有價證券又ハ外國通貨ヲ發見シタルトキ若クハ提示アリタルトキハ

（i）右銀行券、金、有價證券、又ハ外國通貨ガ本條（一）ノ規定ニ牴觸セザルコトヲ右官憲ガ認メタルトキ

（ii）旅行者ノ銀行券、金、有價證券、又ハ外國通貨ノ携帶ハ本條（一）ノ規定ニ牴觸セザルコトヲ國庫ガ認メタル證明書ヲ右官憲ニ提出シタルトキ

ヲ除キ之ヲ押收シ得ベキモノトス。

但シ、婦人ニ對スル搜索ハ婦人以外ノ者之ヲ行フコトヲ得ズ

（四）「關係官憲」及其ノ命ヲ受ケタル者ハ銀行券、金、有價證券又ハ外國通貨混入ノ有無ヲ確ムル爲、聯邦ヨリ聯邦外ノ地域宛發送セラル、物品、郵便物ハ小包ヲ檢査シ、又ハ搜索スルコトヲ得。

右檢査或ハ搜索ノ結果銀行券、金、有價證券、又ハ外國通貨ヲ發見シタルトキハ本條（一）ニ牴觸セザルコトヲ國庫ガ認メタル證明書ノ發行アリタルモノト認メラル、場合ヲ除キ之ヲ押收スルコトヲ得。

**（四）ノ二** 本條（三）及（四）ニ從ヒ押收セラレタル銀行券、金、有價證券、又ハ外國通貨ハ整理收入基金トシテ沒收セラルベキモノトス。

但シ、國庫ハ押收セラレタル銀行券、金、有價證券、又ハ外國通貨ノ全部若ハ一部ヲ被押收者若ハ被押收當時管理又ハ所持ノ權利ヲ有シタル者ニ對シ返還シ若クハ拂戾スベキコトヲ命ズルコトヲ得。

（五）本條ニ於テハ南阿聯邦ノ法貨以外ヲ以テ支拂ハル、爲替手形、約束手形ハ之ヲ外國通貨ト看做ス。又本條（一）（a）ニ於テハ有價證券ニ關聯セル權利證券ハ之ヲ有價證券ト看做シ（三）、（四 及（四）ノ二ニ於テハ有價證券ニ對スル證明書ハ右權利證券ノ證明書ヲモ含ムモノト看做ス。

### 取引上ノ通貨指定權

**第三條ノ二** 國庫ハ聯邦內在住者ト聯邦外在住者トノ間ニ支拂關係ヲ生ゼシメル如キ輸出入又ハ其他ノ取引ニ關シ使用シ又ハ使用スベカラザル通貨ヲ隨時指定スルノ權ヲ有シ、何人ト雖モ國庫又ハ國庫ノ指定シタル者ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ指定サレタル通貨以外ヲ以テ支拂ヲナシ又ハ支拂ヲ受クルコトヲ得ズ

### 資本ノ輸出禁止

**第三條ノ三**

（一）何人ト雖モ國庫又ハ國庫ノ指定シタル者ノ許可ヲ得ルニ非ザレバ

（a）左記ニ該當スル場合ト雖モ十一月一日以降一年間ニ價格十磅ヲ超ユル物品ヲ南阿聯邦ヨリ輸出スル事ヲ得ズ。

（i）右物品ニ對スル支拂ヲ聯邦內ニ於テ受ケ居ラズ又ハ受ケザルトキ

（ii）右物品ガ正當價格以下ヲ以テ輸出サル、トキ

（iii）右物品ニ對スル支拂期間ガ聯邦港船積日ヨリ六ケ月ヲ超過

スルトキ又ハ右物品ニ對シ「指定業者」ガ其以下ノ期間ヲ指定シタル場合右期間ヲ超ユルトキ

(b)價格三百磅ヲ超ユル物品(本人使用ノ被服及家具類ヲ含ム)ヲ聯邦外ニ携帶スルコトヲ得ズ。

(c)直接又ハ間接ニ資本ノ輸出ヲ來ス取引ヲナスコトヲ得ズ。

(二)本條(一)ノ(a)及(b)ノ規定ハ南阿聯邦ヨリ英國、北「アイルランド」、南北「ローデシア」、「バストランド」、「ベチュアナランド」保護領及ビ「スワジランド」ニ對スル輸出又ハ携帶ニハ之ヲ適用セズ。

(三)第三條(三)、(四)及(四)ノ一ノ規定ハ本條(一)ノ(b)ニ揭ゲタル物品ニ之ヲ準用ス。

(四)本條ニ於テ「價格」トハ一九二五年法律第三六號第四一條ニ規定セラレタル關稅目的上ノ價格ヲ意味ス。

### 國庫ノ金買上

**第四條**

(一)聯邦內在住者ニシテ本法實施ノ日ニ南阿聯邦內ノ金ヲ賣却シ、又ハ買取ル權利ヲ有シタル者ハ本法實施後三十日以內ニ、又本法實施後右權利ヲ有スルニ至リタル者ハ其ノ日ヨリ三十日以內ニ、右金ヲ國庫又ハ國庫ガ指定シタル者ニ賣却スルタメニ提供シ、又ハ提供セシムルヲ要シ、國庫又ハ國庫ガ指定シタル者ハ其ノ當時ノ市價ヨリ安カラズト考フル一定價格ヲ以テ之ヲ買上グルコトヲ得。

(二)本條(一)ノ規定ハ左ニ揭ゲタル場合ニハ之ヲ適用セズ。

(a)國庫又ハ國庫ノ指定セル者ガ左ニ該當セリト認メタルトキ

(i)右金ニ利害關係ヲ有スル凡テノ者ガ聯邦內ニ居住セザルトキ

但シ、單ニ金ノ受託者トシテ利害關係ヲ有スルニ過ギザル者、又ハ一九三九年九月六日以前ニ於ケル抵當權、質權又ハ受託ニヨリ利害關係ヲ有スルニ過ギザル者ヲ除クモ信託ノ結果之ニ利害關係ヲ有スル者ヲ含ム。

(ii)前記期日以前ニ爲サレタル契約ヲ履行スルタメニ右金ガ必要ナルトキ

(iii)直接金ノ賣買ヲ業トセザルモ聯邦內ノ取引又ハ營業上必要ナル金ヲ所有スルトキ

(b)金提供義務者ガ國庫又ハ國庫ノ指定セル者ニ依リ本法ノ免除ヲ認メラレタルトキ

### 國庫ノ外國貨幣買上

**第五條**

(一)聯邦內在住者ニシテ本法實施ノ日ニ於テ外國通貨ヲ賣却シ、又ハ買取ル權利ヲ有シタル者ハ本法實施後三十日以內ニ、又本法實施後右權利ヲ有スルニ至リタル者ハ其日ヨリ三十日以內ニ、右外國通貨ヲ國庫又ハ國庫ガ指定シタル者ニ賣却ノ申込ヲナシ又ハ申込ヲナサシムルヲ要シ、國庫又ハ國庫ガ指定シタル者ハ其ノ當時ノ市價ヨリ安カラズト考フル一定價格ヲ以テ買上グルコトヲ得。

(二)聯邦內在住者ニシテ本法實施ノ日ニ於テ債權又ハ銀行預金ニ關シ聯邦外ニ於テ外國通貨ヲ以テ支拂ヲ受クベキ權利ヲ讓渡シ、又ハ之ヲ受クル權利ヲ有スル者ハ本法實施後三十日以內ニ、又本法實施後右權利ヲ有スルニ至リタル者ハ其ノ日ヨリ三十日以內ニ、右權利ヲ國庫又ハ國庫ガ指定シタル者ニ讓渡スル爲ニ必要ナル一切ノ行爲ヲ爲スヲ要ス。

本項ニ從ヒ讓渡セラレタル權利ノ對價トシテ支拂フベキ額ハ國庫ノ定ムル所ニ依ル。

(三)本條(一)及(二)ノ規定ハ左記ノ場合ニ於ケル外國貨幣又ハ支拂ヲ受クル權利ニ關シ何等ノ義務ヲ課スモノニ非ズ。

(a)右外國通貨又ハ權利ニ利害關係ヲ有スル凡テノ者ガ聯邦內ニ居住セザルコトヲ國庫、又ハ國庫ノ指定セル者ガ認メタルトキ

但シ、單ニ受託者トシテ利害關係ヲ有スルニ過ギザル者、又ハ一九三九年九月六日以前ニ於ケル抵當權、質權、又ハ受託ニヨリ利害關係ヲ有スルニ過ギザル者ヲ除クモ信託ノ結果、之ニ利害關係ヲ有スル者ヲ含ム

(b)國庫又ハ國庫ノ指定シタル者ガ右外國通貨、又ハ權利ハ左ニ揭ゲタル目的ノタメニ必要ナリト認メタルトキ

(i)一九三九年九月六日以前ニ爲サレタル契約ヲ履行スルタメニ必要ナルトキ

(ii)外國爲替取引以外ノ商取引ヲ聯邦內ニ於テ履行スルタメ必要ナルトキ

(iii)合法的ナル旅行、其他個人的費用ヲ支拂フタメニ必要ナルトキ

(c)國庫又ハ國庫ノ指定シタル者ガ右外國通貨又ハ權利ニ關シ本法ノ適用ヲ免除シタル者ナルトキ

(三)ノ二　國庫ハ本條(三)ノ(c)ニ從ヒ許可シタル免除ヲ取消スコトヲ得

(四)(a)一九四〇年十一月十五日以降一九四一年十月三十一日迄又ハ爾後十一月一日以降一年ノ期間ニ於テ合計價格十磅ヲ超ユル物品ヲ南阿聯邦ヨリ英國、北「アイルランド」、南北「ローデシア」、「バストランド」、「ベチュアナランド」保護領、及「スワジランド」以外ノ地域ニ輸出セントスル者ハ附屬ノ所定用式ニ從ヒ出荷人又ハ代理人が記入且署名シ、指定業者ノ認證ヲ經タル宣誓書ヲ輸出申告書ニ添附提出スルヲ要シ、郵便局ヲ通ジ物品ヲ發送スル場合ニハ該物品ヲ郵便局ニ委託スルトキ右宣誓書ヲ郵便局長ニ提出スルヲ要ス。

(b)本項ニ於テ「價格」トハ一九二五年法律第三六號第四一條ニ規定セラレタル關稅目的上ノ價格ヲ意味ス。

### 聯邦外在住者所有ニ係ル有價證券取引ノ禁止

**第五條ノ二**

(一)一時的タルト永久的タルトヲ問ハズ聯邦外在住者ガ所有權ヲ有シ、又ハ利害關係ヲ有スル有價證券ヲ處分シ、取得シ、讓渡シ或ハ讓渡ノ登錄ヲナスニハ國庫ノ許可ヲ要ス。

(二)永久的外國在住者ガ所有權ヲ有シ、又ハ利害關係ヲ有スル有價證券ニ關シ國庫ハ官報布告ヲ以テ本條(一)ノ規定ヲ免除スルコトヲ得。

(三)國庫ハ一時的タルト永久的タルトヲ問ハズ南阿聯邦外ノ地域、又ハ官報布告ヲ以テ指定セラレタル特定地域外ニ居住スル者ガ所有權ヲ有シ、又ハ利害關係ヲ有スル有價證券ヲ保有、所持、又ハ保管

スル聯邦内在住者ニ對シ、所定用式ニ從ヒ此等有價證券ノ詳細ヲ記載セル報告書ヲ指定ノ期間内ニ指定ノ方法ヲ以テ提出スベキコトヲ官報布告ヲ以テ命ズルコトヲ得。

**無記名有價證券取引ノ禁止**

**第五條ノ三**

(一)　無記名有價證券ノ配當金領收證又ハ利札ハ本法實施前ニ期限到來シタルト實施後ニ期限到來シタルトヲ問ハズ、之ニ對シ支拂ヲナスコトヲ得ズ。

(二)　無記名有價證券ハ之ヲ處分シ、取得シ、又ハ取引スルコトヲ得ズ。

(三)　無記名有價證券ノ所有者ハ國庫又ハ國庫ノ指定シタル者ノ許可ヲ受ケ之ヲ記名有價證券ニ變更スルコトヲ得。

(四)　無記名有價證券ヲ記名有價證券ニ變更申請セントスル者ハ所定用式ニ從ヒ所有者、又ハ代理人ガ記入シタル宣誓書ヲ提出スルコトヲ要ス。

(五)　(a)　國庫又ハ國庫ノ指定シタル者ハ本條(一)及(二)ノ規定ノ除外例ヲ設クルコトヲ得。

(b)　本條(四)ノ規定ハ無記名有價證券、又ハ其ノ配當領收證、若クハ利札ニ關スル本項(a)ノ除外例申請ノ場合ニ之ヲ準用ス。

(六)　本條ノ規定ハ聯邦内ニ於ケル有價證券、又ハ聯邦内設立ノ會社ニ關シ竝ニ聯邦内ニテ支拂ノ爲メ呈示セラレタル此種會社ノ配當領收證、又ハ利札ニ之ヲ適用ス。

**國庫ノ有價證券買上**

**第六條**

(一)　國庫ハ南阿聯邦外ニ於テ取引シ得ト認メラルヽ特定有價證券ノ所有者ニ對シ所定ノ用式ニ從ヒ右有價證券ノ詳細ヲ記載セル報告書ヲ指定ノ期間内ニ指定ノ方法ヲ以テ南阿準備銀行ニ提出セシムルコトヲ官報布告ヲ以テ命ズルコトヲ得。

(二)　國庫ハ南阿聯邦ノ財政的地位ヲ鞏固ニスルタメ緊要ナリト考フルトキハ、前記特定有價證券ヲ時價ヨリ安カラズト考フル價格ヲ以テ國庫ニ讓渡セシムルコトヲ命ズルコトヲ得。

而シテ右讓渡ヲ命ジタルトキハ

(a)　該有價證券ハ抵當權、質權、又ハ委託ノ有無ニ拘ラズ直チニ國庫ニ歸屬シ國庫ハ任意之ヲ處分スルコトヲ得。

(b)　命令ニヨル有價證券ノ所有者、該有價證券ノ登錄若クハ記入ヲナセル登錄簿、若クハ帳簿ノ保管者、又ハ其ノ登錄若クハ記入ニ關係シタル者ハ右有價證券及ビ之ニ關スル權利證書ヲ悉ク國庫又ハ國庫ノ指定シタル者ニ引渡スタメ必要ナル若クハ國庫ノ命ズル一切ノ手段ヲ採ルベク、登錄濟若クハ記入濟有價證券ニアリテハ國庫、又ハ國庫ノ指定シタル者ノ名ニ於テ該有價證券ヲ登錄、若クハ記名スルニ必要ナル若クハ國庫ノ命ズル一切ノ手段ヲ採ルベキモノトス。

(三)　本條(二)ニ規定セル有價證券引渡義務ハ右命令日以降支拂ハルベキ配當金、若クハ利子ヲモ國庫ニ歸屬セシムルタメニ必要ナル一切ノ行爲ヲナスベキ義務ヲ包含シ、前記規定ニ從ヒ引渡サレタル無記名有價證券ニシテ配當金領收證、若クハ利札ヲ證券ト共ニ引渡サザリシ場合ニハ之ニ對スル代價ヨリ國庫ノ適當ト考フル減額ヲナスコトヲ得。

但シ、右有價證券ニ關シ命令ヲ以テ定メタル價格ガ配當金落、若クハ利子落ナルトキハ右配當金、利子、又ハ其關係利札ニ對シテハ本法ノ適用ナキモノトス。

(四)　國庫ヨリ權限ヲ委任セラレタル者ガ本法ニ從ヒ國庫ニ讓渡サレタル有價證券ナルコトヲ認メテ署名シタル證明書ハ該有價證券ノ登錄、若クハ記入サレアル登錄簿、若クハ帳簿ヲ保管セル者、又ハ右登錄又ハ記入ニ關係アル凡テノ者ニヨリ有價證券ガ國庫ニ讓渡サレタル事ヲ示ス決定的證左トシテ取扱ハルベシ。

(五)　單ニ受託者トシテ若クハ抵當權、質權、又ハ委託ニヨリ有價證券ニ利害關係ヲ有スル ニ過ギザル者ヲ除キ(信託ノ結果之ニ利害關係ヲ有スル者ハ除外セズ)一九三九年九月六日以降該有價證券ニ利害關係ヲ有スル凡テノ者ガ南阿聯邦内ニ居住セザル事ヲ國庫ガ認メタルトキハ本條ハ之ヲ適用セズ。

**資金ノ統制**

**第七條**

(一)　何人ト雖モ國庫ノ認可ヲ經、且國庫ノ定ムル條件ニ從フニ非ザレバ南阿聯邦内ニ於テ資本ヲ發行シ、或ハ聯邦内ニ於テ償還期ノ到來スル有價證券ノ滿期日ヲ更新シ、又ハ延期スルコトヲ得ズ。

但シ、本項ノ規定ハ組合約款署名者ニ對スル總額百磅ヲ超エザル株式ノ發行ニハ之ヲ適用セズ。

(二)　何人ト雖モ、國庫ガ有價證券ノ發行ヲ認可シタル旨ヲ記載スル

**第八條**　本法ノ規定ニ從ヒ作成セラルヽ書類ニ對シテハ印稅ヲ免除ス。

**印稅ノ免除**

書　式

**第九條**　國庫ハ本法各條規定ニヨリ必要ナル書式ヲ定ムルコトヲ得。

罰　則

**第十條**　本法各條項ニ違反シ、又ハ遵守セザル者、本法ニ從ヒ發セラレタル布告、命令、若クハ本法ニ從ヒ與ヘラレタル許可、又ハ免除ニ違反シ、又ハ遵守セザル者、本法ニ從ヒ權力ヲ與ヘラレタル者ノ權力、又ハ職務執行ヲ妨害シタル者及ビ本法ニ從ヒ爲サレタル申告書、又ハ報告書ニ於テ虚僞ノ陳述ヲナシタル者（當事者ガ善意ニシテ且相當ノ注意ヲ以テスルモ陳述ノ不正確ヲ確知シ得ザリシコトヲ立證スルニ非レバ）ハ有罪ト看做シ五千磅以下ノ罰金、五ケ年以下ノ禁錮、又ハ其兩者ヲ課セラルベシ。

## 金融法改正

南阿政府は金融法を改正して十一月八日附官報を以て布告したが、本法は資本の逃避防止、輸入代金の確保及爲替決濟に用ふる通貨の指定等を主眼としたものである。其の主な改正の要點は左の如くである。

一、十一月一日以降一年間の無許可輸出限度　十磅。
二、株其の他携帶品の國外持出し限度　三百磅。
三、直接又は間接資本の輸出を來たす取引に於ては個々に許可を要する。
四、國庫は輸出入代金の種類を決定し、之れ以外の通貨を以て爲す場合には許可を要する。

以上以れも英國、南北ローデシア、バストランド、ベチュアナランド、スワジランド諸國との取引を除く。

五、前記以外の諸國向輸出で十一月十五日以降一ケ年十磅を超へるものに對しては其の輸出代金の處分に關して所定の手續に依ることを要する。
六、本法違反者に對しては五千磅の罰金、又は五ケ年の禁錮に處するものとする。

## 爲替管理に關する大藏省ステートメント

六月二十八日爲替管理に關して南阿聯邦大藏省は左の如きステートメントを發表した。

輸入代金はブリテイッシュ・スターリング、又は輸出國貨を以て支拂を爲し得るも、磅ブロック以外よりの輸入品に對して英貨決濟を爲す場合は南阿法規に從ふべきは勿論、英國爲替管理に對しても同樣從ふべきものなるを以て、南阿輸入業者が磅ブロック以外のものに對して、英貨を以て支拂ふ場合は次の手續を履むを要す。

一、一覽拂手形の支拂（Sight Exchange）には南阿指定銀行の證明、且スタンプを捺したる書類の添付を爲すこと。
二、電信の場合は、南阿指定銀行よりロンドン支拂銀行に對し電信にて指圖を爲すこと。
三、輸入業者が英國コンファーマーに依り記入を受くる場合は、其の註文が正常取引に基くものなることを記載せる銀行の證明書を註文書に添付すること。但し電信註文の場合は銀行が取引に承認を與へたる旨同銀行より英國コンファーマーに對し打電方を求むべし。
四、包括的註文（Open orders）の場合は、ロンドン・コンファーマーが各積出毎に南阿の輸入業者に通知し、夫に基き輸入者は其の取引銀行に適當の手續を爲し、其の承認を得たる旨ロンドン支店を通じコンファーマーに移牒方手配すべし。

# 北ローデシア

## 動物及其産品輸入禁止

北ローデシア政府は獸疫蔓延防止の目的を以て南ローデシア及ベチュアナランドより直接輸入、又は之等兩地域を通過して輸入せられる動物及動物産品の取扱に關して左の通り八月三十日附官報を以て公布した。

一、動物（牛、羊、山羊、豚）
　動物産品（肉、角、皮製綱、獸皮、獸毛、蹄、臟物）
　右は絕對輸入禁止
二、馬、犬、家禽
　右に對しては許可を要し、獸醫官の健康證明の添付を要す
三、肉粉、骨粉、血粉
　右に對しては消毒證明書の添付を要す

## アルミニューム輸入禁止

北ローデシア政府は九月二十七日附官報布告を以てアルミ

ニユームの同保護領への輸入には稅關長の許可がなければ之を禁止する旨を公布した。

### 編物用毛絲輸入稅免除

北ローデシア政府は一九四〇年十二月二十七日附官報を以て、英帝國軍隊に供する衣服竝に病院用品製造のため、又は戰爭に關係せる慈善團體が配布用に供するため、稅關長公認團體が編物用毛絲を輸入するときは輸入稅を免除する旨を公布した。

實施期に關しては明示してないが、卽日實施と解すべきものである。

### 英蘭銀行券輸入許可制

北ローデシアに於ては、九月一日以降英蘭銀行券、スコットランド銀行券、若くは北アイルランド銀行券の同保護領への輸入及携帶入國に對しては、財務當局の許可を要する旨、八月二十三日附官報を以て布告した。

## 南ローデシア

**▲南阿、南ローデシア間通商協定改訂**（南阿之部參照）

## 佛領モロッコ

### 外貨拂輸入許可停止

モロッコ政府は在英、米資金の封鎖を理由として外貨拂輸入に對する許可を停止した。

### 砂糖、罐入牛乳及綠茶のストック補償稅率改正

一九四〇年四月二十四日附經濟局長令を以てストック補償稅率が改正され、正味一キンタルに付砂糖十法、罐入牛乳十八法、綠茶十八法七十五仙となつた。

### 英貨磅建輸入手形に關する勅令

九月六日附官報を以て左記の八月三十日附勅令が公布された。

「モロッコ」帝國ノ「フランス」地域ニ輸入セラレ、且ツ手形金額ガ英貨磅建ヲ以テ表示セラレ居ル商品ノ荷受人ハ、負債金額ヲ公定相場ニ依リ法貨ニ換算シタル金額ヲ、「モロッコ」爲替局ノ特別勘定ニ拂込ムコトニヨリ有效ニ責任ヲ解除セラルベク、右拂込金類ハ「モロッコ」爲替局ニ封鎖セラルベシ。

## オーストラリア

### 故紙、石炭等輸出禁止

濠洲聯邦政府は四月十五日附官報を以て關稅法に基き故紙、石炭、燃料油、船舶用具の輸出を禁止した。

右は戰時重要に對應して國內に資源を保有し、又再生に依る資源の節約を圖る意圖に出たもので、關稅大臣の許可があつた場合には輸出を認める。

### 屑鐵類輸出禁止

濠洲政府は十一月二十八日附を以て屑鐵類（鋳力屑を含む）の輸出は關稅大臣の許可がない限り、英帝國を除く其の他の國には之を禁止する旨(但し十月二十七日現在船積のもの又は埠頭にあるものを除く)を發表した。尙大型眞珠も同樣禁止された。

關稅大臣は、右は英帝國の國防及資源保存の爲であると聲明した。

### 輸入制限告示

濠洲政府は十月以後の輸入制限に關して左の通り告示した。

一、期間十月一日より三箇月間。

二、輸入許可の基礎は現行通り。

三、別に告示のある迄外貨地域からの輸入に付許可證の發給を停止せられたるもの〻內、本邦に關係のある主要な品は左の通りである。(括弧內は稅番)

| | |
|---|---|
| 練罐詰 | (五一C四) |
| 絹布 | (一〇五D二) |
| 卸類 | (一〇六F) |
| ハンカチ | (一二〇B) |
| 陶器 | (二四一B) |
| 硝子及硝子類 | (二四二F)及(二五〇C一) |
| 文房具 | (三四〇A一) |
| ・ペン軸及萬年筆 | (三四六BよりF迄) |
| テグス | (三九〇A) |

### 不要品等の輸入制限强化

六月二十九日濠洲關稅大臣は、七月一日から不要品及び之が製造原料竝に濠洲及磅貨地域に於て代用可能品等の輸入は、更に五%乃至二十五%制限し又は禁止して、軍需品購入の爲に約二百六十五萬濠貨磅以上の外貨節約を爲すことゝしたが、現行の割當制度は之を繼續する旨を發表した。

尙右の內、本邦に關係ある主なる品目は左の通りである。

一、輸入禁止となれるもの

| 品目 | 稅番 |
|---|---|
| 手袋 | 一一三B |
| カーペット | 一一八A |
| テーブル掛 | 一二〇A |
| 空壜類 | 二五〇A |
| 文房具 | 三四〇A(二) |
| カップ | 三六九 |
| シガー・ライター及灰皿 | 四一三A |

二、五十%切下げられたるもの

| | |
|---|---|
| ピロード | 一〇五D(二) |
| タオル | 一二〇C(一) |
| フレンチ・チョーク | 二二五A |
| 殺蟲劑 | 二六九B |

三、二十五%切下げられたるもの

| | |
|---|---|
| 絹 | 一〇五D(二) |
| 陶器 | 二四一D |

### 不用品輸入制限發表

濠洲政府は、不用品及濠洲又は磅貨地域から供給可能である右同等品若くは代用品(約百品目價額約百二十萬磅)の磅貨地域外からの輸入を更に制限すること〻なし、十月一日に遡及して實施する旨を發表したが、本邦に關係ある主要なものは次の通りである。

一、百パーセントの制限を受くるもの

| 品目 | 稅番 |
|---|---|
| 玩具 | 三一〇B |
| 絹絲 | 三九二D |
| 手巾 | 一二〇B |
| 硝子及硝子類 | 二四二F及二五〇C一 |
| 萬年筆及ペン軸 | 三四六BよりF迄 |

二、七十五パーセントの制限を受くるもの

| | |
|---|---|
| 練罐詰 | 五一C四 |
| 文房具 | 三四〇A一 |
| 卸類 | 一〇六F |
| タオル及タオル地 | 一二〇C(1)B |

三、五十パーセントの制限を受くるもの

| | |
|---|---|
| 絹布 | 一〇五D二 |

| 品目 | 稅番 |
|---|---|
| 人造テグス | 三九〇A |
| 陶器 | 二四一B |

## 非磅貨地域よりの人絹織物輸入許可證發給に關する告示

濠洲政府は十二月十九日附を以て、一九四一年一月一日から人絹織物（稅番百五D一）に限り其の磅貨地域外からの輸入許可證は各輸入業者の各國別輸入實績價額（從來は輸入實績價額の合計）に基いて三ケ月を一期となし發給されるが、右許可證の一國から他國への振替は許可されない旨を告示した。

## 濠洲關印間通商取極成立

濠洲關稅大臣は七月十九日次の様に發表した。

今回オーストラリア、蘭領印度兩國間に取極が成立し、濠洲政府は七月二十二日から蘭領東印度を輸入制限法上の磅貨地域に指定し

（一）茶、コーヒー、果實等の如き同地特有原產品

（二）對濠輸入同地產品にして右貨物の五〇%乃至七五%が同地勞働若くは原料より成ることの證明あるものには現行輸入制限規則を適用せざることゝなつた

## 米濠間羊毛協定成立

濠洲政府は十月十日アメリカ合衆國、オーストラリア間羊毛協定（尙右運搬費等をも含み、之が貯藏に要する一切の費用は米國側負擔とする）が成立した旨を發表した。尙メンヂス首相及カメロン商相も「右羊毛は米國に對し戰時緊急の場合に備へて貯藏せしめ、使用せしめることを目的とするものである」旨を聲明した。

## 鮭繊詰割當殘量繰越に關する告示

シドニー稅關は六月八日附を以て稅番五一（C）所定の鮭繊詰は季節物なるに鑑み、右割當殘量は第一期及次期許可期間より七月及び八月の第四期迄繰越すことが出來る旨を告示した。

# ニュージランド

## 第五期輸入制限

第五期（一九四一年自一月至十二月）輸入制限表が九月二十四日發表された。右輸入制限要綱は次の通りである。

**一、輸入制限の趣旨**

當領最近の在倫敦爲替資金の增加に鑑み一九四一年に於ては制限が緩和されるだらうと期待する向が多かつたが、右增加は一に當領產品の對英輸出代金が前拂されたのと一九四〇年中の輸入ライセンスに依る輸入が海外供給難の爲遲延して居る理由に基くものなので、當局としては海外債務の元利拂、海外派遣軍の費用及輸入品のストック高等の事情に照らして、一九四一年度の輸入は當領の必要とする醫藥品及食料品の輸入確保を第一義となし、次に酪農產業及製造工業の維持發展に要する原材料品の入手に支障をなからしめる爲、一般製造品の輸入制限は一部商品を除いては依然として緩和することが出來ないと云ふ。

**二、輸入制限の形式**

從來の每半ケ年を期間とする許可制度を廢して、例外的場合を除いては一九四一年全年に適用する制度とするもので、一九三八年輸入實績を基準とする制度であることは從來通りであるが、原材料品の輸入許可は右實績を離れて實際所要量に就き考慮するものとする。

尙關稅定率表各項目に對する個別ライセンスよりも數個の項目に對して總括的に使用し得るライセンスの發給方が當業者から請願あつたが、制限の充分な效果を期する爲に右は實行し難いと云ふ。

**三、第三期及第四期ライセンスの有效期限**

右期間ライセンスに依る輸入期限は一九四〇年十二月三十一日迄と定められて居るが、海外積出遲延の不可避な現在の事情に顧みて右期限延長を要望されてゐるが、右を認めるに於ては次期に持込まれるべき額だけが次期所要の當領輸入資金を減少することゝなるに付て之を認めることは難しい。仍て一九四一年に入り着荷する分は當該輸入者の得べき第五期輸入許可額より差引かれることゝなる。

**四、輸入制限率が變更された主要な品目**

A　制限率の引下げられたもの

| 稅番 | 品目 | 第四期制限率(%) 英本國品 | 英帝國品 | 外國品 | 第五期制限率(%) 英本國品 | 英帝國品 | 外國品 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一九七 | ゴム長靴 | — | 二五 | 一〇〇 | — | — | 一〇〇 |
| 二〇五(6)(a) | 自動車用ゴムタイヤ | — | 五〇 | 一〇〇 | — | 二五 | 一〇〇 |
| 二一四 | 陶磁器(食器類) | 五〇 | — | 一〇〇 | 二五 | ※一〇〇 | 一〇〇 |
| 二一五 | 同(衞生器具) | 五〇 | — | 一〇〇 | 二五 | ※一〇〇 | ※一〇〇 |
| 二七八 | 印刷用インキ | — | — | 一〇〇 | — | — | 一〇〇 |
| 三三五(2) | 自動車機關及部分品 | 三三・⅓ | 三三・⅓ | 三三・⅓ | 二五 | 二五 | 二五 |
| 三三九 | 一八〇ワット以上の電球及其他新西蘭にて製造されざるもの | 五〇 | — | 一〇〇 | — | — | 一〇〇 |
| 三五六(1)(b) | エナメル器具 | 五〇 | — | 一〇〇 | — | — | 一〇〇 |
| 三七九 | 自轉車部分品 | 二五 | — | 一〇〇 | — | — | 一〇〇 |
| 三八九(c) | 自動車部分品 | 三三・⅓ | 三三・⅓ | 三三・⅓ | 二五 | 二五 | 二五 |

(註)　※印の七五パーセント迄は英本國品に振替輸入することを得る

B　制限率の引上げられたもの

| 稅番 | 品目 | 第四期制限率(%) 英本國品 | 英帝國品 | 外國品 | 第五期制限率(%) 英本國品 | 英帝國品 | 外國品 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 五五(4—5) | 木製燐寸 | 七五 | 七五 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 一三四(3) | 脫脂綿 | — | — | — | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 一三六(7) | 子供用靴下及婦人用綿製長靴下 | 五〇 | — | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 一五二 | 布地貼附用レッテル | — | — | — | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |



| 稅番 | 品目 | 第四期制限率(%) 英本國品 | 英帝國品 | 外國品 | 第五期制限率(%) 英本國品 | 英帝國品 | 外國品 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 二〇五(5) | 自轉車用タイヤ及チューブ | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 二一〇(1) | ボルト及ナット一八〇ワット以下の電球(新西蘭にて製造されざるものを除く) | 五〇 | 五〇 | 一〇〇 | — | — | — |
| 三二九 | 自動自轉車及サイドカー | 五〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 三七九 | | 二五 | 一〇〇 | 一〇〇 | 七五 | 一〇〇 | 一〇〇 |

即ち右表に依ると、制限率の引下げられた品目中で外國品に適用があるのは僅かに自動車機關及其部分品、其他自動車部分品のみであつて、他は總て英本國品又は英帝國品に對する制限緩和であるが、特に食器類、陶磁器は英帝國品及外國品は輸入禁止であるが、其の一九三八年輸入實績の七十五パーセント迄は之を英本國品として輸入することを認める等英本國品に對する特惠の顯著であるのを見る。

一方制限率の引上げは英國品及英帝國品に對しても適用があるが、外國品としては從來制限がなかつた脫脂綿が輸入禁止となつた外は、總て既に前期より百パーセントの制限を受けて居たものである。

五、主要本邦關係品に對する制限

| 稅番 | 品目 | 第四期制限率(%) 英國品 | 英帝國品 | 外國品 | 第五期制限率(%) 英國品 | 英帝國品 | 外國品 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一〇五 | 硫黃 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ |
| 一三六(7) | 婦人靴下(絹又は人絹製) | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 同 | 子供用靴下 | — | 一〇〇 | 一〇〇 | 五〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 一三六(2)(3)(5)(6) | シヤツ、ビジヤマ、ベルト、ガーター、ネクタイ、其他衣服附屬品 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 一三六(4) | 手袋(ゴム又はアスベスト製以外) | 五〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 一六四 | 帽子類 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |

| 稅番 | 品目 | 第四期制限率（%） | | | | 第五期制限率（%） | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 英國品 | 英帝國品 | 外國品 | | 英國品 | 英帝國品 | 外國品 | |
| 一六五及一六六 | 帽體其他製帽材料 | — | 帽體一〇〇 | 五〇 | | ※ | ※ | ※ | |
| 一八〇(1) | 綿布、絹布、人絹織物 | — | ※ | ※ | | — | ※ | ※ | |
| 一八〇(2) | 絹又は人絹製莫大小 | — | — | — | | — | — | — | |
| 一九六(1) | 護謨底布靴 | 短靴一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | |
| 二一四 | 陶磁器（食器類） | 五〇 | 五〇 | 一〇〇 | | ※ | ※ | ※ | |
| 同　（衞生器具） | | 五〇 | 五〇 | 一〇〇 | | 五〇 | 五〇 | 一〇〇 | |
| 二一五 | 其他陶磁器 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | | ※ | ※ | ※ | |
| 二二五 | 硝子器具 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | | ※ | ※ | ※ | |
| 二三九 | 玩具及ファンシー・グッド | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | | 五〇 | 五〇 | 一〇〇 | |
| 二四二 | 双物類 | 五〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | | △一〇〇 | △一〇〇 | △一〇〇 | |
| 二七一 | セルロイド・シート又はロール | — | — | — | | 二五 | 二五 | 一〇〇 | |
| 三〇〇(2)(b) | 其他の紙（八サイズ二〇吋×一五吋以上のもの） | — | 一〇〇 | 一〇〇 | | ※ | ※ | ※ | |
| 三五六(1)(b) | 金物類 | 五〇 | 五〇 | 一〇〇 | | ※ | ※ | ※ | |
| 四〇四 | 楯及其他挽材 | — | — | — | | 五〇 | 五〇 | 一〇〇 | |
| 四一四 | ベニヤ板 | 五〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | | ※ | ※ | ※ | |

（註）※印は輸入申請を個別的に考慮するもの
△印の七五パーセント迄は英本國品に振替輸入することを得る

即ち、帽體及其他製帽材料、絹又は人絹製莫大小、セルロイド及其他の紙の四品目は從來百パーセント又は五十パーセントの制限であつたのを今回「輸入申請を個別的に考慮」されることゝなつたが、右品目の本邦からの輸入額は僅少に過ぎない。本邦品として最重要である綿織物及人絹織物の本邦關係品に就ても是迄大部分は制限表上百パーセントの制限、即ち輸入禁止となつて居るに拘らず、貿易統計に於ては何れも相當額が輸入されて居るが、右は何れも纖物類と同じく輸入業者の特別申請に對して英國又は英帝國諸邦からの輸入が叶はない場合に許可されたのであつて、輸入制限表は要するに當局の基礎的制限方針を示すに止まり、右方針は時と場合に應じて適宜緩和されるものなので制限表のみから見るときは將來殆んど望なきやに考へられるが、決して一概に悲觀するには及ばないものではないかと認められる。

## ▲カナダ、ニュージランド通商協定有効期間延長

（カナダ之部參照）

930 (E) 68

製本控

| 930 函 | 168 號 | 年 月 日 |
|---|---|---|

各委関税改正其他

昭和15年七月至12月 1 冊

備考

930
163

製本控

| 930 函 | 168 號 | 年 月 日 |
| --- | --- | --- |
| 各税関税改正其他<br>昭和15自七月至12月 | | 1 冊 |
| 備考 | | |

930
(E)
168